

平成27年第2回（6月）伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 （6月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	8
○報告第2号～報告第6号の上程、説明、質疑	9
○議案第55号～議案第58号の上程、説明	15
○議案第59号～議案第63号の上程、説明	21
○議案第64号の上程、説明	24
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	25
○散会宣告	27

第 2 号 （6月5日）

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した者の職氏名	29
○開議宣告	30
○議事日程説明	30
○一般質問	30
森 良 雄 君	30
○発言の取り消しについて	51

室野英子君	52
西島信也君	60
三田忠男君	73
山下尚之君	91
小長谷順二君	105
○延会宣告	121

第 3 号 (6月8日)

○議事日程	123
○本日の会議に付した事件	123
○出席議員	123
○欠席議員	123
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	123
○職務のため出席した者の職氏名	123
○開議宣告	124
○一般質問	124
青木靖君	124
木村建一君	142
小長谷朗夫君	158
永岡康司君	172
○散会宣告	186

第 4 号 (6月11日)

○議事日程	187
○本日の会議に付した事件	187
○出席議員	187
○欠席議員	187
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	187
○職務のため出席した者の職氏名	188
○開議宣告	189
○議事日程説明	189
○議案第55号～議案第58号の質疑、委員会付託	189
○議案第59号～議案第63号の質疑、委員会付託	213
○議案第64号の質疑、委員会付託	217
○散会宣告	218

第 5 号 (6月22日)

○議事日程	2 1 9
○本日の会議に付した事件	2 1 9
○出席議員	2 1 9
○欠席議員	2 2 0
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 2 0
○職務のため出席した者の職氏名	2 2 0
○開議宣告	2 2 1
○議案第 5 5 号～議案第 5 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 2 1
○議案第 5 9 号～議案第 6 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 3 4
○議案第 6 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 3 8
○追加日程について	2 3 9
○報告第 7 号、報告第 8 号の上程、説明、質疑	2 3 9
○議員提出議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 6
○閉会宣告	2 5 9
○署名議員	2 6 1

平成27年第2回（6月）伊豆市議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年6月3日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 2号 平成26年度伊豆市一般会計予算の継続費の繰越しの報告について
- 日程第 6 報告第 3号 平成26年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 平成26年度伊豆市一般会計予算の事故繰越しの報告について
- 日程第 8 報告第 5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第 9 報告第 6号 平成26年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告について
- 日程第10 議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）
- 日程第11 議案第56号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第12 議案第57号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第13 議案第58号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第14 議案第59号 伊豆市税条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第60号 伊豆市国民健康保険税条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第61号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第62号 伊豆市就学指導委員会条例の一部改正について
- 日程第18 議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第64号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第20 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	市長政策監兼 建設部理事	松木正一郎君
総務部長兼 総合政策部長	伊郷伸之君	市民部長	鈴木正君
健康福祉部長	山口一範君	産業部長	鈴木薫君
建設部長	斎藤満君	教育部長	森下政紀君
会計管理者	植田博昭君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	飯田勝久	次長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成27年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。16番、木村建一議員、1番、永岡康司議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月22日までの20日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月22日までの20日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（杉山 誠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず初めに、去る第1回定例会において可決されました「看護職員の勤務環境の改善を求める意見書」につきましては、関係方面に提出いたしました。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、本日までに受理した陳情書は1件であります。既に配付してあります「安全保障関連2法案の廃案を求める意見書」の採択についての陳情につきましては、第1委員会に審査を要請いたします。

次に、過日行われました伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会第1回臨時会について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

7番、大川明芳議員。

〔7番 大川明芳君登壇〕

○7番（大川明芳君） おはようございます。

7番、大川明芳です。

平成27年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会の御報告をさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、伊豆市、伊豆の国市で廃棄物処理施設の建設を目的として設立されました本臨時会は、組合設立後最初の議会として、去る4月24日金曜日、伊豆市役所本庁2階議場において、伊豆市4名、伊豆の国市4名の組合議員、管理者である伊豆市長、副管理者である伊豆の国市長並びに関係職員出席のもと、開催されました。

本臨時会では、まず、議長、副議長の選挙が行われ、議長には伊豆の国市の渡辺俊一氏が、副議長は私が、それぞれ指名推選により選任されました。

続いて、議案の審議が行われました。

議提第1号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則の制定について審議されました。会議規則の内容は伊豆市議会の会議規則に準ずる内容になっております。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議提第2号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者の専決処分事項の指定について審議されました。交通事故並びに1件100万円以下の損害賠償額の決定並びにこれに伴う和解、調停について、組合管理者の専決とします。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第1号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の休日を定める条例ほか18件の条

例の制定についての専決処分報告及び承認について審議されました。これは4月1日の組合設立と同時に必要な条例として、公告式条例、事務局設置条例、職員定数条例、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、職員の服務の宣誓に関する条例、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例、証人等の実費弁償に関する条例、管理者等の給料及び旅費に関する条例、職員等の旅費に関する条例、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例、情報公開条例、個人情報保護条例の計19件を専決処分したものです。質疑、討論はなく、原案どおり承認されました。

議案第2号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計暫定予算の専決処分報告及び承認について審議されました。4月1日の組合設立と同時に必要な予算について、暫定予算として専決処分したものです。暫定予算の歳入歳出総額は207万6,000円で、質疑、討論はなく、原案どおり承認されました。

議案第3号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定についての専決処分報告及び承認について審議されました。組合の会計処理を伊豆市に委託することから、指定金融機関を伊豆市と同じスルガ銀行株式会社とすることについて専決処分したものです。質疑、討論はなく、原案どおり承認されました。

議案第4号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会条例の制定について審議されました。組合議会定例会の回数を毎年2回とするものです。ただし、経過措置として平成27年度は1回となります。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第5号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例の制定について審議されました。地方自治法の規定に基づく実施する組合の監査を行う監査委員について必要な事項を定めるものです。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第6号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について審議されました。地方公務員法の規定に基づく人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものです。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第7号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について審議されました。地方自治法の規定に基づく組合の財政事情の公表に関する事項を定めるものであります。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第8号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の制定について審議されました。議会の議決に付すべき契約としまして、予算価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負、議会の議決に付すべき財産の取得または処分として、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入

れ、もしくは売り払い、ただし、土地については面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る、また不動産の信託の受益権の買い入れ、もしくは売り払いとするものです。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第9号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の制定について審議されました。組合財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関しまして必要な事項を定めるものです。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第10号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置する一般廃棄物処理施設にかかわる生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について審議されました。組合が設置する一般廃棄物処理施設にかかわる生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する事項を定めるものです。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第11号では、平成27年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算について審議されました。本年度の予算については、施設整備に向けた計画策定費、調査費及び経常経費の必要見込み額を措置したもので、歳入歳出予算の総額は7,763万3,000円となりました。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第12号では、公平委員会の公共設置について審議されました。組合発足に伴い、本組合に置かなければならない公平委員会を伊豆市、伊豆の国市と共同で設置するものです。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第13号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務を伊豆市に委託することについて審議されました。組合の情報公開・個人情報保護審査会の事務を伊豆市に委託するものです。質疑、討論はなく、原案どおり可決されました。

議案第14号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について審議されました。現在、伊豆市の代表監査委員を務めている宮内知秋氏を監査委員として選任することに同意するものです。質疑はなく、討論は省略し、原案どおり選任されました。

最後に、議案第15号では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について審議されました。議会選出の監査委員として伊豆の国市議員の柴田みちこ氏を選任することに同意するものです。質疑はなく、討論は省略し、原案どおり選任されました。

以上、議員提出議案2件、当局提出の議案15件について、全て原案どおり全会一致で可決、承認、同意となりましたことを御報告申し上げます。

○議長（杉山 誠君） 次に、過日行われました三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について、報告の申し出がありますので、これを許します。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

去る5月18日に三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が三島市役所において開催されました。私は三田議員、小長谷順二議員とともに出席しましたので、会

議の経過と結果について報告をいたします。

三島市長である豊岡協議会長の挨拶に続き、議事に入りました。

最初は、平成26年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会の事業報告についてであり、これを申し上げますと、第1、概要として、平成26年度は民間電算センターへの業務を委託するとともに、住民記録業務や税業務など基幹業務の中核部分の電算処理を共同にて実施した、第2、業務組織と人事ということで、3市から職員5名、内訳は三島市3名、伊豆市、伊豆の国市からそれぞれ1名ずつ出向し、業務に当たっている、第3、事業内容として、協議会の運営、基幹業務の運用、庁内ネットワークの整備、通信基盤の整備等の説明がありました。

次に、平成26年度歳入歳出決算の説明があり、歳入合計は5億7,360万1,291円、歳出合計は5億2,007万4,943円でありました。

最後に、平成27年度補正予算案の説明があり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,252万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億522万2,000円とするものであります。補正の内容は、歳入にあつては負担金の減及び繰越金の増、歳出にあつては予備費の増というものであります。

審査の結果、3案とも運営委員に異論はなく、協議会に提出すべきものと承認をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、過日行われました田方地区消防組合議会第1回臨時会について、報告の申し出がありますので、これを許します。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

5月29日、消防本部において、平成27年度田方地区消防組合議会第1回臨時会が行われました。

議案は議長、副議長の選挙、それと監査委員の選任、そのほかに条例が1本改正、それから組合規約の変更が1本ありました。そのほかに平成27年度第1回定期監査結果報告書が監査委員から出されております。

条例についてと規約の変更について報告させていただきます。

消防組合の定数は163名です。特に人数については変更はありませんでしたが、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の承認を受けた職員については、要は、定数外にするというものです。これは、要は、育児休暇をとった方は定数外にするよということです。

もう1本は組合規約の変更ですが、これは伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設立されたことによって、これを新しく消防組合の活動範囲に加えるというようなあれで、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の名前が新旧対照表に掲載されております。

以上、報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（杉山 誠君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第2回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

1つ目、台湾におけるトップセールス事業について。

5月21日から25日までの5日間、伊豆半島12市町の首長のメンバーとして、今後も伊豆地域への来訪が期待される台湾におきましてトップセールスを行ってまいりました。

アジア各国の旅行関係団体が集う一大イベントである「台北国際観光博覧会」にブース出展し、伊豆半島各地の自然景観やグルメなどを首長らがPRし、伊豆への来訪を呼びかけました。

今回の訪問は現地でも大きな注目を集めることができ、台湾の観光関係者との友好関係を深めることができました。

今回のトップセールスを機に、伊豆半島が一体となった周遊型の旅行商品の造成や、台湾で観光を学ぶ大学生による伊豆地域の宿泊施設へのインターンシップ事業による受け入れ態勢の整備等にも積極的に取り組み、伊豆市内への誘客につなげてまいり所存です。

2つ目、銃による有害鳥獣捕獲の再開について。

昨年7月20日に発生しました有害鳥獣捕獲作業中の誤射事故を受け、銃による有害鳥獣捕獲作業は中断しておりました。このため、農作物、林産物への食害、土手の掘り崩しや敷地内の掘り起こしなど、生活環境被害、市街地への出没、交通事故など、鹿、イノシシを中心に鳥獣被害が増加してまいりました。また、4月から6月は出産期となり、個体数の大幅な増加を防ぐためには、わな猟だけではその成果を上げることが困難な状況になっております。

銃による捕獲作業の再開に当たりましては、事故の原因分析、再発防止のための安全対策が構築できるまでの間は実施しないとしておりました。

その安全対策等について、田方猟友会などの関係機関と協議を重ねました結果、1つ目として、銃の安全な取り扱い方法の再確認をするため、射場において実猟射撃研修会を開催することとしました。148名の捕獲隊員を対象として、5月19日と28日に既に岩本山射撃場で実施しております。

2つ目に、万が一の事故に備え、救急要請体制の確認及び応急処置方法を習得するために救命講習を開催することとしました。各班責任者など5人、計30人を対象として、5月29日

に田方南消防署で既に実施しております。

3つ目に、捕獲作業に使用する業務用無線機を市が購入して、各班へ貸与することといたしました。合計58台の業務用の無線機を購入しております。

最後に、市が作成した銃による捕獲の安全対策マニュアルをもとにした安全対策研修会を開催することとしました。5月29日に本庁別館で開催し、その受講者に対して従事者証を交付しております。

以上の4項目を実施することにより、従事者の安全対策の徹底と意思統一を図ることができると判断し、6月1日から銃による捕獲作業を再開いたしました。

3つ目、中伊豆地区の認定こども園について。

中伊豆地区の認定こども園は、中伊豆中央公民館敷地に平成29年4月開園予定のため、本年1月13日から3月20日まで、静岡県内に本部もしくは事業所を有している社会福祉法人及び学校法人を対象に運営事業者を公募いたしました。

公募の結果は期間内に応募する事業者がありませんでしたが、この事業は先に延ばすことができない事業であることから、伊豆市内に事業所を有しており、保育事業を実施または実施予定の社会福祉法人に、こども園運営に関する提案を求めることといたしました。

その結果、社会福祉法人春風会から事業実施に向けた提案をいただき、その内容を精査したところ、妥当であると認められましたので、社会福祉法人春風会に事業応募することについて同法人の承諾を求めました。5月の社会福祉法人春風会の理事会において事業応募の了承をいただき、提出された計画についても適正でありましたので、春風会を運営事業者として選定し、今後は予定どおりの開園に向けた手続を開始いたします。

なお、今回応募がなかったことで、その状況を確認したところ、子供の数が減っていく中で、これまでの条件では運営に不安があるとの理由であり、施設整備や保育士確保のために伊豆市が一定の条件を加えることで春風会に同意いただきました。このようなことは今後、こども園の民営化の際には同じ状況が予想されるため、年内をめどに作成する教育計画の大綱の中で具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で行政報告は終わりました。

◎報告第2号～報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（杉山 誠君） 日程第5、報告第2号 平成26年度伊豆市一般会計予算の継続費の繰越しの報告についてから、日程第9、報告第6号 平成26年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告についてまでの5件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第2号から第6号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、報告第2号については、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、平成26年度伊豆市一般会計予算の継続費に関する通次繰越額を報告するものです。

報告第3号及び第5号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成26年度の一般会計予算及び特別会計予算の繰越明許に関する繰越額を報告するものです。

報告第4号は、地方自治法施行令第150条第3項で準用する同令第146条第2項の規定に基づき、平成26年度伊豆市一般会計予算の事故繰越に関する繰越額を報告するものです。

報告第6号は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、平成26年度伊豆市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告するものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私からは、報告第2号から第4号までの補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。こちらは平成26年度伊豆市継続費の繰越計算書となります。

8款6項の修善寺駅周辺整備事業でございます。平成23年度から27年度までの5カ年の継続事業となっております。継続費の総額でございますが、合計欄に記載しています10億971万5,000円でございます。平成26年度の継続費の予算現額としまして合計で5億7,897万7,580円、そのうち支出済額としまして3億9,011万2,500円、残額としまして1億8,886万5,080円、この残額が翌年度への通次繰り越しの額となっております。

主な事業内容としましては、ネコザカ階段の整備工事や市道の改良整備工事が3件、照明の設備工事、駅前広場の整備工事、駅南広場のシェルターの建築など7件の工事と、あと、駅周辺地区の都市再生整備の事後評価業務の1件となっております。

続きまして、報告第3号、4ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、繰越明許費の繰越計算書でございます。既に予算の段階で詳細につきましては御承認をいただいておりますので、繰越額の変動があったものについて説明をさせていただきます。

計算書につきましては、個々の事業について、それぞれ金額の欄に繰越明許費の設定金額、その横に翌年度繰越額を記載してございます。

まず、変動があったものとして、ちょうど中段どころの8款の道路橋梁費、事業名で国・県関連事業でございます。こちら600万円の明許の設定をしておりましたが、工事の前払い金で210万円の支出をしてございます。よって、翌年度への繰越額が390万円となっております。

続きまして、2つ下の同じく8款の都市計画費、都市計画推進事業でございます。繰り越しの設定額が1,382万4,000円、このうち出来高払いとして510万円を支出してございますので、その残額として翌年度への繰越額が872万4,000円となっております。

続きまして、その下の9款消防費の防災対策事業でございます。繰越設定額が540万円、このうち30万8,996円を支出してございますので、翌年度への繰越額が509万1,004円となっております。

続きまして、同じく消防費の防災対策事業でございます。繰越設定額が1億6,900万円、このうち避難タワーの設計業務委託としまして475万2,000円を支出してございますので、翌年度への繰越額1億6,424万8,000円となっております。

これ以外の事業につきましては、先ほど申しましたとおり、予算の段階で設定させていただきました額をそのまま翌年度へ繰り越しをさせていただいております。

続きまして、議案書6ページ、報告第4号 事故繰越しに関する計算書の報告についてですが、計算書のほうをごらんいただきたいと思います。事故繰越しにつきましては、既に支出負担行為を起しておりますが、やむを得ない予測できなかった事由により翌年度へ繰り越す手続となります。今回2件の報告がございます。

まず、1件目でございますが、2款1項の旧大東小学校プール解体工事でございます。こちらにつきましては、支出負担行為額としまして1,576万8,000円を起してございます。このうち630万円は支出済みということで、946万8,000円を翌年度へ繰り越しさせていただく額となります。

この件につきましては、工事の発注後、地権者の方から農地復旧条件の変更等の申し出がございました。その協議に日数を要し、着手そのものがおくれました。また、それに加えて、解体工事終盤に、プールの解体工事なんですけど、その外周部の用水路の底の部分がプールの排水管の損傷による漏水、こういうことがございまして、空洞化している状況が判明しました。水路の補修を先行する必要もございましたので、この2つの理由により年度内の完了が困難となり、やむを得ず946万8,000円を事故繰越とさせていただきました。

なお、工事につきましては4月20日に既に完了はしてございます。

次が、6款農林水産業費の農道原畑線改良工事に係る土地購入費でございます。419万9,512円を支出負担行為として起してございます。支出済み額はございませんので、同額の419万9,512円を翌年度へ繰り越しさせていただく額となります。

この土地購入の件につきましては、場所は中伊豆地区の八幡地内、内容としましては買収件数5件、買収の筆数が8筆、買収面積が558.14平方メートルが対象となっております。用地買収に当たりまして、関係地権者及び県との境界立ち会いを行い、境界の確定を進めてまいりましたが、実施に当たりまして隣接者1人の方の所在が不明であるということが判明しました。境界確定が一部困難な状況となりましたので、法務局と事前協議に相当の日数を費やしてまいりました。その結果、住所不明の方の土地立ち会いは困難と判断し、作業を進めら

れることとなりましたが、この作業の影響で県関係の確定図の作成にさらなる日数を要したものでございます。

以上、2点の理由により、分筆登記、所有権移転の年度内完了が見込めなくなったことから、事故繰越をしたものでございます。この用地買収に係る分筆、所有権移転等につきましては、先月5月にいずれも完了いたしております。

以上、一般会計の繰り越しに関する計算書の報告でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、建設部長。

〔建設部長 斎藤 満君登壇〕

○建設部長（斎藤 満君） 皆さん、おはようございます。

建設部長の斎藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、私からは報告第5号と報告第6号について説明させていただきます。

まず、報告第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許について説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

繰越明許費、1款事業費、1項下水道建設費2,200万円の繰り越しで、特定環境保全公共下水道事業管渠布設工事、城地区第1工区が該当工事となります。推進工法により施工しておりましたが、施工管路において転石が確認されたため、計画工法での施工が困難となりました。このための工法変更の検討ですとか、変更工法に対応する掘削機械の手配に不測の時間を費やしたため、繰り越しをお願いしたところです。

工事名については平成26年度特定環境保全公共下水道事業管渠布設工事（城地区第1工区）です。工期につきましては、着手が平成26年7月16日でしたが、今年度に入りまして5月15日に、工事については完了しております。契約額については2,965万7,880円となっております。梅原土建工業株式会社の施工により完成をいたしております。施工延長については90.1メートルとなっております。

以上が報告第5号です。

次に、報告第6号 平成26年度伊豆市水道事業会計の繰越しについて説明させていただきます。

繰越額については、1款資本的支出、1項建設改良費171万2,000円の繰り越しで、平成26年度県道熱海大仁線改良工事に伴う配水管布設がえ工事が該当工事となります。拡幅工事中の県道に上水道管を布設していくため、県道工事の進捗に合わせて水道工事を進めておりました。工事の完成期日を当初は3月20日に予定しておりましたが、県道工事の工期が3月25日から今年度の12月に変更となりましたので、平成26年度内の完成は不可能となりましたことから、繰り越しをお願いしたところです。

工事名は平成26年度県道熱海大仁線改良工事に伴う配水管布設がえ工事、工期については本年の2月3日に着手いたしまして、先ほど申し上げましたように変更しまして、11月30日

に完成を設定しております。請負業者は植田設備工業有限会社でございます。工事内容としては施工延長は74メートル、ダクタイトイル鑄鉄管の200ミリの管を布設する工事となります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で報告を終わります。

これより報告第2号から報告第6号までの5件について質疑を行います。

それでは、質疑のある方の発言を許します。

初めに、報告第2号について、質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第3号について、質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第4号について、質疑はございませんか。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 報告第4号について、一つお尋ねします。

旧大東小学校プール解体工事、なぜ事故繰越したのかという説明がありましたが、その中に地権者との農地復旧条件変更協議とありますが、どういうふうな協議をせざるを得なかったのか説明してください。お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） プール場所は借地でございました。地権者の方と一昨年来協議をしてまいりまして、畑として復旧するというところで話はついておったのですが、仕上げの地盤の高さ、やはりだんだん現場で実際に工事を発注しまして、地権者の方と協議をすると、地盤の高さを上げてくれとか、協議の中では一部、畑ではなくて水田でもというような協議もございまして、若干それが結論が出るのに日数を要したということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） これで質疑を終結いたします。

次に、報告第5号について、質疑はございませんか。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

報告第5号について、質問させていただきます。

2,200万円、予算がのっておりますが、推進工法からどういう工法に変わったのか、そのまま推進でいったのか、それとも開削とか何か別な方法をとったのかどうなのか、金額については変更がないのかどうなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

〔建設部長 齋藤 満君登壇〕

○建設部長（齋藤 満君） ただいま森議員の御質問ですが、工法が変わったのかということでございますが、推進工法は変わりありません。ただ、転石が出てきてしまいまして、当初はその転石を予想していなかったものですから、スクリー排土方式という一般的な土壌に使われる工法で掘っておりました。それが、17.8メートル掘ったところで転石が出てきて、そして、あと残りについても調査をしましたら転石が出てくるということで、圧送排土方式という、私も余り詳しくないのですが、掘るとき刃と、その掘った土を出す方法がちょっと違うらしいです。それが残り40.3メートルについては、その方式で工事を進めております。

なお、契約額については、このために違う機械にかえましたので、503万3,880円の総トータルでの変更ですが、変更契約をしております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はございますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 城地区ということになるもので、城あたりでもって転石が出ないということは全然想定しなかったのかどうなのか、その辺を伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（齋藤 満君） 確かに城地区で、この1工区が今、水田があります。そのちょっと上流側、山側なものですから、今までありました水田がある、その脇のほうは何か昔、河川だったようなもので、その辺はそれが想定されました。ただ、そちらについては開削工事でいきましたので、そのまま山のほうも、山といいますか、それから人家のあるほうなんです。そちらについてはその通常の土壌でいけるんじゃないかという判断で、当初は施工いたしました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 503万円、工事費が余分にかかったというんですけれども、これは、この繰越計算書の中では出てこないのですか。2,200万円の中にもう入ってしまっているということなんですか。予算が余分にかかった分は、どういうふうに我々、知ればいいのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 繰り越しを当初3月でお願いしていると思うんですが、その2,200万円の中に含まれているということで御理解願いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） これで質疑を終結いたします。

次に、報告第6号について、質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第2号から報告第6号までの質疑を終結いたします。

◎議案第55号～議案第58号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第10、議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）から日程第13、議案第58号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第55号から58号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第55号は、人事異動に伴う職員給与費所要額の調整のほか、情報発信支援事業、個人番号制度導入事業、観光施設維持補修工事、消防組合負担金の追加など、4,430万円を増額し、歳入歳出予算額を159億3,330万円とするものです。

議案第56号は、人事異動に伴う職員給与費所要額の調整により1,600万円を減額し、歳入歳出予算額を53億1,680万円とするものです。

議案第57号は、制度改正に伴い、被保険者保険料の減額相当額を一般会計繰入金で賄うために財源振替を行うものです。

議案第58号は、県道修善寺天城湯ヶ島線改良工事に伴う既設下水道管布設がえ工事に900万円を増額し、歳入歳出予算額を1億6,411万3,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第55号について。

総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） それでは、私からは、議案第55号 一般会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

お手元に平成27年度の6月補正予算（案）資料というのをお配りさせていただいておりますので、御用意いただきたいと思っております。

補正予算の額ですが、歳入歳出それぞれ4,430万円を追加し、予算総額を159億3,330万円とするものです。

それぞれの款項の補正額につきましては、議案書の12、13ページで確認をしていただきたいと思っております。

それでは、補正予算の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、先ほど申しました補正予算資料、この7ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の主な補正となります人事異動に伴う人件費の補正のもととなる職員数の異動状況でございます。一般会計の合計では、当初予算で予定しておりました職員数358人に対しまして、実際に今年度配置した職員数、これは1人増額となりまして359人となっております。これにつきましては、今年度の組織改正に伴いまして、一般会計と国民健康保険特別会計との会計間での職員の異動がございました。それによって1人の増加となっております。

また、それに伴いまして、8ページの上でございますが、国民健康保険特別会計では2人の減となっております。

全体としましては、科目間での人数の増減はございますので、人件費の予算にこの異動を反映させた補正となっております。

また、職員の異動によりまして、やむを得ず正規職員の配置ができなかった部署につきましては、産業振興課と図書館になるんでございますが、こちらにつきましては、事務の停滞を防ぐ、このような趣旨から臨時職員を緊急的に補充させていただく、この補正も今回お願いするものでございます。

議案書の56ページをお願いします。

人件費の総括的な補正の状況となっております、給与費明細書でございます。一般職の給与費の明細でございますが、給料と職員手当の合計で598万1,000円の減額、また、共済費で95万6,000円の減額、合計としまして693万7,000円の減額となっております。この金額につきましては、先ほど申しました人事異動に伴う補正となります。

続きまして、人件費以外の補正の主なものについて説明をさせていただきます。

議案書の20ページ、21ページをお願いいたします。

2款1項の一般管理費、1目ですが、21ページの表の下のところでございます。職員研修福利厚生事業、こちらにつきまして157万2,000円をお願いするものです。これにつきましては、当初、職員研修として一部の階層の職員を対象に接遇研修を予定しておりましたが、今年度は全職員を対象におもてなしということに主眼を置きまして、全職員を対象に研修を行うことといたしました。その研修に伴う講師謝礼と費用弁償、合わせまして157万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、文書広報費の広報事業でございます。こちら532万1,000円の追加をお願いするものでございます。

現在、市では伊豆市広報紙、こちらを職員が作成しまして毎月発行しております。また、広告料としまして、FM I Sで市の行政のいろいろな情報を流していただいております。そちらが広告料として予算を組まさせていただいておりますが、今回、市の情報発信力、これの強化をするということで新たな情報発信効果の施策を検討してまいりました。その結果、直接市が発行しております広報紙、この発行業務を委託するとともに、ラジオを使った情報発信、また、SNS等を使った情報発信、これも一緒に発注するということといたします。

その結果、6月までの3か月間は広報紙の発行をしておりましたが、9月以降の分の印刷製本費、この750万3,000円と広告料674万7,000円、こちらを減額させていただきまして、情報発信力の業務委託ということで1,957万1,000円をこちら業務委託に計上させていただきました。

総額としましては、増額する部分と、先ほど申した減額する部分で532万1,000円が増額となっております。

続きまして、次の24、25ページをお願いします。

2款3項1目の個人番号制度導入事業でございます。これはマイナンバー制度に伴う個人番号カードの発行事務、これの補正でございます。4節の臨時職員社会保険等の保険料、7節の臨時職員賃金、これは新たにカード発行とか、通知する部分の市の事務費として臨時職員の賃金となっております。そのほか、旅費、消耗品、郵便料等の事務費となっております。

また、19-40 個人番号制度導入事務交付金でございますが、この個人番号カードの発行につきましては、全国的に地方公共団体情報システム機構、こちらに番号カード関連事務を委任するという方法をとりますので、そちらの機構への交付金1,156万9,000円を計上しました。

なお、この交付金分につきましては、全額国から補助が出るということになっております。

続きまして、28、29ページをお願いします。

3款1項6目の国民健康保険事業でございますが、こちら先ほど申しました国民健康保険特別会計におきまして職員の減員がございます。その人件費の減額に伴う一般会計からの繰出金の減額1,600万円でございます。

また、一番下になりますが、29ページの下ですが、介護保険事業413万2,000円の増額、こ

これは議案第61号でお願いしてございますが、介護保険料の軽減分の議案をお願いしていますが、そちらの軽減分に対する繰越金を増額するというものでございます。

続きまして、42、43ページをお願いします。

7款1項2目の商工振興費の商工振興事業でございます。こちら先ほど申しました正規職員が配置できなかったということで、臨時職員をお願いするもので、そちらの賃金となっております。

また、企業誘致推進事業10万円でございますが、こちらにつきましては、伊豆市内で新たに創業する人で国の補助金などの支援を受ける、このような場合には伊豆市が実施するセミナーを受講するという必要がございます。そのために、市ではこのセミナーを4回実施するというので、それに対する講師の謝礼、費用弁償を10万円計上してございます。

続きまして、次のページの44、45ページになります。

7款1項4目の昭和の森会館管理事業でございます。これは道の駅「昭和の森」の来客数が増加しているという、このような状況で、道の駅と国道を挟んで反対側に「天城グリーンガーデン」というところがあるんですが、シャクナゲ等が植えられているんですが、こちらをやはり整備しまして、道の駅と一体的に活用していきたいと。そのために今年度、測量と設計をお願いしたいということで、300万円を追加させていただいております。

次のその他の観光施設管理事業でございますが、こちらは県有の観光施設だるま山レストハウスの給湯管の改修と浄蓮の滝の公衆トイレ、こちらの外壁の補修、この2件の維持補修工事をお願いしたいということで、147万3,000円をお願いするものでございます。こちらにつきましては県と協議が済んでおりまして、経費につきましても全額、県のほうからいただけるというものでございます。

続きまして、48、49ページでございます。

真ん中の9款1項1目常備消防費の消防組合負担金でございます。現在、田方消防のこの南署の敷地です。これにつきましては、田方消防のほうで起債をしまして、償還をしております。その償還金につきましては、伊豆市が特別負担金として毎年償還分を負担しているわけですが、このたび平成28年4月からの消防の広域化、これに伴いまして、その南署の償還分につきましては清算をするという意味で、繰り上げ償還をさせていただきたいということで、今回お願いをするものでございます。その金額が3,349万4,000円程度。あと、駿東伊豆地区の消防救急無線の関係の追加の負担金がございます。これが71万2,000円ほどございます。合わせて3,420万7,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、54、55ページです。

こちらは図書館の事業でございますが、当初申しました正規職員が配置できなかったことによりまして臨時職員の任用の経費でございます。

以上が今回補正をする事業でございますが、これらの財源としての歳入でございます。

ページ戻っていただきまして、18、19ページ、こちらが歳入になっております。

国庫負担金でございますが、まず、民生費の国庫負担金、これは低所得者保険料軽減国庫負担金で、介護保険料の今回条例改正でお願いする軽減分、これの国の負担金でございます。

あわせて、15款の県支出金にも県負担金として低所得者保険料軽減県負担金ございますが、同じように第1号被保険者の保険料軽減に対する国・県のそれぞれの負担金でございます。

2段目の14款の国庫補助金、これにつきましては先ほど申しました個人番号カードの交付事務事業の補助金としまして、事務委任します交付金分1,156万9,000円と市の臨時職員等の事務に対する補助102万4,000円、合わせて1,259万3,000円の歳入を見込んでございます。

下から2つ目の15款の県支出金の商工費の委託金でございますが、これは先ほど申した県有観光施設の補修の委託金となります。

最後に、19款繰越金、これにつきましてはその他の財源としまして、繰越金2,713万7,000円を計上させていただきました。

以上が一般会計の補足説明となります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第56号及び議案第57号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山口一範君登壇〕

○健康福祉部長（山口一範君） 皆さん、こんにちは。

健康福祉部長の山口でございます。よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから、まず、議案第56号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

議案書57ページをお願いしたいと思います。

今回の補正は人事異動に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ1,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,680万円とするものでございます。

議案書64、65ページをお願いしたいと思います。

歳入は9款1項1目一般会計繰入金で職員給与費等繰入金1,600万円の減額となります。

議案書66、67ページをお願いします。

歳出は1款1項1目一般管理費の給料、職員手当等、共済費で1,600万円の減額となります。これにつきましては、先ほど総務部長のほうからも話がありました、人事異動に伴うものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第57号 伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

議案書は69ページをお願いしたいと思います。

今回の補正は介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者、これは65歳以上の方です、そのうち9段階ある中の第1段階、被保険者の保険料の軽減を行うものでございます。

歳入から説明させていただきます。

議案書74ページをお願いしたいと思います。

1款1項1目第1号被保険者保険料の現年度分でございますが、保険料の減額対象者を1,497人、保険料の減額見込み額を1人当たり年額2,760円とし、保険料を413万2,000円減額するものでございます。

次に、7款1項5目低所得者保険料軽減繰入金、現年度分でございますが、保険料の減額に伴い、繰入金を413万2,000円増額するものでございます。

歳出につきましては財源内訳の変更のみでございますので、予算の増減はございません。

以上、補足説明をさせていただきました。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第58号について。

建設部長。

〔建設部長 齋藤 満君登壇〕

○建設部長（齋藤 満君） それでは、議案第58号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明をさせていただきます。先ほど提案理由で申し上げましたように、歳入歳出予算総額それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,411万3,000円とするものです。

議案書は77ページからになります。

78ページより予算に対する説明がございますが、この900万円の補正については86、87ページでございますが、2款施設費、1項施設費の中の工事請負費、管渠工事で900万円を補正するというものです。

この900万円について説明をさせていただきます。理由なんです、県道修善寺天城湯ヶ島線改良工事、これは静岡県の施工になりますが、場所については松ヶ瀬地区になるんでしょうか、佐野・雲金周辺のかの川ホテルさんがございます、そのテニスコートがございまして、その前の県道の改良について、この県の施工の改良が水路の法線を変更することになりました。その既設の水路の脇には下水道管渠、農業集落排水の管渠でございますが、それが埋設されております。これが支障になるために、これを移設するものでございます。工程上、道路改良工事施工前に管渠の布設がえが必要であります。このことから管渠工事としまして、本管150ミリの硬質塩化ビニール管ですが、これを53メートル、この本管工事が400万円。

そしてまた、県道内にはマンホールポンプがございまして、圧送しておりますので、その圧送管の移動ということで、下水道用のポリエチレン管75ミリを17メートルが350万円になります。

そして、当然マンホールポンプがございまして、制御盤ですとか、それらもろもろの施設がその水路の脇にありますので、これも移設しなければならないということで150万円。計900万円の補正を計上いたしました。

この充当については前年度の繰越金を充当する予定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で、議案第55号から議案第58号までの4議案について補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、6月11日開催予定の本会議において行います。

それでは、ここで11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時59分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第59号～議案第63号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第14、議案第59号 伊豆市税条例等の一部改正についてから日程第18、議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第59号から63号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第59号は、平成27年3月31日に専決処分した伊豆市税条例等の誤りを訂正し、改正を行うものです。

議案第60号は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額、軽減措置に関して規定している条例の一部を改正するものです。あわせて、平成25年12月に改正を行った同条例の附則第15項にかかわる施行期日を1年早める改正を行うものです。

議案第61号は、介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課について、平成27年度から平成29年度の保険料額を定めるため、改正を行うものです。

議案第62号は、児童生徒への就学支援のみならず、就学後の一貫した支援についても助言を行うことができるよう改めるとともに、その名称を変更するため、改正を行うものです。

議案第63号は、大東体育館、八岳体育館、八岳グラウンド、土肥テニスコートについて、社会体育施設から除くことに伴い、改正を行うものです。

以上、詳細について、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第59号について。

市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから議案第59号の補足説明をさせていただきます。

議案書の89ページをお願いいたします。また、あわせて条例議案説明資料のほうもごらんください。

4月の臨時議会において、平成27年3月31日に専決しました伊豆市税条例等の一部改正を報告させていただきました。4月に入りまして、国のほうから地方税法等の語句の解釈が示されました。その結果、伊豆市税条例等に誤りがありました。また、数字にも誤りがありましたので、あわせてここで訂正し、改正をお願いするものです。

それでは、すみません、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

92ページをお願いいたします。

第1条の関係ですが、こちらの中では92ページをお願いいたします。この中の第93条第2号のア、ここに8,000円というものが改正前にありましたが、これを数字の誤りということで8,100円に訂正をお願いするものです。

それから、続きまして93ページ、第2条の関係ですが、第1条（5）の中で上から3行目ですか、「及びイの改正規定」という語句を追加させてもらうものです。これにつきましては、小型特殊自動車、要は農耕車を、漏れておりましたので追加させていただくということでございます。

それから、一番下の第4条の2ですが、「並びに」という語句を追加させていただきます。

それから、94ページ、第3条の関係ですが、こちらにおきましても語句の追加をお願いするものでございます。例といたしまして、第2条の4、改正前は「に支出」というものを「に支出する」というような形で語句の追加をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第60号及び議案第61号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山口一範君登壇〕

○健康福祉部長（山口一範君） それでは、議案第60号 伊豆市国民健康保険税条例等の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書97ページからお願いをしたいと思います。

この改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額、軽減措置に関して規定している国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。あわせて、平成25年12月に改正を行った同条例の附則第15条に関する施行期日を1年早める改正を行うもので

ございます。

内容といたしましては、条例第21条の改正については、国民健康保険税の軽減判定所得基準の引き上げを行うため、保険税の軽減措置について5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の24万5,000円から26万円とするものでございます。

また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を、現行の45万円から47万円とするものでございます。

次に、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の附則第15条の改正規定のうち、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分について、施行期日を平成28年1月1日、1年早めるものでございます。今までは配当所得だけであったものを、利子所得、雑所得も含めることの改正を、平成25年12月議会で改正させていただいたものを1年早めるということで、地方税法の特例等に関する法律等の改正によるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第61号 伊豆市介護保険条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。議案書101ページ、それから103ページをお願いしたいと思います。

介護保険法施行令第39条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課について、平成27年度から平成29年度の保険料額を定めるため、条例改正を行うものでございます。

内容といたしましては、介護保険料の減額賦課について、介護保険法施行令の規定により、市が定める減額割合を0.05とし、第1号被保険者の第1段階の保険料基準額に対する割合を0.50から0.45に減額をします。これにより、平成27年度から29年度までの第1号被保険者の第1段階の介護保険料を2,760円減額して、年額2万4,840円とするものでございます。低所得の高齢者の保険料の軽減を図るものでございます。

以上、補足説明をさせていただきました。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第62号及び議案第63号について。

教育部長。

〔教育部長 森下政紀君登壇〕

○教育部長（森下政紀君） それでは、議案第62号 伊豆市就学指導委員会条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは105ページから108ページをお願いいたします。

こちらのほうは、文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会の初等中等教育分科会の報告において、就学指導委員会について、早期から教育相談や支援、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うという観点から、就学支援委員会への名称変更が適当とされております。伊豆市教育委員会としましても、この報告に倣い、委員会の名称とともに設置の趣旨及び所掌事務を改めるものでございます。

107ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

その中の名称を「就学指導」から「就学支援」に改め、設置及び所掌事務において、平成5年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」という法に改められたことに伴いまして、「心身障害者」という表現は使用せず、単に「障害者」という文言に改める内容ということでございます。

以上が第62号議案の補足説明となります。

続きまして、議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

議案書のほうは109ページからお願いをいたします。

利用頻度が少ない大東体育館、八岳体育館、八岳グラウンドにつきまして、伊豆市運動施設再編検討委員会の答申を踏まえ、普通財産へ所管がえをするものでございます。

なお、所管がえ後も引き続き施設のほうの利用は可能でございます。

それから、土肥テニスコート、こちらは土肥高校の川向こうに位置しますが、そちらの土肥テニスコートにつきましては、現在、高校、中学校の部活動の専用というような運用の施設となっております。そういった一般市民に対しての利用実績を考慮し、社会体育施設から除外をするというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、6月11日開催予定の本会議において行います。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第19、議案第64号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第64号は、伊豆市及び伊豆の国市で構成する伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が、非常勤職員公務災害補償事務について本組合に加入することに伴う所要の変更を行うもので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細について、総務部長に説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第64号の補足説明をさせていただきます。

まず、市町総合事務組合でございますが、こちらにつきましては伊豆市も組織をしているのですが、大きく2つの事務を処理しております。1つが職員の退職手当の支給に関する事務、もう1点が非常勤職員の公務災害の補償事務、大きくこの2つを行っている組合でございます。

このたび、この4月1日に伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設立されました。そこで、この組合でも非常勤職員の公務災害に関する事務につきましては、この静岡県市町総合事務組合に入りまして、そちらで事務を行っていただくというものでございます。

116ページの組合規約の新旧対照表をお願いいたします。

まず、上の別表第1でございますが、こちらが静岡県市町総合事務組合を組織している関係団体になります。まずそこに伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を加えるという改正。

下の別表第2でございます。ここに第3条第2号及び第3号に関する事務とありますが、こちらが非常勤職員の公務災害の補償事務ということになりますので、こちらの事務に関しまして、同じく廃棄物処理施設組合を加えるという改正でございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号に対する質疑は、6月11日開催予定の本会議において行います。

ここで、暫時休憩とします。

これで、当局からの議案審議は終了いたしました。

執行部の方々は御苦労さまでした。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（杉山 誠君） 日程第20、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町会議員から4人をそれぞれ選出し、計20人をもって組織することとされています。

このたび、市議会議員から選出すべき議員のうち3人が欠員となり、その補充のため候補

者を募ったところ、4人となりましたので選挙が行われるものです。

会議規則第32条第1項では、「議長は選挙の結果を直ちに議場において報告する。」また、第2項では、「議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。」となっておりますが、この選挙は広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉山 誠君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、三田忠男議員及び3番、小長谷朗夫議員を指名します。

次に、候補者名簿につきましては、既に黄色い用紙に印刷されたものをお配りしてありますので、御確認ください。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉山 誠君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 配付漏れなしと認め、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（杉山 誠君） 異状なしと認め、ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（杉山 誠君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

三田忠男議員、小長谷朗夫議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（杉山 誠君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち、森 温繁君 14票

紅林 貢君 0票

鈴木育男君 0票

内田隆典君 2票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月5日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

なお、当日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序6番の小長谷順二議員まで行います。

また、本日提出されております議案に対する質疑の通告期限は6月9日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時27分

平成27年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年6月5日(金曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	市長政策監兼 建設部理事	鈴木正一郎君
総務部長兼 総合政策部長	伊郷伸之君	市民部長	鈴木正君
健康福祉部長	山口一範君	産業部長	鈴木薫君
建設部長	斎藤満君	教育部長	森下政紀君
会計管理者	植田博昭君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	飯田勝久	次長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（杉山 誠君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は、10名の議員より通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。

本日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序6番の小長谷順二議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 森 良 雄 君

○議長（杉山 誠君） 最初に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

まず、疑惑の入札。

し尿処理場の入札方法について質問します。

田代に建設した、し尿処理場について伺います。

この質問は過去、一昨年6月議会から毎回質問しております。いつもまともな答弁はありません。疑惑は高まるばかりです。それは答えようとしなからず、隠そうとするからです。答えないということは、隠そうとしているのと同じです。伊豆市を隠し事のない町にしましょう。透明で公正な隠し事のない伊豆市をつくりませんか。隠そうとするから官製談合を疑われるのです。

12月議会では、疑惑の入札として質問しました。議会だより43号では、市長答弁は「資料にて答弁済み」とあります。「入札については、答弁資料提供をお求めですが、既に文書で議員にお渡ししてあります。」それがこれですね。真っ黒ですよ、市長。これでお渡ししていますということになりますか。

資料で答えないから質問しているのです。提供された資料ではわからないから質問しているのです。議長はしっかりと答えさせてください。議会だよりの編集者は、市長は答えていると思っていますか。

市長は、品確法第8条などとのわけのわからないことを言い出し、真実を隠しています。市長の出した資料では何もわかりません。これで皆さん、わかると思いますか。

品確法は、品質を確保するための法律です。私が受け取った資料は、真っ黒に塗り潰された議事録です。真っ黒です。このページだけじゃないですよ。

この真っ黒な議事録を見て、議長はこれをどう思いますか。議会だよりの編集員は、この真っ黒な資料で答えていると思いますか。ここにいる伊豆市の議員諸君はどうですか。この真っ黒な資料をまともだと思いますか。この処理施設は疑惑で真っ黒です。

3月の議会での一般質問、入札の疑惑では、建設したし尿処理場は談合の疑いがあるという質問に対し、議会だより44号では、事業者の技術的情報を守るという法令に基づいて行っていますと答えています。その法令とは品確法ですか。教えてくださいよ、市長。その法令の名称を教えてください。品確法には、業者の技術情報を守れと書いてあるのですか。その条文を読み上げてください。よろしいですか。

資料では、業者との話し合いの内容がありません。市長と業者が話し合ったのですか。市長は業者の利益を守る前に、市民の利益を守ってください。

伊豆市の資料では、業者が公表しないでくれというのは、個人情報、一般要求事項提案設計図書、特定要求事項提案設計図書の3件です。これ以外にもあるのですか。市長、答えなさいよ。

わかりやすく言えば、個人情報と特別な設計図を公開しないでくれと言っているのです。これ以外に業者との話し合いがあったのですか。入札がどのように行われたかを知りたいのです。設計図などの図面や計算書を求めているのではありません。真っ黒な資料でなく、入札の事実を伺いたいのです。

空き家対策。

廃墟のような住居の空き家対策について伺います。

3月議会で質問しましたが、全く対策を考えていません。法律が変わりました。法律が変わったことをわかっていますか。市長及び担当部署はわかっているのでしょうか。法律が新しくできたことを認識していますか。

空き家対策特別措置法が、この5月26日に施行されました。過去にも質問したことがありますが、最近は他の自治体でも対策に取り組んでいます。効果が期待できる事例もあります。

遠藤橋の上流側の県道沿いの空き家、人が住むことは困難な家です。伊豆市の入り口、狩野川大橋の伊豆市側の公園の向かい側の荒れ果てた建物群など、危険この上ない建物、景観上好ましくない建物群について対策を立てていますか。他の自治体では成果を上げているところもあるようです。対策は考えていないようでしたら、これから考えませんか。

私が質問しているのは、いわゆる特定空家というものです。しっかり、もう危険なんてもんじゃないでしょう。市長はあそこを見たことあるんですか。

次、トレイルランニングレース。

ひどいものですね、トレイルランニングレース。伊豆日日新聞に、補修が終わったというようなことが書いてありましたけれども、あれは補修そのものが破壊ですよ。どういう破壊行為が行われたか。

三蓋山へ上がっていくところの近辺で山腹を歩くところ、この幅は人一人がやっと通れるようなところですよ。これがどうなったかなんです。もう数十人歩いただけで道が崩れちゃっているんですね。これが、千葉氏が直したと言っていますが、自分たちで直すことができるかどうかですね。ここも人がやっと通れるような道です。二、三十メートル続いています。この道がどうなったかです。

私、こんな見たことないですよ。足がこう、真ん中に土が盛り上がっちゃう。自然破壊なんてもんじゃないですね。直したんでしょう。これ、直したって、これを崩して、この上へ覆土した。また雨が降れば同じような状態になります。そんなこともわからないで復旧しましたなんて言っているんですよ。

ことしも3月15日にトレイルランニングレースが実施されました。トレイルランニングレースは自然破壊を起こします。環境破壊を起こします。自然破壊は誰でも想定できます。できないのは市長だけではありませんか。伊豆市議会も自然破壊を想定できないようです。できますか。

自然破壊だけではありません。報道はされていませんが、山稜線歩道の破壊がありました。破壊箇所は1カ月以上放置されたんです。それはハイカーにとり、大変危険な状態でした。これ、1人しか通れないんですからね。これが放置されているんです。幸いに、職員が見に行きますということで見に行き、ゴールデンウィーク前に対処したようです。これは、滑落事故が起きてても不思議ではないんです。この下は何十メートルも谷間ですからね。

破壊箇所の状況と復旧状況を伺います。

市長はコースを歩いてみませんか。これからもレースを続けるつもりですか、伺いたい。安心・安全のまちづくり、これは防犯カメラです。

子供の事故が多発しています。下校途中の連れ去り事故がありました。連れ去りだけでなく、殺されてしまうケースもあります。子供の安心・安全が重大な関心を集めています。市民の生活や児童の登下校時の安心・安全について伺います。

この質問は、12月議会、3月議会に引き続きするものです。

子供が事故・事件に巻き込まれる事件が後を絶ちません。市長は、市民の安心・安全よりも個人情報の保護を優先すると言っていますが、個人情報の保護を優先しながら、防犯カメラを設置することはできませんか。この辺ちゃんと教えてくださいよ。

防犯カメラは、犯罪の防止、抑止効果が大きいと言われていています。市長は防犯カメラの犯

罪防止、抑止効果についてどう思いますか。犯罪について防止効果があると思いませんか。市長は就任以来、防犯カメラをどこかに何台か設置しましたか。設置したのはどのような理由ですか、伺いたい。

有害鳥獣の捕獲について。

鹿の捕獲作業中に、捕獲作業の参加者が銃で撃たれるという不幸な事故が発生しました。事故防止のために、その対策の一つとして、捕獲隊の隊員の射撃訓練や無線機の購入のための予算が決まりました。予算の執行状況、予算の執行計画を伺いたい。

有害鳥獣の捕獲について、再開の計画が公表されました。再開する計画の内容を伺いたい。有害鳥獣の捕獲計画を伺いたい。

射撃訓練と無線機の導入で事故防止が可能と考えますか。無線機の性能についても伺いたい。事故防止についての市長の考えを伺いたい。

修善寺郷土資料館の展示物はどうなりますか。

これからは教育長に伺います。

修善寺郷土資料館が廃止されました。修善寺郷土資料館の廃止は、伊豆半島ジオパークの拠点をつくるためのものです。中伊豆の資料館に展示する、修善寺に展示する、いろいろ案はあるようですが、当分、美術品はお蔵入りです。

修善寺郷土資料館の廃止について、教育委員会ではどのように議論しましたか。どのように考えたのですか。伊豆市の教育委員会は、美術品についてどのように考えていますか。

すぐれた美術品について、市民から鑑賞の機会を奪いました。芸術品の展示や鑑賞についての教育長の考えを伺いたい。

教育のICT化。

学力テストの主要な目的は、子供たちの学力向上です。ことしも全国学力テストが行われました。その是非や効果はともかくとして、教育効果の向上を図るための動きはいろいろあります。その一つとして、教育のICT化があります。

教育のICT化の是非の議論もありますが、ICT化の教育効果は無視はできません。伊豆市の小中学校のICT化の状況を伺います。

電子黒板の設置状況はいかがですか。パソコンの導入状況はいかがですか。普及状況はいかがですか。タブレットはいかがでしょう。設置状況と今後の計画を伺います。

教育のICT化について教育長の考えを伺います。

終わります。

○議長（杉山 誠君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、1つ目の入札に関してですが、これは既に幾重にも答弁しているとおりでございます。

す。

2つ目の空き家対策については、本年5月26日の空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行により、倒壊や衛生上著しく有害となるおそれがあるといった特定空き家について、改善を求める仕組みが確立したものであることを承知しております。

国が公表した基本指針に基づき、まずは市独自に特定空き家の実態調査を行う必要があります。この結果を踏まえ、防災・防犯・環境・景観を担当する部局が連携して、空き家等対策計画作成のため、協議を進めてまいります。

3つ目のトレイルランニングについては、トレイルランニングレースは、自然、歴史、文化を理解・尊重し、それらと共生し、地域の持続的発展に貢献するという理念に賛同した市町が、広域的な連携により開催を支援しているものでございます。

トレイルランニングに限らず、美しい国土を有する我が国においては、自然の保護と人間の営みのバランスを図っていくことが大切だと考えております。

詳細については産業部長に説明させます。

次に、安全・安心のまちづくりについて。

防犯カメラの設置については、前回も答弁したとおり、市民が力を合わせて、通学の見守りや必要な街灯設置などにより、市民力を結集して犯罪防止を高めることが伊豆市にはふさわしいのではないかと、こう考えております。

防犯カメラの設置については、児童を対象としたものではございませんが、ごみの不法投棄防止のために監視カメラを設置した実績がございます。

有害鳥獣対策については、行政報告で申し上げたとおりであり、詳細については産業部長に説明をさせます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） 皆さん、おはようございます。

森議員の修善寺郷土資料館の展示物はどうなりますかについて、まずお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、修善寺郷土資料館の機能は伊豆市資料館に移管を進めているところです。修善寺郷土資料館の廃止につきましては、ジオを機会に、修善寺町時代からの懸案でありました美術館の建設計画の推進の機会と捉えているところです。美術品につきましては、現在の伊豆市資料館の機能では展示は不可能であり、生きいきプラザの収蔵庫で保管をいたしますが、平成28年度の静岡市美術館への貸し出しが決まっております、さらに複数の美術館からも貸し出し依頼があり、伊豆市外へ美術品を周知する絶好の機会と捉え、有効活用を計画しております。

また、著作権等、クリアしなければならない課題もありますけれども、ホームページによ

るデジタルミュージアムの開設を検討することで、より多くの方に紹介できる機会を設けるよう準備を進めております。

郷土資料館にありました温泉場にゆかりのある郷土資料につきましては、修禅寺の宝物殿に展示する計画です。その他の資料につきましては、伊豆市資料館で、旧中伊豆歴史民俗資料館の展示物と調整を図りながら、展示を考えております。

美術品や展示品は、伊豆市の貴重な財産と考えております。今年度は美術館の建設に向け、基本構想の策定を進めてまいります。

続きまして、教育のICT化についてお答えをいたします。

御質問の伊豆市の小中学校のICT化の設置状況をまずお答えをさせていただきます。

電子黒板につきましては、これは天城小に1台設置されております。パソコンは市内小中学校ごと、パソコン教室で使用できる30から40台を設置しております。タブレットは市内小中学校で1台設置している状況です。

先ほど、天城小で電子黒板1台と申し上げましたけれども、これにつきましては、湯ヶ島小時代に、これはPTAが購入して、天城小が引き継いで、そのままであり、市が購入したものではございません。

今後の計画ですが、電子黒板は市内小中学校への導入は、今のところ考えておりません。パソコンは、現在の導入台数を維持するよう更新をします。タブレットにつきましては、パソコンの更新と関連しますけれども、通信環境の整備も含め、現場の先生方の意見を聞きながらふやしていくよう研究をしています。

それから、教育のICT化についての教育長の考えということですが、私自身は、文部科学省が作成しました「ICT環境を整備しましょう！」という通知が出されております。その中で、活用した学習の有効性について、このように述べています。

4点、主なものを挙げましたけれども、1つは、写真や図表を拡大したり、それから動画の配信、それから音声朗読等の機能を活用することによって、学習内容をわかりやすく説明できる。それから、子供たちの学習への興味・関心を高めることができる、有効である。それから、子供たち一人一人の能力や特性に応じた学びを行う場合に有効である。それから、教員と子供たちが相互に情報伝達を図ったり、子供たち同士が教え合い、学び合うなど、協働学習を行う場を有効とするという点が述べられております。

つまり、ICT化を活用することで、従来の学習よりも多面的な学習を展開することが可能になり、子供たちにとっては、わかりやすい授業の実現につながるものであるというふうには考えております。

しかしながら、あくまでも従来の学習形態の補完的な役割を担うことにあるというふうには考えています。地域や子供たちの実態を踏まえながら、ICTの環境整備、並行して、活用に向けた教員の授業力向上のため、研修をさらに充実させていくことが大切であるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

それでは、産業部長。

〔産業部長 鈴木 薫君登壇〕

○産業部長（鈴木 薫君） おはようございます。

それでは、森議員のトレイルランニングレースについてお答えをさせていただきます。

伊豆トレイルランニングレース実行委員会は、環境省の指針を考慮したコース設定を行った上で、競技規則の遵守を選手に課しておりましたが、前日夜半の降雨によりまして、水分を多く含んだ歩道面を多数のランナーが走ったこと、また、環境保護のためコースアウトを禁止しているがゆえに、同じ場所をみんなが走ることとなり、わだち状の路面となってしまいましたことが今回のレースによる影響でございます。

環境省の指針におきましても、大会開催による自然環境等への影響を調査し、環境の改変等が確認された場合には、大会主催者による原状回復を行うこととなっております。

大会実行委員会では、大会後、現地を調査いたしまして、原状復旧について、管理する環境省や静岡県自然保護課と協議を行いまして、4月21日より5月20日の間、補修作業を行いました。補修作業につきましても、環境省の指導により、歩道の地ならしを実施いたしました。

また、議員御指摘の破壊箇所については、あくまでも応急処置により、崩壊前の幅員で安全に歩けるよう復旧をいたしました。その後、4月、5月の現況調査の結果、補修が必要な箇所はこの箇所以外にも生じており、原因としてはトレイルレースばかりではなく、台風等の雨水による影響もあると思われまます。

いずれにしましても、歩道を安全に歩いていただくため、調査により判明した補修が必要な箇所については、写真を撮りまして、延長等を記録した上で優先順をつけ、補修作業を進めるべく、現在準備を行っております。

今後、歩道管理者である静岡県、環境省と協議を行い、早急に対処していきたいと考えております。

それから、続きまして、有害鳥獣捕獲について御説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、有害鳥獣捕獲に関する予算の執行状況につきましては、銃による捕獲作業の再開に向けた従事者の安全対策に係り、ハンター保険料66万4,020円、こちらは3,060円掛ける217名分でございます。それから、業務用デジタル簡易無線機、これが58台、購入費243万円でございます。射撃場使用料につきましては39万100円、こちらにつきましても、2日間で109名分が予算で執行されております。

それから、2点目でございますが、今後の予算執行計画でございますが、業務用デジタル簡易無線機の電波利用料3万2,000円のほか、有害鳥獣捕獲報償費として989万円の執行を予定しております。

3点目でございます。再開する銃による有害鳥獣捕獲計画につきましては、再開前に、従事者に対する安全対策の徹底及び意思統一を図るために実施した研修会、これは先ほど申し上げましたが、5月18日と5月28日に開催いたしました。それと、市が作成した「銃による捕獲の安全対策マニュアル」の理解と徹底を図るために開催した捕獲安全対策研修会、こちらは5月29日と5月31日に開催いたしました。受講した隊員124名が6班体制で、市内全域を6月1日から6月30日までの間、銃猟による有害捕獲を行ってまいります。

4点目でございます。有害鳥獣の捕獲計画につきましては、伊豆市有害鳥獣被害防止計画において、鹿650頭、イノシシ250頭を捕獲計画頭数としております。その計画の達成に向けまして、4月9日から9月30日まで、わなによる有害鳥獣捕獲許可、そして、6月1日から6月30日までの銃による有害鳥獣捕獲許可を出しております。また、捕獲頭数と被害状況を考慮し、一般狩猟の解禁前の10月に、わなと銃による有害鳥獣捕獲も計画をしてございます。

それから、5点目でございます。射撃訓練と無線機の導入で事故が防止できるかということにつきましてお答えいたします。

田方猟友会や捕獲隊役員、その他関係機関と安全対策について協議を重ね、銃による有害鳥獣捕獲作業における安全対策を構築、意思統一、周知徹底を図る手段として実施いたしました。

さらに、万が一の事故に備え、救急要請体制の確認及び、応急処置法を取得するために救急救命講習も開催し、現在考えられる安全対策を捕獲作業に従事していただく方々に周知し、二度と悲しい事故を起こさない、被害者とならない、加害者とならないという意識を再確認できたものと判断いたしまして、銃による捕獲作業を再開いたしました。

6点目でございます。備品として購入した業務用無線機の性能については、5ワットのハイパワーで、広いエリアをカバーし、アマチュア無線と同等の5ワットで1キロから2キロ圏内をエリアとして、アマチュア無線に近い通信エリアを確保してございます。

なお、免許及び資格が不要でございます。登録のみで誰もが使える小型で軽量のデジタル業務用無線です。なお、他の機種とも交信が可能な設定機能もございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 私は市長に、ちゃんと答えてくれと言っているのに、全然答えていないんだね。これで答えたことになりますか。品確法には何と書いてあるんですか。答えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 品確法のほうですが、第8条に、政府のほうで方針を示しなさいと。これは、森議員が質問しております空き家対策のほうも、市町が計画をつくって実行し

ていきなさいと。これと同じように考えられます。

そういうことで、政府の方針が8月26日の閣議で決定をしました。それが……

〔「何年。年度」と言う人あり〕

○市民部長（鈴木 正君） すみません、平成17年8月26日の閣議で決定をしております。それを平成17年8月30日の官報に載せております。これにつきましては、前の部長から森議員のほうにお渡しをしてあるということで、当然、業者の知的財産を守るということを政府のほうで閣議決定をしているということで、この資料につきましては、既に森議員のほうへとお渡しをしてあるということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 書類に何と書いてあるんですか。読み上げて下さいよ。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 3月の議会でも、前の部長のほうから読み上げをしております。それから、議会のほうで3回ほど、内容の読み上げをしております。条文の読み上げをしております。議事録のほうに載っておりますので、また、その内容と同じ、読み上げた文書を既に森議員のほうにお渡しをしてあります。そちらのほうをごらんになっていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 当局のほうは、出してある、出してある、書いてある、書いてある。読んだってさっぱりわからないですよ。隠していいなんていうことはどこにも書いていない。書いてあると思いますか。答えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 当然、その中には、業者の知的財産を市町は守りなさいというふうに書いてありますので、当然、その部分についての開示はできないということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 私が質問で言ったように、業者は自分たちの守りたいものは、個人情報と設計図書だと言っているんですよ。ここに個人情報と設計図書が入っているんですか。

答えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） それにつきましては、選考に関することに関しましては、平成24年の12月議会、この中で、総合評価方式によります結果報告書を議員の皆さんにお渡しし、かつ説明をさせていただきます。

それから、開示請求後、文書により、入札に参加していただいた4業者、こちらのほうに意見書を求めております。その意見書で、開示をしてくれるなということになっております。そういうことで開示はしておりません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） いいですか。何も開示なんかしていないんですよ。それじゃ、いいですか、もうこの施設は伊豆市のものですね。ここに何が書いてあるか、新しく出していただけませんか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 審査会のほうで開示請求をされて、それが非開示ということに決定したということですので、伊豆市としては開示はできません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 審査会が行われたのは建設中のことですよ。今はもう施設は伊豆市に移っているんです。伊豆市の所有物なんじゃないですか。何で伊豆市民に、どういう議論がされたのか。これは図面じゃないですよ、文書ですよ。開示できないんですか。

市長、答えなさい、あなた。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） そういうことであれば、もう一度開示請求をしていただいて、情報公開の審査を得ていただくと。その中で、結果、開示をしろということであれば、市としては開示ができるということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 請求しろということですから、請求しますけれども。

きょうも新聞に載っていましたよね、談合のニュースが。これは参加業者10社だと。

この伊豆市の処理場が4社に絞られた、プロポーザルで選定されているんですね。非常に疑惑が高い。市長は業者と話し合ったことはありませんか。公表しないと業者と約束したことはありませんか、伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。市民部長。

○14番（森 良雄君） 市長に聞いているんだよ。

○市民部長（鈴木 正君） それにつきましては、先ほど申し上げましたが、平成24年の12月議会、この中で、建設評価審査結果報告書のほうで、議員の皆さんのほうに開示をしております。

それから、総合評価につきましても、この方式をとりなさいということで、環境省のほうから、汚泥処理施設、または焼却施設、これについては、総合評価方式での入札が適しているというような文書をいただいております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） これはいつもらったんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引きということで、平成18年7月に、建設省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部のほうから出ております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） それにはし尿処理場も入っているんですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 等ということですので、そういうことです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 徹底的に公表しないと。これ、廃棄物なんですか、し尿処理場は。大きく言えば廃棄物に入るだろうと思えますけれどもね。

市長は疑惑を払拭したかったら、全部公表すべきですよ。何も公表したって問題ないじゃないですか、これ。市長に答えさせてくださいよ。何で公表できないんだ、こんな真っ黒なものを公表しているのか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 先ほど申しましたように、情報公開の審査会のほうで審議をいただきまして、そちらのほうを森議員のほうにお渡ししているということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ここではっきりしてきたのは、らちが明かないということですね。らちが明かないんじゃないかどうか、考えなきゃいけないと思いますけれどもね。

次、空き家対策についてお伺いします。

私は3月議会でも言っているわけです。私は、特定空家について、何とかしませんかということを行っているんですよ。これから調べると。これから調べなくても、あの遠藤橋と狩野川公園の前なんていうのは一目瞭然でしょう。

市長、見たことありますか、この2つ。どう思いますか。市長、答えてくださいよ。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 遠藤橋横の空き家については、市がかつて地主さんと、かなりの期間交渉したことを含めて、現状を認識していることは申し上げたとおりです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 昔の話はいいんです。今、法律が新しくできた、措置法ができたんです。3月議会の時点でも、措置法ができるということはわかっていたはずですよ。何ら対応していないですね。わかっていたか、3月議会するとき。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 何をわかっていたかということでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 森議員。

○14番（森 良雄君） ちゃんと聞いてなさい、あなた。

遠藤橋の上と狩野川公園の前、誰が見たっておかしいと言っているんですよ。思いませんか、市長はおかしいと。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 誰が見ても危険である、ちょっと不安が残るというような廃墟は、残念ながら伊豆市内にはまだたくさんございます。そういった全体像を把握する、全体像を把握しないまま、公の事業が入っていくことはできないので、今、まずは状況を把握するとい

うことを先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 遠藤橋のところの廃屋なんていうのは、危険なんていうものじゃないでしょう。いつ倒れたっておかしくないですよ。私は毎日のようにあそこを走っているけれどもね。誰か笑ったな。誰だ。

いいですか。いつ瓦が上から落ちてきたっておかしくないですよ。そう思いませんか。市長、どう思いますか。放置しておくんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 行政代執行で、地主さんが明らかになっているものを撤去することはできます。ただ、伊豆市にはまだ、その執行権を使うための条例ができておりません。それを条例を作成し、それに基づいて、状況によっては行政代執行するという事は、これは以前にも申し上げたとおりです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 条例をつくらなきゃできないだろうということは、3月議会でも言っているんですよ、私は。

それじゃ、条例をつくって、あれを撤去するまでのスケジュールがあるのかないのか。あったらどのようなスケジュールを考えているのか、伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 先ほど市長、行政代執行、この法律に基づいてやる場合、条例という話が出たんですが、もともとこの法律ができる前は、行政代執行をする場合には条例で規定しなきゃならないということだったんですが、この法律ができたことによって、行政代執行法の規定に基づいてできることはできます。ただし、その遠藤橋のところの家につきましては、平成18年以来、所有者の方といろいろ協議をしてまいりました。なかなか改善していただけないということで、議員おっしゃるとおり、最終的な手段としては行政代執行に行くのかなということも考えられますが、まずはこの法律に基づいてしっかり調査をする。当然、伊豆市全体の特定空家についても調査をしながら、現在、その調査のやり方を検討しているというところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 検討しているのはいいですよ。同じような答弁は3月議会でも聞いているわけだ。それ以前でも、僕は質問しているはずですよ。

だから、あそこをきれいにする、狩野川公園の前も同じです。きれいにするには、いつまでにきれいにするなんて、そういう考えはないんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 行政代執行というのは本当の最後の手段です。個人、人様の財産を市が撤去して、その経費を求めると。じゃ、その経費が必ず支払っていただけたらどうかというのは、またわからない問題もあります。ですので、今は、この新しい法律ができて、事業がスタートしたということで、市内全体、いろいろな空き家もありますので、まずそれを調査させていただきたいと。

ただ、この問題につきましては、先ほど来申しましたとおり、所有者の方には個別にお願いしているということで、全く無視をしているということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まず、確認します。いいですか。行政代執行だけじゃないはずなんです。条例は考えなくてもできるんです。きれいに。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 先ほど来、何回もお願いしてきましたと申しましたが、法律上は指導・助言、きれいにしてくださいという助言をしたり、きれいにしなさいという勧告をして、それでもだめなら、同じような命令をして、最後に行政代執行と、手順があるわけです。

この法律の、今申しました助言や勧告ができる前から、市としては相談をさせていただいて、仮に壊すと幾らぐらいかかりますとか、そんなやりとりもしていたんですが、このところ、やはり文書で通知を送っても、お返事をいただけないような状況もございます。ですので、協議をしたりとか、助言的なものというのは既にやっております。

ですので、今後、またこの法律ができたことによって、お願いの文書等は出すつもりではありますけれども、まずはまだ話し合いというか、お願いをしていくという状況です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 話し合い、話し合いということは、もう何度も聞いているんです。話し合いの可能性はあるんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） この、議員おっしゃる遠藤橋のところの家だけ

ではありませんので、当然それも含んで、先ほど申しましたように、伊豆市でどんな危険な家がどんなところにあるのかをまず把握をしたいと。

特にここについては、まだ引き続きお願いしていく。それでやはり、なかなか回答が得られないということであれば、やはりこの法律に基づいての手續も検討していかなきゃならないとは考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） この質問は何回もしているんですよ。第1委員会は京都まで行って、どういうふうを考えているか、どういうふうに行こうとしているか。現実に京都市では、こういう特定空家を解体するようなことはやっているわけです。京都だけじゃないんですね。

伊豆市は、僕も3月議会で言って、この6月議会で言って、その間、何もやっていないんじゃないですか。これから把握しようとしているんですか。じゃ、どのぐらい特定空家があると思っていますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 特定空家について把握をしておりませんので、これからしっかり調査をしていきたいというふうにお答えします。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 国は、危険な空き家を何とかしましょうということで、法律までつくってくれているんですね。市長、笑っているようだけれども、伊豆市は何もやっていないですよ。観光地の入り口に立派な看板がある。その脇には廃屋みたいな家が並んでいる。それが伊豆市の実態なんですよ、市長さん。もっと真面目に考えなさいよ。条例化のスケジュールも考えていないと。

もう一度言いますけれども、条例つくらなくても、特定空家は処分できるんですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 先ほど、最初私、申しましたが、以前、この法律ができる前は、条例で代執行の規定をつくらないと、代執行法上の代執行ができないと。今回は法律ができましたので、その除去ですとか、代執行の条例がなくても、法律の規定でできるということですので、特にその代執行どうのこうのの条例は要らないということです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 全く、せっかく法律ができて、伊豆市では特定空家を何とかしようという行動はされていない。これからです。また9月議会で質問しますから、スケジュール

ルぐらい立ててくださいよ。こういうふうに処分しますと、特定空家はこのぐらいありますとか、早急に。あそこ、子供の通学路ですからね、遠藤橋なんていうのは。危険この上ない。

トレイルランニングレースに移ります。

後ろに日日新聞さんがいらっしゃるね。トレイルランニング実行委員会、山稜線、9日間作業したというのが書いてある。傷んだコース原状回復。原状回復されたと思いますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） それでは、原状回復の状況でございますが、先ほども申し上げましたが、現在、仮復旧という形で行っております。それから、またさらに確認をとりまして、今後、補修する箇所、これにつきましては、約40カ所あるものですから、これらにつきましては、現在、修繕すべく準備をしております。

この補修に関しましては、県からの委託で、今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ゴールデンウイーク前に復旧した箇所というのは、どんな状況でしたか。何カ所、どのように復旧したか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） ゴールデンウイーク前につきましては、一応、三蓋山付近から戸田峠の間、この間につきましては、職員のほうでパトロールを実施いたしまして、地ならし等をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 日日さんに言いたいけれども、この新聞記事は_____原状回復できていないじゃないですか。まだ40カ所も残っていると。

じゃこれ、ここに千葉達雄氏という人が載ってきているんですけども、大会総合プロデューサーというすごい名前が載っているんですけども、この人はどういう人なんですか。どこかよその団体に属していると思うんですが、どういう団体に属しているのか、詳しくお聞きしたいですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 千葉さんにつきましては、総合プロデューサーという形で、この

方は修善寺に在住でございます。

○14番（森 良雄君） 修善寺。

○産業部長（鈴木 薫君） はい、そうでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 先ほどの答弁でもあったようですけれども、前日の天候が悪かったというけれども、この千葉達雄氏は、雪が降ったからというようなことを言っていますけれども、雪はほとんど降っていないと言いたい。積雪があったと思いますか、どうか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 若干積雪は残っていたというふうに、私のほうは聞いております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 私ははっきり言いたい。_____

[発言する人あり]

○14番（森 良雄君） 誰だ。余分なこと言うな、おまえは。

[「議事進行」と言う人あり]

○14番（森 良雄君） 飯田正志は余分なことばかり言っているね。だめだよ、そんなことじゃ。

これは、いいですか。僕はあれだよ、この間の議会するとき、緊急動議出して無視されたけれども、滑って落ちたら、本当、事故起こりますからね。全くこういう、正志みたく認識していないのもいるけれども、これはしょうがないよね。だから、僕が言っているんです。

雪が積もったなんていうふうには僕は思っていない。確かに仁科峠付近でうっすら。積雪とは言えないでしょう。恐らく、積雪何ミリといったら、恐らく1ミリあるかないぐらいでした。

大体この、天城山の特徴というのは何かといたら、雨がいっぱい降るのが特徴なんじゃないんですか。どう思いますか。市長、そう思いませんか。答えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 確かに雨量が多いところとは承知はしております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 雨量が多いんですね。さっき言ったように、ぐちゃぐちゃにされ

たようなところ、多少足で踏んで平らにしたぐらいでは、また雨降りや、これは一気に流れちゃいます。いいかげんな補修じゃ、補修したなんていうことは言えないはずですよ。

この写真見て、僕は感じたんですけども、新たな自然破壊が行われているんですよ。大体、持っていった道具がじょれんでしょ。じょれんとは書いていないけれども、何かわけのわからない言葉を使っていますけれども、じょれんですよ、これ、写真見た限り。じょれんで周辺の草なんかをかつぱっているんですね。恐らくそれを、こういう破壊された道路に埋めたんだと思うんだけどね。

新たな自然破壊が起きたとは思いませんか。できたら市長、答えなさい、あなた。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 作業内容によりましては、ちょっと詳しくは存じておりませんが、できるだけもとの状態という形で、作業された方々はそれで臨んでいたと思います。今後、やはり先ほど、残りの40カ所と申し上げましたが、こちらにつきましては、やはりそういうものじゃなくて、自然環境を戻すという形で設計をいたしまして、進めていきたいと考えておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まだまだ40カ所も直さなきゃならないというのが残っているような状況で、私、市長に聞きたいんですけども、トレイルランニングレースは伊豆山稜線歩道では無理なんじゃないんですか。中止する考えはありませんか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども申し上げましたけれども、トレイルランニングに限らず、西伊豆遊歩道天城山ハイキングコース、崩壊しているところも、正直言って多々ございます。その自然保護、それから自然維持・改修のバランス等、私たちの人の営みを、やはり財政を見ながら最適バランスを図っていく、これに尽きるんだろうと思います。

議員は、反トレイルランということで御指摘いただいているようですが、私の立場では、その国立公園たる、あるいは世界ジオパークを目指している伊豆半島の中で、その大切な自然資源を私たち人間の営みの中にどのようなバランスで取り入れていくのか、それに尽きると考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 何言っているんだ、君は。誰が反トレイルランニングレースだと言っているんだ。そんな余分なことは言う必要ないんだよ、取り消しなさい。取り消しの要求

だよ。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員はかつてから、繰り返し繰り返し、トレイルランは自然崩壊だとおっしゃっているので、当然、普通に日本語で聞けば、それは反トレイルランということだろうと思いますが、極めて常識的な国語の理解だと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） どうしようもないですな、市長さん。

私は、この現状を認識して、静岡県や環境省がどう出るか注目していますけれども、コースの変更の要望があった場合は、コース変更しますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） これから、次回の大会につきましては、環境省、それから静岡県、それから実行委員会のほうで、さらに協議を進めてまいりたいと考えております。それによって決まってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まだ、僕から言わせりゃ悪あがきだなと思うけれども、これだけの破壊箇所があって、環境省や静岡県がコースの変更を要望してこないとは考えられないんですよ。だから、コース変更を要望されたら、コース変更するかどうかを伺いたいんですよ。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） その辺につきましては、先ほど申しあげましたとおり、関係機関で協議をして、その辺を調整して、なっていくかと思えます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 次に移ります。

防犯カメラについて伺います。

市長は市長になってから、その山の中への防犯カメラ以外に設置したものはないんですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 先ほど市長が答弁しましたとおり、ごみの不法投

棄のための移動式のカメラですので、何カ所かはやっているんですが、それは移動していくということで、そのごみの不法投棄以外には設置してございません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） お寒いまちですね。今、犯罪の、いわゆる犯人検挙に至る場合は、防犯カメラの効果が絶大であるということは、私が言わなくても、みんな承知していると思うんだよね。

あの、コンパクトタウンだとか何とか、まちづくりで、今、修善寺駅の周辺整備、一生懸命やっていますけれども、あそこにも1台も設置していないんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 市が設置した防犯カメラはございません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） じゃ、どこがしたの。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） あの修善寺駅の近くで、個人商店はちょっとわからないんですけれども、議員おっしゃる防犯カメラの場所を認識してございませんので、どなたが設置したかは存じていません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 伊豆市の、いわゆる防犯体制の脆弱性。ほかの町だったら、どこに防犯カメラが設置してあるかぐらいは、市として、いわゆる自治体として把握していて当然だと思うんですけれども、そういう考えはないですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 当然、最近ですと、コンビニエンスストアとか金融機関、それぞれお店などで、お店付近の不法投棄とか、いろいろな自衛策のために設置をされているかとは思っておりますが、実際にどこにどういう形であるかというところまでは把握してございません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） よその自治体だったら、我が町にはこのぐらい防犯カメラが設置してありますと、自治体から警察へ連絡しているというようなことも聞いております。

少なくとも、町の防犯について責任を持っているんだったら、また次回質問しますから、私も修善寺駅のところに防犯カメラが設置されているか、ちょっと調べますけれども、ぜひ伊豆市の安心・安全を守るという考えがあるなら、少しずつふやしていくようなことを考えていただきたい。

次、有害鳥獣の捕獲について。

まず、わなにかかったイノシシや鹿の殺し方、わかりやすく言います。どんな方法をとっていますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） すみません、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 森議員。

○14番（森 良雄君） わなにかかったイノシシや鹿をどういうふうに殺していますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） わなにかかったイノシシ、鹿につきましては、食肉加工センターのほうに搬入をされております。

○14番（森 良雄君） 殺し方を聞いているんだよ。

○議長（杉山 誠君） 産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） すみません、申しわけございません。とめ刺しでございます。ナイフで。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

[発言する人あり]

○14番（森 良雄君） 正志、またこの辺でぐじゅぐじゅ言っておるけれども、じゃあれですか、銃とか、ボウガンといったかな、とか、それから、撲殺もしているというようなことを聞いているんですけども、そんなことはないですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） やはり、とめ刺し、ナイフでというふうに私のほうは把握しております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） トランシーバーを買ったと。事故が起きたとき、捕獲隊はトランシーバーを持っていなかったんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） そのときもトランシーバー等は携帯していたと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） トランシーバー持っていたけれども事故を起こしたと。新しいトランシーバーを買っても、大して効果があるようなものじゃないと思うんですけども、大丈夫ですか、市長。再発防止は大丈夫ですか、伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまで、議会でも御説明したと思うんですけども、アマチュア無線を使用しておりました。それが総務省のほうから、アマチュア無線は有害鳥獣捕獲のような業務用に使うべきではないという御指示が、過去何度かあったようなんですけれども、このたびも改めてあった。それに、やはり違法な行為を行政がすべきではないということで、業務用無線を購入して、改めて相互の位置が確認できる、連絡がとり合える体制をつくったということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 時間がないからやめますけれども、無線機持っていて、事故が起きているんですよ。無線機の性能がよくなったからどうのこうのじゃないと思いますよ。しっかり再発防止策を考えてください。

それじゃ、教育長に聞きますけれども……

○議長（杉山 誠君） 終わりになります。

○14番（森 良雄君） 何だよ、まだ途中じゃないかよ。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時46分

◎発言の取り消しについて

○議長（杉山 誠君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問に移ります前に、ただいま行われました森良雄議員の一般質問において、トレイルランニングの主催者に対して無礼な発言がありましたので、—————という発言があ

りましたので、これは、議会においては禁止されております、地方自治法第132条の「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用してはならない」並びに伊豆市議会会議規則第151条の「議員は、議会の品位を重んじなければならない」という規定に反した発言と解します。

よって、先ほどの発言を取り消されるよう、議長として申し入れます。

森議員。

○14番（森 良雄君） 事実だから、———と言ったんだ。何も取り消す必要ない。どこがでたらめがいけないんですか。あなたの考え言いなさいよ。

○議長（杉山 誠君） 取り消しを再度勧告しますけれども。

森議員。

○14番（森 良雄君） 伊豆日日の新聞記事を見る限り、———そう思いませんか。全然復旧なんかされていないですよ、これ。傷んだコース原状回復と書いてある。天候だってそうですよ。雪降ったと言っているけれども、雪なんていうのは仁科峠付近、ほんのちよびと、あっ、降ったのかなと感じる程度しか降っていませんよ。そういう、———

○議長（杉山 誠君） 森議員、私が申し上げているのは、個人に対する侮辱であります、でたらめという。ですから、再度発言の取り消しを求めますけれども。

森議員。

○14番（森 良雄君） 新聞には、ちゃんと個人名載っているんですよ。だから言っている。———言っちゃいけませんよ、特に公共機関で。新聞なんか、自分の名前入れて、傷んだコースを原状回復、山稜線9日作業と。写真見なさいよ。山稜線でじょれん使ってやっているんですよ。———思いませんか、あなた。

○議長（杉山 誠君） わかりました。取り消し意思がないと認めます。

ここで議長の職権により、会議規則第87条の規定により、会議録に掲載しないこととして処置いたします。

〔「何言っているんだよ。あなた、議長失格だよ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） それでは、次、質問に入ります。

◇ 室 野 英 子 君

○議長（杉山 誠君） 次に、13番、室野英子議員。

〔13番 室野英子君登壇〕

○13番（室野英子君） 13番、室野英子です。

通告に従って、2件、一般質問を行います。

工事完成の待たれる湯川橋の歩道のみ先行使用についてと、鹿肉を給食に採用することについての2件です。

1 件目です。

新しくかけかえられた湯川橋は、車道のみならず、歩道が両側についている点からも、歩行者にも安全であり、住民から供用開始が待たれます。しかし、国道136号への取り付け部分の工事が、県の予算の関係で来年の9月まで延びるそうで、市道部分の湯川橋ができていのに使われずに残念です。

それまでの間、湯川橋の歩道部分の使用を認めるようにしたらいかがですか。

2 件目。

伊豆市の鹿肉問屋の鹿肉はとてもおいしく、ジビエ料理を扱うレストランのシェフたちからは好評を得ているそうです。鹿肉は赤身が主で、牛肉や豚肉に比べてカロリーが約3分の1と低くて、鉄分が牛のレバー以上にあり、食品中のその多さで知られているカキや馬肉よりもさらに多いという特筆すべき食品です。さらに、たんぱく質の割合も牛肉の約1.5倍あり、アミノ酸、ミネラルのバランスもよく、何とコラーゲンも豊富に含んでいます。

イズシカは値段が豚肉と同等か、多少高いくらいですし、やわらかくて臭みは全くなく、とてもおいしい肉です。伊豆市の給食で、ぜひ採用を検討してほしいと考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの室野英子議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、湯川橋ですが、現在、湯川橋のかけかえも終わり、工事完成まであと少しとなりました。議員おっしゃるとおり、国道136号線への取り付けについては、県の工事の進捗に合わせてとなっており、県との調整の中で、来年、平成28年9月までに供用を開始する方向で決まりました。

市といたしましては、歩行者の安全などを考え、でき得る限りの工事を進めたいと考えており、11月までに県道へのすりつけを行い、車道部の暫定供用を開始する予定でございます。

また、道路の中にNTTの架線があるようですが、NTTとの協議も調いましたので、歩道を8月末までには暫定供用できるよう、今検討しております。

次に、鹿肉について。

市長としては、議員御指摘のとおり、イズシカを含む地元の食材をぜひ給食で活用していただきたいと思っております。私からも教育委員会にお願いしますが、ぜひ議会の皆様も鹿肉の活用について、教育委員会に御提言、御要望いただければと思います。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） 御質問の鹿肉を給食に採用することについてお答えをいたします。

平成23年度に、学校給食への導入につきまして、関係者で協議をしております。その際で

すが、学校給食では、加熱処理は85度を1分以上加熱という衛生管理基準があり、その加熱では鹿肉のうまみをなくしてしまう。それから、調理員が鹿肉の処理がふなれ、さらには食べることにちゅうちょする児童生徒が出る可能性があるとの事由で、導入を見送った経過がございます。

しかし、イズシカ問屋の鹿肉は、国の衛生基準を満たした施設であり、安全・衛生的に取り扱われ、今後、学校給食の導入に向け、さらに研究や安心・安全など広報していく食材であるものとの考えは、そのときも出ております。

本年4月、産業部、それから健康福祉部、それから教育部の担当課で、地場食材を学校給食へ利用促進するための連絡会を開催しております。その中で、当然、鹿肉も地場食材の一つであり、メニュー開発や調理実習を行い、学校給食に導入できるよう、さらに研究を進めていく所存です。

この導入については、教育委員会としても、導入を促進していくという考えを持っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

室野議員。

○13番（室野英子君） 湯川橋のほうですけれども、これはどのような形になるのか。おおよそ、今大分、現在よりも高いところに湯川橋ができていますので、どういう形になるのか、ちょっと教えてほしいと思います。

もともとあそこは大変出にくい、湯川橋を渡って136号に出るときに出にくい場所ですし、大仁警察署に横瀬区では時たまお願いに行ったりするんですけれども、そこで大仁警察の方が何と、私たちもあそこは出にくいから、なるべくあそこを通らないように回り道してありますなんていうこともおっしゃったぐらい、地元の人に聞くと、新聞ダネとか、そういう事故にはならないけれども、その一步手前のような事故は結構あるように聞いています。

ですから、どういうような形になるのか、安全性が確保できるのか。小立野のほうとか横瀬のほうとか、いろいろ関心があると思いますので、教えていただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（齋藤 満君） それでは、ただいまの室野議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、形、線形といいますか、国道136号に対して、湯川橋側から来ました道路は、直角に交わるようになります。それで、やはり高さ、現の136号線にすりつけるものですから、今の湯川橋のできた現状を見てもらえばわかると思いますけれども、かなり上がっていますよね。でき上がったところで、一番高低差のあるところで2メートル近くあるかと思います。ですが、それがだんだんに国道へすりつけていきますので、その部分を盛土してすりつけるということになります。

それで、本年度につきましては、7月になりましたら工事を発注いたしまして、それで工事を進めていくつもりでいます。ただいま議員さんも申しあげましたように、信号機につきましては、やはり国道側も当然欲しいということで、経緯を申しますと、ことしに入りまして4月には、県のほうの担当でございます土木事務所修善寺支所と建設部建設課と大仁警察署のほうへも協議に行つて、お願いしております。

また、横瀬区、小立野区、市と、5月になりました、やはり大仁警察署のほうへ設置をお願いというか、協議に行つております。大仁警察署で予算をとれるものじゃないものですから、県の公安委員会のほうになると思います。大仁警察署のほうも応援というか、支援をしていただきまして、そちらへ働きかけてくれるということで、来年の9月の供用には何とか間に合わせたいということで、我々も活動しております。

また、市道については、国道へすりつける、両側歩道ということでいくんですけども、県の136の改良も、両側に歩道がつきまして、それで市のほうへ、その湯川橋のほうへ入るところについては、右折車線ができるようにと。大体、八幡神社でしたか、横瀬のお宮さんから三島へ向かつての改良となりまして、9月には両方が完成をして、供用を開始できるということになります。

また、歩道についても、先ほど市長が申しましたように、7月に発注して、車道のすりつけをやるんですけども、その前にNTTの工事が終われば、8月末までには段階的に上げていきまして、歩道を新しくできた歩道にすりつけて、皆さん安全に通ってもらえるようになるんじゃないかと思ひます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

室野議員。

○13番（室野英子君） 湯川橋のほうは、横瀬区でも10年来、いろいろ道路問題でやってきたことが、ここでやっと実を結ぶということで喜んでおります。歩道の面も兼ねて、よろしくお願ひします。

次に、鹿肉のほうに移ります。

鹿肉は議長さんをお願いして、皆さんに鹿肉の特長という1枚資料をお渡ししてあります。それをごらんください。

鹿肉というのは、御存じでしょうけれども、大変低カロリーなのに高たんぱくで、鉄分などのミネラルが豊富で、アレルギー疾患を起こすアレルゲン含有量も低く、非常にすぐれた健康食品です。

その低カロリーという、この一覧表がありますけれども、この食品の主な栄養成分というところで、野生のニホンジカの横を見ていただきますと、エネルギーは90キロカロリー、これは100グラム当たりですけども、これはエネルギーというのは、カロリーが低いということは、給食なんかで今、子供たちが糖尿病予備軍とか言われて、若年性糖尿病の予防とか、

そういう面からも、カロリーが低くてたんぱく質が多いというのは健康食品です。

たんぱく質のところを見ていただいても、21.9グラムというのは、豚や鶏、それからクジラ、クロマグロなんかと匹敵する量です。

脂質というのは脂肪ですけれども、これが何とすごく低くて、これも0.3というのは、食品の中の本当に、アサリとかなんかと同じぐらい、肉にしては物すごい脂がない、ですから、ほとんど赤身の肉です。

鉄分のところをごらんください。鉄分というのが4.6グラムというのは格段に多い。牛のレバーが4.0です。あとはもう本当に、肉、和牛のサーロインとか、そんなのより全然多いし、この4.6というのが、給食なんかで採用するとき大変重要なポイントになるそうです。

一番下をごらんください。ちょっと小さいですけれども、野生ニホンジカは「丹波姫もみじ」と書いてありますけれども、この日本の三大鹿肉と言われているものが、丹波姫もみじと言われているものと、それからイズシカ問屋のイズシカ、それから郡上八幡の鹿肉であるというのをさっき教えていただきました。本当に、イズシカはブランド品なんです。それを市民がもうちょっと知るべきだと思います。

それで、給食でも徐々に採用していくという方向で、うれしい答弁をいただきましたけれども、きょう、私は自分の予定としては、民生委員さんがいっぱい来ていて、民生委員さんに鹿肉のことを説明しようと思ったんです。なぜかというと、私が鹿肉を給食に採用すること、今度私、言いたいんだったら、何もそんな鹿肉なんて、給食にしなくていいじゃんみたいなことを言われたんですけれども、そういう考えの市民がすごく多いと思います。

私も鹿肉というのは、昔、猟師さんが鉄砲でとってきたのを……

〔「一般質問ですか、これ」と言う人あり〕

○13番（室野英子君） いいですか。それはちょっと質問、ちゃんと鹿肉が、いかにどんなブランドで上質なものを説明して、それで、あと教育委員会に答弁いただきます。ですから、早く質問しろよなんて、どこかで聞いたようなことは言わないでください。ちゃんと根拠のあることですから。

イズシカはいかにいいかということは、静岡県の工業技術情報による研究成果事例としてインターネットで紹介されていますが、平成23年に伊豆市が、県内初の行政による野生鳥獣加工施設である伊豆市食肉加工センターで作製されているイズシカは、他の地域の鹿肉との差別を図るため、解体加工工程に低温熟成や急速冷凍等の工程を取り入れ、非常に衛生的に作製された鹿肉です。行政で運営しているからこそその丁寧な製品づくりによる上質な肉質であるというふうに紹介されています。これは、イズシカ問屋の鹿肉が静岡県の野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドラインを基本に、衛生的に安全・安心な鹿肉提供を行っているとはっきりうたっています。

このイズシカ問屋のブランドである鹿肉は、非常に捕獲から販売まで、細心の注意を払っ

て、納得できる物すごい丁寧な製品づくりを行っているのは、これは行政が将来のコミュニティビジネスの土壌づくりに励んでやっているのではないかと思います。

私たちは、鹿肉問屋に行って、いろいろ説明を受けて見てきましたけれども、ここで民生委員さんいませんけれども、インターネットで見ている方も市民の方もいらっしゃると思いますし、この前に広報いずで、鹿のことを特集した記事も、大分前ですけども、これもやっぱり行政というのは、民間の施設だったら、もっと宣伝して、こんなに上質で、こんなにいい製品づくりしているんだよということをPRすると思うんですけども、そこはやっぱり行政がしていないということを私は残念に思うので、ここでチャンスというか、この機会をいただいたので、説明させていただきたいと思います。

捕獲から販売までの流れは、捕獲した人が搬入してから固体検査をします。このときは本当に、固体検査をして、そのときに、横隔膜よりも頭部に当たったものしか製品にしない、腸のほうに出血しているものとか、そういうものは一切しないというふうに決められているし、皮を剥ぐのも、何か下にはつけないで、空中にぶら下げた状態で、瞬間的に物すごい動力も使ってやっていました。この洗浄というのも、すごい電解水、電気分解した強力アルカリ水というのをを使って、それは洗剤の働きをしますし、強酸性水というのが消毒の働きをする。これは普通の民間の2倍以上の量を使って、きれいに衛生的に強力な洗浄と殺菌により、食中毒菌をシャットアウトしているという説明でした。

熟成というのも、これも骨がついた状態で、7日から10日前後、冷蔵保管することで、骨からうまみ成分が肉にしみ込んで……

〔「一般質問か、これ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 続けてください。

○13番（室野英子君） この説明した後で質問しますから、ちょっと聞いていてください。

同時に余分な水分を減らすという働きがあります。

あと、ブロック加工した後に、金属探知機による残弾チェック、弾が残っていないかというチェックのときに、金属が入っていないのに探知機が反応したということがあったそうです。それほど鹿肉は鉄分が豊富だということで、この金属探知機の設定をちょっと変えてもらったということもあるほど、鹿肉は鉄分が豊富です。

真空パックにして、その瞬間液体冷凍というのは、アルコール液による急速冷凍で、これは一気にマイナス30度に冷凍するというので、細胞組織を壊さずに解凍後のドリップを軽減することができます。この瞬間液体冷凍というのは、解凍後の肉質もやわらかいと研究成果があります。

また、固体番号管理、トレサビリティというのがあって、生産履歴、誰がどこで、いつどんな方法で捕獲したというのを個体1個1個わかるように、それほど丁寧に管理された鹿肉です。

ですから、これは静岡県のあれにも記載されていますように、行政の運営だからこそ、

民間では採算が合わない程度の良心的な鹿肉だということです。

ですから、これを市民がちゃんと認識して、ましてや子供たちに食べさせないというのは、もったいないように私は思うんです。その点はいかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（森下政紀君） 教育長のほうから答弁もありましたとおり、すぐれた食材であるという部分は私どもも認識しております。

自分も現職の前、農林水産課という部署にいまして、今議員のおっしゃられたような工程的な部分で、安全に衛生的に処理されているという部分は十分承知しております。

その中で、ただ、子供たちの口の中に入る給食ということで、平成23年度にそういった協議を持たれて、教育長の答弁したとおりの内容で、ちょっと見送りがされているという事実がございます。これは、やはり加熱をするという部分が、これは基準がありますので、それは調理の仕方とか、メニューの仕方とか、そういったものでクリアすべきことだと思います。ただ、一般の方に少しなじみがないのかなという部分は、これは否めないかと思えます。

そういったことがありますので、栄養士とか、学校の先生とか、例えばPTAの方とか、代表の方とか、そういった方々にイズシカ問屋の工程を見ていただく。こういう安全・安心な処理をしていて、しかもこういうすぐれた食材ですよということの認識をわかっていたきたいというふうなところ、そういったものも、先ほど申しました、4月から立ち上がっていますそういった協議会の中で検討して、実際そういった視察もしていただきながら進めていければ、少しでも広く、この鹿肉に対する意識を理解してもらい、そういった努力もしていくべきだというふうに思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

室野議員。

○13番（室野英子君） 私もふなれというか、鹿肉を食べなれていないということが、やっぱり市民に浸透していかない一つのネックになっているものだと思います。

私は、修善寺中学校のキャロットクラブというボランティアで、1カ月に1回、自費で給食費を出すんですけども、子供たちと一緒に給食を食べる機会があります。その子供たちに、この前聞いたとき、3年生と一緒にだったときに、食べたことあると聞いたら、隣の女の子が、お母さんが鹿肉が、何かビーフジャーキーみたいになって、つくだ煮になっているのを買ってきて食べたことあると、おいしかったと言いました。そうしたら、向かいにいた男の子が、えっ、何それ、俺も食いたいと言いましたので、やっぱり子供は、与えてみるというか、食べるチャンスも、大人がふなれだからといって、食べさせないのはよくないと思えました。

先月、給食に行ったときには、2年生のクラスでしたけれども、6人、テーブルの子供たちにみんな聞いてきました。そうしたら、食べたという子もいましたし、何それ、給食に今

度出るのという子もいたし、何か余り食べたことない子がいて、1人いた先生は女の先生でしたけれども、何かちょっと、えっ、やめてくださいみたいな感じでした。

給食の献立をつくっていることがある栄養士さん、今、栄養学級というのをやっている方ですけれども、その方に聞きましたら、給食というのは、ビタミンと鉄分というのを頭に置いて献立をつくらと言っていました。その鉄分を成長期の子供にとらせるのに、やっぱり鹿肉は大変いいものだと思いますし、それで、昔食べた鹿肉とは、今のイズシカ問屋の鹿肉は全然違います。

私はもう10回ほど食べました。最初のうちはやっぱり、余りあれでしたけれども、だんだん、やわらかいし、甘みも感じるし、焼き肉にしたり、いろいろいためたり、それからつくだ煮にもしたことがありますし、温泉場なんか、ピザとかいろいろなものが出ています。イズシカ丼というのもありますし、とても、食べようと思えば、たくさん食べられる状態になっています。

教育長さんは、イズシカ肉を召し上がったことありますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 焼き肉、バーベキューで食べたこともあります。それから、ジビエコンテストで必ず自慢の、出てきまして、鹿肉を使った料理をおいしく料理してくれると。プレートにしてくれたり、そういうものもいただいております。おいしく食べさせていただいているということが事実です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

室野議員。

○13番（室野英子君） 鹿肉はもう他県では、さっき私、言いましたけれども、丹波篠山のほうの中学校とか、それから岐阜県のほうでも、それからエゾシカを使って、北海道のほうでも使っている。それから、こども園でも使っている。子供を、きょうの肉は鹿の肉ですよと、いつもの肉と違うけれども、よく味わって食べましょうねというふうに先に放送してから食べさせている。子供たちは、やわらかくておいしかったよとか、大変評判もいいようです。

やっぱり、せっかくイズシカ問屋でいい上質な鹿肉をつくっているんですから、伊豆市の人がもっと需要をふやして、伊豆市がまず鹿肉のファンをふやさなきゃいけないと思います。それはやっぱり、大人より子供から家庭で、お母さん、給食できょう鹿肉出てきたけれども、おいしかったから、うちでもやってよというふうにして、ファンをふやして行って、それで、もっと自信を持って、日本三大名鹿肉の一つなんですから、そういうふうになるように希望して、一般質問を終わります。

○議長（杉山 誠君） これで室野英子議員の質問を終了します。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（杉山 誠君） 次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、通告に基づきまして、新中学校建設問題と文教ガーデンシティ構想について、市長と教育長に質問をさせていただきます。

伊豆市は、ことしの5月20日に、新中学校と文教ガーデンシティと地域の未来を考える座談会を開催したとの新聞報道がありました。市は、修善寺・天城・中伊豆の3校を統合した新中学校を2020年に日向地区に開校し、新中学校周辺に緑豊かな住宅地などの複合的で魅力的な空間、文教ガーデンシティ構想の策定を進めるという報道でありました。

そこで、次のとおりお尋ねをいたします。

1番目、これは新聞報道ですけれども、市長は、天城地区と中伊豆地区から中学校をなくし、日向の優良農地を転用するのは2つのつらい事業だと述べたということですが、一体何がつらいのか、誰がつらいのか、お尋ねをいたします。

2番目、そのつらいのにもかかわらず、あえて中学校の統廃合を強引に推し進めようとする意図は何でしょうか、お尋ねをするものです。

3番目、私が聞いた多くの市民から、中学校の統廃合は絶対反対だ、我が地区から学校をなくさないでくれという悲痛な声をたびたび聞いておりますが、なぜ中伊豆と天城から中学校をなくし、修善寺中学校というあの立派な校地及び校舎がありながら、なぜ新しく建設しなければならないのか、お伺いをいたします。

続いていきますけれども、学校再編の審議組織、教育委員会ですね、行政、市長局でもあれなんですけれども、審議組織を設置し、十分に検討したのかどうか。学校、PTA、住民の意見をしっかりと聴取したのか。

また、教育上支障があるということで再編するというのなら、学校を廃校にするのではなく、土肥は小中一貫校だそうですね、土肥と同じように、なぜ小中一貫校にしないのか。どういう差があるのか、土肥とどういう違いがあるのか、お伺いをいたします。

次、4番目、公立学校施設の整備の際に、補助金を受けて取得した建物等の財産については、交付の目的に反する使用・転用等を行う場合、補助金の返還等の問題は常に生じるわけであり、これは補助金に限らず起債もそうでありまして、常に生じると。

中伊豆中、天城中が仮に廃校となった場合には、その点どうなるのか。中伊豆中は平成24、25年度で体育館を建設したと思うんですけども、あるいは天城でも数年前に、やはり体育館を直したということをお覚えています、その場合、その補助金等返還の問題はどうなるのか、お伺いをいたします。

5番目、新中学校を建設する場合、これは確かなあれではありませんけれども、新中学校を今度つくる場合、30億円から40億円の事業費が、建設費がかかると言われておるわけです。

けれども、これを支出するということになりますと、これは補助金もあるんでしょうけれども、それから起債、要するに借金をするということになるんでしょうけれども、将来の伊豆市の財政が苦しくなることは目に見えております。不要不急の箱物行政は時代おくれの政策であり、夕張市の二の舞になる可能性、財政再建団体になる可能性なんかも否定はできないところであります。

市長はこのことについて、要するに財政のことについて、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えします。

1つ目と5つ目については、私のほうからお答えを申し上げます。

まず、1つ目について、学校再編成事業、これは子供たちのことを第一に考えて進めているわけですが、学校がなくなる地域にとってはつらい事業であるということ。

また、平地の少ない伊豆市において、極めて優良な農地を転用ということが地域にとってつらいということは、あえて補足的な説明も要しないと思います。

最後の5つ目、私は、議員は教育施設を不要不急の箱物行政と指摘されましたけれども、私は全くそうは考えておりませんし、ここにおられる議員の皆さんも、この価値観はどなたも共有されていないのではないかと思います。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、私からは、御質問の3番、それから4番についてお答えをさせていただきます。

まず、3つ目の中伊豆と天城から中学校をなくし、修善寺中学校という校地・校舎がありながら、なぜ新しく建築するのかということでございますけれども、中学校3校の再編につきましては、第2次再編計画で示したとおり、修善寺地区内に新たな学校用地を求めて、新たな校舎を建設ということを目指しております。

校地の選定に当たっては、修善寺駅より3中学校の生徒がバス、車等を利用しても安全に登校できる場所で、かつ充実した学習活動ができる環境、それから、それぞれの部活動が十分な練習ができるスペースを確保することとして、校地としての面積が確保できる日向地区の農地を候補地として進めております。

現行の修善寺中学校では、こうした条件を3校が1つになった場合に満たさないというふうな判断のもと、また第2次再編計画に示したとおり、その後に進める修善寺地区4小学校の再編の校地として考えているところです。

次に、学校再編について検討したのかということをございますけれども、平成21年1月に受けました伊豆市教育振興審議会の伊豆市の小中学校の適正規模と適正配置における答申、これを踏まえて、今次の第2次学校再編計画を策定する。その前段としましては、旧の小学校区単位で説明会を開催して、計画を策定してまいりました。今後も地区懇談会の開催の折、説明会も含めましてですけれども、計画状況の説明とともに、市民の皆様の声を聞いていきたいというふうに考えております。

あわせて、新たな中学校の開校に向け、地域保護者、学校関係者を中心とした準備委員会を今後立ち上げ、さまざまな課題や決定すべき事項を協議していただくとともに、市民に周知し、計画の御理解を得るよう努めてまいります。

次に、廃校ではなく小中一貫校ではないかということについてお答えをいたします。

学校再編の目的、これは子供たちのよりよい学習環境を整えることです。今、教科担任不足の解消、部活動の充実が中学校の課題となっているわけです。

市内4中学校の再編を考えるに当たり、土肥地区については、通学における負担、地域との活動を通したつながり、園児から高校生の交流、小学校と中学校の施設一体型の小中一貫校として、再編が最も適した方法として、開校に向けて取り組んでおります。

修善寺・中伊豆・天城の3校は、1校にすることが、地理的な通学の子供たちの身体的・精神的な負担、そういうことも可能であるという、負担になることは間違いありませんけれども、3校にすることによって、中学生については、その距離的なもの、安全に通学できるであろうという判断のもと、1校にすることが可能であると。

ただ、いろいろな課題があるわけですが、その課題の解消に向けた編成を現在進めておるところです。

小中一貫教育の大事なことは、義務教育9年を連続した学びとして捉えて、小学校の教員も中学校の教員も同じ方向に向かって子供たちを育もうとすることに意義があります。やはり教員のその姿勢ということが、やっぱり大きな問題になるかなというふうに思っております。

土肥地区における施設一体型でなくても、小中一貫教育の方針やカリキュラムを共有しながら教育活動を展開することは、この新たな中学校を中心とした各小学校における小中一貫教育も可能であるというふうに考えております。

次に、御質問4の公立学校施設の整備に係る補助金の返還等についてお答えします。

平成20年6月18日の文部科学省文教施設企画部長通知によりますと、国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に当たっては、無償による転用・貸与・譲渡・取り壊しの場合、補助事業を完了後、10年以上経過していれば、相手方を問わず、報告書の提出をもって手続は終了となります。10年未満の場合でも、10年以上経過した建物等々、並行してやむを得ず行う無償による財産処分は、承認手続を行った上で国庫納付は不要です。

有償による貸与・譲渡等の場合、補助事業完了後、10年以上経過していれば、国への承認

手続を行った上で、学校施設整備のための基金に国庫納付額を積み立てることにより、国庫納付が不要となります。10年未満の場合は、承認手続を行った上で国庫納付が必要となります。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） ありますけれども、2番目が答えていない。2番目、②。

○議長（杉山 誠君） 何がつらいのか、誰がつらいのか。

○10番（西島信也君） 市長が、子供たちのためとか何か言ったけれども、②は答えていないから。

○議長（杉山 誠君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 2番のは学校設置ですので、教育委員会に責任がございます。

これ、議員御承知のとおり、地方自治法の中では、市長は自治法に明記されたものを除き、全般に対する行政の責任を負っております。その明記されたものの一つが教育行政でございます。これは、教育委員会で決定したことを市長は予算化する責務を負っております。したがって、先ほど教育長から説明がありましたとおり、子供を主体に考えて、学校再編成事業については、教育委員会で決定したことについて、市長がその事業を進めるということでございます。

○議長（杉山 誠君） 市長、今、1番……

○10番（西島信也君） だから、2番は答えていない。

○議長（杉山 誠君） それでは、再質問ありますか。

○10番（西島信也君） だから、2番を答えていないということ。答えてください、誰か知らないけれども。

じゃ、教育委員会が答えると言ったから、教育委員会が答えてくださいよ。

○議長（杉山 誠君） 今、市長が一度答えましたから。市長が一度、教育委員会にその推進のあれがあると言いましたから。

○10番（西島信也君） だから、教育委員会が答えてください。

○議長（杉山 誠君） じゃ、答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 質問の3番も兼ねますけれども、新しい学校を新たな場所に設置するというので進めております。これはやはり、端的に申しまして、強引という形は教育委員会としては考えておりませんが、いろいろな方の御意見を聞きながら進めていくことが前提にあります。その中で、3校の中学校の生徒たちが、今後中学校に入ってくる子供たち含めて、よりよい環境の中で子供たちが教育を受けられる、そういう状況をつくっていくということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

学校統合、学校再編成、その計画の背景には、政府の義務教育予算削減の方針があるわけでありまして。同時に、政府自民党が地方創生に学校統廃合を組み込んで進めようとしているのも、またこれ事実でありますね、市長さん。

人口減少がどこの市町村も進んでいて、どうしたらいいかと、市長さんも口では言っているわけですがけれども、地方創生しなきゃならないと。地方創生は、そのためにやらなきゃならないと。地方創生の中身が何だということになりますと、いわゆる伊豆市も、これから20年後、二十何年後には人口が2万人を割ってしまうと、子供の数も今から3分の1になってしまうと、こういうことですね。

住民の危機感をあおって、生き残るためには、地方中枢拠点をつくって、そこに公共施設を初め、経済活動の主体を集中させるしか道はないかのように地方創生は言っているわけなんです。それで、学校統廃合もその一環としてやっているわけですね。要するに、教育予算を削減しよう、義務教育予算を削減しようということですね。

それで、今、日向に新中学校をつくらうとしているんですけども、同時に市長は、文教ガーデンシティをつくると。その二、三カ月前はコンパクトタウンと言ったんですけども、同じものかどうかわかりませんが、まさに文教ガーデンシティ、学校も統合、これは、国の言っていることのコピーそのものなんです、国の言っていること。あるいはこれは、まず日向につくるんだ、その実験かということになるわけですがけれども、市長はどのようにしてコンパクト、まずコンパクトタウンと、この前新聞に出ました文教ガーデンシティというのは、一緒のものなのかどうかお伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先に私から答弁し、そして、次に市長政策監から説明をさせます。というのは、余りにも、以前からそうなんですけれども、事実でない発言が多過ぎるんです、西島議員は。

伊豆市の学校再編成事業というのは、平成22年から始まっているわけですね。

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） ちょっと聞きなさいよ。

平成22年4月に学校再編成、実施されていますね。その前から議論はされていて、そして、議員がまだ行政におられたころから統廃合の検討作業はなされていた。そのときには、私は後から聞いたのですけれども、当時は12小学校があったころは、学校再編成にすぐには入らなくて、残す学校の予定地に予算をつけて施設整備するという考え方だったそうです。しかし、それは、議会の条例改正が通っていないので予算化できないということで、ずっと平成

20年までされてこなかったわけですね。

そして、改めて、私が市長になって、教育委員会での検討がまとまったということであって、今回の地方創生の事業と伊豆市の教育再編成、学校再編成事業は、我々のほうが先行的にやっていたわけです。それは議員……議員の皆さんは御承知のことであって、事実が違うので、まずここで指摘しておかないと議事録に残りますから。

それから、もう一つは、何度も何度も言っているとおり、学校再編成は歳出カットではないと申し上げてきているんです。これも、何度もここで言っているのにもかかわらず、いまだかつて、それが事実のように議会で発言されるのは、また全く事実誤認であって、これは訂正せざるを得ないということであって、コンパクトタウンについては担当の理事から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） 市長政策監。

○市長政策監兼建設部理事（松木正一郎君） 市長政策監の松木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、コンパクトタウン、伊豆市のやっている地方創生、こういったものが、国のコピーではないかという御指摘がございました。

議員がお勉強して、予習してくださったように、国ではコンパクトシティ、コンパクト化というのを確かに言われています。国の言っているコンパクトシティ、あるいはコンパクト・プラス・ネットワークというのが、実は人口規模が10万人以上、そういったものを想定しています。したがって、これを田方地区に当てはめようとしますと、沼津・三島を中心ということになります。そこに人を集めなさいというのが国の方針でございました。

これをすると、最も遠い伊豆市というのは、むしろその小さな小さな衛星都市にしかならないということになります。これでは伊豆市がもたないということで、市長が独自に考えたものが、伊豆市なりのコンパクトタウン&ネットワークという、そういったものでございます。

これは、人口10万人に満たないけれども、一定の高度な都市的な機能は、あくまでも沼津・三島、あるいは伊豆長岡の順天堂とか、こういったところに置くけれども、伊豆市は伊豆市なりに中心性を持ったきちんとした核をつくり、さらに、そこにぶら下がる形で湯ヶ島や土肥や中伊豆もしっかりと維持していく、こういった伊豆市なりの核を持った計画でございます。

そうしますと、伊豆市の場合、修善寺が中心都市ということになります。この修善寺に、ある程度都市的な機能を集約するということになります。そのうちの一つの事業が、例えば駅の周辺整備であり、あるいは文教ガーデンシティということになります。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 私が質問したことを松本政策監さんはお答えしたんですけども、その前に市長は、関係ないことをずらずら言って、あげくの果ては事実誤認だなんて言って、とんでもない発言ですよ、こういうことは。これはまた私、議事録を精査して、ちょっと抗議をいたしますからね。

要するにコンパクトタウンと、何かちょっとよくわからなかったんですけども、コンパクトタウンは大きいところということらしいんですけども、文教ガーデンシティと同じようなものじゃないかと思うんですけども、そういうふうに地方自治体、市長さんとか教育委員会が主張しているのは、今後さらに少子化が進行すると、児童生徒の数が減ると教育上問題があると、よりよい教育をしなきゃならないということで、統合して適正規模にする必要があると言っているわけですよ。

しかし、地域を活性化して、住民に未来の展望を示すことが政治の役目なんです。行政の仕事じゃないんですか、それが。それをまさに、中学校を天城、中伊豆からなくして、1カ所に集めようというのは、まさにその学校、要するに、にぎわいとその地区はなくなっちゃうんです、幾らネットワークがどうたらこうたら言ったってね。少子化だから仕方がないでは、地域はどんどん疲弊していくんですよ。どんどん疲弊していく。

例えば、私だけじゃないけれども、原保に八岳小学校、八岳保育園があったわけですよ。今、あそこ行ったら、子供なんて1人もいやしいですよ。若い人は誰もいない。子育て世帯が誰もいないんですよ。みんなどこかへ行っちゃうんですよ、学校がなくなれば。

そもそも学校の、それはよりよい教育とか、いろいろありますけれども、適正規模ということ言っているわけですけども、要するに、前は、五、六年前までは、市長は小学校は30人学級で2クラスなんていうことを力説しておったわけですけども、今はそういうこと言わないけれども、1学級ふえちゃったから言わないだけですけども、適正規模というのは教育的観点からの基準だということを装っているながら、実は国の、あるいは地方自治体の行政効率の点から導き出された基準でしかないわけですよ。本当に教育のことを考えてやっているわけじゃないんです。

行政効率を最優先にして、教育や学校、そして地域を切り捨てているのは国なんです。それに乗っかっている自治体には、伊豆市みたいな自治体には、もう未来はないと言わざるを得ないわけですね。

それで、この新聞記事にも、これは、ここにありますがけれども、静岡新聞と日日新聞ですけども、市長は5月20日の座談会で、新中学を新しいまちづくりの中核と位置づけたいとなっているわけですね。

先ほど市長が、教育委員会が決めてきたことだから、おらやるんだと、予算をつけるんだと、こうおっしゃっているわけですけども、じゃ何で、何でというか、いつ新中学校をつくるということが決まったんですか。教育委員会では、それは教育委員会の会議でそういうことを決めたか、第2次学校統合だとか、いろいろ決めたんでしょうけれども、それはたか

だか、教育委員四、五人が寄って集まって決めたことじゃないですか。私、これ、前にも言ったんだけど、いいですか。本当はそうじゃないんですよ。本当は、そういうのを決めるべき者は市民なんです。市民が決めなきゃならない。

学校統廃合のプロセスとしては、ここに書いてあるのをちょっと読みますけれども、多くの学校は地域のまとまりを基盤としているわけなんです。統廃合の決定過程ですよ、統廃合を決定するというそういう過程は、統廃合の成否だけでなく、統廃合後の学校運営、ひいては地域の再構築の観点からも、統廃合決定のプロセスというのは大事なんです。それを教育委員会がただ決めたから、それで進めるというのが大体、市長、おかしいんですよ、あなたがそう言っていること自体が。

統廃合の手続としては、統廃合に係る手続については、旧文部省通知において、学校規模を重視する余り無理な統廃合を行い、地域住民との間に紛争を生じたりすることは避けなければならないと、学校統合を計画する場合は、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることと。

今話を進めているのは、日向の地主さん、加殿の地主さんについて、あるいは立野の地主さんについて話をしているわけじゃないですか。

それで、学校統廃合はというふうに進めていくのか。例をいいますと、まず最初に、教育委員会による統廃合計画案の検討と、これはどうもやってみたいですよ。やったわけですよ。2番目として、審議組織の設置、これは何もやっていないじゃないですか。審議組織は、そういう組織をつくるには、検討組織、公立学校長、教頭、PTA関係者、学識経験者、町内会自治会、全て集まってやるのが審議する場所なんです。それでいいよとなったら、住民や保護者への説明、あるいは意見聴取を経て、それでいいよとなったら、学校設置条例改正ということで議会にかけると、こういうことなんです。

今、1番しかやっていないでしょう、言った1番しか。教育委員会だけの話しかないじゃないですか。それで、こういうふうに、こんなふうに、あたかも決まったように書いていくということ自体がおかしいんですよ。全然おかしいね。

どうですか。そのことについてどう思いますか。教育委員会のほうはいいけれども、教育委員会の担当になるんでしょうけれども、審議組織。だって、まだ決まっていなんでしょう。こういう審議組織もないわけですから、そういうのをつくってやるんですか。こういうのをあたかも、統合だ、統合だというのを出して、出してから審議組織をつくるというのはおかしいとは思いますが、そういう組織をつくるんですか、どうなんです。まずそれをお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 審議組織につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、平成21年1月、この伊豆市の振興審議会が出していただきました答申、これを、やは

り私が一番その中身を検討しております。その中で、メンバーを見ますと、やはりそれぞれの有識者、それから、その当時のPTAですとか代表の方が13人のメンバーの中で、いろいろな検討をしていただいて、この答申書をいただいております。

それらを受けて、やはり第2次再編計画、残っております、じゃ、あと中学校をどうするのか、それから修善寺の小学校をどうしていくのか。そここのところの審議、いろいろな点から審議をした結果として、計画として、第2次再編計画ということで出させていただきます。

今後ですが、これについては、やはり計画ですので、これが当然、私たちは実現のために向かって進んでいくということは、教育委員会としては前提にありますけれども、当然その中で、いろいろな方からの御意見を聞きながら進めていくということは、これはやっていかなきゃならない。

そして、具体的に、じゃ今後どういうふうな形で中学校をつくっていくかということになりますと、より身近なところ、また地域の方とか、そういう方等含めながら、その準備委員会等も含めて、それでいいのかどうかということも含めて、新しい中学校の建設を目指して進めていきたいと、そんなことは考えてはおります。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 進めていくと。これは教育委員会では、そうするよということになったから、その次の段階が一番大事だと私は思うんですよ。幾ら教育委員会がこうする、こうすると言ったって、やっぱり審議会、それから市民の皆さんの御理解が得られない限り、これはできないことなんです。強引にやったら、さっき強引と書きましたけれども、私は強引と目についていますから、強引と書いたんですけれども、強引にやったらきっと失敗しますよ。

それで、先ほどの③で、小中一貫校じゃだめなのかということを知ったわけですが、教育長さん、御答弁あったわけですが、何か要するに、学校の生徒の数が少ないのは、今のところ、土肥、天城、中伊豆なんですよ、修善寺はいいとして。じゃ、土肥は一貫校だと。それで、小中一貫校、土肥だけよくて、天城、中伊豆はなぜだめかということを知ったわけだ。なぜ天城と中伊豆はだめなのか。そういう議論をしたのか。

これは市長さんにお伺いしたいんですけども、やっぱり教育委員会から言ってきたから、ああ、そうですかといって予算をつけるんですか。自分じゃ考えないんですか。小中一貫校じゃどうかとか、そういうことは言わないんですか。何も考えないで、ただ教育委員会から言ってきたからやるんですか。それじゃ、そういうことは、ただ言いなりじゃないですか。それとも、市長さんが教育委員会にこうやれと言って、そう言っているから、じゃ、わしが言ったことと同じことだから、いいよと思っているんですか。

2つ。1つは教育長さん。小中一貫校、なぜ天城、中伊豆じゃだめなのか。

結局、さっき私、言いましたけれども、地域の疲弊ということを考えれば、疲弊をなくするには、やっぱり学校というのは大きな施設なんですよ。大きな拠点なんですよ。それによって若い人が来て、子供がいるという。だから、なくさないほうがいいに決まっているんですよ。土肥のほうは小中一貫校、当然あれですけども、それはそれでわかるわけ。何で天城と中伊豆は小中一貫校にしないのかということの一つお伺いします。

それから市長さん、教育委員会の言いなりでやっているのかどうなのか伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） なぜ天城、中伊豆、修善寺の3校の中学校が一貫校ではだめなのかと。だめからスタートしたわけでは決してございません。当然、土肥と同じような一貫校、施設一体型の学校をつくること、これも当然検討をしてくれているわけですが、ただ、先ほど申しましたように、天城、中伊豆、それから修善寺の3校の、その今現在の子供たちの状況を考えますと、通学だとかすることも含めてですが、あと子供たちの学習、教育活動全般ですね。そういうものも含めた中で、果たして一貫校にすること、施設一体型にすることが、天城、中伊豆、修善寺も含めて、修善寺も将来的に、恐らく40年になれば、あと25年ぐらいでなる。そこはあくまでも数字的なものしか捉えていませんけれども、当然またふえてくれればいいわけです。

しかし、当然そのいろいろな教育環境が出てきたときに、やはり同じ伊豆市、天城も中伊豆も修善寺も伊豆市の生徒として、やはり一つの学校の中でやっていく。それは当然、今、天城、中伊豆が抱えている問題があります。子供たちが抱えている問題、教員が抱えている問題があります。その問題をやはり解決すること、これはやはり3つを1つにするこのほうが、子供たちにとってはよりよい環境がつかれるであろうということの中で、最終的にその判断をしたわけです。

決して一貫校、この一貫校につきましては、当然、土肥についても、もし新しい学校ができて、それで3校が1つになったとしても、残る小学校もあります。その小学校についても、やはり小中学校が、同じ小中学校が9カ年で、9年後にはこういう子供を育てようという、これは子供たち自身もそうなのですが、教員も含めて、その目指すところを共有して、そして、教育課程を編成したり、それから系統的な教育を目指すことが、子供にとってはよりよいんだろうと。それが、土肥については施設一体型。だから、もしこちらで可能であるならば、施設分離型の小中一貫教育をしていきたい、そんな考えを持っているということです。

なぜかという、先ほど課題を解決するためには、子供たちにとってはそれが一番であろうという判断からでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 学校教育を含む行政というのは、地域によって全く状況が違うんです

ね。国が新たな基準を出して、通学時間をおおむね1時間としたからといって、じゃ小峰から直通バスを出せば、1時間で修善寺まで来るではないかという基準にのっとってやるだろうか。あるいは先般、ある市長の勉強会で、県外の市長さん方と雑談をしていたんですが、あるところは、もうとうとう小学生が150人になってしまった、だから統合を考えている。もう一つの市長さんは、200人しかいない、だから統合を考えている、数年内にやりたい。うちは3校統合して130人ぐらいですよ。じゃ、そういった判断基準で伊豆市もやるか。それは違いますよ。やはり伊豆市には伊豆市の状況があり、伊豆市には伊豆市の文化なり生きざまというものがある。

教育委員さんに、もし議員がなったとしたら、そういった地域の状況とか、先生方とか親御さんの話を聞かないで決めるでしょうか。伊豆市の教育委員さんは、やはりいろいろな方の意見を聞き、伊豆市の状況を考え、総合的に判断されて計画をつくられていると私は信じておりますので、教育委員会が一定の結果を出したならば、市長として予算づけを含めて、その事業を進めていくというのが、市長としての責任のあり方だろうと思っています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 教育長さんの今の御答弁ですけれども、それは教育委員会としては、それはそれでいろいろお考えで、教育委員会としては、やっぱり子供の教育のことを第一に考えるということだと思えますけれども、市長は違うんですよ、市長は。

幾ら、どうも今言っていることに、市長さんの答弁は、何も私が聞いていることに答えていないような気がするんですけれどもね。要するに、議員というのは私のことですかね、私が教育委員になったって、私になるわけじゃないじゃないですか。そんな選ばれるわけ、選びますか、私を教育委員に。そんなことあるわけじゃないじゃないですか。

だから、そんな、教育委員会が言っていることが全て正しいなんて思っているんですか、市長。私は、私のあれだと、市長もこういうふうになったらいいなと思っていたのかもしれませんが、とにかく市長は、市長たるゆえんは、学校なら学校のことじゃなくて、地域のことをみんな考えてくださいよということを私は言っているわけ。

私が最初に言った、これは国の方針だということを言ったわけですけれども、まさにそういう動機があるわけですよ、市長にはね。また、ないんだつたらないと言ってくださいよ。だって、地方創生というのは大体そういうものなんだから。そういう地方創生ということ自体が、大体そういうものなんですからね。地方創生を信奉している人としては、そうならざるを得ないと、なるのは当たり前だということになるわけですね。

それから、公立学校施設の整備で補助金返還ということですが、さっき教育長さんおっしゃったけれども、それは10年たつたらいいよというか、それは……だから、私が聞きたかったのは、法律には、法律だか指針ですか、10年たつたら、文部科学大臣が認めればいいのか、そんなこと書いてあったような気がしたんですけれども、とにかくまだ、中伊豆の

中学校の体育館なんていうのは10年たっていないわけですよ。まだ2年でしょう。それで、幾らですか、7,500万円ぐらい補助金もらっているんじゃないですか。それを返せと言われてたら、返すしかないね、それは、目的外使用だからね。幾ら地域の人に使ってもらうんですと、避難所にするとしても、目的外だから。

だから、そこら辺はどうなのかなと私は聞いたんだけど、余りよくわからなかったんですけれども、とにかく国のほうだって、学校統廃合を進めているから、それで緩和されるかもしれないけれども、とにかくそういう問題があるよということですよ。

それで、最後の5番目ですけれども、市長が最初にお答えあったけれども、箱物行政じゃないと言っているわけでしょう。箱物をつくるわけでしょう。それが箱物行政なんですよ。私、前にとにかく、3番目で言っているけれども、何で統合するんだったら、修善寺中学があるのに、そこへ統合しないのかと。今の時点じゃ入れないというんだったら、待てばいいじゃないですか。5年でも10年でも待てば、そうなりますよ。

だって、25年後には、地方創生の増田さんという人がいて、地方都市消滅と言っているわけですけれども、25年後には、あの人自身が試算したわけじゃないんでしょうけれども、伊豆市の今、大体1年に生まれる子供が140人として、3分の1になるんですよ、3分の1に。何で待てないんですか、何でそんな、要するに50人になっちゃうわけですよ、あのシミュレーションでいくと。何で待てないんですか、5年、10年。そこがおかしい、そこが箱物行政だと言っているわけですよ。それで、あいたところへ、修善寺中学校へ修善寺の小学校を全部持ってくるよといったって、結局は修善寺の小学校、全部あいちゃうわけでしょう、そういうふうになると。

だから、不要不急と言っているんですよ。そうじゃありませんか。私はこれは、要するに無駄だということを言っているんですよ。もっと身の丈に合った財政運営をしなきゃだめなんですよ。今から25年後に、今は500人ずつ人口が減っていますから、2万人になったら税収だって物すごい落ちるわけですよ。収入がなくなるわけですよ。収入がなくなるのに、こんなのぼんぼんつくって、ガーデンシティだなんて言って、こども園をつくるだとか言って、それを箱物行政と言っているんですよ。それ、どうなんですか。箱物行政じゃないんですか、それは。どうですか、市長さん、箱物行政だか、箱物行政じゃないのか、お答えいただきたいですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つの点で非常に大きな違いがあるんですけれども、1つは、何度も申し上げているんですけれども、行政のやり方、物すごく時代が変わったんです。議員が行政にいたころは、国とか県の指導どおり、修善寺町はこうしなさい、天城湯ヶ島町はこうしなさいということだったかもしれませんが。今、国が言っている地方創生は、自分たちで考えていきなさいということなんです、自分たちで。

だから、先ほど政策監からあったとおり、国の基準のコンパクトシティといたら、三島・沼津中心のことを考えているけれども、伊豆市が独自に自分の都市機能を使って、駅もある、日赤もある、そういったものを使って生き延びるのであれば、それは尊重するから、ちゃんと国に提出しなさいということなんです。

今、私たちは、国の言うとおりに、県の言うとおりにという行政はやっていないんです。その点でまず一つ大きく違う。

それから、もう一つは、やはり恐らく、議員現役のころは縦割りの行政がほとんどだったと思うんですね。今は本当に総合的に判断しなければいけない時代なんです。天城湯ヶ島町から、中伊豆町から中学校がなくなることがいいかどうか、私個人としても、市長としても、逡巡するところは当然あります。議員の皆さんも同じだと思います。

しかし、教育委員会が、それが子供たちの教育環境のために、それはすべき事業だということであれば、それを使って新たなまちづくりをやっていくということは、市長として当然の責務ではないでしょうか。そこに今、政策監があわせて建設部理事として進めている都市計画の見直し、議員はかつて、都市計画は見直すべきではない、企業誘致もすべきではないとおっしゃいました。しかし、ベアードビールも東京ラスクも、そこを拠点に今成長しつつあるわけです。

また、かつて議員に同じように財政の問題で大反対されました修善寺駅、去年グランドオープンしたときに、議員も笑顔で来られたじゃないですか。そういう将来に向けての事業というものは、しっかり財源を確保しながらすべきである、これは市長の責務だと思うんです。

その中で、新しいコンパクト&ネットワークとか、伊豆市の新しいまちづくりのコンセプトをグランドデザインという、伊豆市のグランドデザインという将来図をつくって、その中の中枢を総合計画にも載せ、必要な都市計画の見直し、おおむね駅から1キロ圏内の新しいまちづくりを進め、その中には日赤の維持もあり、新しい中学校もあり、新しい宅地開発もあり、伊豆市が欠けている都市公園の整備もありということを経済的・包括的に、縦割り行政を越えてやっていこうとしているわけです。

ぜひ、その新たな時代の伊豆市の行政に、議員の皆さんも御参画をいただきたいと、こう思っています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 私が聞いたのは、箱物行政かどうかということを知ったわけではなく、縦割り行政がどうたら、そんなことは聞いていないんですよ。

こんなにぼんぼん何かやっていて、だからさっき言ったでしょう、25年後は伊豆市の人口は2万人になるんですよ。1学年の全部の子供たちが50人になるんですよ。それだったら、やれるところまでやって、そんなこと、既に地方創生でもう、そういうシミュレーションが出ているんだからね。それに乗っかってやっているわけですから、何で待てないのかと、

何で5年、10年待ってやれないのかと。そんな、今のあれに合ってやったって、今の子供の人数に合わせてつくったって、20年後には要らなくなっちゃいますよ、また。それだったら、何で今あるものを使わないのかということをお私には言っているんです。

この40億円事業費、いいですか、補助対象経費が仮に20億円とすると、国庫補助は学校統合の場合、半分ですよ、2分の1ですよ、10億円が来ると。残り30億円で、それは起債だと。20年起債とすると、金利もあるから、1年間に2億円ずつ、20年間払っていかなきゃならないということになるわけですよ。そういうことをしなけりゃ、そういう金は要らないということになるわけですね。その2億円というお金は、ほかに使える、福祉のあれに使える、何にも使えるということになるわけです。

要するに、伊豆市自体がもう疲弊しちゃうんですよ、そんなことばかりやったら。それが箱物行政。夕張市の二の舞になると書きましたけれども、こういう、そんなことぼんぼんやったら、なるに決まっていますよ、そんなね。大体これから、どんどん税収下がって、あれですから、本当にこういう計画は安易にやらないで、ちゃんとよくよく考えてやったらいい。ただ国の政策に、地方創生に乗っかればいいなんて、そんなものじゃないんですよ。

いいです。以上、終わります。

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により、昼の休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 0時58分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（杉山 誠君） 次に、2番、三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

○2番（三田忠男君） 2番、三田忠男です。

前回3月の定例議会の内容と、今回も重複するようなことが多々ありますが、4月に部長の交代、あるいは組織体制の変更がなされましたので、かつ国の政策も、4月1日から新たな政策が進んだと。そういうこともありまして、再質問を含めて、もう少し具体的な質問をいたしたく、今回の質問になっておりますので、御了承願いたいと思います。

まず1件目として、「誰もが健康で安心して暮らせるまち」伊豆市ですと宣言できるために必要な施策の推進をということで、第1次総合計画後期基本計画に基づく施策分類で、「誰もが健康で安心して暮らせるまち」の項に、①心も体も健康なまちづくり（健康づくり）、②地域で支える福祉のまちづくり（地域福祉）、③高齢者が安心して暮らせるまちづ

くり（高齢者福祉）、④障害者が充実して暮らせるまちづくり（障害者福祉）、⑤子育てしやすいまちづくり（次世代育成）、⑥その他とありますが、伊豆市高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画、これは平成27年度から平成29年度までの3カ年、第4期伊豆市障害福祉計画（平成29年度目標）とした3カ年計画、伊豆市子ども・子育て支援事業計画、これも平成27年、これは5年間ですか、平成31年度、が描く伊豆市のまちづくりの未来に、どのような姿勢で取り組むのか。今回は特に、住民に期待することは何か。いわゆる行政との役割分担みたいところで、市民がどういうことに取り組むのか、そんな考えを伺いたいと思います。

これについては、市長及び教育長にも、担当するところをお願いしたいと思います。

2番目に、ちょっと話がずれますが、生活・林道の道路網の整備の推進をいかに図るかということで、今回まとめて生活道路と林道としてしまって、ちょっとわかりにくかったんですが、具体的な再質問で事例を挙げて質問いたします。

生活道路・林道の道路整備について、ジオパーク推進、森林産業育成、交通安全面から、財政の現状を踏まえて、いかに推進していくのか。これまた、住民に期待することは何かについて伺います。

3番目として、狩野川、大見川等のアユ釣りシーズンになりましたんですが、観光交流人口の増大、あるいは、いわゆるおもてなしという今後のことを踏まえて、アユ釣り客のおもてなしの充実策について伺いますということで、アユ釣りシーズンになりましたが、河川への護岸の階段不足、あるいはトイレ不足が目立ちます。おもてなし環境整備を図る予定はないか伺いますということで、市長をお願いしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、1つ目の「誰もが健康で安心して暮らせるまち」、この中には、今議員から御指摘があったような幾つかの事業計画がございますが、現時点で私が考えておりますのは、まず早急に具体的に取組まなければいけないのは、健康推進事業ではないかと思っているんですね。

非常に残念ながら、自然環境に恵まれて、温泉もあり、食材もいいものがある伊豆市が、健康指標が非常に悪い。これはもう高血圧、心疾患、脳疾患全てにおいて。これの改善のためには、当然歩いたり、食生活の改善をしたり、また喫煙率が一番高いものですから、そういった対策が必要になるんですが、これは健康診断を幾ら市のほうが連絡を送っても、後のプログラムをつくっても、まさにこれこそ、市民の皆さんお一人お一人に自覚をいただいて、バスに乗って1駅でも多く歩くとか、なるべく朝の散歩をすとか、食生活もしょうゆとか塩分を控えていただくとか、やっぱり自覚に求めるところが大きいと思います。

それから、さらに言えば、医療体制も第1次、つまり風邪を引いたとか、ちょっと捻挫をしたとかいうところまで、大学病院にどうしてもかかりがちな傾向がある。そういったことを考えると、まずは、当然全部やるんですけども、市民自身の健康推進事業というものをぜひとも強化してまいりたいと考えております。これはもう、ぜひとも市民の皆さんに第一当事者になっていただきたいと思っております。

それから、生活道路、市道・林道、市の立場では市道と林道なんですけど、市道だけで約1,000キロあるわけですね。林道も、これから観光等で、あるいは林道振興等で、さらに使うことを考えますと、非常にインフラの整備が厳しくなっております。これにあわせて上下水道がありまして、上水道は伊豆市の上水道が400キロ、毎年2キロしか直せていない。つまり、水道管の寿命が40年の中で、伊豆市は200年に1回しか直せないペースで水道事業をやっているわけです。

そういったことを考えて、市道だけではなく林道、それから上水道、下水道、こういったものを、ただ担当課で、財源が幾らですから、これだけしかできませんということではなくて、しっかり全体像を把握した上で、総合計画にのせていくということを今指示をしているところでございます。

私自身も、林道はいざとなったら、大規模災害のときに予備経路と使える道路もございまずるので、なるべく良好な状態で維持をしたいと思っております。しっかり財源を見ながら、優先順位をつけて維持・整備をしてまいりたいと思っております。

それから、これからアユのシーズンが始まってまいりまして、実はこれは行政の課題としては、優先順位は決して、どの程度に位置づけられるかということはあるのですが、毎年この時期から気になるんですね。やっぱり土日になりますと、市役所の駐車場も含め、市民の皆さんが使うべき駐車場とか、あるいは道路の路側帯とか、ごみの放置とか、いろいろな問題がございまして、何か具体的な、ちょっと放置できない問題がある都度、漁協にはお願いをしているんですけども、なかなか抜本的な解決には至らない。

そこで漁協のほうには、例えば駐車場とか、具体的に言えば、一例ですけれども、狩野グラウンドの一番狩野川沿いの駐車場とか、必要であればトイレもということをお話をすると、当然その場合には、管理はしてくださいねということになるんですけども、なかなか、誰が管理をするかということでも合意も難しく、現時点では当面、事業者さん、釣り道具屋さんとか、おとり屋さんとか、そういった方々第一当事者、あるいは漁協の皆さんですね。そこでアユ釣りを活用されている方々に、まずは御努力をいただいた上で、その上で、公でやるべきものは検討したいという状況でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、御質問の伊豆市子ども・子育て支援事業計画における教

育委員会としての取り組みと、住民に期待することということでお答えをさせていただきます。

この計画では、地域における子育て支援として、放課後児童健全育成事業、または通学路の安全確保などのかかわり、それから子供と親の健康づくりとして、5歳児健康検査、それからスクールカウンセラー、心の相談員でのかかわり、子供の健やかな成長に資する教育環境の整備として、学校再編を含めた学校施設の整備、福祉・育児体験学習、特別支援教育、学校別の防災会議、交通安全会議、家庭教育学級、ふるさと学級などのかかわり、要保護児童へのきめ細かな取り組みとして、就学支援制度、奨学金の貸与、特別支援コーディネーターの相談など、さまざまな角度で、多くの課とかかわりを持ちながら事業に取り組んでおります。

市民の方への期待することということで、特に学校教育におきましては、伊豆市型のコミュニティスクールを推進するに当たりまして、既に組織化している事例に合わせて、学校への御協力をいただける方々と連携や体制づくりに向けた準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） じゃ、幾つかすみません、お願いいたします。

いずれの件名の質問の根底には、伊豆市の課題であります人口流出の防止、定住人口の増加、交流人口の増による所得の向上、あるいは働き場の確保等についての課題意識が根底にあるものですから、このような質問になっております。

また、再質問の幾つかの項目の中に、いわゆる生活に困難を来している市民のセーフティネットとしての社会保障、社会福祉等が根底にないと、やっぱり生活は安定しないだろうということで、その充実を願うという観点からの質問になりますので、よろしくお願いいたします。

市長がいきなり健康問題から入ったものですから、ちょっとこちらのほうは、いわゆる地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律というのが、介護保険等の中の、一体的にこれから決めていくと。その中で、国民の責務としての医療法改正が行われる中で、過剰医療の防止だとか、適切な医療を適切にやるとか、医療費の削減策の中での、ジェネリック薬品の活用を市民の皆さんもやってくださいとか、いろいろな施策があると。

その中で、健康は自分で守るを第一義にするというようなことが、いろいろこれから展開されていくかと思えますけれども、本当に伊豆半島は、山間部の人ほど車に乗って、都会の子供ほど敏捷性が高いとか、田舎の子供がのんびりしているみたいなことがデータとして出て、その延長線上に大人の生活もあるようなことを聞きますし、お魚文化の中での食塩、塩

分ですか、食中毒防止等で濃い味のものを使ったとか、いろいろないきさつがあるみたいですけれども、その分野での政策についての質問は今回省かせてもらいまして、介護保険等について総括的にお願いしたいなと思うわけです。

それで、介護保険の中で、まずお願いしたいのが、伊豆市の第6期計画の中に介護保険の予定があるんですが、ここに地域包括ケアシステムというのが国が叫ばれて、これを地方で具体的にしていくようにということが積極的に書かれて、かつ、その資料の中にもいろいろ書かれて、医療、介護、あるいは老人クラブ、自治会、ボランティア等の役割等も書かれているんですが、まず、この地域包括ケアシステムを伊豆市はどのように捉えて、どんな人を対象に、どのようにやろうとしているのか。まず確認させていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） それでは、ただいまの質問の中に、地域包括ケアシステムとはどういうものかというところの御質問でございます。

高齢者が住みなれた地域で、可能な限り自立した暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される制度でございます。対象はというところでございますが、広義な意味、広い意味では市民全体ということになりますが、やはり高齢者というところでございます。それとあと、範囲につきましては、やはり伊豆市全体ということで考えております。

介護の関係につきましては、4圏域ということで、旧町単位で包括ですか、それをやっている次第でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） この概念は、社会保障制度改革国民会議というところから、いわゆる1970年代モデルから21世紀、2025年の日本モデルと変換の中で、いわゆる夫婦がいて子供が2人いる4人の家族のモデルから、いわゆる高齢者のひとり世帯、あるいは夫婦の世帯がどんどんふえていくということでのモデルの切りかえを、いかに財源の面から、あるいは生活上の面から変えていくかということで、いろいろなモデルが出てきていると。それに合わせたような形で、この地域包括ケアシステムというのが出てきたという理解で、財源のところ、いわゆる高齢者のほうになるわけですが、実際は0歳から100歳ぐらいまでの地域ケアシステムだということを私はまず捉えたいと思い、前回の質問でも、前部長も、いわゆる0歳からありますよという答弁はいただいているところです。

これを確認しないと、ともすると高齢者のほうに偏ってしまうということになって、他の分野の施策がおろそかになるんじゃないかと。本当に地域で支えるという概念がいかないん

じゃないかなと思うものですから、まずそれを私なりに確認させてもらったということになるわけです。

それで、2025年というのは、団塊の世代の75歳の方が全員後期高齢者になるというところのモデルで、そこがピークになるそうなんです、そのときに日常生活圏、おおむね30分以内で駆けつけられる範囲、これは中学校程度とあるんですが、中学校というと、今度は先ほどの午前中の質問でも、中学校が1校になったときに、中学校区分となると範囲が変わってしまうんですね。ですから、本来の昔でいう小学校レベルぐらいのことをイメージして地域ケアをやらないと、本質的には支えられないだろうということになるかと思います。そして、このシステムをつくるには、やはり時間がかかるということで、10年ぐらい本気になって取り組まないと、いわゆる絵に描いた餅になるんじゃないかという懸念が言われております。

そこで、私がこの地域包括ケアを質問するときに、どのような範囲でとか、誰にと言ったように、具体的なイメージの中で質問させていただければと思います。

介護保険の制度改正の中で、特別養護老人ホーム等を使えるのは、介護度3以上になったと。それ以外の方は、逆説的に言えば、地域で生活してくださいということになりますね。そうなりますと、2025年モデルの中の、ひとり暮らしで認知症の要介護2の人が地域で安心して暮らせるまちづくりを地域包括ケアで保障しないと、本来の生活保障にはならないというのが私の考えになるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

何となく、もうちょっと軽い人のイメージで包括ケアを捉えているのか、要介護3レベルの人も含めて捉えるのか、その点の確認をさせてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） ただいまの質問でございますが、今回の介護保険法の改正によりまして、特別養護老人ホームの入所基準が変わりました。今までのところが、要介護3以上の方が対象ということに今回なりました。しかし、要介護1、2であっても、特に2です、ボーダーラインの方もおります。

このような方につきましては、国のガイドライン、それからあと、県の判断基準等が示されておりまして、その方々に、ふだんの生活状況、そういうものによって判断をするということで基準が出ております。それにまず当てはめます。それでも甲乙つけがたい、判断のできない部分については、またさらに、ケアマネですかね、その方々に調査をしていただいて、ふだんの生活がどのような状態になっているかというところで、判断材料とさせてもらって、要介護2でも特例というようなケースもございます。

実は、この4月から1件、そのようなケースが出まして、要介護2の方でも認定されたというケースがございました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 施設福祉で支えるという考え方もあるかと思いますが、介護保険の理念の中に、自己決定、自己選択という大きな理念がありまして、その住みなれた地域でなおかつ続けたい、生活したいという人がいたら、その地域で保障するのが介護保険の趣旨だと。やむを得ず老人ホーム等に入る方もいるし、希望して入る方もいると。ですけれども、希望して入る方の中では、軽い人は入れないというようなことが起きてしまって、逆に介護度は高いんだけど、私は住みなれた地域で生活したいという方ですね。

その地域の中に、私は自宅という形を使いませんで、在宅という形では、いわゆるその地域で何らかの選択肢をした住宅が確保されていればいいという概念で使っておりますけれども、そういったところでの要介護2の方、具体的に言いますと、自力で立ち上がりや歩行などが困難であり、食事や排せつ、入浴、清潔を保つ、衣服の着脱など、金銭管理なども介助が必要となる方、毎日の日課や直前に何をしていたかの記憶が怪しくなる方、物忘れや周りのことに関心がなくなる、昼夜逆転という様子が見られる方、1日に1回程度は何らかの介護サービスが必要、また地域の見守りや生活支援が必要となる人が、大体要介護2というレベルで、この方々が地域に住みたいというときに、それを支えるのが地域包括ケアだろうと思いたいわけなんですけど、本当にその人たちが伊豆市で、そういった施設福祉じゃないところで生活する場合、地域包括ケアをする側がよほどの力を入れてやらないと、今現在では難しいだろうと。

その難しい状況に、要介護1、2の方でも、そういうところに入られたということの事例があるわけですから、今回は入れないことの拒否じゃなくて、要介護2の人が地域で住みたい場合のシステムとして、要介護2をいかにつくっていくかという観点から質問になるものですから、再度確認になりますが、そういったイメージを迎えた上での地域包括ケアシステムが考えられているのか、それとも額面どおりの、国から、あるいはいろいろな通知で出されている概念で地域包括ケアをつくっているのか、その辺を再度確認させてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） まず、地域包括ケアシステム、これにつきましては、地域でまずケア会議というものをやります。その下にいろいろな、在宅医療連携推進事業とか認知症対策とか、そういうものをやるようになっております。やはり住みなれた地域で最後まで生活ができるような体制づくりが必要、これが地域ケアシステムということになります。

それをやっていくには、やはりそれぞれの役所なり、地域なり、住民なりが、それぞれの役目を持って、地域で過ごされるような体制をとっていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） このような事例があったそうです。

7月に富山型デイサービスということで、地域で支える仕組みがある富山県に研修視察させてもらう予定でいるんですが、要介護3の方が地域で住みたいということで、単身の方であつたらしいんですが、そうしますと、そういう人がいると、住民はどんな反応するかといいますと、とてもじゃないけれども支え切れないから、行政は何やっているんだという話にどうもなるみたいなんですね。

伊豆でもどうでしょうか、なるんでしょうかね。そうしたところ、行政は何と答えるんでしょうか。ちょっと酷でしょうか。質問が酷ならば、ちょっとあれですか。

要介護3のレベルの方がひとりで住んでいると。住民が支え切れないから、こんな人を地域に置いたら危ないじゃないかと、先ほど言ったような健康とかも含めて、危ないじゃないかと、命にもかかわるだろうと、行政は何とかしろよと言ったとしたら、行政としてはどういうふうに、今の体制だと答えるんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） 要介護3ですと、原則該当になりますよね……

〔「在宅です」と言う人あり〕

○健康福祉部長（山口一範君） 在宅ですか、すみません。

ケースによって、当然、基準、ガイドラインとかそういうのがありまして、それらに当然当てはめるんですが、ケースによっては、いろいろなものがありますので、その辺は相談によって判断させてもらえばいいんじゃないかというふうには考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） そうですね。その判断が、要は生活することが難しいとなって、かつ、じゃ、老人ホーム等にも入ってもらったらどうかといったときに、あるいは行政にそういうことをやっても、行政的にも財源的にできないという答えも一方あるかと思うんですね。多分そういう答え方も、別に私、おかしくはないと思っているんですけども。

そうなったとき、じゃ、地域はだめだ、行政もだめだ、それじゃ、その老人はどうするかと。しかもひとり暮らしで、支える者がいないわけですね。それで、そのところはどうかという、さっき言った地域ケアシステムは住民をも含めたシステムなものですから、住民の皆さんと行政と協働で、いろいろ施策を考えたみたいです。

それで、今現在の介護度3というと、その人のことなんですが、10年後、20年後の介護度3は、私を含めた、いつなるかわからない私たちなんですね。その私たちに、じゃ20年後はどうなるんでしょうねということを一生涯懸念考えてもらったみたいなんですね。そして、考

えてもらったら、これは行政でも無理だし、何とか自分たちも含めて一緒になってやるしかないということが答えになって、そうすると、じゃどうやるんだろうということをいろいろ考えて、隣近所だけじゃ支え切れないから、行政のやるところ、業者のやるところ、隣近所のやるところ、民生委員の方がやるところと、いろいろな役割分担をやったんだと。

私は、そういうのが地域ケアシステムの本質になるんじゃないかなと思う中で質問させてもらって、市民の役割はということで、本来の憲法第25条とかの原理原則はあるわけですが、やっぱり協働してやっていかないと、なかなか本当の意味の地域ケアシステムはつukれないんじゃないかなと。そんなことを思ったものですから、そのための準備では、いわゆる今、地域づくり協議会等も含めて、いわゆるまちづくりそのものなんですよ。

それを福祉だけに特化するんじゃなくて、さっき市長が、行政というのは縦割りじゃなくて、総合メニューで総合的にやらなきゃいけないと。まさに地域ケア包括システムは、本当の資源を動員しなければできない。それで、子供の中でも学校教育を含めて、福祉教育に力を入れたりして、そういった土壌をつくらなければ、やっぱり伊豆市の将来的にもそういう土壌は育たないだろうし、過去の旧中伊豆中学校あたりの福祉教育を推進した中の成果もいろいろあらわれているようなことを聞いておりますので、そんなことを含めて、教育委員会にも答弁を求めたところであります。

それで、せっかくですので、きょう民生委員の方が見えていますので、この計画の図でも、民生委員の役割みたいのがちょっと抜けているようなイメージがあるんですが、民生委員さんに伊豆市としては何を期待しているか、ちょっとついでに質問させていただければと思うんですが、いかがでしょうか。ちょっと出てこないんですね、民生委員という言葉が、私の調べた範囲では。出てきませんか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） すみません、私もちょっと勉強不足で、民生委員さんがかわるところというのは認識しておりませんが、いずれにしても民生委員さんは、地域の相談役、見守りをお願いしているわけですので、その辺で対応していただければというふうには考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） そういった計画の中に一緒に入っていただいて、積極的な発言をいただいて、一緒になって参加するという視点で、民生委員の方をお願いすることも大事かと思うんですね。決まったことをやってもらうというんじゃなくて、一緒になって企画してもらうということが、私は大事じゃないかなというような気がします。

あと、4月に介護保険の制度が変わりまして、地域総合事業になったと。その結果の影響

は、レセプト請求等では、もうちょっと先にデータが出るかなと思うんですが、今現在、何か変化が起きているかどうか。高齢者分野での確認、サービス面での低下があるのか、あるいは事業者の経営面ではどうかとか、行政の保険給付の範囲ではどんな影響が出ているのか。あるいは苦情等、あるいは評判等がいかがか。そんな点がわかりましたら、お願いできますでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） 今回の改正の中で問題等が出ているのかというところですが、まず業者の経営面というところで、今回、介護保険法の改正がございまして、介護報酬が全体で2.27%引き下げが行われたということがございます。それと、逆に報酬が上乘せされる加算サービスの提供もしているということでございます。

ただ、今回の改正で、特養等の話を、これはちょっと新聞の記事なんですけど、確認というか、しましたら、なかなかやっぱり厳しいものがありますよという新聞記事が載っていました。ただ、まだ今、2カ月おくれということで、金額が出ておりませんので、それらが出ましたら、ちょっとうちのほうでも、どういう問題があるのかというところの検討はしていきたいというふうに考えております。

それからあと、苦情の面でございますが、特に苦情のほうは出ておりません。保険料の改正で問い合わせは1件だけありましたが、金額のことですので、そのくらいです。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 高齢者のほうはもうちょっと、9月議会等でまた質問させていただければと思います。

次に、障害者関係ですけれども、これも答申が出ていまして、この中で私、一番大事だなと思っているのは、就労支援と地域移行ということですね。地域の中で、これまた障害者が住みたいというときに、住宅確保と所得確保が前提にないと、なかなか地域に移行しづらい。それと、先ほど市長がおっしゃったような健康の保障がないと、いざというときに不安だということ、なかなか地域移行しないと。その辺をどう重点的に整備するかというのが、大事じゃないかなと思います。かつ、対象者としては、難病患者の方に今後どうするかというのが、大きな課題ということになるかと思えます。

来年度の4月からになるんですが、差別解消法が施行されまして、差別は絶対いけないよということと、それに伴う合理的な配慮ということが言われています。この準備も、しっかりことし1年やっていただければということで、ここではお願いということで終わらせてもらいます。

それで、毎回聞いています、優先調達法の実績、これを一つの伊豆の目玉にしたらどうか

ということで毎回聞いておりますが、平成26年度の実績が出ましたら、金額と範囲と教えていただければと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） 優先調達法の実績ということで、平成26年度の実績が173万5,663円と。平成25年が202万6,374円ですので、前年度と比べると若干落ちてはおります。前年度は平成25年度なんですけど、平成25年度のときには、市制10周年記念、そのときの記念品とか、それからあと、民生委員さん退任の額縁等の購入があったからの差額かなというふうには考えております。

それからあと、内容的には、食材となるパン、食料品やトイレットペーパー、それから額縁などの物品、それから、そのほか資源ごみの回収補助金、封入作業の手数料、土産物等が小物であります。

今後、役所の各部署にさらに協力を求めて、拡大に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 調達方針を全庁でつくるというようなことになっていると思いますので、ぜひお願いします。

またかつ、意識しないでも、そういったところを利用している他の部局の方もいらっしゃいます。そういったデータを集めりゃ、もっと金額がふえるんじゃないかなと思いますし、先ほども議員の弁当をある事業所から食べて、あれも金額に換算すれば、調達したということになると思いますので、ぜひまた考えていただければと思います。

次に、子供関係で質問させてください。

月ヶ瀬地区の建設状況、進捗状況等、まず確認させていただければと。順調にいつているかと、そんなことで結構でございます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） 月ヶ瀬のこども園の建設につきましては、工期どおり、現在基礎工事を行っております。最終的には2月の末ということで考えております。順調でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 湯ヶ島方面オーケーだということで、私の住んでいます旧中伊豆方面

なのですが、保育園の状況が決まらず心配していましたが、この前の市長の行政報告で、八幡に春風会がつくってくださるということで安心しましたが、この経過をもう少し詳しく教えていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） 市長が行政報告で申し上げたとおりなんです。まず、ことしの1月から3月20日までに事業者の公募をいたしました。公募をいたしました。応募者がなしというような状況でございました。

これでは困りますので、4月に入ってから、中伊豆こども園の説明会ということで、3法人に来ていただきました。その中で、やっていただけたところにつきましては、どんな条件でやっていただけますでしょうかというような条件提示、依頼のほうを出させていただきました。その中で、春風会さんのほうから条件提示がございまして、それを市としても検討させていただきました。

春風会のほうでは、理事会にかけていただいて、応募の了承を5月中旬に行いました。市といたしましては、計画書等をいただきまして、その内容を確認させていただいて、6月3日の行政報告という次第になったわけです。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 差し支えない範囲で、どんな要望が出たのか、それを市がどういう形で了承したのか、それで契約に至ったのか、お願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） まず1点が、建設費の補助ということで、これは今現在やっています湯ヶ島もそうなんです。建設補助の依頼、それからあと、職員の駐車場の確保、それからあと、職員に対する補助、運営費補助、それから施設の引き渡しということで、この5点が条件ということで出てきました。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 春風会しか手を挙げなかった……挙げなかったんじゃないですね、全員挙げなかったということですね。それなりに中伊豆地区の子供の数が減るということで、経営的な心配を各法人もなさったかと思えます。それで、春風会がやってくださることになったということで、中伊豆から見ると、この法人がいわゆる撤退しないように、それなりに支えないといけないんじゃないかなとも思うわけなんです。

そんなような意味で、あれでしょうか、今度はそこにつくるとなると、今度心配しているところがありまして、原保保育園の休園の問題が出てくるわけですけれども、あそこが子育て支援センターとして非常に評判がいいということも聞いておりますし、あの地域も再三、原保地区の方が、子供がたんといて活性化にもなっているし、もっとあそこの保育園を、もっと違う地域の活性化に使いたいなんていうことを話を聞くわけですけれども、この新しい保育園と原保の休園の関係が、今現在わかる範囲で表明できますでしょうか。すみません。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） 議員がおっしゃるように、原保保育園については今、休園というような状況になっておりますが、支援センターということでやっております。この支援センターの利用率をちょっと市内全体と比較してみますと、これは去年のやつですが、全体では1万5,000人、6,000人ぐらいの支援センターの利用なんですが、原保が6,400人ぐらいということで、かなりの利用がいいというところがございます。

今後、新しい園ができて、中伊豆にこども園ができて、それとの関係はというところがございますが、支援センターとしては残していきたいということ、市長のほうもお話をしておりますので、それはそういう格好で残していきたいと。ただ、方式を支援センターにしておくのか、また児童館とか、そういう格好で残していくのかというものは、また今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 子ども・子育て支援事業計画の中で、ちょっと読ませていただいたところ、伊豆市保育所条例というのが出てきまして、その中に第6条に苦情処理委員会とあるんですね。この答申の中に苦情処理委員というのがあるんですが、私の概念では、苦情解決というように、既に変わっているような気がするんですが、苦情処理というと、どうも言葉が悪いんですね。苦情解決に直す気はないかどうか。これ、ちょっと突発的かもしれませんが、このセンターの整備の関係で出てきて気になるところと、あと、教育長さんにもお願いしたい質問なんですが、スクールカウンセラーと出てくるんですが、スクールソーシャルワーカーというのは出てこないんですが、何か出てこない意図とかあるんならば、ちょっとお教えいただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。2点ほどどうでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） 苦情処理解決ということでございますが、やはり何かあったときには、解決をしていかなきゃならないなというところがございます。ですので、議員のお話のように、その辺はちょっと検討させてください。解決を当然していかなきゃならない

というところがございますので。その方向でちょっと考えていきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） では次に、教育長。

○教育長（勝呂信正君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、今後、事業計画をさらに詰めていく段階では、確実に重要な役割として入れていきます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 社会福祉法の第82条に苦情解決と出てきます。それで、私が再三お願いしています福祉サービスの第三者評価の基準の中にも、苦情解決という言葉になっていますので、この辺は早急に整備したほうがよろしいかと思えます。

ただ、82条では、適切に対応するという言葉で、処理とかじゃなくて、どちらでも使えるようなことになっているんですが、介護保険では処理で、障害者では解決となって、いろいろその市町村を調べると、処理というところもありますし、解決になっている。私は、伊豆市は解決のほうがいいんじゃないかなと、そんなようなことでお願いしました。

あと、生活困窮法等も確認したかったんですが、まだ制度ができたばかりですので、また9月で、これは述べさせていただければと思います。

道路の関係で、具体的な事例を挙げてお願いしたいなと思えます。

ここにあったのは、まず一番気になるのは、ジオパークで、世界認定の調査員が来るということで、私の住んでいる上白岩の有孔虫の、大陸からの移動した、ぶつかった西の地域に、そこに見に来るというんですが、事前に見させてもらったところ、私、子供のころからいてあれなんです、草が生えていたり、この前ちょっと掃除はしていましたんですが、何を見ていいか、ちょっとわからなかったことがあったり、もしあれが観光バス等が来たら、どこにもとまるところも駐車場もないですし、道端にとめるのも非常に交通の支障になるなんていうことを考えちゃうんですが、そんなジオパークとの関係での道路の整備等をまず確認させてください。今後の課題でもそれは結構ですので、よろしく申し上げます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） ジオパークの関連でございます。

議員の御質問どおり、伊豆市内には、下白岩や浄蓮の滝、それからだるま山、昭和の森など、数多くのジオサイトがございます。伊豆市では、それらにつきましては、観光施設整備事業によりまして、トイレ、それから誘導看板等々実施してまいりました。

今後も伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携をとりながら、市内のジオサイト等の整備を検討してまいりますが、既存の市道や林道を利用してジオサイトを訪れることも想定されますので、市民の皆様方等々、関係者の御理解を得ながら、対応を考えていきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） その際に、その延長上の道に、元村地区とか城に抜ける道が清代見橋を通ってあるわけですね。

ちょっと時間の関係で、あわせて質問しちゃいますが、清代見橋から中伊豆のほうに向かうところに、標識もないまま、2つに道が分かれるんですね。修善寺から清代見橋を通って中伊豆に抜けた場合、真っすぐは田んぼの道で、左側がワイナリーに行く道があるんですが、夜通りますとアップダウンで、ちょっとぼやっとして、真ん中の田んぼへ突っ込んだりするようなイメージで、標識も何もないんですね。

あそこはまた、子供の通学路になっていて、ガードレールもなく危ないし、速度制限もないと。そこに住んでいる方から言わせると、汚泥処理の車、バキュームカーというんですか、ああいうのが飛ばしてきて非常に不安だとか、いろいろ声があるんですが、あの辺の整備をもうちょっとやることと、山側の道路が草がぼうぼうで、道を半分塞いでいるようなところもあるんですね。そんなところの整備を、先ほど質問しましたが、住民との協働の中で、どういうふうに整備をしていくのかと。そのときの行政の役割と住民はどんなのかなんていうことをあわせた形での質問になっているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） ただいまの議員の質問ですが、広域一般農道の関係かと思いますが、まず、最初の安全施設、その件につきましては、今後、我々も現地を確認させてもらいまして、ただ、ガードレールとなりますと、やはり安全基準等ありますので、それが設置が可能かどうかというものも見させてもらったり、あと、公安委員会等の協議等もしまして、速度制限ですとか転落防止、それらは考えていきたいと思えます。

その次の、その先の広域農道の、八幡からずっと山側の広域農道の管理ということですよ。一般的に、生活道路にしましても、林道、農道にいたしましても、市道ではございますが、市民の皆さんと協働で管理をさせていただきたいというのが原則といたしますか、お願いなんです。集落と集落をつなぐ部分ですと、なかなか地域の皆さんも手が届かない。ちょっとこの間通ったときに、梶山団地というんでしょうかね、一団の団地ですとか、集落のあるところについては、ちょうど床屋さんで裾刈りをしたように、きれいに清掃していただけてあります。ただ、集落と集落をつなぐ間については、やっぱり草のちょっと多いところもあります。

実は、この道路につきましては、昨年度、全箇所というわけにはいきませんが、市のほうでも草刈りをさせてもらったという経緯がございます。

ただ、やはりこれは、財政上の予算等々見ながらさせてもらうんですが、やはり先ほど市長も言いましたように、伊豆市内、生活道路、市道とか、あと、市道が約3,106線、1,000キロ、それで、農道が211路線、41キロ、林道につきましては、林道台帳に載っているだけでも63路線、135キロという市内に道路がございます。これをやはり、全て行政がというわけにはなかなかいきませんので、地域の皆さんのお力をかりながら管理をしていきたいというのが現状でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） その際、区長を中心にしたわけですけども、持ち主がわからなかったり、同じ地域の方ですから言いにくいなんていうことがありまして、行政がもうちょっと強力に、ちゃんと自己責任でやってくれという後ろ盾をもらって、そこに私たち市民が入っていくなら、なかなかいけるような気がするんですけども、今後、区長さん等に相談しながら、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

また、道の整備では、再三お願いしてはいたけれども、冷川から伊東に抜ける道とか、上和田地区の道路の拡張とか、矢熊筏場線の問題とか、いろいろあるかと思っておりますので、また優先順位等があるかと思っておりますが、そういうものが住民にわかるような、情報公開する中で、一緒になって推進できるようにしていけたらと思っております。

最後になりますけれども、3番目のアユ釣りのお客さんのことなんですが、具体的には、私、小川橋のところの護岸を見させていただいたんですが、護岸には階段をつくるというルールは基本的にはないということをお県から聞いて、ただ、地区の要望があれば、そういうのをつくりますよということだったんですね。

それで、1件、小川橋のところの護岸がちゃんと階段で工事してあったものがいまだに残っているんですが、そこに自転車の遊歩道をつくったことによって、その階段が何も使えなくなっちゃっているんですね。その代替がないんですね。そういった問題については、どういうふうに対応したのかななんていうことがちょっと疑問にあることと、実際は、アユ釣り関係の業者さんがはしごを近くに置いたりして、利便性を高めているみたいですが、もうちょっと市から、県なり国なりに、そういうのをつくってくれという要望を、たしか市長は狩野川流域何とかの責任者と聞いておりましたので、そういった要望をもっとしっかりどんどん上げて、いわゆる工作物として階段があつて、釣り人が安心しておりれるようなところがあつてもいいんじゃないかなと思ったんですね。

工作物を強制的につくってしまうと、またそれは撤去という問題になるみたいですので、いわゆる護岸の中にちゃんとつくというようなことを考えたのが1点です。

もう一つ、公衆トイレの問題で、やはり、そういった釣り人がトイレをするところがないような気がしまして、今ある伊豆市内の公共の施設には、そういった釣り人がトイレを使っ

たときに、快く使ってもらえるような体制づくりってできないかなと思ったわけですね。

具体的には小川は、あそこに農林関係ですが、やまもりの家でしたっけ、あると。そのトイレ等は、そういった釣り人が使うことは可能かどうかと。そんな質問が前提にあったものですから聞いているんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 川の問題、議員も御承知だと思うんですが、管理主体があります。大概、アユ釣りさんが入っている河川については、国であるとか県の管理になってしまいます。それで、普通河川でアユ釣りさん、友釣りをされている方が入っているというところは、ちょっと、余りないんじゃないかと思いますが、議員さんも土木事務所で聞いてもらえたとおり、河川の中に工作物をつくるというのは、もう河川断面、決めちゃってつくってありますので、後づけでつくるといのがなかなか難しいと。整備するときに、農業用水の取水のために階段を当然つくってもらうとか、そういうもので整備をしたものはあるかと思えます。

それで、先ほど言いましたように、自転車の整備のためということでしたが、ちょっと私も詳しくないんですが、自転車整備の主体がやっぱり県であったというようなこともありますし、私も本庁へ行ったりするときには小川橋を通ったりするんですけども、温泉のある裏にはつくりつけの階段があるんですけども、あと自転車道も、ちょっと草が多いせいなのか、ちょっと確認できませんでした。もしあれでしたら、議員さん、また場所を教えてくださいただければ、我々も県に働きかけたりしまして、どういうものか協議を進めていきたいと思えます。

また、トイレについては、設置というのは、やっぱり今のようになかなか難しいし、用地も要るし管理も要るということで、公共施設のトイレ等が近くにあればということなんですが、そのあたり、ちょっと縦割りになって申しわけないんですけども、私どもじゃ、ちょっと御回答ができませんので、その辺、産業部にちょっと伺ってみたいと思えますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） それでは、ただいまのやまもりの家でございますけれども、こちらのほうが、名称的には小川多目的利用施設条例というので、条例で設置されております。これにつきましては、市民の農林業についての体験活動、それからあと森林ボランティア、こちらのほうが活用するという形でなっております。あとは市民のレクリエーション、文化活動等の関係という形で決められておりますので、そういう形でのちょっと御利用というのは無理かなと、今の段階では考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 多目的利用で。ですから、新たにアユ釣りのお客さん等のおもてなしのために、そういうのに使えるようにできませんか、してもらえませんかというのが背景にある質問になるんですが、できないという答えと理解してよろしいんですか。できないんでしょうか。条例というのは、変えることは可能なことだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） すみません、この場ではちょっと申し上げられませんが、今後、いろいろな利用方法があるかと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 総括的には終わったんですが、林道の整備のことについて、これもまた同じなんですが、山に行く住民が少なくなって荒れ放題ですね。

私、これも地元のところで恐縮ですが、中伊豆町の旧、町道1号というんですか、山の神様にずっと使って、伊豆スカイラインに上る道が、昔のどうも宇佐美に抜ける立派な街道だったみたいですが、それが荒れ放題で、オートバイのお客さんらが行っても途中で戻ってきてしまうと。何とかそれをスカイラインまでつながらないかなと。それで、観光道路みたいなイメージでも使ってもらえないかと。そこにきれいなハスもあつたりするものですから、見てもらって、のけてもらったらどうかと、なんていうことを思うんですが、あいつた整備ってなかなか難しいんでしょうかね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 原則的な話は、先ほど申しましたように、林道も目的があつて当初はつくつたと思います。農道にしましても、その受益者が維持管理をするということで行われていたと思います。ただ、確かにおっしゃるように、山へ入る人も減りました。そして、それが、林道がそういう観光ですとか、そういうものに使われる、変わっていくということもございます。

ですので、そうやって地元を愛してくれる方たちにもお願いしたい。また、地元だけではできないということになれば、やはり一度相談、声をかけてもらって、これも予算の範囲ということになってしまいますけれども、関係部署の中で協議をしまして、うちだけで考えない、隣にも声をかけてというか、そういうことで、何らかの事業なり解決方法を見つけまして、推進していきたいと思っておりますので、そんなことでよろしく申し上げます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 結びになりますが、林道を整備するときは、これから10トン車が通れる道にしないと、育成が、いわゆるバックが少なくなっていて、今4トンがやっただということですので、林道整備、絶対この伊豆市には必要だと思いますので、これは市長も同じ認識だと前に伺ったような気がしますので、あわせてお願いして、残りが20秒ありますけれども、答弁は結構ですけれども、やっぱり大きなものをつくらないと、なかなか山林開発できないなということを体験的に思いましたので、あわせて、10トンなり通ると補助金とか全然出なくなるんですか。6秒ありますので教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 今、余り建設部関係で、林道の建設というのはいないんですけれども、逆に産業部のほうで、森林産業の育成等、森林作業道といいますかね、そういうもので、昔みたいにきっちり設計をしなくても、ある地形を利用して、間伐材の集積ですとか、そういうことを事業にしまして、それで間伐材の利用ですとか、今まで間伐材を捨てられたものを、そういうコストのかからない、環境にも優しい作業道をつくって、森林開発といいますか、産業を興していくという事業をやっているはずですよ。

その中で、やはりどういう、10トン車が通れるとか、そういうものを考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 終わります。

○議長（杉山 誠君） これで三田忠男議員の質問を終了します。

◇ 山下 尚之 君

○議長（杉山 誠君） 次に、4番、山下尚之議員。

〔4番 山下尚之君登壇〕

○4番（山下尚之君） 4番、市民第一クラブ、山下尚之です。

通告に従い、市長、教育長、あえて各部長に質問いたします。

件名、平成27年度一般会計予算に対する各部の重点施策について。

3月議会で可決承認された平成27年度一般会計予算について、委員会付託されていることにより、その審議のほとんどがネット配信されていないためか、市民の皆様にも余り周知されていないと思われるので、ここで一般質問として、平成27年度予算の重点項目、特徴についてお尋ねいたします。

市長、教育長には、所管部門全体にわたり、158億8,900万円のうちから、金額の大小にか

かわらず、予算に反映した、市民に訴えたい、御理解をいただきたい、伊豆市が直面している課題・問題点と、その解決・解消に向けての対応策、それに伴う成果として、伊豆市のあるべき理想の将来像等を総括的に、予算版施政方針的な答弁をいただき、組織編成による新たな7部長に、そのための主な重点施策を挙げていただき、伊豆市として今何が必要で、何をしなければならないのか。その状況や事業の概要説明と、その成果・効果に何を求め、将来に向けてどのようなことを期待するのか。市民に向けて特に周知したいことを、わかりやすく、5分程度で説明をお願いします。

途中の二本線を引っ張ってありますけれども、私の考えでは、私の再質問の時間をというよりも、各部長さんの訴えたいこと等が多くあるかと思っておりますので、そちらのほうに、時間配分等もありますから、時間を使っていただくよう、このようなことを文言としたわけですが、不適切な表現ということで削除させていただきます。

それで、5分程度についての説明ということですが、それぞれの時間配分もあると思いますので、これは5分にこだわることなく、市民の皆様ぜひお伝えしたいことについては、大いに主張をお願いしたいと思います。

①から⑦の順番につきましては、行政組織図の上から順番とさせていただきたいと思っております。それぞれ各部のアピール、PRをお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの山下尚之議員の質問に対して答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市長の視点から一つ、組織について申し上げます。

産業部と総合政策部、ほかにもあるんですけども、主としてこの2つ、名称を変えました。1つはつくりました。

伊豆市の場合には、マクロ経済政策できないわけですね。通貨、金融、税というものにさわれない。そうすると、観光はともかくとしても、経済部というのは何だろうか。やはり伊豆市のあるべき姿、何といても地場産業、その中でも産業構造を見れば、当然観光のシェアが大きいので、観光というのは重要政策である、重要課題であることは引き続き同様ののですが、伊豆市の産業をしっかりと力強いものにしていくという意味で、産業部というように名称を改めました。

また、私が市長になったころは、企画部企画課というのがあったのですが、一旦廃止をいたしました。それは、企画部企画課があることによって、各部各課が本来やるべき自分の企画事業をしなくなるのではないかと危惧したわけです。

逆にその結果、この7年間見ていて、各部課を横串に刺した部課横断的な総合的な政策の立案調整ができないというデメリットが大きくなってまいりました。そこで改めて、全部を、全ての部を事業によって、重要な事業については統括するような企画部門というものを再度つくるべきだと判断し、総合政策部、そして、その下に総合戦略化というものを置いたわけ

でございます。

これが市長としては、政策を遂行する上で、一番大きなことしの変換点であったというように申し上げたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、御質問の平成27年度予算の特徴についてお答えをいたします。

教育予算に係る課題を含めた重点施策については、後ほど教育部長が説明しますので、私からは今後の方向性について説明をさせていただきます。

教育委員会が進める事業につきましては、教育振興計画と同じ位置づけをしている市の総合計画をベースに、生涯学習推進大綱、子ども読書活動推進計画、年度ごとに作成する教育方針であるグランドデザインや教育センターの研究事業などを策定し、その指針や計画をもとに、それぞれ事業を進めております。

今後は、本年度から開始されました総合教育会議で策定する教育行政の大綱と第2次総合計画をリンクしながら、教育の基本方針を策定していきたいというふうに考えております。

教育委員会では、学校の再編、美術館の建設、図書館のあり方、運動施設等の検討等、大きな予算にかかわる課題・問題を抱えております。市議会議員の皆様の一層の御支援、御協力をいただきたく、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長兼総合政策部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） それでは、私からは、総合政策部と総務部所管の平成27年度予算の重点施策について御説明させていただきます。

まず、総合政策部におきましては、先ほど市長が申しましたとおり、今年度から企画部門を担うということで新たに設置されました。企画費の中で説明させていただきます。

部全体としましては、伊豆市の将来の持続可能な実効性のある計画づくり、これに重点を置いております。

まず、1点目として、総合計画の策定業務453万6,000円、今年度をもって第1次総合計画の期間が終了します。昨年度に引き続き、平成28年度から10年間の第2次総合計画を策定するための予算です。伊豆市にとって最も重要な前期5年間とその後の後期5年、計10年間を見据えた総合計画を策定するもので、市民にとってもわかりやすく、かつ実効性のある将来計画を策定してまいります。

2点目として、新中学校周辺整備検討調査業務と基本構想策定業務として2,610万4,000円を計上しております。これは、中学校の再編に伴う新中学校を核としまして、その周辺に複合的施設を一体的に整備する構想でございますコンパクトタウン&ネットワーク構想の一環

として位置づけております。修善寺の日向地区に新たなまちづくりの取り組みとして、文教ガーデンシティプロジェクト、これを推進するための構想を今年度策定する予算となっております。市の人口減少や少子高齢化の対策につなげていく、今年度最も重要な施策の一つと考えております。

3点目として、定住促進のための補助金3,500万円ですが、新たに住宅を建設・購入する若者世帯への補助金となっております。ことしで6年目となりますが、今年度、約40世帯の利用を見込んだ予算となっております。若者世帯の移住・定住を今後一層促進してまいります。

4点目としましては、地域づくり交付金の2,000万円でございます。昨年度から地域づくり協議会と連携した協働によるまちづくりを推進しておりますが、今年度は新たに2地区での協議会の立ち上げを見込んでおります。昨年立ち上がった2地区と合わせまして、合計4地区で2,000万円を計上しております。地域づくり協議会には、地域コミュニティの活性化や地域の課題解決といたしました、市民が主体となって行政と連携した協働によるまちづくりを推進していくことを期待しております。

最後に、当初予算ではございませんが、平成26年度予算の繰越明許費として予算化してございます、今年度実施する主な事業について説明させていただきます。

総合計画アクションプランの策定業務費1,000万円ですが、これは地方創生の先行型として、国の交付金を活用した伊豆市の総合戦略計画を策定するための予算となっております。伊豆市の地方創生を推進するための計画であり、人口減少対策に重点を置いた、5年間で成果を出すための計画といたします。

続きまして、総務部所管となります。

総務部としましては、経常的な事業が多くなっておりますが、その中で重要なものについて説明させていただきます。

1点目としまして、公有財産管理事業ですが、これは閉校した小学校の跡地利用を推進するための予算となっております。

旧月ヶ瀬小学校の校舎解体費5,460万円、これにつきましては、旧月ヶ瀬小学校跡地は、こども園を併設しました複合的な福祉施設が計画されておりますので、この事業を後押しするためにも、利用計画のない校舎を解体するものでございます。学校跡地の有効利用と子育て環境等の充実、地域の活性化に寄与するものと期待しているところです。

また、旧土肥南小学校の校舎の解体費4,670万円ですが、これにつきましても、学校跡地を地域づくり協議会による西豆地区の地域づくりの拠点として整備するための解体経費となります。地域づくり協議会には、先ほど申しました行政と連携した協働によるまちづくりを期待しております。

2点目としまして、光ファイバー網の整備補助金2億900万円ですが、昨年度、中伊豆局と青羽根局に光ファイバー網の整備をいたしました。これに続きまして、今年度は湯ヶ島局

管内に光ファイバー網を整備するための補助金となっております。情報インフラを整備することで、インフラの格差を解消し、市民生活の利便性の向上、また産業の振興、これらに寄与するとともに、市内の情報ネットワークを構築する、そのための補助金となっております。

3点目としまして、防災対策事業ですが、小土肥地区の津波避難タワーの建設に1億2,600万円、小下田地区のヘリポート整備に4,511万5,000円、これらはいずれも安心・安全に暮らせるまちづくりを目指した事業を推進していくものでございます。

次に、平成26年度の繰越明許費の中で、今年度実施するものの説明をさせていただきます。

公衆無線LANの拠点整備費5,091万9,000円、これは、市内の観光拠点6カ所と防災拠点や広域避難所8カ所に公衆無線LANを整備するものです。国の観光防災Wi-Fiステーション整備事業を活用しまして、安心・安全なまちづくりを推進するための地域の防災力の充実や観光地としての防災対策を図ってまいります。平時には行政情報や観光情報などを提供するとともに、災害時には利用者の避難誘導や災害情報の提供などの機能を今後検討してまいります。

また、繰越費の防災対策としましては、土肥の八木沢地区に津波避難タワーを建設し、防災機能の強化を図ってまいります。

以上が総合政策部と総務部の平成27年度の重点施策となります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから、市民部に関係する課、市民課、税務課、収納課、それから環境衛生課と清掃センターの関係の主なものを説明させていただきます。

まず、市民課ですが、戸籍等の発行が主な業務となっております。今年度につきましては、この6月議会でも補正をお願いしているところなんです、マイナンバー制度が10月に導入されます。順次、皆さんのお宅に案内通知が発送されます。そして、市民課の窓口にてカードを発行するということになっております。市民全員が対象となりますので、事務量が大変大きくなっております。しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

次に、税務課ですが、平成27年度は3年に1回の固定資産の評価替えの年になっております。今年度は別荘地の見直し、それから、土砂災害特別警戒区域指定等の減価補正を行った結果、昨年と比べて約1億350万円ほど減額になっているということでございます。

次に、収納課ですが、これは、平成26年度まで税務課のほうにありました徴収対策室を課として独立させたものです。固定資産税、市民税等に加えまして、新たに介護保険料、それと後期高齢保険料を収納することとなりました。また、昨年まで軽自動車だけでしたコンビニ収納、こちらを市民税、固定資産税、国民健康保険税も収納できるというふうにさせていただいております。

次に、環境衛生課の関係ですが、新処理施設建設を目的としました伊豆市伊豆の国市廃棄

物処理組合ができました。一組では、今年度と来年度2カ年を合わせまして、伊豆市佐野地区に建設予定の新ごみ処理施設の基本計画を策定してまいります。

それから、最後に清掃センターの関係ですが、本年度から田代の汚泥処理再生センターが本稼働します。その関係で、柏久保、それから土肥にありました施設の解体を本年度行っていくということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山口一範君登壇〕

○健康福祉部長（山口一範君） 健康福祉部です。

健康福祉部では、市民の住民が住んでいてよかった、幸せだと思えるよう、きめ細やかな福祉業務をしていきたいと考えております。

今年度から始まった生活困窮者自立相談支援事業は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るものでございます。

平成27年度は2つの必須事業を行います。

1つは自立相談支援事業で、当市では、この事業を社会福祉協議会と青少年就労支援センターに委託しております。社会福祉課事務所内に相談専用ダイヤルを設け、平日の9時から16時まで、社会福祉士の資格を持つ職員が相談に応じています。生活困窮者の抱える課題の評価、分析、ニーズを把握し、ニーズに応じた支援が計画的に行われるよう、自立支援計画を策定します。また、就労の支援等、自立に関する問題への相談は就労支援センターにつなぎ、ハローワークへの同行など支援を行います。

もう一つの必須事業は、住居確保給付金支給事業でございます。この事業は今までも行っていた事業ですが、離職により住宅を失った困窮者で、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で給付金を支給するものでございます。この生活困窮者自立支援事業により、住民の皆様には困ったときの相談場所がはっきりして、個々の状況に合った支援をすることにより、住民の生活支援をきめ細やかにしていきたいと思っております。

対象者は、生活保護を受けている人以外で、生活に困窮していて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人で、年齢には制限ありません。長く失業している人、ひきこもりやニートで悩んでいる人など、相談ケースはいろいろあると思いますが、まずは御本人が相談する意思がないと始まりません。この事業を初めて、4月から2カ月ですが、相談件数は実数で11件、住居確保給付金支給事業の申請は1件ございました。

次に、社会福祉施設整備で、旧月ヶ瀬小学校跡地にできる障害者支援施設が民設・民営となります。この施設は、社会福祉法人春風会が運営を行います認定こども園と高齢者デイサービス、地域交流コーナー、それから、障害者施設の就労継続支援B型事業を行います。ふじのくに型福祉サービスとして、施設の充実と地域の拠点となる施設と期待するものでございます。

次に、高齢者及び重度心身障害者タクシー等利用助成事業についてですが、今までバス、タクシーでしたが、今年度から伊豆箱根鉄道の利用が可能となりました。生活範囲の拡大と社会参加の促進を図るものでございます。

次に、市民の健康寿命の延伸を目的に、健康いず21計画の推進があります。これは、医療費、介護給付費の伸びを抑え、青壮年層の経済的負担を軽減するためにも、元気な市民をふやすことは不可欠な施策となっております。平成27年度は、この計画推進のために、生活習慣病やがんの早期発見のために特定健診、がん検診などの受診率の向上を図ります。個別受診勧奨を強化し、健診後の事後指導は保健師等によるきめ細やかな保健指導も計画をしております。

また、新規人工透析者の増加を抑え、生活の質の維持をするために、糖尿病等慢性腎臓病などの重症化予防に追加して、減塩を中心とした高血圧の重症化予防も取り組みます。具体的には、健康教室による集団的なアプローチにプラスして、家庭訪問による個別指導も実施していきます。

母子保健では、こども課との連携はもちろんですが、乳幼児虐待予防の強化として、特定妊婦の指導や出産後の支援は、子育て困難感や育児不安の強い保護者に対して、専門講師を招いたベビープログラムの実施をします。

発達支援の充実では、総合発達相談の回数を今まで4回だったものを5回にふやして、タイムリーなかかわりと適切な支援につなぎ、安心して子育てができる環境を行っていきます。

市内の出生数は少なくなり、ここ数年150人前後という状況でございます。子育て世帯の多くは両親が就労しており、育児休業制度も定着されてきましたが、育児休業は1年未満という方が多く、幼児の保育希望が多いのが現状でございます。

現在、市内の保育施設では、乳幼児を預かるスペースが少ないため、新規に開設する施設では、3歳未満児の定数をふやし、複数の子供を持ちたいという希望がかなえられるよう、施設の充実に努めます。

また、少子化対策の一環として、妊娠から出産及び育児までの切れ目のない支援を行うサービスとして、今年度から産後ケア事業を開始いたしました。これは、産後の母子に体調不良や育児不安が認められる場合に、助産所等の委託事業所において、母子の体力の回復、母体ケア、乳児ケアを行い、今後の育児に関する指導等も実施しております。この事業は、宿泊型と日帰り型の2種類ということになっております。

健康福祉部の重点施策は以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、産業部長。

〔産業部長 鈴木 薫君登壇〕

○産業部長（鈴木 薫君） それでは、産業部につきまして御説明させていただきます。

私どもの部につきましては、農林水産業等の第1次産業と製造業等の2次産業、それから商業・サービス業等の第3次産業、全ての業務を担当しております。

まず最初に、農林水産関係でございます。

農林水産業を伊豆市の基幹産業の一つとして取り組みます。

まず、農業振興については、農地の適切な管理、耕作放棄地拡大防止のために、担い手の育成のほか、中山間地域の農業を守る集落営農組織等の育成を進めるとともに、特別栽培米「伊豆の恵」等のブランド化、それから、酒米「山田錦」等の新規作物の導入に向けた試験栽培、それから、地産地消や食育等と関連づけた地域農業の活性化に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、平成25年度から取り組んでおります市有林を核とした利用間伐等のモデル事業としての取り組み、地域の森林整備、林業事業体の育成等、波及効果を期待いたしまして、林業補助事業の周知拡大に努め、市内の森林整備や林業の持続的発展に取り組んでまいります。

そのほかにも、有害鳥獣被害防止対策、それから、食肉加工センターの運営の見直し等を着実に進めてまいります。

続きまして、産業振興関係につきましては、産業力強化会議準備会を設置いたしまして、複雑で変化の激しい社会情勢の中、疲弊しております産業界が生き残るための手段として、今まで連携がされていなかった各団体を結びつけ、ひと・もの・かね・情報を集約いたしまして、有効な対策をとるべく進めております。

また、情報を一元化させ、事業の選択と集中を行う中で、観光客の誘導による地域内消費の拡大、地域外販路の拡大などによる地域産業の育成、それから地域資源の掘り起こしを行うことで、事業者の所得の増加による経済の活性化が期待されます。

最後になりますが、観光関係では、観光産業が地域の総合産業であるとの認識のもと、豊かな自然や地域の特色といった伊豆市ならではの観光資源を磨きまして、観光産業を振興したいと考えております。

特に本年度でございますが、伊豆半島ジオパークの世界認定に向けた取り組みや、美しい伊豆創造センターにより、伊豆半島全体で世界に向け、観光誘客を図りたいと考えております。また、2020年のオリンピック開催地としまして、海外からの観光客の増大が見込まれますので、市民と一体となったおもてなし向上にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、建設部長。

〔建設部長 斎藤 満君登壇〕

○建設部長（斎藤 満君） 次に、建設部の施策を申し上げます。

建設部は、昨年度まで建設課、上下水道課、そして土地対策課に2室ございまして、その構成でありましたが、本年度より土地対策課が都市計画課と用地管理課になりまして、あと建設課と上下水道課4課で構成されております。

それでは、建設部では、伊豆市のグランドデザインの諸施策へ積極的に参加することにより、「市が目指すまちづくりの将来像の達成に寄与する」を掲げ、各課事業を展開しており

ます。

伊豆市の都市計画は修善寺地区のみで行われ、昭和51年にいわゆる線引きが引かれたものの、その後、見直しがされておりません。また、平成16年に旧4町が合併いたしました但、統一された土地利用基準がないまま現在に至っております。

このような状況のもとで、人口減少が著しくなり、その対策が急務となっております。その対策への取り組みの中の一つが、都市計画の見直しであると考えております。

伊豆市の目指すべきまちづくりの将来像であるコンパクトタウン&ネットワーク構想を推し進めることから、さまざまなプロジェクト事業を展開していく中で、都市計画制度の見直しの方向性を定めることにより、その一端を担えるのではないかと考えております。

市のランドデザインの一つとして、これまで進められてきました修善寺駅周辺事業が本年度で完了いたします。平成22年度より実施してまいりましたが、今年度をもって終了となります。

今後は、県道伊東修善寺線の渋滞緩和対策として行われる中心市街地交通まちづくり調査、これは昨年、本年度、2年間の実施でございますが、これの結果を踏まえまして、修善寺駅を中心とした周辺整備により整備された施設の運用方針を市民の皆様とともに確立して、それをどうまちづくりに生かしていけるのかをつくり上げてまいります。

また、市民の皆様のご生活基盤に密着しました道路インフラの整備、また維持管理も、ネットワーク構想の重要な施策と捉えております。

トンネルですとか橋梁等の道路ストックの長寿命化修繕計画に基づきまして、道路インフラの整備及び維持管理に努めてまいります。

継続事業として、橋梁の老朽化対策と車両の安全な通行及び歩行者の安全を目的とした市道横瀬大平線、湯川橋でございますが、改良工事を進めており、国道136号線の改良工事とあわせ、平成28年9月の供用開始を目標に、中心市街地の環状道路の柱となることを目指しております。

伊豆半島念願の伊豆縦貫道天城北道路及び関連事業の早期完成により、伊豆市と中央都市をつなぐ道路となるよう、国・県への事業協力にも重点を置いております。さらに、次の天城峠越えのための協力にも力を注いでいきます。

土砂災害から市民の生命財産を守るべく、国の直轄砂防事業への協力支援、津波対策についても、国・県・地元との連携により、災害に強い伊豆市の計画に協力してまいりたいと思っております。

上下水道事業におきましても、ランドデザインの文教ガーデンシティの計画に間に合うよう、日向・加殿・田代沿道地区、農業集落排水処理区の流域下水道流入のための事業を展開してまいります。本年度は、流入のための公共下水道編入の申請資料及びその基礎となる施設別残存価格等の整理業務を実施することにより計画の進捗を図ります。新中学校開校に間に合うよう、計画を実施してまいります。

また、上水道につきましても、安全・安心・おいしい水の提供を目指すとともに、有収率の向上を目指していきます。

建設部は、特に市民の皆さんの生活基盤に密着にかかわる事業を多く展開しております。市民の皆さんが安全で安心でき、満足が得られる事業を実施していく所存でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育部長。

〔教育部長 森下政紀君登壇〕

○教育部長（森下政紀君） それでは、教育部の重点施策についてお答えを申し上げます。

まず、教育総務課、こちらで4つの重点施策について報告をいたします。

まず1として、第2次伊豆市学校再編計画の実現に向けて、土肥地区小中一貫校と新中学校建設の開校に向けた準備を進めます。土肥地区小中一貫校は、開校に向けた準備委員会の運営並びに施設改修の設計の策定を進めます。新中学校建設は、候補地における法的解除や文教ガーデン構想に係る関係部課との連絡調整及び新中学校の基本的な設計の策定を進めます。

2つ目として、安全・安心な学校給食の提供を進めます。食物アレルギーのある児童生徒に対して、給食センターにおいて実施をしております。それから、室野議員の一般質問にもありました鹿肉も含めた地産地消の推進、そういったものの研究も行います。

3つ目として、伊豆市の教育振興に関する施策の大綱の策定を進めます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律に基づきまして、伊豆市の実情に応じた教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定します。

4つ目としまして、放課後児童クラブの充実、こちらのほうも進めてまいります。

続きまして、学校教育課、こちらは3つの重点施策について説明をさせていただきます。

1つ目は、児童生徒の確かな学力の育成です。平常の教育活動に加えて、夏季休業中に専門性の高い講師による講座を開設し、学校では教えてくれない内容を学ぶことで、学力補完と学ぶ楽しさを実感することを目的として実施をいたします。

2つ目は、スクールソーシャルワーカーを活用した特別支援教育や生徒指導体制づくりの推進です。平成25年度から継続事業であるスクールソーシャルワーカー活用事業を推進し、各学校のケース会議への参加や保護者面談などを通じまして、保護者や子供の安定した生活環境の改善に努め、学校支援を充実させていきたいと思っております。

3つ目は、教員研修協議会を活用した教職員の資質向上です。若手教員及び中堅教員の授業力向上を図ることで、子供たちの学びの充実を図ります。

続きまして、社会教育課、こちらは2点の施策を説明させていただきます。

1つ目は、老朽化した公共施設の廃止を含めた効率的な運用を図るということです。運動施設再編計画検討委員会の答申を踏まえまして、未調整部分のさらなる検証を進展させ、再編計画を策定し、大胆な見直しを進めていきたいというふうに思っております。

2つ目は、市立美術館のあり方の検討です。修善寺郷土資料館の閉館に伴いまして、伊豆市所蔵美術品や貴重な資料等の展示施設の建設に向けまして、昨年度、伊豆市美術館建設準備委員会を立ち上げました。その準備委員会におきまして、平成27年度、来年度の平成28年度において、美術館の基本構想の策定について検討してまいります。

続きまして、市立図書館につきましては、市民の要求に応える選書、また魅力ある選書を心がけ、蔵書の充実と図書館の魅力周知を図り、利用者の拡大に努め、さらに子供だけではなく、シニア世代を対象にした講座や出前お話し会等を積極的に行い、利用者の拡大や効率的・効果的な図書館運営を目指していくということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） それでは、再質問させていただきますが、あえて各部長さんに答弁をいただいたわけですが、こういう形で各部の莫大な膨大な事業のものが説明されてくるとは思っておりませんでした。

求めていたというか、3月に予算審議をやっていますので、ここでは、その中でも特徴的な、目玉的な、これは市民の皆さんにぜひわかってもらい、理解していただきたい、こんないい方法で、伊豆市の再生のために、活性のためにやるよというようなものをぼんぼんと挙げてもらって、それを集中的にというのを描いていたんですけども、いろいろな事業を答弁いただきまして、それについて全て再質問していくわけにはいきませんので、一つの目的は、現在伊豆市が置かれている状況を少しでも多くの市民の皆様にご理解いただくというようなところ。

もう一つは、合併してから10年ちょっとになるんですけども、地域が大分広がった、まちについても4倍程度になりましたので、なかなか職員の顔が見えないとか、見えないからという部分があって親近感が湧かないとかというような、地元の職員がいないという部分もあるんでしょうけれども、不満の声もありますので、そんな中で、この4月から組織編成があり、総合政策部、これも新設されまして、各部長さん方も、昇格もあり異動もありというようなところで行われましたので、開かれた行政なり、身近な市役所というようなイメージ、PRを伺いたいなと思ったわけですが、そのためには、各部長さんに壇上に上がっていただいて、顔も覚えていただき、名前も売っていただきというようなところで、このような形に、ちょっと形を変えてさせていただいたわけですが、

そんな中で、先ほどもちょっと申しましたけれども、時間的配分ありますので、私の再質問よりも各部課の重要施策、目玉的なものを市民の皆様にとり部分を多くとりたいなというところで、5分というような時間の中でしたけれども、まだまだ言い足りないなというところとか、これ言いそびれちゃったなというところがありましたら、どちらかの部にありましたら、これだけは言っておきたい、実はこれが目玉で、こんな戦略があるよと、それをこ

うすると伊豆市はこうなっていくよというのが、何かいいのがありましたらお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、各部長から説明ありましたとおり、3万人余りの伊豆市の人口の中でも、160億近い予算、非常に広範な業務をやっているわけです。これは、我々がやりたい、やりたくないにかかわらず、法律的な根拠があるもの、例えば市民部の多く、それから健康部福祉部の多くはそのようになっておりますし、産業部などでは、ほかの市ではない観光事業というものもやっている場合もありますし、定められたもの、伊豆市独自なもの、さまざまあります。

これは、やはりすごく網羅的になるんですね。非常に網羅的になるんです。それをどういう視点で、何を主眼として遂行していくかということなんですね。それが人口減少対策なんです。

例えば、人口減少対策、少子化対策だけを事業やって、ほかは一切やらない、あるいはほかはほとんどやらないということは、やっぱり伊豆市行政の特性からいったら、あり得ないわけですね。この網羅的、包括的な事業をどういう視点からさばっていくのかということが一番大切なところであって、そこに戦略的な思考があるわけです。

ですから、私は各部長、各課長には、それぞれ定められた事業はわかる。それを人口減少対策、なかんずく子供の出生数、それから子供の定住促進という視点に立ってやりなさいということを言っているわけです。ですから、説明すると、どうしてもこうやって網羅的になってしまうんですね。

その一つ一つの事業遂行の上で、ぜひ議員の皆さんにも、私が申し上げたような、伊豆市の最大の課題である少子化対策に沿った方向でやっているのかどうかというチェックをいただきたいと思っているんです。

ちょっと誤解を恐れないで言えば、例えばお年寄りの健康寿命の延長というのは、ある地域で言えば、例えば長泉町のようなところであれば、言い方としては、どなたでも、今までの人生、苦労されたので、ゆっくりお休みくださいという言い方もあるかもしれません。しかし、伊豆市の場合は、同じ事業であっても、お年寄りの皆さんはぜひ健康でいてくださいと。それによって医療費が減れば、若い人たちにお金を支援配分することができるんですという言い方もあるかもしれません。そのように、同じ事業でも、やはりそれぞれの地域に合った視点で進めていくことが大事だと思っています。

ぜひ、先ほどの網羅的な事業を議員の皆さんからも、市長が点検・指導するだけでなく、チェック機関として、そのような効果が本当に上がっているのかどうかということで、またチェックをいただければと思います。

今の議員の質問に直接お答えしていないかもしれませんが、市長はそういう立場で今、こ

の網羅的な行政を指導・監督しているところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） 目標としているところは、市長、伊豆市の3本柱であります人口と雇用と所得拡大というようなところへも、どういう形をとったら持っていくんだらうというところなんでしょうけれども、その中でそれぞれの事業を実施したり、計画したりというところがあるかと思えます。

そういう人口を増大させて、雇用をふやし、所得を上げていくというようなところに向かって予算もとってあるよと、事業を進めているよというところで、市民の皆さんは御理解ただいて、その中には、細かいところには、こういう事業をやっているよというところで承知していただきたいと思えますけれども、そんな中で、この時代になりますと、私たちが20年ほど前に現役やっていたときとは大分、行政のほうの様相も変わってきておりまして、こう言うと大変申しわけないところがあるんですけれども、よく、休まず、おくれず、必要なことしか働かずというようなことを言われた時代もあります。

それで、待っていれば、与えられたものだけやっていたら、それでよかったなという時代もあったんですけれども、今や行政といえども、やっぱり競争の時代というようなところで、待っていても、与えられたことだけやっていたら、前に進んでいかないと。もうそういう時代は終わりました、職員の考え方も全て、議員もそうなんですけれども、市民もそうなんですけれども、守備から攻撃、守りから攻めへ、考え方を変えて、いろいろな事業を進めていかなければならないというようなところで、これは総務部関係でしょうかね、組織づくりは今、この4月からという部分の中で、いろいろなことを考えて組織づくりをしたと。

今度、意識ですね、職員の意識。意識づけ、もうそういう時代だよと、シヨロシヨロしてられないよという部分がありますので、どんどん積極的に事を進めていくという意識づけのようなもの、また、昔の常識では通用しないという部分もありますので、そういう改革を人材育成とあわせて、補正のほうにもありましたけれども、意識づけのために具体的な研修等、これからどうしていくのかという部分もありますし、今までどうやってきたよという部分もありますので、実施状況等、わかる範囲で教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） ただいまの山下議員のお話です。

確かに補正予算で一部、職員みずからのおもてなしということで、研修は行うということを計画しておりますが、それとは別に、先ほど申しました、職員がいかにか戦略的な思考を持って業務に臨んでいくのか。これは予算には反映されておられません、副市長を筆頭に、政策監やアドバイザーを講師として、全若手・中堅管理者、これに研修をことし行っていくと。これはよそのお金を使ってやる研修ではなく、伊豆市の現状を見た、職員の現状も見た、そ

れを副市長、政策監、アドバイザーがどうやって戦略的に仕事をさせるか、このような研修を計画しております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） ぜひそのような研修を何度も何度も、これはセンスの問題もあるかもしれないけれども、行っていただいて、本当に企画力のあふれた職員をより多く育成していただきたいと思います。

そんな中で、これは自分もOBとしていたんですけれども、大変厳しく言わせてもらいますと、これは前にも質問させていただいて、余りいいことを思われなかったという部分もありますけれども、職員みずからが自宅生活や市内生活をしないで、市外のほうに居住を構えていると。そうなりますと、地域ともなかなか接しなくなりますし、地域の輪の中にも入っていけない、リーダーとしても成り立っていかないと。

市内行政、伊豆市で稼いで、市外へ税金を納めているというような、いろいろな個人的な理由もあるかもしれませんけれども、市としては、そういうことに対して、通勤手当も住居手当も支給していると。それは支給せざるを得ないところもあるかと思いますが、こういう職員がどのぐらいの率でいるか、承知はしておりませんが、いろいろな事情がある中で、やむを得ない中の部分もありますけれども、ちょっと危機感に欠如しているのかなと思っております。

こういう状況、こういう状態を、市長なり総務部長、人事を管理しております総務部長等のお考えをお伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） ここで、どれぐらいの職員が外からというのは、ちょっと数字は持っていないんですが、390人のうち1割ぐらいいるのかなという感じでございます。

ただ、やはり、結婚されて外に出るとか、嫁いでいくとか、いろいろな個人の状況もあろうかと思えます。

当然、理想としては市内で、伊豆市役所で働いている以上、危機管理的なことから言えば近くのほうがいいですし、やっぱり地域に入って、地域の問題などを把握しながら業務に携わっていただくのが一番、理想としては望ましいところではございますが、やはり住む場所の選択、これは個人の自由もございますので、そのあたりはなるべく職員の方には、そういう状況を踏まえて、住む場所は選んでいただきたいという希望は持っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君）　　そういうことで、それ以上は無理なんだろうねという部分もありますけれども、余り言いませんけれども、そういう方については、伊豆市で仕事をさせてもらっているんだから、その分頑張るぞというような気概を持ってもらって、仕事に集中できるような勤務体制をお願いしたいと思います。

そういう方が悪いとか、いいとかという話じゃなくて、なるべく、やっぱり伊豆市のことを伊豆市に住んで考えていただきたいなど。状況がしっかり見える地元でという部分を、できればとっていただきたいなと思っておりますので、そちらのほうの仕事をしやすい、才能が出やすいような環境をつくっていただきたいと思います。

それで、平成27年度の予算に対するいろいろな質問を件名として選んでおりますので、余り横へ外れることもできませんけれども、市民はなかなか、自分のことでいっぱいというような時代背景、経済状態でもありますので、なかなか市の職員に頼ってくるところが多くあるかと思います。

伊豆市最大のシンクタンク、400人弱の市役所の職員には大変期待をしておりますので、俺たちがやらなければ誰がやるんだというような、積極的な気概を持ってもらって、ぜひ伊豆市の活性のために、市長をトップに団結力を持って、伊豆市再生とは言いませんけれども、活性のために頑張っていただければなと思っております。

また、当初言いました開かれた行政、身近な市役所というようなところも気を使っただきまして、目配り・気配り・心配り、これらも研修の中の接遇研修もやるということですから、それらも含めて、市民のために職員として、今までとは違った考え方、危機感を持った、守っている体制よりも攻撃する体制に移らなければならないというようなところも、研修または個人の自覚によって熟成されまして、今後の伊豆市の発展のために御尽力いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山 誠君）　　これで山下尚之議員の質問を終了します。

ここで10分間、3時5分まで休憩といたします。

休憩　午後　2時55分

再開　午後　3時05分

○議長（杉山 誠君）　　それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（杉山 誠君）　　次に、9番、小長谷順二議員。

〔9番 小長谷順二君登壇〕

○9番（小長谷順二君） 9番、小長谷順二です。

通告してある2件について伺います。答弁を市長、そして教育長に求めます。

1、空き家対策と空き家活用について。

空き家対策特別措置法が平成26年11月に成立し、平成27年2月26日に一部施行となりました。完全施行、平成27年5月26日。そして、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針についても2月26日に通告されました。

この法律では、空き家対策のための体制づくりに関する事、実態把握のための調査に関する事、空き家対策の計画に関する事、空き家に対する措置に関する事などが書かれております。

そこで伺いたいと思います。

1つ目として、伊豆市の空き家率、空き家の判断も含めてお願いいたします。

2つ目、特定空き家の判断基準、こちらは自治会との連携についてもお願いいたします。

3、空き家等対策計画策定、特定空き家に対する措置について伺います。

空き家対策特別措置法で、空き家等及びその跡地の活用の促進の部分に当たる定住促進の対策といたしまして、4つ目、空き家の管理・活用等の相談窓口、いわゆる一般的には空き家バンクと言われているものです。

適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・財産、生活環境の保全と空き家の活用促進のための対応が必要となってきます。

その総合的な観点から、5つ目、空き家条例、空き家の活用、適正管理に関する条例について伺いたいと思います。

2、地域資源の掘り起こしと活用について。

少子高齢化と人口減少、耕作地放棄と限界集落化、地域伝統・文化産業の衰弱など、今、地域間格差が盛んに喧伝されます。その再生の鍵を握るのは、よそ者、若者、馬鹿者だと言われております。

これは要するに、異化した目と若いエネルギー、そして、常識にとられない斬新な発想が必要だということだと思います。よそ者の異化した新鮮な目で町のよさを記録し、それをデジタルネットワークで発信、若い力を集める。これを地域再生に使わない手はないと思います。

このような状況の中、地域の衰退に危機感を覚え、地域資源の掘り起こしに取り組み、ICT（情報通信技術）を活用して地域再生に取り組んでいる事例も多く存在しております。

国の地域住民生活等緊急支援のための交付金として、平成26年度3月の補正予算で可決された地域資源掘り起こし業務委託事業には期待をしております。

そこで伺います。

1つ目として、事業方針と活動の内容。

2つ目、委託先の選定。

3つ目、新たな観光資源、特産品等の開発・発信。

郷土愛を醸成するため、各教育段階で郷土に対する理解を深め、地域資源等を生かした体験・交流活動の充実や若者の多様な地域活動を推進し、市内定着やUターンを促進するための施策として、地域産業・歴史・文化の掘り起こしと郷土愛を育む教育方針について、こちらは教育長に伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 2点目については、産業部長から説明をさせます。

空き家についてですけれども、1点目の空き家率については、平成26年7月に総務省が公表した住宅土地統計調査によりますと、伊豆市の空き家率は32.5%となっております。ただ、実際に市として実態調査をしておりませんので、正確な数字は現時点ではわかりません。

また、空き家の判断基準は、国の基本指針によりますと、住宅その他の使用がなされていないことが常態であるということの一つの判断基準として、1年間使用されていないことなどが目安とされております。

2点目の特定空家の判断基準、自治会等との連携についてですが、特定空家については、空家対策特別措置法で、崩壊等著しく保安上危険な状態や著しく衛生上有害となる状態など、大きく4つの状態にある空き家を特定空家として定義しています。まずは特定空家の実態調査が必要ですので、地域の実情を把握している自治会と連携して進めさせていただきたいと考えております。

3点目の対策計画の策定ですが、市内の空き家等に関する対策を総合的に実施するためには、空き家等対策計画の策定が必要であると考えております。市では、防災・防犯・環境・景観を担当する部局が連携して、空き家等対策計画策定のため、既に協議を進めています。

なお、空き家等対策計画の策定に当たっては、学識経験者などの意見を聞く場としての協議会設置も検討しております。

4点目の空き家の管理・活用等の相談窓口、いわゆる空き家バンクについては、空き家の適正管理と有効活用については、別々の相談窓口により対応せざるを得ないと考えています。

定住人口対策として、空き家情報提供制度により、空き家の有効活用を図っていますが、大変残念ながら、優良物件の登録件数が少ないのが現状となっております。また、一方で、問題のある空き家については、防犯・防災・環境・景観を担当する部局が連携して、総合的に検討するよう指示をしているところです。

最後の空き家条例についてですが、本法律に基づき、市の責務として空き家等対策計画を作成し、これに沿って指導・勧告・命令・行政代執行などの空き家対策の手段が可能となっ

ております。また、逆に言えば、条例をつくっても、この手続でやらざるを得ない。したがって、この法律が想定する目的だけであれば、条例の制定は必要ないと考えております。

ただ、私が先ほど条例に言及したのは、この枠内だけで市は考えてよいのだろうか。例えば、いわゆる観光地の中に目立つ空き家が並んでいる場合とか、あるいは観光施設に付随して廃墟に近いような施設がある場合に、そういったものも包含したような、景観改善に関するような、これも入れて、そういった条例ができないかなと考えていたものですから、条例も視野には入れているようなことを先ほど申し上げたんですが、この法律の目的に照らしての事業であれば、条例の制定は必要ないということでございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） 小長谷議員の御質問にお答えいたします。

伊豆市は、「ふるさと伊豆に誇りをもち、夢やころざしを持って心豊かに生きる子どもの育成」を教育目標としております。学習指導要領で示された学習内容はもちろんのこと、地域に目を向けたさまざまな教育活動も展開をしております。

一例を挙げますと、各小中学校で行われている総合的な学習の時間では、地域資源を生かした活動が展開されております。具体的には、日本一の修善寺を目指して、伊豆市の伝統工芸・特産品について調べよう、狩野川の魅力、天城学習、それから職場体験学習など、校区にとどまらず、伊豆市全体を視野に入れた地域にかかわる学習が展開されております。それらの活動を重ねていくことで、子供たちは伊豆市の自慢、それから伊豆市の誇りを実感して、郷土愛が醸成されていくと信じております。

社会教育の立場からは、総合計画の後期基本計画に、豊かな心を育むまちを目指してと、地域を愛する青少年の育成や歴史・文化を継承するまちづくりを方針の一つとして掲げております。

小学校の学習では、過去の人々の暮らしを資料館で学習し、また、ふるさと学級事業では、学校の授業とは別に郷土の魅力を伝える講座を実施するなど、郷土愛を育む機会を設けております。

そんな状況が、子供たちの地域を愛する郷土愛、こういう醸成を図っていくということでございます。

○議長（杉山 誠君） ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

それでは、産業部長。

〔産業部長 鈴木 薫君登壇〕

○産業部長（鈴木 薫君） それでは、小長谷議員の地域資源の掘り起こしと活用についてにお答えいたします。

まず、1点目でございますが、事業方針と活動内容のうち、まず事業方針ですが、GPS機能つきデジタルカメラを活用いたしまして、多様性のある視点で収集したさまざまな情報

をデータ化し、専門家や現在設立準備中の、仮称ではございますが、伊豆市産業力強化会議の構成団体による分析やマッチングによりまして、地域資源の掘り起こし、課題の洗い出しを行います。将来的には、地域資源などはインターネットを活用いたしまして公開していきたいと考えております。

続きまして、活動内容につきましては、事業は委託にて実施する予定で、現在、仕様書を作成しております。

定型的な情報を集めて、決められた方法で活用するのであれば、情報管理は容易ですが、やはり多様性のある情報を集め、将来的にコンピューターシステムを利用いたしまして、専門家等による活用やインターネット上への公開など、多岐にわたる利用を考慮しているため、個人情報の保護の範囲や情報の鮮度の確保及び管理方法が課題となっており、現在調査を行っております。

2点目の委託先の選定ですが、現在、仕様書を作成中ですので、具体的な部分は仕様書ができ上がってからとなりますが、多様性のある情報を収集すること、情報管理を確実にいり収集することが可能な業種が好ましいと考えております。

続きまして、3点目でございますが、新たな観光資源、特産品の開発・発信でございますが、基本的には、先ほども申し上げましたが、仮称の伊豆市産業力強化会議において実施する方針ですが、複数のアプローチで実施したいと考えております。

資源の開発については、短期的なアプローチは商工会、観光協会、JA、市役所が把握しております資源を開発する手法で、既に産業力強化会議準備会において、現在、洗い出し作業を実施しております。

中長期的アプローチは、さきに申し上げた地域資源の掘り起こし事業で掘り起こした情報をもとに、専門家等のお知恵をおかりしまして、地域資源を開発することを考えております。さらに、掘り起こした情報をインターネット上に公開することによりまして、幅広い意見を取り入れた資源開発も可能であると考えております。

情報の発信につきましては、シティプロモーションや広報戦略のもと、インターネット等により効果的に発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、答弁で、空き家率が32.5%ということで、ちょっとびっくりしてしまったんですけれども、調査の基準がよく明確じゃないということですが、総務省が5年に一度、総住宅戸数に占める割合ということで、日本全国では13.5%ということで、過去最高になったということが明らかになりました。人口減少とか高齢者の施設の入所などが空き家率を押し上げていて、さらに団塊の世代の高齢化が進めば、空き家の増加が加速する見通しということだそう

です。

昨年の7月30日、静岡県の空き家率というのが16.3%ということでしたので、伊豆市は高いかなということで、ちょっとびっくりしました。

国の調査というのは市の調査とは違うわけですよ。ちょっとこの辺がわからないものから、お聞きしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） この平成25年住宅土地統計調査、これは、伊豆市内では139調査区といいますか、国勢調査のように市内を何百という区割りをするんですが、そのうちの139調査区を調査しまして、そのデータをもとに、市内ではその比率から、これくらいだろうというのを出しています。

数字的には、伊豆市内の想定空き家というのが5,890戸とされています。その中で、二次的住宅、これは主に別荘なんですけど、これが3,540戸、この比率が非常に大きいと思われるので、先ほど市長が申しました32.5%。

単純に私も、ちょっと余り数字が大きいので気になったものですから、仮にこの5,890戸から3,540戸を引いた数字、また、住宅の総数が1万8,120戸、これから先ほどの別荘の3,540戸を引いた数字、これらを比率で掛けますと16.1%ですので、実際、別荘の空き家がどの程度あるかというのは把握しておりませんが、やはりそのあたりに原因があるのかなというふうに思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 自治会の立場でいいますと、自治会として困っているということは、まず所有者もわからず連絡のとりようがない空き家、これが1点あります。あと、所有者はわかっているんですが連絡の手段がとれないという空き家、そして、連絡はとれるが対応に苦慮をする空き家、これは区費であるとか消防費の未納などもあります。

ここで一つ伺いたいんですけども、いきなり特定空家とみなすことというのは、いささか乱暴なところもあります。この法律の施行で、特定空家に認定されていなくても、役所を通して、固定資産税等の情報から、諸問題の解決のために、先方に対して連絡というのはとっていただけるのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） まず、手順としましては、特定空家に指定するために、市のほうはこの法律で、課税情報とかを使って所有者を調べることができます。その空き家の所有者等を調べて、本当にこれが特定空家になるのかどうかというのは、今度、立ち入りの検査をします。立ち入りをして調べた結果、これが本当に特定空家の要件に該当す

るほどの危険なものであるということで、特定空家になりますので、まずある程度の、特定空家にならずとも、危険そうな空き家というのは、まず市のほうは、いろいろな方法を使って所有者は特定します。

ただ、この法律に基づくいろいろな手続、指導とか勧告とか命令については、特定空家しかできませんので、それに近い状態であれば、逆に市のほうからお願いすると。もう少しこうしてくださいというお願いのような方法しかとれないかなと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

建物も立派で、そんなに古くはないんですけども、私も昨年区長をやっているときに、うちの近所でありまして、それで再三にわたって、連絡をしてほしいということで、何かお手紙を出してくれたそうなんですけれども返答がないと。今、国道沿いに大きなガラスが割れているんですけども、その場所というのは。自治会のほうで網を買って、消防団に設置をしてもらったわけです。風が吹くたびに少しずつガラスが割れていて、道路のほうにガラスが割れているものですから、通行人にとっては非常に危険ですし、通学路にもなっていると。

そんな中で、実は交番からも連絡がありまして、区長さん、何とかしてくださいというので、警察のほうで何とかできないんですかと言ったら、事件ではないので、私たちのほうからは連絡ができませんということだったんです。

それで、役所をお願いしても、やはり最初は、固定資産税の情報というのを地域づくり課のほうで利用できないということだったんですけども、手紙を書いていたということ、ただしその返事がない。つまり、解決はまだしていないんですけども、例えば、もしそのガラスが割れて事故が起きたときに、地主さんが……警察が多分入るんですね、そうなる事故ですから。そうなったときに、いや、こんな状況になっているの、我々知らなかったんだよ、何で役所は教えてくれなかったのとなったときに、これはやはり役所としても責任が出てくるのではないかなと。じゃないと、東京に住んでいる人は状況がわからないわけですから、見に来ないのが悪いんですけども、こんなになっているんだったら教えてくれればいいのと言われたときに、本当にけが人が出たら大変なことになってしまうので、ちょっとこの辺を、区長会なんかでも話をしたんですけども、お手紙を出して返事がなければ、内容証明みたいなものまでは踏み込めないんでしょうかね、今の状況では。その辺について伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 今議員おっしゃられたような、そういう本当に危

険性があるのであれば、実際に、やはり特定空家に該当するのかどうかというのをしっかり調査して、例えば、防災上の話もしたんですが、環境衛生上の問題も当然、特定空家の要件もありますし、景観的な要件も特定空家にはなりません。

ですので、先ほど市長も、防災・防犯と環境と景観、この3部署が連携して進めていくというのは、まさにそれぞれの要因がありますので、本当に地域の方が危険だと感じる場合は、まず立ち入りのほうをさせていただいて、特定空家になるのかならないのか。先ほど内容証明云々ということもありましたが、やはり特定空家にならなくても、状況をお知らせするということはできるとは考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

施行された空家対策特別措置法で、総務省などが、先ほど市長もおっしゃられましたけれども、初めて空き家というものを、居住その他の使用がなされていないことが常態化であるということで定義をしたと思います。空き家は更地に比べて、固定資産税が最大で6分の1に優遇をされてきましたが、相続人にとっては、その優遇がなくなるということで、危機感を持ってくることが考えられます。

特措法の施行によって相続放棄等が考えられるんですけども、相続放棄というのが実際に起きてきた場合に、その物件というのは国の所有になるのか。ちょっと専門的で申しわけないんですけども、例えば跡取りがいなくて、急に亡くなっちゃったりすると、弁護士さんが入ったりして、国選弁護士が入って、財産処分なんかをしているなんていう話を聞いたことがあるんですけども、故意にそういう相続放棄をするということもちょっと考えられるのかななんて思ったんですけども、その辺でもし答えられたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） ちょっと相続放棄のことは余り詳しくないんですが、基本的に相続放棄は、幾つか財産がある中で、空き家だけを放棄するということはできないと思います。全ての財産を、相続関係人ですか、が協議によって、全てを放棄するというのであれば可能だと思いますが、いいものだけいただいて、嫌なものだけ放棄するということは、制度上できないというふうに理解しています。

仮にその空き家等が放棄された場合、すみません、ちょっと勉強不足で、多分国に帰属するのではないかと思います。ちょっと正確なことはわかりませんので、ちょっと控えさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

倒壊の危険があるなどの特定空家に対しては、先ほど来、ほかの方の質問でも出ていますがけれども、市町村が所有者に対して撤去・修繕などを指導・助言し、従わなければ勧告・命令、そして、命令に応じないときは過料、最後は行政代執行で撤去することもできるということになっているんですけれども、例えば所有者が不明であるとか、支払い能力のない物件の撤去費用というのは、恐らく市の税金を使って行うと思うんですけれども、その更地になった部分の土地の所有というのは誰のものになるんでしょうか。

要するに、建物を壊してもらって、更地にしてもらって、市のお金を使って、その更地というのは、やはりその持ち主のものになる、そのままなんですか。それとも担保としてとれるのかと、その辺も気になるものですから、もしわかれば伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 当然、底地と上物が同じ方であれば、建物を代執行によって行政が取り壊しても、底地はその個人の方の土地になります。

やはり行政代執行、今まではごみの不法投棄などで、既に倒産した会社等の場合、行政代執行で処分しても当然取れないわけですね。ただ、空き家の場合は、当然、個人の方がいらっしゃるわけですから、徴収の方法としては、一応、国税の滞納処分の例によって徴収できると。要は強制徴収ができるという規定になっております。ですので、先ほど言った倒産したような会社の持ち物でない限りは、国税の例によって強制ができると。

順位につきましても、国税と地方税の次に権利があるというようなことになっておりますので、なかなかその経費の徴収、難しいとは思いますが、そういう制度にはなっております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） すみません、専門的な難しい質問してしまって申しわけないです。わかりました、その件については。

続きまして、法律では実態調査の結果について、空き家として把握した建築物等について、台帳化を進めるように規定をされているみたいです。市民から寄せられる苦情・相談等に対応し、特定空家の所有者や管理者に助言とか指導を行うための基礎の資料となる空き家台帳の作成というものについては、伊豆市はどのように考えていますでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 確かに特措法の中でも、空き家等に関するデータベースの整備ということがございます。このデータベースの整備は、あくまでも外に出すものではなくて、市内でも、先ほど言いました、持ち主を特定するためには税の資料を使った

りとか、景観の問題があれば景観の部署にも、市役所内でも横断的に情報共有する必要がありますので、この空き家、特に特定空家に関する情報というのは、台帳をデータベース化して、情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

続いて、次の質問です。

現在、地域づくり課で、定住促進対策として空き家情報というのを公開していますが、まず、登録の状況であるとか成果について伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） この空き家情報の登録制度、平成21年度から開始をしております。平成21年度当初は21件の登録件数がございました。それから6年経過し、ことしで7年目となりますが、売買が成約した、成立した件数が6件、賃貸の物件が15件になります。

ただし、先ほど市長が申しましたとおり、現在登録している物件、修善寺地区で3件と中伊豆地区で2件ということで、非常に登録件数が少ない。これはやはり、この制度自体が、優良物件の件数が多ければ多いほど利用されるというふうに思っております。なかなか伊豆市内でも登録件数が少ないものですから、その辺をこれからどうしていくのか。

ただ、やはり田舎ですと、どうしても年に2回、3回、お墓参りのときに帰ってくるとか、なかなか処分することにちゅうちょされる方が多いのではないかとということと、もう一つは、やはり貸し出すのにリフォームが必要であったりとか、お金をかけてまで貸すのか売なのかという問題も、いろいろあるかと思っておりますので、そのあたりの課題も整理しながら、今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 少し空き家バンクについて調べました。

空き家バンクというのは、空き家の賃貸、売却を希望する人から申し込みを受けた情報を空き家の利用を希望する人に紹介する制度ということで、空き家の有効活用を通じた定住促進による地域の活性化を図るためというものだそうです。制度のポイントとしては、宅地建物取引業界と市が提携を結び、物件の調査、案内、契約など、安心して手続をとれるということ。

そこで伺いますけれども、今後窓口においても、専門的な相談というのが考えられてきます、この法律の施行によって。空き家の活用の促進の相談窓口として、伊豆市空き家バンクのようなものというのは設置する予定はあるんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会でも何度か申し上げてきましたけれども、8年前、私が1回目の市長選挙の前には、市内を2回半、ですから、延べ4万世帯ぐらい見たものですから、本当に空き家が多いことに驚いたわけです。大変残念ながら、当時は駅周辺のアパートも、それから別荘地も大変に多く空き家がある。そして、私が住んでいる柿木のようなところは、まだ住めるのにな、いい家なのになというところが結構あいていたものですから、これを使わない手はないと思って、地元の宅建業者さんなんかも連携をとった上で、伊豆市空き家情報制度というものを、当時は絶対いけるだろうと思ってつくったわけです。

ところが、今総務部長からありましたように、やはりいい物件ほど、いや、年に2回だけでも息子が帰ってくるからとか、ちょっと人には住ませたくないとか、そういったことがあるわけです。

ここで、これは静岡市の当時の市長も同じことをおっしゃっていて、なかなか物件が出てこない。それから、使っていいよと情報提供があったものは、使える状況にないというものが多いんですね。そうすると、リフォームしなければいけない。市が一旦入って、市が借り上げるか、不動産屋さんが買うかして、そしてリフォームしなければいけない、恐らく300万円とか500万円かかるぐらいも。さあ、これをどうしようかということが課題として出てきました。

そういった課題の浮き彫りになった状況を経て、現時点で私が考えておりますのは、その間に、伊豆市の中に来て、あるいは伊豆市の中で移動して、現役世代の方が家を建てたら100万円という助成制度をつくって見たんですが、それも修善寺のような利便性の高いところで、どうせこの辺に住みたい、伊豆市か伊豆の国市か、このあたりでという方々にとってはそのニーズは合ったけれども、今、国なんかも情報提供いただいている、首都圏で20代、30代の田舎暮らしのニーズが高いからという方々に対しては、例えば土肥や、例えば湯ヶ島に、新しい家を建てようと思っては来ないですね。そういった方々は圧倒的に、いきなり建てたくないの、やっぱり借りられる、できれば安く、ある程度すぐに住めるような物件で借りたいというニーズが非常に高いんですね。

これはシニアの方々も、例えば中伊豆の体験農園のログハウスで5年間終わった方々なんかは、5年間こちらにいても、やっぱりすぐを買う勇氣はないと。いい賃借物件が欲しいというニーズが非常に高いんです。

そう考えると、改めて、伊豆市の中の空き家の活用というものを、もう一回体制づくりしなければいけないのではないかと。これは、空き家の情報、使っていいですよという提供いただくこと、それと、誰が管理して、誰がリフォームして、どのように情報発信するのか。その情報発信するのも、やはり首都圏を考えれば、東京にランチも必要ですよ。そういったものを、もう一回しっかり体制を組み直さないと、ただ伊豆市は空き家が多いから使え

ますねだけでは進まないというのが現時点での認識でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 非常に難しいことだというのは承知しております。

先日、小山町の不動産バンクというのを、情報番組でしたかニュースでしたかね、やっていたんですけども、おやまで暮らそう課という課をつくって、定住促進事業ということで、専門の課をつくって対応しているということで、非常に人気があるということで取り上げられておりました。

人気の秘訣というのは、担当者が、職員ですね、もちろん。お客様のニーズに合わせて、例えば相談が入ると、相手の都合に合わせて、土曜日であろうが日曜日だろうが、現場へ行って物件の説明をするとか、そういうことが非常に人気の秘訣だということで、利用者側も、小山町がやっているからということで安心できるというのものもあるそうです。

ですので、非常に難しい問題ではありますし、職員も数が少ない中ですが、シティプロモーションではないんですけども、そのような形で、少しでもこう、何というんですかね、汗をかくようなことも必要になってくる、やっていないと言っているわけじゃないんですけども、そういうことも必要じゃないかななんて、そのテレビ番組を見て私は思っていました。これは報告だけです。

空き家条例についてもよくわかりました。平成26年10月の段階で、401の自治体が制定をして取り組んでいるということで、特に伊豆市の場合には、土肥地区の津波の問題なんかもありますので、なかなか難しいとは思いますが。

先ほど森議員の質問のときにわかったんですけども、この条例がなくても、この法律の施行によって、いろいろな対策ができるということがわかったので、ここは条例に関してはわかりました。

もう一つ聞きたいんですけども、この4月から行政の組織が変わりました。現在、総合政策部地域づくり課で伊豆市の空き家情報を公開しています。そして、空き家対策となると、総務部防災安全室が担当となっています。この空き家対策特別措置法、それから示された指針では、空き家対策のための体制づくり、そして実態把握調査、空き家の跡地利用などを、いわゆる一体的に考えているように思います。

ですから、難しいと思うんですけども、これは安全対策、これは定住対策というような分け方ではなくて、一つの窓口で空き家というものを対応しようということが趣旨ではないのかなと私は思っているんですけども、ここで一つ伺いたいと思います。

住民の目線に立った窓口サービスをして、対応窓口のワンストップ化、ワンストップサービスについての考え方を伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 一つ議員、今、空き家情報を扱っているのは総合政策部の総合戦略課というところで、すみません、地域づくり課は昨年度までです。

ただいま議員がおっしゃったとおり、1つの法律で空き家対策というものを規定しています。一つには、特定空家、危険な空き家をどうしていくかということと、あとは、使える空き家なり、特定空家を壊した後の更地、それをどう活用していくかという、危険なものを何とかするというのと、あとは、空き家とその敷地をどう利活用していくかという2つの側面があります。

今、市の体制、確かに防災の担当が、特定空家の除去なり指導なりの担当です。優良物件の情報についての提供、これは移住ですね、移住については総合戦略課ということで、確かに窓口は2つになっております。

先ほどデータベース化という話もしました。特定空家にも、申しましたとおり、防犯上の問題と衛生上の問題、景観上の問題、実際これも、市役所の中では部局がまたがっておりますので、現在も協議して進めているのは、総合戦略課と防災安全室と、景観を担当している都市計画と、あと環境衛生、この4つの課で今、協議をしながらやっていますので、市としては、何とかワンストップに近い情報提供ができる、また、逆に危険なものについては、しっかり受けられるような体制づくり、それはどちらの課が受けてもわかるように、体制づくりはしていきたいと思っております。

どうしても空き家情報を提供するほう、定住促進と防災上の特定空家の除去等については、現時点では部署は分かれています、既にスタートの時点で4部門の職員で協議を進めておりますので、そのあたりの情報共有等はしっかりしていきたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。市民からの相談がふえてくると思いますので、その辺を市民目線で対応していただければと思います。

続きまして、地域資源の掘り起こしについて再質問をさせていただきます。

事業の方針であるとか活動の内容についてはわかりましたし、産業力強化会議というのが非常に大事だということもわかっております。

地域資源を発掘し活用、地域の経済の活性化というのを、地域のひと・もの・かね・情報のやりとりが活発化することで、地域が自立的・継続的に稼ぎ、豊かになっていくということです。

地域活性化のポイントというのはたくさんあると思いますが、地域の人が地域のこととか魅力を知らないというのが、あるいは感じていないというのが、ちょっとそこに大きな問題があるのではないかなというふうに思っております。この地域資源の掘り起こし事業で再認識ができればというふうに思っております。

先ほど、これは産業部長に質問ですけれども、産業力強化会議についての進捗状況につい

て再度伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） それでは、産業力強化会議の進捗状況ということでございますが、現在、商工会、観光協会、JA、それから市の各担当者が集まりまして、設立準備会というのを組織しております。これによりまして、それぞれの関係各機関の、それぞれ持っている地域資源、それらをそれぞれ出していただきまして、現在それを取りまとめまして、整理をされて進めてきたという段階でございます。

なお、できましたら、来年の4月には、産業力強化会議、これを設立していきたいという形で現在進めております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

ちょっと例え話なんですけれども、地域資源というのは、常に観光資源としての活躍の場を求めている、それを生かし切れていないというのが現状だというふうに認識しております。

例えをすると、地域資源を観光資源として有効に使いこなしている、成功している自治体の広報のPRの担当者というのは、腕ききのプロデューサーのようなものです。そう考えると、広報PR担当者の役割というのは、出番待ちをしている無名の俳優、これが地域資源だとすると、その出番を演出して、最終的に大物俳優、観光資源に育てていくということが言えるのではないかと思います。

地域資源、観光資源を産業力強化会議で発信していくことが、これからの重要な施策になると思いますが、その発信方法がちょっと難しいと思います。一方通行で、ただインターネットに載せても、なかなか食いつきが悪いと思いますので、相互の発信ができるような、若者なんかを中心に、少し成功事例なんかを分析したらいかかかなと思っております。

続きまして、郷土愛を育む教育方針について再質問をさせていただきます。

実はきょう、土肥小学校の3年生の児童が、社会科見学で小下田の恋人岬の花木園で土肥の白ピワについて、実際にそこへ行って見て、土肥のよさを知り、歴史を知り、栽培に興味を持っていただく。そして、土肥の地形とか特徴をつかむというのを目的に、きょう午前中に実施しました。白ピワ研究会の皆さんが講師ということで、これは初めての取り組みを行ったのをまず報告させていただきます。

社会科見学等で、地域を学ぶ事業というのは各地区で行われています。先ほどの教育長の答弁でもありました。地域を知り勉強することで地域愛が芽生えることは、大変素晴らしいことだと思います。このような取り組みというのをさらに推進していただきたいと思っています。

先ほどおっしゃられたように、伊豆市の学校教育目標「ふるさと伊豆に誇りをもち、夢や
ころざしを持って心豊かに生きる子どもの育成」ということですね。それで、学校の評価
項目でも、地域のひと・もの・ことの効果的活用として、地域の人材、施設、自然、歴史、
産業等を効果的に取り入れた教育活動を生活科や総合的な学習に取り入れるということがあ
ります。

ここで一つ伺いたいと思いますが、地域の伝統や文化、そして産業を学ぶ授業を提案する
として、学校側からお願いする場合と地域主導で進める場合の2つがあると思うんです。学
校が望むなら、我々地域としては、ここまで踏み込んだ授業を行いたいときと、地域からの
提案なら、学校としては、このような授業の枠で行っていただきたいということがよくある
んですけれども、地域の方が学校の授業に対して、どこまで踏み込んでよいのかということ
について、教育委員会の考え方を伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 今まで私のほうからも、学校のこれからということで、伊豆市型の
コミュニティスクール、この話をさせていただいているんですが、まさにこれについては、
その地域の方々が学校の教育活動に参画していくということがやはり大きな狙いがあります。

もちろん学習の中身については、学習指導要領というもので定められております。ただ、
子供たちをその地域でどういうふう育てるか、子供たちの教育活動をどのように進めてい
くかということについては、当然、学校長が学校経営方針、学校運営の目標で定めたりしま
す。

それに対して、やはり地域の方々が、こういうこともできるんじゃない、こういうことも
子供たちに地域のことを学んでほしいということをお願いいただける。その中で、その学校
独自の教育のグランドデザインができ上がっていく。それをその地域のコミュニティスケー
ルの委員の方々も含めた中で、じゃこれでいきましょうということをお互いが認めていく。
そういうシステムができれば、今議員がおっしゃったように、ただ学校が必要とするものだ
けを地域にお願いするのではなくて、やはり学校から、今度は地域の方々が学校に、こうい
うことをやったらどうですかという、その双方向の教育活動、これはこれから大事なことだ
というふうに私は思っております。それは当然、校長先生方にも、私のほうからも伝えてい
るところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

授業というのは配当表が決まっています、各学年で国語が何時間とかと決まっているもので
すから、やたらめったら地域のほうから言われても、学校のほうとしても対応に苦慮するの
ではないかなと思ったものですから、今のようなお話が実現すると思います。

最後の質問ですが、情報発信についてということで、これはできたら市長に伺いたいと思います。

また、すみません、土肥の事例で申しわけないんですけども、毎年夏、土肥海岸で行われている大キャンプファイヤー、きのうも会合があったんですけども、クイズに答えると土肥温泉の旅館の入浴券というのを50枚、毎年景品として出しています。1枚で何人でも入浴できるので、ほとんどの方が入浴できるという、こういう仕組みになっているんですけども、毎年違うお風呂に入っている子もいるので、将来、その子たちが学生だとか社会人になってから、自分は土肥の旅館で、顔パスで温泉はずっと入っているよといったふるさとの自慢ができるように、旅館組合の配慮で行っているものなんです。

地元の学校を卒業し、進学等でふるさとを離れた子供たちに、これは仮称なんですけれども、ふるさと自慢大使とか、ふるさと情報発信隊のような隊を任命して、口コミで宣伝してもらおうというような取り組みの提案です。

そのふるさと自慢大使任命の資格基準であるとか、成果に対する返礼、そして何よりも、その大使からの紹介で伊豆市を訪れた方に対するおもてなしの仕方など、口コミ情報を発信ツールとして、先ほどから出ている産業力強化会議の中で提案をしていただくことというのはできるのでしょうか。

ちょっと質問の趣旨が、すみません。要するに発信の仕方が、若い子たちを使って、少し戦略的に、意図的にSNSであるとか、最近ではLINEのタイムラインなんていうので情報を入れると、それに「いいね」とか返ってくるんですけども、そういう相互のやりとりによって情報発信をしながら、ふるさとを自慢していくという、そういうシステムを産業力強化会議に提案してほしいということなんですけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大切な話なので、市長としての情報の現状と将来の考え方を整理させていただきたいと思うんですが、これまで市長をやってきて、ここが非常に弱いところだと痛感しておりました。

月に1回、市長が記者会見をやり、それから、月に1回広報紙を発行し、いずれも非常に、自分自身で発信の仕方として弱いと思っておりました。また、毎日情報を発信できるものは地元の新聞、日日新聞であるとか静岡新聞の東部欄とか、これが1日に1回ですね、毎日。そして、毎時間流されているのがラジオ、コミュニティFMも3年目に入りますけれども、そういったものを戦略的にうまく使えていないんですね。これを改善し、情報力を強化するために、まず、総合政策部のほうで、戦略的な情報について、今整理をしています。

やはり市が、ある意味イニシアチブをとることはいいと思っているので、戦略的な情報の扱い方については、基本的なやり方を市が整理し、そして、情報発信の実際の事業のほうは、

今、実際に毎日、毎時間、毎分、情報を流してくれているFMのほうで一元的にやろうということで、今回議案にも入っておりますけれども、広報紙とSNSの情報発信をコミュニティFMに今、委託しようとしているわけです。それによって、広報紙、ラジオ、SNSという、この3つの情報の実施については一元化しようということなんですね。これではまだ、私は6合目か7合目だと思っていて、さらにその情報力は強化をしたいと思っています。

さらに必要なら、そこに情報をプールしておいて、観光情報だろうと地元の情報だろうと、そこに行けばとにかく情報は集まっている。新聞記者さんは、わざわざうちに来なくても、そこに行けばとにかく伊豆の情報はとれるというような、伊豆市情報センターまで持っていきたいと思っているんです。

それと産業は、まさに連携をして、ですから、情報センターと産業センターがしっかりそこは連携をとりながら、伊豆市の全体の活力を高めていくということが、数年以内にそこまで構築をしたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

本当に伊豆市は宝物がたくさんあるんですけれども、その発信の仕方が、これは伊豆市に限らず、どこでもそれが一番難しいということなんですけれども、若い人たちの力もかりながら、郷土愛に結びつけながら、発信ができればなと思います。

地域資源掘り起こし業務委託事業は、国に認められて1,200万円もの事業費がつきました。地域資源といっても、多様で絞り切れないという部分もあると思いますが、地域資源が観光資源となるように、いろいろな方面の各種団体等で連携をしながら、シナジー効果で地域経済の発展、そして活性化が図られるように期待をしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（杉山 誠君） これで小長谷順二議員の質問を終了します。

残る一般質問については、6月8日の午前9時30分から行います。

◎延会宣告

○議長（杉山 誠君） 本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

延会 午後 4時01分

平成27年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年6月8日(月曜日)午前9時29分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	市長政策監兼 建設部理事	鈴木正一郎君
総務部長兼 総合政策部長	伊郷伸之君	市民部長	鈴木正君
健康福祉部長	山口一範君	産業部長	鈴木薫君
建設部長	斎藤満君	教育部長	森下政紀君
会計管理者	植田博昭君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	飯田勝久	次長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成27年第2回伊豆市議会定例会3日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杉山 誠君） それでは、5日の会議に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序7番の青木靖議員から発言順序10番の永岡康司議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 青 木 靖 君

○議長（杉山 誠君） 最初に、6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） おはようございます。

6番、青木靖です。

通告に従いまして、2件について一般質問をさせていただきます。

1件目、品確法と建設業法・入契法等のいわゆる担い手三法の改正への対応。

東日本大震災以降、復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラ維持管理などの担い手として、建設業に対する役割の増大が認識されています。一方で、建設投資が減少し競争が激化したため、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請け企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技術労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題も指摘されていました。こうした問題を看過せず、現在及び将来にわたる中長期的な建設工事の適正な施工と品質の確保、インフラの維持管理・更新に必要な担い手の確保を目的として、公共工事の基本となる公共工事の品質確保の促進に関する法律を中心に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法も一体として改正されました。

伊豆市においても予想される地震災害や水害・雪害に対する対応や、インフラの維持管理は最重要課題の一つです。伊豆市内の建設業者の現状と法改正の背景・目的を踏まえて、国から市町村に至るまで、全ての公共工事発注者の責務として明確に位置づけられた中長期的な担い手の育成・確保への配慮がどうなっているのか、回答を求めます。

2件目、伊豆市への移住受け入れ・就業支援・住宅提供・子育て支援の一体化事業について。

都市圏から地方への移住希望者の年齢層の拡大傾向がここ数年顕著になっています。特に

20代、30代の夫婦が子育ての場として自然環境と生活利便性のバランスがよい地域を志向するようになっていきます。地方創生における独自のアイデアに対する支援のあり方を見ても、各地方自治体の取り組みを見ても、現在の移住希望者のニーズを捉えた施策が必要と考えます。

伊豆市でも先行自治体で成功事例のある就業支援・住宅提供・子育て支援一体型の移住希望者受け入れワンストップ窓口を設けませんか。また、関連するようなゼロ歳から40代までの人口対策として、伊豆市独自の新たな取り組みを検討していますか。

以上、市長に答弁を求めます。

○議長（杉山 誠君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、1つ目の担い手三法改正への対応についてですが、市の公共工事の入札制度については、担い手三法の改正の背景・目的を踏まえ、公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成及び確保の促進のため、公共工事における適正な利潤が確保できるよう対策を実施しております。

具体的な取り組みとして、最新単価や実態を反映した設計による予定価格の適正な設定として、いわゆる歩切りの廃止やダンピング受注の防止として、平成25年度より5,000万円以上の工事については、最低制限価格制度を導入いたしました。今後は全ての建設工事を対象に、低入札価格調査制度など、新たな制度を設けて手抜き工事や下請けへのしわ寄せの防止を行い、中長期的な担い手の育成と確保、つまり市内経済の活性化に配慮してまいりたいと思います。

2つ目の移住受け入れワンストップ窓口の設置については、私は、議員御指摘のとおり定住促進の窓口は一元化すべきだと考えております。ただ、ここで一つ、どうしても大きな制約となっているのが、住宅の提供なんです。いろいろなところで勉強会に出ますと、まず生活費の実態、東京であれば幾らかかる、伊豆市であればどの程度の生活費がかかる。家賃がどれくらい、交通費がどれくらい、教育費がどれくらいという具体的な生活費の提示が必要なんだそうです。

それから、もう一つ、この家ですと。この家に住んで、この家というのはどのようなところであって、周辺環境がどのようなことかということが必要なようなのですが、生活費実態は市のほうで調査もできますが、先般も申し上げましたとおり、御自分で家を建てる分にはいいのですけれども、いわゆる地方の民家風の家に住みたいという方に対して情報提供が圧倒的に少ない。これを根本的にどのような環境整備していくのか。市と地元の皆さんが一体となって、どのような空き家情報を再構築していくのか、そこが一つ焦点になるのではないかと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問はありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 最初の質問からやっていきます。

市の公共工事に関しても三法改正の対応をしているという、今、市長の答弁にもありましたが、もう少し詳しく確認をしていきたいと思えます。といいますのも、ともしますと公共工事については高度成長期からの公共工事に対するイメージみたいなものがまだどこかに残っていて、現状の認識がいま一つ、我々自身も足りないのかなというような思いもありますので、少し国土交通省、それから総務省から出ている工事、それから契約に関する文書を確認しながら、伊豆市の現状を少し確認して、今後につなげていけるような話をさせていただければと思います。

それで、最初の中でも言いましたけれども、要するに公共工事に対する考え方が変わってきています。総務省は最新の、今、見られるホームページの中でこんなふうに言っています。地方公共団体における調達というのは財源が税金に賄われていることから、よりよいものでより安いものを調達することが原則ですと。この原則からすれば、よりよいものがよいという考え方もありますが、一方でよりよいものを発注するという条件が満たされる必要がある。つまり、安いものを追求すると低価格の受注が進んでダンピングにもつながる懸念がある。ダンピングをすれば適切な契約の履行も確保されないし、行政サービスが低下するおそれがありますよと。また、受注者側からすれば下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化等の問題が生じますと。さらに、そうした状況は公正な取引をゆがめるおそれがあるので、社会全体にとってもよくないですと。

したがって、以上のことから地方公共団体はよりよいものでより安いものを調達する。よりよいものを追求しなさいというのが今の総務省の方針の中にはっきり出てきているということです。そうなるように入札契約制度を適切に活用して発注をしなさいというのが、総務省のきょう現在の立場であるという理解がまず必要かと思われま。

そして、市長の言葉の中に歩切りはもう伊豆市ではやっていませんということがありました。歩切りというのは要するに適正な価格を設定したものから、控除したものを予定価格にするのが歩切りということだと思えますけれども、正式には、その請負代金の額によっては公共工事の適切な施工が通常見込まれない契約の締結、これがいわゆるダンピング受注。ダンピング受注の主な原因が歩切りであって、歩切りはもう法律違反ですよと、はっきり言ってきています。歩切りについての調査というのも全国的に行われていて、どのくらいの自治体が歩切りをしているのかというような調査も、結果も出ているということですが、これについての調査に対して回答していると思えますが、どのような回答をしたのかというのを教えていただけますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 先ほど市長が申しましたとおり、伊豆市において予定価格を設定するときには歩切りは行っておりませんので、国が実施した調査、仮に歩切りを行っている自治体、行っていない自治体という区分けであれば、伊豆市は行ってないという部類に入ります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 行ってないということで、全体で五十数%がしていないという結果だったということです、その中に入っているというふうに理解をさせていただきます。

最初にも言いましたけれども、今現在の現状をもう一回我々自身で確認するために、ちょっとこれは国交省から出ている文書ですけれども、歩切りを根絶すべきこれだけの理由ということで、住民の暮らしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応を持続的に行うことは自治体にとって今後ますます重要な課題となります。改正品確法においては、インフラの将来にわたる品質確保と、その担い手の中長期的な育成確保を図るため、受注者の責務が大幅に拡充され、受注者は適切な積算により予定価格を適切に設定することとされました。歩切りが行われると予定価格が不当に引き下げられて、見積もり能力のある建設業者が排除される。ダンピングを助長し公共工事の品質、安全確保に支障を来す。担い手の中長期的な育成、確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがある。下請け業者や現場の職人へのしわ寄せ、法定福利費のカット等招くことが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応、10年後、20年後の地域の維持に支障が出るおそれがありますという、国交省からもこういう内容の文書が出ています。

要するに、適正な利潤を確保できないと、当然業者が生き残れませんので、10年後、20年後の地域に支障が出ますということを明確にここを出してきているということが、今の流れになっているということがよくわかると思います。

それで、ダンピングの対策の強化ということで、これは平成26年9月30日の閣議決定の措置に対する指針の中にもダンピングの対策の強化ということで、先ほど市長のほうからもありました低入札価格制度の適切な運用ということが出てきています。先ほど、市長のほうから伊豆市の場合は5,000万円以上は最低制限価格を入れますということだったんですが、その辺の考え方についてちょっと確認をしていきたいと思います。きのう時点で県のホームページを見ますと、県のほうは5,000万円以上は低入札価格調査制度を入れて、5,000万円未満は全て最低制限価格を入れるということのようですが、県の発注する工事と市の発注する工事の差がありますので一律には言えませんが、最低制限価格を活用するのか、低入札価格調査制度を入れるのかという、その辺の判断基準は今現在ではどのように考えているのか、教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 伊豆市では現在、最低制限価格制度ということで5,000万円以上の工事を対象に設けています。今後、この担い手三法の改正に伴いまして、市におきましてもこの低入札価格調査制度、この導入を現在、検討しているところでございます。金額につきましてはまだ正式決定ではございませんが、一つの目安として5,000万円以上の工事について低入札価格調査制度の導入、また5,000万円未満につきましては、今までやっていた最低制限価格制度、この2つを併用していくような形を現在、検討しております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） では、県の方針と同じような検討をされているという理解でいいかと思えます。

それで、低入札価格調査制度というのがここに出てきているんですが、実際は何年か前からこの制度については国のほうでは紹介もされているし、こういうものも活用しなさいということですが、ここで担い手三法改正に伴って、先ほど来お話ししているような背景や趣旨に基づいて、さらにこれを活用しなさいということだと思えます。新たにこれが入ってくるというような、市としては新たにこういうものが入ってくるということになるかと思いますが、そうすると、低入札価格調査制度というのをもう少し詳しく知っていく必要があると思えます。大まかにどんなものかということと、今後、地元の業者さんとのその辺の勉強会的なものであるとか、そういう今後の取り扱いに向けての準備の方法、そういうものをどういうふうに考えているのか。低入札価格調査制度がどういうものかということとあわせてお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 低入札価格調査制度でございますが、現在、最低制限価格制度、これはある一定の金額より安く入札、札を入れた場合はそこで失格ということで、低入札価格制度はその前段階、今で言えば予定価格があって最低制限があるんですけども、その中間に基準を設けると。その中間の基準を仮に安く入れた場合は、すぐ失格ということではなくて、その見積もり内容とか、いろいろな内容を調査しますと。調査した中で、果たして労務単価が適正であるとか、資材の調達は安いけれども、これで大丈夫だとか、いろいろな調査をしまして、その価格でも工事が設計どおりに履行できると判断された場合は有効とします。ただ、仮に低入札価格調査制度を設けた場合でも、最低制限と同じように、やはりそれをはるかに下回る金額については失格の基準を設けるということで、予定

価格と調査の価格と失格の価格と三段階で設けるといいう制度でございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 予定価格の適正な設定ということがまず必要になってくるということ、それに対する検証が必要になってくるということだと思います。工事内容の内訳の提出等も義務づけられている等々ということもあるわけなんです、工事の積算の技術というのは日々進歩しているというふうに客観的に判断はしているんですけども、ここ数年来といえますか、特に積算ソフトなんかも導入されてきて、だれがやっても積算の見積もり金額というのはほとんど同じになるというふうに一般的に言われているんですけども、その中で競争入札をして落札者を決めるということの中において、その内容の精査というのは積算の精度が上がれば上がるほど難しくなるんだと思うんですけども、その辺の対応というのは現実、現場では積算の技術の向上と適正な競争という観点から見て、現場ではどのような対応になっているのかということをお教えいただきたいんですが。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長政策監兼建設部理事。

○市長政策監兼建設部理事（松木正一郎君） 建設部理事を兼ねているものですから、それから、あわせて私、もともとが県の土木職でございます、実は県のほうでは既に低入札価格の調査制度を行っています。今、青木議員のおっしゃった大変いい意見について、私、経験上御説明できるかと思ひまして、今、発言をさせていただくわけでございます。

議員御指摘のとおり、積算は各業者さんが全て発注者側とほぼ同様のソフトを持っているために、入札に当たって札を入れる価格の見積もり、それを全てコンピューターでやります。その数字というのは基本的に単価が公開されておりますので、したがって、ほぼ100%に近い正しい積算価格を、皆さん積み上げることができます。そうしたら、では、価格差はどこになってくるのかと言いますと、具体的にどの部分を自分の会社は得意としてコストをカットすることができるのかということ、各社さんがそこでしのぎを削り工夫をするわけです。

それで、例えば2割ぐらいカットしてくる会社がいたとします。そのカットの場所を、私も発注者側は確認させていただくわけですが、先ほど総務部長が申しましたように、ある調査基準価格を下回った場合、なぜカットできたのかということをお見せさせていただきます。そうするとごくまれに、どうしても欲しかったから、この管理費というところをカットしましたと。つまり、一つ一つの項目ではなく、単純に自分の会社の運営費とか社員に支払う分のお金とか、仮設の住宅に支払うお金とか、そういったものをじゃきじゃきと2割切ってしまうとか、そういうふうなことをしていると、これはもう不当な、いわゆるダンピングということになりますので、説明になりません。

そうではなく、例えばここに書いてある土砂の運搬に関しては、実は私のすぐ隣の現場、この現場との調整ができたために、この石をこちらへ持っていくことができる。あるいは、この土砂についてはここから持ってくるることができる。そこで大量にここのコストをダウンができましたということ、そこが見積書の中で明示をしていただくと、あ、なるほど、それなら不当なダンピングではないですねということが確認できるわけです。このようにして、積算について甲、乙で話し合いながら、それが無理やりやっているダンピングなのか、そうではないのかということを確認する。このようなやり方を伊豆市でも行うこととしております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 今の説明で内容については大体わかりましたので、先ほど、もう一回聞いたことの繰り返しになりますが、それらを新しく伊豆市に入れようとしていることですので、実際に受注者側になる業者さんとの勉強会的なものであるとか、そういったものの考え方を教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） この低入札価格調査制度、この制度につきましては当然周知をしていかなければならないと考えております。ただ、その内容ですね。見積もりの仕方とか、そういうものについては、先ほど政策監の言ったとおり、もう既に市内業者でもそういう技術を持っているという把握をしておりますので、見積もり内容についてはそれぞれの業者にお問い合わせです。ただ、こういう制度を導入しますということについては周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） わかりました。

建設業が、要するに地域の建設業の業者の皆さんの、言い方が悪いかもしれませんが、疲弊をしている状況を何とかしないと、将来のインフラの確保、維持更新が難しいですよということ、これを国からも強力なメッセージとして出しているわけですから、それぞれの市町もそれに対応した動きをしてくださいねというメッセージがたくさん出てきているわけなんです。それで、これは平成26年9月の閣議決定の公共工事の入札契約の適正化に関する法律に基づいてということ、出ている文書がちょっとあるんですけども、要するに国のほうも地方、地域の公共工事についていろいろな懸念を持っている。特に、最初にも言いましたけれども、東北の震災以後、本当に甚大な被害が出るような災害があった場合に、本当に対

応できるのかということが一つ下敷きになっているんだと思うんですけども、いろいろなものの中に、こういうのが先ほどの、去年の閣議決定の中に出てきます。

多様な入札契約の方法をいろいろ考えなさいよという趣旨の中に、一般競争を適切にこなさいとか、総合評価落札方式を適切に運用しなさいというものの中に、地域維持型契約方式というのがあって、こういうのも必要に応じて取り入れなさいということ去年6月の閣議決定の中で盛り込んでいます。ちょっと、これ読みますけれども、地域維持型の契約方式ということで、建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少、小規模化が進んでおり、このままでは事業の円滑かつ確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねないというふうに関のほうでも危惧しています。

地域の維持管理は将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方法においても担い手確保に資する工夫が必要であるということで、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る場合には、人員や機械等の効率的な運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえて契約方法を活用してくださいと。まさに、何か去年の大雪が降ったときのことを言われているようなことがここにも出てくるわけなんです。その中で、要するにその地域維持型の契約をやる、その施行主体はこういう人ですよと言っています。その実施主体は迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者としという文言が出てきます。これらをやはり積極的に入れてあげないと、昨年のような雪のときの対応ができなかったというようなことになるんだろうと思うんですけども、そのときにも今後は対応しますという、雪のときの質問の答弁にもありましたが、こういった去年、さらにそれ以降の国の動き、こうした文書も出ていますが、地域の業者に対する地域維持型の契約というようなことに関しての考え方というのを教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは大きな話ですので、私から基本的な考え方を、過去申し上げたこともあるんですが、その繰り返しも含めて申し上げたいと思います。公共事業の発注の際に3つの視点から考えるわけです。まず、財政のコストカット、それから地域経済の振興、それからもう一つが災害対策、これのバランスの中で、伊豆市は市長として申し上げにくいんですが、やはりコストカットにかなり重きを置いてきたところがあります。

ただ、その中で、例えば1億円の発注をするときに、市外の事業者であれば90%、市内であれば95%のときに、全額9割が外に行くのがいいのか、95%の支出になるけれども、それが市内にとどまるのがいいのかというのは、これはまず経済政策として一つ大きな議論があります。それからもう一つ、今、まさに議員から御指摘のあった去年の2月8日でしたか。

もう我々が動けないとき、市長も建設部長も動けないときに、それまで災害協定を持っていた業者さんがもう徹夜でずっと除雪をされていた。あるいは、地震なんかがあって水道管が壊れると、それを町の水道屋さんがまず補修に行くということになっているわけであって、そのいわゆる町の建設屋さん、町の水道屋さんをなくすということは、これはやはり災害の多い伊豆半島においては非常に社会的なマイナスだろうと思っております。

このような3つの考え方を最適バランスをとるということが大切なのでと市長が考えていること。それから、今回改正品確法で政府もかなりはっきりとした政策方針を示されていること。この2つをもって、今、総務部長にそもそも伊豆市における発注のあり方、契約のあり方を抜本的に再検討しなさいという指示を出しているところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 今、総論的な部分で抜本的な見直しをするというお話だったわけですが、現場サイドのお話というのはこれからやるから聞けないのかもしれないんですけども、具体的にはどういう動きになっていくのかということ、これからの予定というか、見通しで結構ですでお話してください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 現在、市が行っております入札制度、主に小規模、5,000万円未満のものについては、受注工事希望型指名競争入札といたしまして、指名競争なんですけれども、ある一定の要件、特に市内に本社を置く、または市内に営業所を置く、これらの業者にまず希望を出していただきます。その希望を出したものを、資格があるかないかを調査して指名するというのが受注工事希望型。もう一つは制限付一般競争入札。これもいろいろな工種がありますけれども、会社の所在地要件とか実績要件等を踏まえて、制限付一般競争入札にしていると。主にこの2つの制度でやっております。

今後、この受注工事希望型、いわゆる若干5,000万円未満という金額のものについてのあり方、今は市内に本社、または営業所という、こういうくくりのものについて、これも所在要件を見直して制限付一般競争入札に移行するののかという、そういうところを踏まえて、今、この2つの制度について見直しを行っているという状況です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 見直しが行われるということの了解です。

もう一つ、今に関連して、要するに地域に精通した事業者を使いなさいということと同時に、あと地元の業者に単品ではなくて、例えば除雪と除草とか維持管理とかをセットで発注しなさいという、そういうやり方も検討しなさいという項目もあるんですけども、そういう工事の出し方についての検討はどうでしょうか。包括的な契約といいますか、どうでし

ようか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 先ほど、品確法の改正の関係で青木議員おっしゃられました、地域における社会資本の維持管理に関する契約方式ということだと思います。確かに、そういう維持管理に、除雪とか災害とかパトロールとか、採算がとりにくいような工事、そういう維持管理のもの、国のほうで言っています地元の事情に明るい業者に受注できるような方式ということで提案はされています。これにつきまして、市でその維持管理——国では複数年で一括方式とか、複数の工事を一契約にする方法。また、先ほど申されました災害対応や除雪などの維持管理に関するものを事業協同組合などに発注する方法。この主に3つの方法を提案されていますので、特に災害対応など、地元精通している業者、これが組合なのかどうなのかはちょっとまだわかりませんが、これについては十分検討してまいります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 要するに、伊豆市のこの地域の将来のインフラの維持というのができていかなければいけないということの観点でもう少し進めますが、要するに地元の業者さんに仕事をしてもらうような工夫をなささいというようなところまで読み取れるのかなという文書が幾つも出てきます。これは総務省と国交省から出ている公共工事の円滑な施工確保についてという、これもことしの2月に出ている文書なんですけれども、その中にこういうのが出てきます。地域の建設業者の受注機会の確保についてということで、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく平成26年度中小企業に関する国の方針の中で、平成26年6月27日閣議決定において、地域の中小業者の適切な評価を行うとともに、公共工事の効率的施工等が期待される工事については、極力分離・分割して発注を行うこと等とされている趣旨を踏まえて、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めることという一文が出てくるんですけれども、要するに大きい仕事をぽんと出すと、大きいところが出てしまうので、ある程度分離できるもの、分割できるものは分割して地元の業者さんにやってもらったらどうだということだと思いますけれども、その辺の対応というのはどうなんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 現在、その一つの事業を分離・分割して発注しているということは特にございませぬ。金額を小さくして受注しやすいようにという意図での発注はしておりませぬ。今、申しましたとおり、いわゆる制限付一般競争入札と受注工事希

望型、これは金額のある5,000万円とか3,000万円とかという考えはあろうかと思いたすけれども、やはり所在地要件とか、その辺の参加資格、できる要件を見直すことによって、そのあたりの問題は解決されていくのかなど。ですので、現在あえて、例えば1億円の工事を4,000万円、6,000万円とか、そういう分離というのは現在、検討はしておりません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） そういう国からの方針も出ていますので、検討したらいいのではないかなとは思いますが。それで、受注工事希望型の指名競争入札というのは行われていますということで、要するに指名競争入札ですから、指名業者を決めて、それで競争させるということですが、入札の参加資格要件の中に、先ほど総務部長からもありましたけれども、地域内に本店または支店がある場合ということが要件によく出てくるわけなんです。その場合で伊豆市の契約の中を見ると、年間委任を受けた支店（営業所）等があることというのが条件になってくるんですけれども、これは要するに市内の業者ではなくても、本店が市内になくとも年間委任を受けた支店があれば入札に参加できますよという意味、文字、額面どおり読むとそうなんですけれども、年間委任を受けた支店（営業所）等というのはどういうものが該当するのでしょうか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） この営業所または支店というのは、いわゆる建設業法上の営業所の許可を受けている営業所、これを指しております。ですので、指名参加申請を持ってきた段階で、申請書の中に建設業法上の営業所がしっかり明記されて、うちの会社は明記されている営業所で指名参加をしますよというのが、この年間委任を受けた営業所ということですので、市としましては市内に本社を有する、または本社はよその市であっても、建設業法上の許可を受けた営業所が市内にあれば、その会社を参加資格として認めていると、そういうことでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 市の工事等は直接リンクしないのかもしれないんですけれども、県の発注の工事なんかに至っては、その営業所が実際ない場合が、調査の結果わかって、営業所不確知ということで、今、言った、業法の許可を取り消されている事例というのが神奈川県、愛知県、近隣にもあります。静岡県はまだそれまで公表されていませんけれども、恐らくそういう業法上の営業所の届けが果たして本当に正しいのかという調査をするような流れになってきているんだろうと思うんですけれども、その辺の営業所の確認をしっかりとしないみたいな話というのは今、伊豆市ではどうなんでしょうか、教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） その建設業法上の営業所、これ許可するのは当然、県の場合は静岡県ですので、その指導、監督の権限も静岡県のほうにあります。若干、調べてみますと、静岡県でも不確知ということで営業所の取り消しが県の広報なんかでも載っているようです。当然、市としましては建設業法上の指導、監督の権限はございませんので、あくまでも入札参加資格があるかないかという観点から、伊豆市の入札参加は建設業法上の営業所でやりますよと言っている以上、では、うちはその参加資格がちゃんとあるのかないかというのを調べるということで、現在、営業所の現地確認を行うという予定をしております。

それはあくまでも形式的にしっかり看板があるとか、電話をしても必ず人が常駐しているよとか、そういう絶えず契約できる状況にオフィスとしてあるよとか、そういうちょっと形式的なものになろうかとは思いますが、伊豆市の指名参加資格として申請されている以上、そちらの資格があるかないかというものの確認はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 全体的な流れですので、営業所の確認というのはやはりやっていかないと、逆に地方自治体としての信頼にもなってくるのかなというふうに思いました。それで、実際になかなか公共工事、建設投資等が減少している中で、やはり業者さんを守っていくとか、健全な育成、それから確保、将来のインフラ確保のためにもしていくために、では実際に何ができるのかなということをもう少し考えていくと、やはり必要な工事はもちろん出さなければいけないんですけれども、それを中小規模の業者さんにしわ寄せが行かないような形の方法といいますか、工夫をやはりする必要があるんだろうと思うんです。

ちょっと細かい話に、今、ここでなってしまうんですけども、130万円というバーが伊豆市の規約の中にあると思うんですけども、この130万円の工事ってどういう、何が130万円までなのかということと、130万円の根拠ってどうなんだろうという素朴な疑問があるんですけども、これ果たして130万円というラインを引くのが今現在適切なのかということと、今後もこれを続けるのかという、何が130万円で切られているのかということとあわせて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） この130万円のラインですけれども、いわゆる随意契約ができる場合、あとはちゃんと競争入札にきなさいよという、そのラインが130万円というところです。ですので、仮に120万円とか100万円の補修とか簡易なものについては随

意契約でできますと。平たく言えば一番現場に近くて、近くに会社があれば、では一番効率的に随意契約ができますよと。そうしたら、130万円以上の場合に入札に下さいよというのは、これはもう自治法のほうで決まっておりますので、仮に130万円を超えた場合、本当に随意契約をしなければならない理由がある場合は別ですけども、通常、原則としては競争入札に下さいよという、これは確かにもう何十年も前からこの130万円という数字は変わっていないんですけれども、市町村の場合は130万円が一つの随意契約と入札のラインになっているということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 結局何十年も前からということで、今、総務部長もおっしゃっていましたがけれども、もう労務単価も上がっていますし、資材もその間に当然上がっていますし、消費税も上がっていますね。その分、実際に仕事ができる金額というのが減ってきてしまっている中で、その金額をそのまま維持するのはどうなのかなということと同時に、先ほども答弁で去年の閣議決定の中にも、入札契約手続における発注者、受注者間の対等性の確保に関するということということで、不採算工事の受注強制などは違反になるので行ってはならない行為でありますというような文面も出てきます。実際にそういうことがあるので、こういうことがわざわざ出てくるんだと思うんですけれども、130万円ではできる工事が少ないんです。それを見直したほうがいいのではないかなというような声も率直に聞くわけなんですけれども、その辺を見直すお考え、先ほども言いました労務単価、資材の値上がり、消費税が上がってきているということ踏まえて、金額を見直す必要はないでしょうかという質問です。どうでしょう。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 先ほど申しましたとおり、この130万円、私がもう役所に入ったところから多分130万円という数字は動かずにいます。県の場合は250万円だそうです。確かに資材、特に労務単価が上がっているのに、この130万円のラインがもうずっと年十年も変わらないというのは、非常に現場と離れているのかなという気はいたします。ただ、あくまでも自治法の施行令でこの上限といいますか、随意契約の上限の130万円が変わってこない、市独自でこれを200万円にするとか、そういうことができないものですから、仮にこれが条例で決められるということであれば、議会にお諮りして変えることもできるんでしょうが、政令のほうで決まっておりますので、これは何としても国のほうでも少し、せめて500万円とか、現状にあった形にさせていただけたらとは思っております。

実際130万円で今、何の工事ができるかということ、本当にほとんど工事としてはないと思います。ですので、このあたりは国のほうの動きを見ながら、当然、国が変われば変わるということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 正しい認識をしていただいているようなのでよかったですと思いますので、ぜひそちらの方向に行くようお願いしたいということしか言えないのかなと思います。小規模な工事、特に災害復旧なんかのときに、工事の請負ではなくて請け負いだというような、必ず最初から赤字だとわかっているような工事でもやらなければならないときがあるというので、もう切実な声もありますので、それが先ほど言った不採算工事の受注の強制などということではないとは思いますが、そう言われたいような対応はしていただかないといけないのかなというのは思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、ちょっとこの質問は最後にしますけれども、要するに伊豆市においても、最初に言ったようにインフラの維持更新、これからコンパクトタウン&ネットワークをやっていくわけですから、ネットワークの構築等ではやはり建設工事というのは重要な位置を占めます。その中で、災害対応も当然必要ですし、地元の業者さんをこれから中長期的に育成確保するという、この伊豆市としての取り組み、この質問最後にしますので、総括的にもう一回、伊豆市として将来のインフラ確保、それから災害対応等、これから伊豆市の総合的な計画を進めていく上での三法改正に対する対応の今後の対応、もう一回市長のほうからお願ひしたいと思ひますけれども。

○議長（杉山 誠君） 答弁願ひます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つの点から申し上げたいと思ひます。

まず私、ほかの市長、町長と一緒に伊豆縦貫道を全力で国にずっとお願ひしてきたわけです。市長として、伊豆半島には要するに背骨となる道路がありません、これでは生きていけませんということを強烈にお願ひしているわけですから、それだけでできればいいわけではなくて、それとアクセスする県道、あるいは市道を整備しなければ、全く自己矛盾になるわけです。県、国に対して、とにかく公共事業は悪ではないのだから、しっかりやってくれと言っている以上、今度は市ですべき社会インフラ整備もしっかりやらなければいけないということ。

それから、もう一つコンパクトタウン&ネットワークの中で修善寺だけではありませんと。それぞれのいわゆる周辺集落と言われているところも、ちゃんと皆様が、人様が生きていけるようにしますと言っている以上、そこでいろいろな災害が起こったときに、いや修善寺まで行かなければ、三島まで行かなければ町の水道屋さんも、町の建設屋さんも電気屋さんもないというのでは、やはり幾らなんでも人が生きていける環境にはないだろうと。そういった2つの点から、市長が県や国に対して主張していることも、今度は自分の言葉としてはね返ってくるわけですから、市民の皆さんがこれからもっと活力があるような地域にすることと、引き続き伊豆市の中に住み続ける方々が不便を生じないように、しっかり配慮し

ながらやってまいりたいと思います。きょう議員に御指摘いただいたことは、まさに今、総務部長に検討を指示しておりますので、年内には具体的な進捗状況を御報告したいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） では、次の質問の再質問に移ります。

移住定住の一体事業、ワンストップ窓口の件です。

まず今現在、ここで組織が若干変わりましたので、かつて地域づくり課でやっていた移住定住に関する受け入れ、それから、ある程度移住者の受け入れと、あと空き家の管理なんかも従来からやっていたけれども、今現在、伊豆市に移住したいよ、あるいは空き家情報を見て興味がありますよというような問い合わせがあった場合に、どこが窓口になってどういう対応をしているのかという今現在の状況を教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 昨年まで担当していました総務部地域づくり課、今年度から総合政策部の総合戦略課というところで担当しております。確かに定住促進、空き家情報等の相談にも乗っております。やはり就労ですと、どうしても産業部、そういうところが複数でかかわってきます。子育てですと健康福祉部というような形になっておりますので、まずは総合戦略課の地域づくりスタッフのほうで、移住定住については現在、相談を受けているところです。まだ、その総合戦略課のほうでも全てのいろいろな情報収集となると、できていない状況ですので、必ず実施についてはそれぞれの担当部署になろうかと思えますけれども、やはり就労に関する情報とか、子育てに関する情報、これは総合戦略課のほうで住まいもあわせて、なるべく情報提供はできるような形を今、進めてまいります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 地方への移住希望者というのは結構ふえているという話は昨年来からときどき一般質問の中でもさせていただいてまして、伊豆市でも、これも前にも言ったとおりなんですけど、NPOふるさと回帰支援センターというのが東京有楽町にあるんですけども、そこで主催している移住希望者セミナーみたいなやつに、セミナー的なものには単発的に行っていたんですけども、余り効果が上がらないので一旦お休みしていますみたいなことだったということで聞いています。実は、つい先日もテレビでもやっていたけれども、静岡県が県として、そのふるさと回帰支援センターのほうにブースを出しましたというニュースをやっていました。県もほかにもやっていて、ここ以外のところも入り口にして事業をやっていたのも承知しているんですけども、要するに都市部の方のニーズをキャッチでき

るサテライトなのかなというような感じもします。

県が新しい先に移住希望者の受け入れ窓口になるようなところにブースを出したというような動きになっているわけなんですけれども、県との連携というのとは全然ないのか、あるのか。これからしていく方向にあるのかというふうなところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 今現在ですと、今、議員おっしゃられましたように、有楽町の交通会館に県のほうで静岡県移住相談センターというのを出しております。そこでは当然市の状況がわかるパンフレット等の配置はしてございますが、来年1月14日から16日の3日間、こちらに伊豆市でということで設けさせていただいて、直接こちらに職員が出向きまして、移住相談や空き家物件の情報提供、あっせん等をしてまいります。それ以外に静岡県では現在、山梨県と富士の国暮らし相談会ということで、山梨県と連携した事業を展開しております。こちらにおきましても、この6月13日、14日、この両日で横浜市の技能文化会館、こちらに伊豆市も出向きましてブースを設けさせていただいて、先ほど言いましたいろいろな物件の紹介や伊豆市の魅力、これらを直接PRしてまいりたいということで、今、この2つにつきまして出展の方向で調整をしております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 伊豆市で、それから山梨県とのイベントもあるということで、自分も有楽町のセンターへ行きましたけれども、伊豆市のパンフレット、すごい人気があります。置いておくとみんななくなってしまう。そういうことで、実際に手にとった方がもちろん全て来るわけではありませんけれども、検討の対象には入りやすいのかなというふうな印象を持っています。そうすると、やはりこちら側の受け入れ体制の問題になってくるのかなということなんです。そこで、先ほどからもお話ししている受け入れ体制ということで、ワンストップ化というのがやはり必要なのかなということになってくると思います。

それで、例えばなんですけれども、なかなか横のラインで一体的にやるのが難しいということもよくわかるんですけれども、具体的な数字目標を決めて、何人移住者を受け入れようかというような、そんな目標を決めてやっているところもありますね。我々も視察に行きました徳島の神山町なんかは、まさに、このまま何もしないと人口がこれだけ減るんですけども、あとこれだけ、あと何人だけ入れるとこうなりますよねという具体的な目標を持って移住政策、移住の受け入れをやっているところもあるんですけれども、そういう具体的な数字を設けてこれに取り組もうというふうなお考えというか、話みたいなのは出ていないでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも極めて大切な話ですので、私のほうから再度、議会の皆さんに訴えたいことがあるのですが、市長という立場で平成20年に就任以来、人口減少対策が最大の課題であるということで幾つか提言をさせていただき、基本政策として示し、そして今、それを克服するためにコンパクトタウン&ネットワークというものは、市長の案として市民の皆さんにお示ししているわけです。しかし、そもそも本当にそれが、市民3万2,000人が共有されている政策なのかというと、いろいろな話を進める中で少し、正直なところ疑問もございませう。例えば人様ですけれども、県外ですが、ある有名な観光地では財政力指数が1.6であるにもかかわらず、町の幹部も町民の皆さんも近隣市に住まれているところがあるんです。そこはすごい経済力ですけれども、人口も学校もやはりどんどん減っている。そういうところもあるわけです。もう住むところと仕事を完全にもう分けているとしか思えない。また、あるところでは、今、お話にあった神山町だとか長野県の下條村だとか、周辺の市、広域連携も含めて人口を維持したり、ふやそうと努力しているところもあります。

私はまず、もう一度市民の皆さんと——市民の皆さんはひょっとしたら三島、伊豆の国市に住みたいと思っているのか、自分の子供たちはそこに住まわせていいと思っているのか。それであればコンパクトだけでも行政機能は維持できる。コンパクトタウン&ネットワークにするというのは、地域の活力を残したいという市長の気持ちがあるわけです。でも、その認識は共有していただかないと、今の議員から御指摘のあった数値目標まで行かないわけです。私は、各議員の皆さんそれぞれ自分の地域なり、あるいは関連する法人なりでいろいろな市民の意見は吸収されていると思いますけれども、改めて市長のタウンミーティングだけではなしに、各議員の皆さんも市民の皆さんと、本当に市民は何を望んでいるのか、どういうまちづくりを望んでいるのか御議論いただき、そして市内の世論を皆さんがお持ちの上で、ここでもう一度議論をして、そして数値目標も出せるようなところまで、将来に対する方向が、合意形成がなされているのかどうなのかということ、私はそれは十分に時間をとってもいいと思っているんです。

地方創生への提案はことしじゅうにつくりましますけれども、それはあくまでも市長の政策であって、もっと長い時間をかけたじっくりした政策は、ぜひことし、来年、皆さんと話すだけの価値はあるんだろうと思っています。その上で住民の皆さんと、空き家も空き店舗もどんどん提供するので、ぜひ外から来てほしいというようなことで合意形成がなされれば、各地域ごとの中期的な政策目標、定住目標も、私はそれは十分に意味があるものになっていくと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 何もしないと減っていくことがわかっているわけですから、その辺の意識をみんなで共有するということは、本当にそこから始まるんだろうなというふうに思い

ます。それで、今、数値目標の話をしましたけれども、やはり来たいという人もある一方で、伊豆市にはこういうものが欲しいとか、こういう人が足りないとかという、そういうターゲットを絞った移住者の受け入れという方法もあるのかなということが一つあると思うんです。

それで、一つちょっと最後に紹介させていただくんですけども、私が活動しています自民党の関連の青年局というところが主催しています政策プレゼンコンテストというのが、実は先日決勝大会がありまして、全国で10組決勝大会、東京で行われました。その中に伊豆市の方が実は1人選ばれていまして、発表してきたんですけども、全体のテーマは「若者の夢と希望あふれる日本へ わたしが描く処方箋」というテーマだったんですけども、いろいろなものがありました。残念ながら伊豆市から出た方は入賞は逃しましたけれども、一部の審査員の方からは非常に高い評価を受けたということで、どういうテーマだったかというところ、ここで言っていると思いますが、「過疎地域での“シングルマザービレッジ”構想」ということで、都市部に住んでいる子供を持っているお母さんに来てもらって、その人たちに先生になってもらって、子育てにもかかわってもらおうという、そういうターゲットを絞った内容だったんですけども、その中で本当に伊豆市の少子高齢化であるとか、そういった事例も紹介しながら、何もしない手はないですよということ、なぜかと言ったら、伊豆市、住むのにいいところだし、子育てだって、子育て支援も実は充実していますよねということ、もっとここに来たい人はいるはずですよ。そういうことで、ターゲットを絞って呼びかければ来る人はいるのではないかという、そういうのが一つのベースになっていたんですが、ターゲットを絞った移住者の受け入れというような考え方はありますか、どうですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実は、こういう話になろうかと思って、手元に私も一つ、最近新聞で見た広告があるんですが、よく伊豆市には仕事がないと言われているんですが、今、私が数日前手元に見たのは、薬局事務員の正社員とか病棟クレーンだとか、理学療法士だとか、つまり今、足りないと言われている、余り好かれていない介護職なんかとは別に、比較的ニーズが高いと言われている事務職も含めて、しかもパートもあるけれども、これ全部正職員です。これだけ職場はあるんですね。

それから、今、議員が御指摘になったようにターゲットングをして、こういう方に来てほしい、あるいは神山町でやっているのは、こういうパン屋さんとかデザイナーだとか、こういう仕事を持っている人に来てほしい。いろいろな組み合わせがあるだろうと思うんです。私はこの伊豆市の場合には、東京からの距離とか我々の生活基盤を考えたときに、我々の側がもう少しいろいろなターゲットングなり、一般的な定住促進なりをうまく組み合わせていけば、十分に効果あらしめることができると思っていますので、そのやり方について、ぜひ、また皆さんとも議論を進めながらやり方を絞っていきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） タイムリーな記事でしたので、けさの新聞に民間でも修善寺にSOHO的なものをつくって、若者がそこに住んで仕事しようという動きがありますということもありました。そういう動きについて一言だけコメントをお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そのような動きが地元からも大変心強く思いますので、しっかり行政とタイアップをして進めたいと、このように考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

これで青木靖議員の質問を終了いたします。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（杉山 誠君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

4つお尋ねします。

第1に、3中学校を1校にする再編統合計画は、住民の理解を得るというプロセスを大事にしていきたいということの質問であります。

日本創成会議が発表した消滅可能性都市896のこの自治体の中に伊豆市も上げられています。しかしながら、この896自治体の中には、消滅論に立ち向かい、田舎暮らしこそ未来があると若者が移住し、人口がふえている自治体があります。田舎ならではの地域再生の取り組みを学び、市民とともに伊豆市に生かすという確固たる姿勢を市当局に求めます。『元気な伊豆市を』『少子化対策』というものの中学校再編・統合計画は、伊豆市の人口は減り続け、それに伴って子供も減り続けるという、半ばあきらめの姿勢を示していると私は判断しております。住民こそ伊豆市の主人公という立場で、第1番目の件については4点お尋ねします。

第1、天城地区、中伊豆地区の若者を初め住民の方たちは、中学校がなくなっても子育てで頑張る、私たちの地域を元気にするという強い意思を表明しているのでしょうか。中学校までなくなるのか。若い人はますます住みづらくなるという声があります。再編・統合の歩

みを一旦とめて、市民の声を聞くべきです。教育長の所見を伺います。

2点目、学校存続の選択肢。再編・統合だけではなくて休校にした学校を子供の増加に伴い再開する選択肢、特別特認校制度の選択肢などの検討はしましたか。

3つ目、中学校の廃校で人口減少と高齢化の進む地域に与える影響や、学校が地域再生に果たす役割についてどのように考えておられますか。

4つ目、再編計画における論理のかなめ、それは少人数では子供たちにはよりよい教育環境とは言えないということから来る適正規模を求めたことでしたが、以前にも聞きましたが、再度お尋ねします。教育学的見地から、この適正規模について検討したでしょうか。

大きな2点目です。

土肥の小中一貫教育体制を全市的に広げる検討はしないのですか。

2つお尋ねします。

1つ目、小中一貫教育が目指す中1ギャップの解消、一貫教育はホップステップジャンプで子供たちがより高く飛べるということでもあります。一貫教育と連携教育には共通部分はありますが、連携教育では一貫教育と同じようにできない教育分野があると私は思っておりますが、前議会でも質問しましたが、小中一貫教育が子供たちの成長に本当に望ましい制度と教育委員会が判断しているならば、なぜこれを全市的な制度にしないのでしょうか。

2つ目、小中一貫教育の制度が子供に与える影響について検証を重ね、デメリットを回避させる方法を明らかにしておりますか。

大きな3点目。

地域づくりにおける中学校をどう位置づけていますか。

新中学校を中心とした文教ガーデンシティ構想創出についてお尋ねいたします。

2つ目です。この構想を、伊豆市の新しい都市計画が検討されている中、どのように位置づけておるでしょうか。

また、中伊豆、天城の中学校は廃校にする計画ですが、この地域の構想をどのように考えておりますか。申しおくれましたが、この3点目及び後から述べる4点目については市長の答弁を求めます。

最後です。

新ごみ処理施設基本計画に、余熱利用計画を新たに加える必要性についてお尋ねします。

1月21日の議員全員協議会で市長は、新たにつくるごみ焼却施設の熱量の活用は検討していないと述べていましたが、新ごみ処理施設基本計画策定に参加を希望する業者への提案内容の中には、余熱利用計画というのがあります。方針を変更したのでしょうか。これまでの経過も含めて、市長の見解を求めます。

以上であります。

○議長（杉山 誠君） ただいまの木村建一議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず学校についてですけれども、何度も繰り返しているように学校設置は教育委員会の責務ということになっています。もちろん私個人としては、天城湯ヶ島町から、中伊豆町から中学校がなくなることは、やはり非常に大きな問題だと、こう逡巡する気持ちもございますけれども、しかし教育委員会が決めるのであれば、あるいは決めたのであれば、それをしっかり将来のまちづくりのために総合的な事業として展開していくというのが市長の責務だと考えております。他方、同じ市内にありながら、ある学校ではクラブ活動を複数選ぶことができ、ある学校ではクラブ活動が非常に制約を受けるということが、大げさに言えば義務教育、つまり憲法において教育が義務だと命ぜられている、これは保護者の義務ですけれども、その中で、行政が設置する学校の中でそれだけ差があってよいものだろうかということも、やはり大きな疑問として感じております。それを言ったことを踏まえて教育委員会が決定したことを、しっかり市としては進めてまいりたいと、このように考えています。

それから、2つ目のごみ焼却所については、最終的には伊豆の国市と一緒に組合の中で決めることではありますが、非常におくれてきましたので、また85トンというごみ焼却場は規模として決して大規模なものではありませんので、行政の側から発電に使うとか、あるいは熱利用するとか、あるいはその他の附帯施設をつくるとかいう条件化をすることは避けたほうがよいのではないかとすることは話をしてまいりました。そうすると、その中で市が予算をつけて将来つくることが前提になりますので、しっかりまずはごみ焼却場をなるべく早く完成できるように推進し、むしろ附帯設備の提案というのは事業者さんのほうから提案として上げてもらったほうが、我々素人が考えるよりよいのではないかと判断もいたしました。

その中で熱エネルギーを電気エネルギーに変えるのは非常に大きなエネルギーロスになりますので、確率が高い、無理無駄な事業がないものを見ると、発電のようなエネルギーを変換するものではなくて、熱エネルギーをストレートに使える事業のほうが適切ではないかと、こう判断した次第でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは木村議員の、まず3中学校を1校にする再編計画は、住民の理解を得るというプロセスを大事にすべきですということにつきまして、まず1点目の若い人はますます住みづらくなるとの市民の声を聞くべきについてです。

教育委員会では修善寺・中伊豆・天城の小中学校の保護者と4年生以上の児童及び中学生を対象に、本年5月に新中学校の計画や、その計画への意向を伺うアンケートを実施し、現在集計作業を進めております。その結果は公表するとともに、教育委員会として今後の計画策定や地区懇談会の準備資料としての活用を考えております。今後もしろいろな地域、住民

の方々と意見を交換し、意見を伺いたいというふうには考えております。

2つ目の学校存続の選択肢、休校にした学校を子供の増加に伴う再開の選択肢、それから、特別特認校制度の選択肢の検討についてです。

学校再編計画では、土肥地区は小中一貫校、他の3地区は小学校3校、中学校は1校として、児童生徒の教育環境を整えるべく再編し、あわせて施設整備を進めております。児童生徒の極端な増加については、その対応が必要とは思いますが、考えられる増加については再編後の学校施設で対応は可能と考えております。

特別の特認校については、その制度は存じておりますけれども、現在、当市においては再編にあわせての導入は検討してはおりません。

続きまして、中学校の廃校で人口減少と高齢化の進む地域に与える影響や、学校が地域再生に果たす役割についてです。

近所にある学校の廃校は、その地域の教育、文化の核がなくなる。人口減少に拍車がかかるのではないかという考え方もありますが、一方で継続的に児童生徒が減少し、教育環境を整えることができないと、そういう状況が各学校で起こることが予想されてきています。学校の一番の役割は人づくりです。人づくりのためには、市は、私たちの市は子供にとってよりよい教育環境を整えるということで、学校再編を進めてまいりました。あわせて、この人づくりはまちづくりに結びつき、教育委員会の役割は大きいと考えております。地域の方々が学校を支える仕組みができて、また学校が地域を支える、教育活動を積極的に展開するなど、学校がよりよくなっていくことが、人や物が動き、地域の活性化、ひいては地域再生への大きな役割を果たすことになると考えております。

それから4点目、教育学的見地から適正規模について検討したかということでございます。

教育委員会は伊豆市教育振興審議会からの適正規模と適正配置に関する答申を踏まえ、学校再編計画を策定するに当たって、教育の目的である子供の人格形成という教育学的見地に立ち、1つは教育指導の面、2つ目は人間関係の面、3つは学校運営の面、これらの教育的観点から望ましい学校規模を真摯に議論し、検討してきております。

続きまして、土肥の小中一貫教育体制を全市的に広げる検討はしないのですかということでございます。

まず最初に、小中一貫教育を全市的な制度にしないかということでございます。

第2次再編計画で示したとおり、土肥地区においては通学距離による児童生徒への負担を考慮し、より充実した教育活動が展開できるよう、施設一体型の小中一貫学校の設置を考えております。天城・中伊豆・修善寺地区においては、少子化により生徒にとって良好な教育環境の維持が困難となることを見込まれるために3中学校を統合して、各小学校の連携型の小中一貫教育を目指していきます。現在、伊豆市では修善寺地区においてこども園、それから小中連携の研究を進めております。その成果を新しい中学校を核とした連携型の小中一貫教育に生かして、小中一貫教育を全市的に進めていきたいというふうには考えております。

次に、小中一貫教育のデメリットを回避させる方法についてです。

小中一貫教育のデメリットにつきましては、施設一体型の小中一貫教育を中心にお答えをさせていただきます。

現在、土肥地区においては小中一貫校設立準備委員会が定期的に開催されております。教育課程部会・保護者サポート部会・地域サポート部会の3部会により、開校までのさまざまな課題について検討を重ねております。通学方法や通学路、校名・校章・校歌、教育課程など、子供にとっての最良のものとなるよう検討を進めております。特に、教育課程部会においては、現在の小学校・中学校のカリキュラムの中でも実施可能な小中一貫教育について、試行を始めております。以前から行われてきたことも含め、海岸の合同清掃ですとか、小学校運動会への中学生の参加、それから中学校文化祭への小学生参加、それから小学校高学年の中学校での授業体験、そして教員の交流、多くの教育活動を合同で展開しております。

子供に与える影響につきましては今後もさまざまな活動を積み重ね、開校までの間に明らかとなった課題については解決を図り、開校後も即時即応を心がけ、修正を図りながら目指す学校像に近づけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 市民の声を今、アンケートをとっているということでしたが、アンケートの中身についてお尋ねします。概略で結構です。中学校を、いわゆるこちらで言うならば、3つの中学校を1校にしているのですか、それとも皆さんは反対ですか、わかりませんか、そういうアンケートですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（森下政紀君） ただいま議員の申されたような内容、それからこの計画というものを承知していますかということがまず最初に入りまして、議員のおっしゃったような内容、賛成とか反対であるという意志、そういったものは、一応、アンケートの中に、入っていないということで、本当に大まかなところのアンケートという内容です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） アンケートのやり方、どこを出発点にしてアンケートをとるかということがすごく大事だと私は思っているんです。そうしますと、いわゆる平たく、とりあえず今、考えているんですけれども、ひょっとしたら、この3中学校は皆さんの意見によっては単独で修善寺はそのまま、中伊豆も天城もそのままの中学校で置く可能性があるということですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 基本的にはこの計画を進めさせていただきたいというふうに思っています。今後、先ほども答弁させていただきましたけれども、その内容についていろいろ説明を地域に入ってさせていただきます。その結果として、私もある市でこの計画、統廃合の計画が結果的に計画で終わったという事実も知っております。したがって、私たちはこれからこの計画、具体的になっていく、場所も決まってくれば、そして交通の安全ですとか、そういうことも考慮しながら、やはり市民と何回もやりながら最終的な判断はしていく。あくまでも私たちは、これは計画であるという思いは持っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） ちょっと私が準備している、この聞きたいことの前段階、大事なことから。そうしますと、別に今回の新しい中学校をつくるということについて、地方自治法、条例上、私は別に瑕疵があるとは思っていません。なぜならば、ことしの3月議会で新中学校新築工事設計業務委託費というのが提案されまして、私はいやだよと言ったんだけど、議会の総意としては賛成多数で、これ予算が可決された。これだけではないね、含めて。そうすると、今、日向地区に学校をつくりたいということで計画をやっているわけですね。既にオーケーになっているわけだから、したがって計画の、新しい学校は歩みをとめるのではなくて、進みながら皆さんの意見を聞きたいというスタンスだということではないですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） はい、そのスタンスでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） もともとの本題に入ります。そういう瑕疵がある云々は置いておいて一番大事なところ、2つの角度から論議していきたいと思います。

1つ目は、この学校再編成の課題について、地方自治を生かすということであります。憲法が国民主権とか人権尊重を基本とするとともに、第1章天皇から始まり、憲法は第11章まであるんですけども、その中の第8章に、独自に地方自治法というのを章立てしているんです、地方自治法というのを。それで、地方自治体を国を構成する制度としている。私は重視する必要があると思うんですが、その中の一つがここ伊豆市ですね、地方自治体。もう一回言いますが、国民主権、人権尊重、いわゆるもっと身近に言えば住民主権を基本として、この地方自治体が成り立っていると。この大前提について、教育長の考えを聞かせてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） やはり住民主権ということは当然尊重されなければならないというふうに思っております。今、説明されたとおりです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 自治、住民自治とはみずからが治めると。では、みずからとはだれ。住民ですね。その確認の上に立って次に質問いたします。

では、住民と市長部局、行政とか教育、一般的に市当局と、こう言われる分野なんですけれども、これはどういう関係にあるのか。地方自治体の主体は住民であります。今、言ったように地方自治法の精神にのっとりならば。その主体である住民から委託された機関としての行政、市長部局とか教育委員会があって、行政職員の役割、市当局の役割は住民の活動を保障して支援するという考え方でよろしいですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 当然、その法的なところからすればそのとおりと考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） そうしますと、住民と市との関係は、市は今回の、今、教育の再編をどうしようかということの論議なんですけれども、教育委員会は市民から委託されているという立場でよろしいですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 当然教育行政ですので、委託はされているというふうには当然考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 今、冒頭、地方自治法というお話をしましたけれども、住民の権利というのは市長や、それから我々議員を選ぶこと、市長や議員の解職、いわゆるやめろ、リコールを請求する権利として地方自治法の中にちゃんとうたっています。なぜならば、住民が主体だから、住民が主人公だから。住民の持つ自治の権利を我々が直接行使する、市当局ではなくて住民に委ねている。では、住民はだれに委ねているかというと、選挙で選ばれた市長であったり、それとか同じように選ばれた議員にその委託をしているわけですね。したがって、すごく大事だなと思うのは、89条には簡単に普通地方公共団体に議会を置くということによって言っているんですけれども、簡単に言えば、この中にまた続けて地方自治法の94条というものがあるんですけども、これ、議会を置かずに住民で決めることができるんですよ。実際に東京都の何という地だからちょっと忘れましたが、そこで戦後すぐに住民総会を開いて

やっています。その精神が私は住民自治、地方自治法の中の精神にあると思います。

残念ながら、今の学校再編成の流れは、今、教育長言われたように前のめりになって、確かに議会で決まったんだけど、この住民自治という立場から見たときに、学校を1つにするよという前のめりになって、その前提条件のもとで説明会を開いたりとか、アンケートをとったりしているということだと私は判断しているんですけども、したがって、私はこの住民自治という、住民みずから治めるという立場に、これは全ての項目に僕は通じると思うんだけど、私も学ばなくてはならない。その立場がやはり今回の再編計画については大きく抜け落ちていると。先に行きながらも後的に住民の皆さんの——形だけになりますね、アンケートをとると言っても。自分たちがもう前に行こうとしているんだから、これは住民自治ではないです。

時間との関係で、もう一つ。

今の答弁の中で、子供たちのよりよい教育環境ということをお話しなされましたが、これに2つ目の角度から論議していきたいと思います。

5月20日に行われた新中学校と文教ガーデンシティと地域の未来を考える座談会という内容を総合戦略課でしたか、そこで全部——大変だったみたいですね。テープがなかなか聞こえなくて——全文、私、読ませていただきました。確かに、非常にいい内容です。なんだけれども、その中で、首都大東京の上野学長がこんなことを言っていました。「学校はまち、まちは学校、学校はまちとともにある」。私もそのとおりだと思います。これを論議するつもりはないんですが、中身、本当におもしろいなと読ませていただきましたが、きょう具体的にお話ししながら論議していきたいのは、皆さんのところ、市長、教育長、それから部長の方々、それから議員の皆さんに資料を2枚ほどお渡ししました。ごめんなさい。1枚裏表です。

文部科学省が、これは6月5日に財務省から財政制度等審議会が小中学校の教職員4万2,000人の削減を求める建議を出したんです。それに対して6月5日に、いわゆる異例ですね、見解を述べた。教育課題の増大に対してはむしろ増員が必要とする見解を発表しました。その中の一つの資料であります。子供の教育について、これについて文部科学省がこれを出したんだから、お尋ねします。（出典）平成26年度全国学力・学習状況調査、まとめました。左上に8と書いてある番号がありますが、ここで、読みますね。学習集団が小さいほど、児童生徒の落ち着きが高い傾向にある。その下に授業中、私語が——私ごと、べらべらしゃべって、勝手にしゃべるのではなくて——少なく、生徒が落ち着いていると考えている学校の割合。中学校の学級規模別に調査をしたところ、全部述べるとあれだから、10人以下、この落ち着きが高い傾向は10人以下の学級では68.5%、真ん中をとって21人から25人の学級規模は51.4%、36人から40人は41.1%でした。その結果どうなったか。授業中の私語が少なく、児童生徒が落ち着いている学校ほど正答率が高い傾向にありますという結論ですね。

もう一枚。

学校における指導と教育効果②というところで、学習集団が小さいほど、児童生徒の規範意識が高い傾向にある。いわゆる、生徒が礼儀正しいと考えている学校の割合はどうかと、同じように中学校に聞いた。10人以下62.4%、21人から25人45.7%、36人から40人30.9%。そしてその結果として高い傾向にある。生徒が礼儀正しいと考えている学校における平均正答率は上がっているという調査結果です。これについて教育長の見解を求めます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） これは本当に貴重な数字だというふうに思っております。やはり、学級規模が小さい、ここで言うところの大体15人から20人、この規模というのは、これはやはり教員1人が子供たち一人一人に目をかけられる、そういう人数だというふうに思っています。いわゆる、例えば修善寺東小、今、6学級大体二十何名。この学級というのは、私は非常に学級規模としては学力が高まっている。先生がかかわっていく力を持っている。ここで言うところの人数というのは学級規模でありまして、当然——ここで調査したのは数学・国語、算数・国語ということで学力調査があるわけですが、実際、伊豆市におきましても、当然伊豆市型の35人学級ということで、なるべく学級規模は小さくしましょう。で、大きいところはなるべく1人つけて、少人数指導ですね。いわゆる35人以上、人数35人だったら、これ、やはり算数、数学をやっていくには、これはなかなか一人一人にいかない。そこで、1人をつけて、その35人を2つに分けて17人と18人とか、17人、17人で分けて、そこでやっていく。これが小規模の学級規模ということです。

ここで言っているところは、あくまでも学級の数で、一学年の学級数ではなくて、私は学級規模というふうな捉えをしております。したがって、教育活動は国語・算数、英語なんかも少人数でやると非常に効果が上がるものと、それから、やはり大きな集団の中で教育効果が上がるという教科、学習活動もあるというふうに私は考えております。この数字としてはやはり納得するものでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 子供を育てるということは一人一人の人格を育てていくということですね。そうすると、今回の学校再編成の出発点は何ですかということになってしまうんです、論議しているんだけど。教育振興審議会から答申が出されました。それを主にもとにしているようです。私は1回答申が出たんだから、答申が出て、どう判断するかというのは、これは教育委員会の判断ですね。したがって、私は教育委員会が答申を受理したんだけど、イコールではない。一つの人格を持った組織として教育委員会がそれを判断したという見方をしております。したがって、責任が振興審議会にあるかって僕はそう思わない。あくまでも皆さんがいろいろな論議をする中で出したわけだから。その中で、教育委員会がずっと引き継いで、責任持って引き継いでいるのが、2クラス以上ないといい教育環境であ

りません。子供の教育にとって大きな課題がありますというところから出発して、今、学校再編成が進んでいる。

市長もちょっと述べられましたが、部活ができないとかというところが出発点になると。そうすると——後で聞きますけれども、前にも聞いたんですけども——では、部活ができないんだったら土肥の中学校はどうするの。やむを得ずという判断ですかと、こうなってしまうんですね、後で聞きますけれども。だから、私は何を中心にしてこの子供たちを育てるのというところを見ていく必要があると。2クラスないと——前のときそうだった、いじめが起きたときに、1クラスだったら、逃げる場所がないから、だから2クラス必要だ。だから学校を大きくしなくてはならないという論点だった。そうではないでしょう。今回の、確かに学校規模云々をうたっていないんだけど、学級数、いわゆる子供一人一人を成長させているときに、もう結果として明らかです。

では十数人の1クラス、中学校のクラスの学校が中学校で3クラスあるというところ、一つもないですね。全部、今、国の方針にのっとって35人とか、40人を超えたら初めて云々ということですね。だから、集まってくるならば、集まっていけば、これは大人数になるのは決まっているんですよ、客観的には当たり前のこと。それをまた少なくしましょうということとはできないですね。20人規模。やる気さえあればできる。それは教育委員会としての考え。そうすると、前お話ししたように、少人数だと先生の数が足りないから教科担任が置けないとか、こういうデメリットとして小規模校、いわゆる1クラス。小さい、いわゆる小規模学校の課題を取り上げている。だから、焦点をどこに向けてやっていくのかということが、私はこの文部科学省が出したこともあるのかなと思っていますが、いかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 3校が1つになると学級が当然一学年、最初の平成32年開校の予定でいきますと18学級になろうかと思えます。これはあくまでも35人学級です。当然これ、静岡式はそのまま行くというふうには思っておりますので、一学年6学級あれば、これはもう40人という枠ではなくて、静岡県から出てきます。当然伊豆市としても支援をしていかなければならない部分があるかと思えます。先ほどの話ですが、やはり私どもはこの、先ほど木村議員が出していただいた貴重な資料というのは、やはりこここのところで、ここを見るとどの人数がやはり一番いいのかということが見えると思うんです。

そうすると、先ほども言いましたように、15人から20人、20人ちょっと超えるぐらい、そのところが、例えば規律が守られる、落ち着いた学級ができる。それに伴って学習効率も高まるということですので、今後ぜひ、先ほどの教員を削減ということがあったんですが、30人以下学級、30人学級ということは、やはりこれから当然必要であろうし、もし、これが国や県がこの制度を定めないならば、ぜひ、この伊豆市においてはこの35人以下の学級については、やはりそうした教育環境を整えていくために、教員の配置とか、そんなものを議員

の皆様にも、また地域住民の皆様にも御理解いただきながら進めていくべきだというふうに私は思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 次に、地域とのかかわりについてお尋ねします。

教育長、言われたように、子供が育っていく、大人になっていくというのは学校教育だけではない。地域との結びつきがすごく大事。そこでお尋ねしたいんです。地域の役割、地域と言いますが、今度、新中学校になったときの地域というのは、黙っていてもわかるけれども、こちら側は1校しかなくなってしまうんだから。旧修善寺町、旧天城湯ヶ島町、旧中伊豆町、これが新中学校の生徒たちにとっての地域という概念でいいですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 私自身は新しい中学校が、今度は中学校の校区というふうに捉えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） いや、聞いているのではなくて、地域が大事だよと。地域と学校の結びつきが大事ですと。地域の重要さを、今までもそうです。今回も述べられましたから、校区ではなくて、子供たちにとっての地域ってどこを指しますかということです。例えば湯ヶ島だったら、地域と言ったらいわゆる湯ヶ島町の範囲の中で、子供たちに地域にはこんなすばらしい文化があり自然があるよということで、地域の方々に学校に来ていただいて、また外に出て行って、お互いに学び合う、教えてあげるということではないですか。そういう意味での地域とは何ですかと聞いているんです。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 私自身は子供がそこに今、住んでいる場所、どこの範囲というのはなかなか、距離はどの円周の中に入るかということは難しいかもしれませんが、やはり住んでいて、そしてそのもとの文化がありますね。いろいろな行事、お祭りがあつたり何かを祭るとか、人とのつながりがあるところについては、子供たちにとっては地域というふうには考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

こんなに広大な地域ってあり得ない。これははっきり言って地域ではないね。この中で、子供たちとのつながりを持ちましょうって、地域の皆さん、はっきり言って無理です。無理

が理由の一つ。今現在は、地域住民の皆さんにあなたの地域から学校がなくなりますよ、いいですか、どうですかと。教育委員会はなくしたい、どうですかと1回も聞いていないんだから。それで、もう着々と進んでいるんだから、地域の皆さん、新しい学校になりました。協力してくださいと言ったって、それははっきり言って、みんなそうだと思うんだ。冒頭は住民自治の原則から外れていますと思いませんか。

子供を育てるということは有能感、自分が大切にされているんだなという気持ちを持つということ。残念ながらOECDの中で見えていても日本はものすごく低いんですね。その中で、それでも一生懸命苦勞惨たんしながら先生たちが頑張っている姿を私は見てきました。一番近くに住んでいる天城中学校、見させていただきましたが、教育長御存じ、2010年10月に持続発展教育というユネスコ大賞をもらいましたね。その当時、何だろうなと思って、私は直接校長先生にどういふことですかと聞きました。なぜこんなことを始めたんですかと言ったら、子供たちは地域を知らない。自分たちの地域は本当によくないなと、誇りを持っていない。知っていて誇りを持つのではなく、知らなくて、何となくやはり都会のほうに目を向けて、つまらないところだなと思うと。

そこで、地域の人たちに湯ヶ島ってこんな地域だよ、こんなことをして働いている人がいるんだよ、自然はこうなんだよ。現実に見させてもらって、鹿の被害、それからそういう災害の、いわゆる天城山のよさと課題について子供たちに言って、自分たちの地域を見つめて、あ、こんなにすばらしいところなんだなと思って、自尊心が低い原因はここにあるんだということで、いまだに取り組んでいますね。したがって、地域というのはすごく大事だし、もう一つ、地域住民の皆さんが学校に向かって、おれたちの学校だと、おれたちの生徒だよ、子供たちだよという、そういうまちづくりをしていかない限り、新しい学校ができました、さあ、おいでなさいと言ったって、それは上から目線です。与えられたもの、子供の立場から言うなら、これはお仕着せです。どんなにすばらしいものであっても、上から目線でこれはすばらしいからお前、学べと言ったって学べません。地域の方々もそうだと思います。新しい中学校ができましたという前提をやはりきちっと私はつくっていかない限り、まちづくりは私はできないと思います。いかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 今のお話の中で、やはり教育、学校、私たちが管轄しているわけですが、学校の力というのはやはり大きいというふうに思っています。その中で、当然新しい中学校ができたということの中で、先ほど一番最初の答弁で答えさせていただきましたが、やはり、今後コミュニティースクールということも考えながら、地域の方々が——先ほどそのもとがないのにどうして学校を支えられるかということはあるんですが、当然学校の働きかけだとか、そういう中で子供たちの活動が地域に入る。そこを地域の方が支えてくれる。また学校は、今まではどちらかというと学校というのは地域から支えられている、そういう学

校というイメージがあったんですが、それを学校が地域を支えるという、そういう意識に、やはり先生方も変わってくる。私たちもそういう思いで地域へ教育活動を展開していく。そのことによって、最初に言ったように、人、子供たちが動く。地域の方々も動いてくる。そして、そこに物や事が動いていく中で、私は活性化していくという形で話をさせていただいています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 時間の関係で次へ行きます。

小中一貫教育、こう聞いていますと、最後、連携ではないんだと。こちらのほうも全部伊豆市は小中一貫教育をやるんだということで捉えたんですが、いいですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 一応、今現在、土肥も、それから各学校、天城も天城小と天城中、それから中伊豆小、中伊豆中、それから修善寺中と各4校とも小中連携教育、いろいろところで連携をしていきます。これはあくまでも小学校と、それから中学校が互いに情報交換をしながら、交流は行っています。その中で、小学校教育から中学校教育へ円滑に子供たちを結びつけようという形で、今、小中一貫連携教育というのをやっています。これから進めようとする小中一貫教育につきましては、施設一体型であろうと、それから分離型であろうと、やはり小学校、中学校が目指す子供たちの像を共有します。共有して、中学校のところでこういう子供たちをその地区では目指しましょう。その中で9カ年を通じた教育課程をそこで編成します。施設一体型もそうなんですが、編成して、系統的な教育活動を展開するようになっています。

ただし、一貫教育と、それから分離型というのは、当然これは子供たちが直接施設にいるわけではありませんので、なかなか交流には制限があります。先生方の交流も制限があります。でも、9カ年の中学校のこの部分ではこういう子供たちを育てましょうという施策で小学校も中学校も一緒になって、その教育課程を目指していく。こういう形を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） こう聞いているとそうかなと思うんだけど、物理的に私は無理だと思う。5、6年生が、土肥の小中一貫教育を見ましたら、中学校の先生はこう来て、あれ、施設一体型だから可能性がある。来て、専門的な立場から教育するわけでしょう。ここに、日向に中学校ができて、前にも話したけれども、行き帰りするだけで20分ではないですか、中伊豆も天城も。どうするのって、先生はもっと大変になりますね。本当にできるのかなど。またの機会を使います。

やはりいろいろ聞いていると、冒頭お話しした住民の皆さんのエネルギーを借りて地域づくり、市長、先ほどの、私、青木議員のときにお話、すごく大事なことだなと思いながら聞いていました。住民が主人公になってやっていく。今回、残念ながら再編成問題については、もう一回言いますが、教育委員会が前のめりになって、さあ、どうぞ、皆さん、ここへ決めたら来てくださいと。それに合うような説明しか多分やらない。そうではないと思うんです。皆さんの声を大いに聞きながら、そういうスタンスでやるならば参加された住民の方、どう思うか。ああ、もう結論ありきではないかと。こんなところに参加して何、物を言うかということになるんです。学校というのはそんな問題ではないと、私は思います。

これだけは言っておきたい。京都大学の山極総長が卒業式の式辞でこんなことを言いました。これ、私もすごく学ばされることです。

ちょっと読みながら。「忘れてはならないことは自分と考える違う人の意見をしっかりと聞くことです。しかも、複数の人の意見を踏まえて、直面している課題に最終的に自分の判断を下して立ち向かうということが必要です。自分を支持してくれる人の意見ばかり聞いていれば、やがては裸の王様になって判断が鈍ります」。全てのことについて、人が生きること、行政をやること、議員が判断すること、全てに私は共通していると思います。これを教訓にしながら私はやっていただきたい。

あと3分しかないもので、あと2つできるかな。地域づくりの関係、伊豆市の新しい都市計画との関係で、市長にはお尋ねしたんです。ということは、新中学校ができることについての構想は述べられましたが、伊豆市の新しい都市計画、前も担当部長から読ませてもらいましたけれども、あれは全体を見ても、まだ途中ですね。途中なんだけれども、考え方を聞かせください。なぜ、あそこを構想として持ち出したのか。もう一つ、答えをちゃんと明確にお願いしたいのは、では、このままでいくと中伊豆と天城はなくなりますね。それらの計画、修善寺中心、修善寺中学校はできるんだけれども、向こうがないんだから、その構想は残念ながら今のところ日の目を見ないという判断でしょうか。市長、お答えください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監兼建設部理事（松木正一郎君） まず初めに、新しい都市計画に関する御質問がありましたものですから、市長政策監の私のほうからお話を申し上げます。

議員御指摘のとおり人口減少で、今、縮小傾向にあるこのまちを、どうすれば今後きちんとした形で発展し、あるいは持続可能にできるかということについて考えたものが伊豆市の新しい都市計画。このキーワードがコンパクトタウン&ネットワーク構想でございます。全体的に人口が減るということ、この全国共通の現象は今から直ちにとめることができません。しばらくの間はどうしても人口が減っていきます。そうなりますと、変な話、みんながそこらじゅうで不便になってしまう。これではよろしくないで、それではどうすればいいのかということで、国が提示したのがコンパクトという言葉でございました。これを伊豆市

なりにアレンジしたものがコンパクトタウン&ネットワークでございます。

このコンパクトタウン&ネットワークというのは、中心部には一定の機能を集めましょう。そして周辺部につきましては、集落拠点みたいなものをきちんとつくって、そこに地域の生活拠点機能を集約して、これによって地域の方々の一定の生活を持続可能にしようと、こういうものでございまして、したがって拠点施設に当たるものといえますか、一番わかりやすい形で言いますと公共施設とか、こういったものをどういうふうに配置するかということが非常に重要になってまいります。さらには、ネットワークという言葉を使わせていただいているのは、それが中心部ときちんと結べるような形にしておかないと、どうしても重要なものについてはそちらに行かなければいけないだろうということ。したがって、地域の拠点機能を集約する場所は当然交通機能もしっかりとしなければならない。つまり交通上の拠点でもあるというふうになります。

こうしたコンパクトタウン&ネットワーク構想に当たって、集落地域に対して重要なポイントは3つございます。

1つ目が公共施設の再編という問題です。

御承知のとおり公共施設が老朽化しておりまして、そういった老朽化している施設を単純につぶしてしまうのではなく、どう集約し再編するか。あるいは支所機能をどうするか。こういったことが重要になってまいります。天城で申し上げますと山の上ですけれども、一応中学校がございまして。こういったものも、これがなくなるというのは大きな問題になってまいりますので、どこにこういった教育的機能を持っていくのかということも重要な問題になってまいります。

2つ目が伊豆縦貫道の進捗でございます。

つまり、伊豆縦貫道という伊豆半島の中の骨格路線がこの伊豆市を貫くということは、この伊豆市にとって大きなインパクトになります。しかも、天城においては月ヶ瀬にインターチェンジができる。こういったことから、そのインターチェンジをいかに地域にプラスの方向に影響をもたらすべきかということに対して、私たちは心を砕かなければいけないと考えております。

3つ目の重要な変化は、先ほど木村議員もおっしゃったとおり、地域主権といいたまうか、地域主導の動きでございます。天城地域におかれましては既に地域づくり協議会の設置など、もうそうした動きがかなり進んでおります。こうした変化をきちんととらえて新しい地域の構想、こういったものを考えていきたいと考えております。それを考えるのは議員御指摘のとおり行政が単独で考えてもいけなからうということで、今後、天城において住民との対話もスタートしたいと考えております。生活拠点機能はどんなものにすればいいのかということは、実はこれまで4月以降、総合政策部総合戦略課というところできたものですから、ブレインストーミングを重ねてございまして、市長にも入っていただいて全庁的なブレインストーミングなんていうのも行ったところなんですけれども、要は地元にも欲しいも

の、いわゆるウォントというものを幾ら並べても、これは現実性があるかどうかという問題がございます。あるいはニーズが幾らあっても、地元の方々の自助努力なしには成り立ち得ないという、そういった課題もございます。

こうしたことを証明するのに立ち向かう姿勢と議員がおっしゃったとおり、行政と地域住民とで共有しながら対話して行って、新しい地域の姿を描いていきたい。このように考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 状況はわかりましたが、考え方だけ聞かせてください。今、言われるように伊豆市の新しい都市計画をつくらうとしているわね、コンパクト・シティも含めて。それと、文教ガーデンシティ構想というのはこの中に入っているという意味ですか。ちょっとそのあたりがね。ということは、全体計画はまだ見えないというか、ほぼ大枠は見えているけれども、もっと細かくということ、そういうふうになってくるんだけれども、そうすると、この文教ガーデンシティだけはぽっとイメージ的に出てくるものだから、何かもうここだけなんですか、ほかはどうなっているんですか、兼ね合いについてお尋ねします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監兼建設部理事（松木正一郎君） 大変ポイントをついた御質問ありがとうございます。御指摘のとおりで、コンパクトタウン&ネットワーク構想というのは言葉のみが先行している印象が確かにございます。この中身について実は今、総合戦略課を中心に議論しているところでございまして、すごく単純に言いますとコンパクトタウンというのは修善寺駅を中心として半径1キロ圏域に伊豆市の中心的な都市機能を集めようという、こういうものです。ちょうどその中に修善寺駅があって、修善寺駅周辺整備事業をやっていたり、あるいは今回の新中学校の日向のエリアが入りまして、こういったところに伊豆市の新しい町の核である質の高い中学校、あるいは質の高い住宅、そういったものを誘致しよう。そういったものでございまして、コンパクトタウン&ネットワーク構想を実現するための幾つかのプロジェクト、これのうちの一つが文教ガーデンシティでございまして、これは予算の都合上、予算というのは国からの助成をしっかりともらうという、そういったスケジュールリングの都合上、ちょっと早目に出ささせていただいているというふうにお考えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 最後にごみ処理施設についてお尋ねします。

市長は、考え方はよくわかります。行政の側から条件を下げたほうがいいだろうと。わかるんです。わかるんだけど、行政側から考えなくてはならないのは施設の建設費とか燃料費、修繕費、このために、どういうふうに施設で、どういう焼却方法をやっていくのかという、ものすごい差がありますね。だから、こちらがある意味では条件をつけて、こういうことで、今、リサイクルで分別を一生懸命やっているんだから、そのことをちゃんと踏まえてやりなさいとなると、例えば灰溶融炉とか何とかとか、ガス化溶融炉とかが出てきたときに、建設費コストがものすごく上がる。修繕も大変、維持費も大変となる。そうすると、一定の条件というのは必要なのかなと思っているんですけれども、いかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ざっと85トンくらいのごみ焼却場ですと100億円近くかかるんだそうです。我々は60億円とか80億円ぐらいで見積もってまいりましたけれども、つくり方によっては、あるいはそのときのコストによってはかなりかかりそうだと。したがって、市のほうで附帯施設に、条件をつけて、その全体の事業費を大きくするというはやはり適切ではないと思っているんです。そのためにまた時間もかかってもいけない。ですから、あくまで市が条件とする、市が自主的に建設するなら一般廃棄物の処理施設であって、しかし企業のほうが、自分たちがそれぞれ持っている技術提案をして、そしてファイナンスの一つの選択肢として——決めているわけではありませんが——ファイナンスの予算措置の一つの選択肢として、PFIも私は考えておりますので、PFIだと初期投資はする必要なくて、毎年何億円かずつ払うわけです。そのファイナンスもその中でできるのであれば、つまりそういった地域の経済的な活性化にもつながるような提案があるのであれば、それは十分に検討に値するのではないかと。市が予算規模を多くしてまで何かをつくろうという考え方ではございません。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（杉山 誠君） 次に、3番、小長谷朗夫議員。

〔3番 小長谷朗夫君登壇〕

○3番（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

実についていない男だなと感じております。また、お昼にまたがって午後へ突入するのかなと思うと、何となくぞっとするわけですが、いたし方ありませんので質問させていただきます。

通告書に従いまして、大きく2つの御質問をさせていただきます。

1つ目に、中長期財政シミュレーションと職員数の関係についてお尋ねをいたします。

平成26年5月、財務課より示された平成34年までの伊豆市中長期財政シミュレーションに

よると、歳入の見通しについて、平成27年度から合併算定替特例期間終了に伴う交付税額の段階的な減額が始まり、平成31年までの5年間で一本算定の額に縮減されるほか、人口減や高齢化の進行等による市税の減収などから、平成25年度から平成34年度までに28億3,000万円の大規模な減収が見込まれるとあります。これについては示された各年度の額については、多少の差異はあるとしても、この数字に近い額で今後推移していくことは明白な事実だと考えます。

年々厳しくなっていく財政の中で、予算を編成していかなければならない重圧がのしかかってくることも事実です。特に、本年度より5年間は正念場の期間だと考えております。市民の皆さんが現状と変わらぬ、または現状以上の安心・安全に暮らしていくサービスの提供を維持するためには、どうしても大胆なご入力を考えなくてはならないと思います。そのためには幾つかある切り込み口の中で、今回は職員数に的を当てたいと思います。

そこで市長に伺います。

現状の一般会計の346人の職員数について、どのようなお考えをお持ちいらっしゃいますか。

2つ目に、今後の財政推移と職員数の関係についての展望等についてのお考えをお尋ねします。

なお、私が今、申し上げました346名は昨年の平成26年4月1日のときの本市の職員数ということで申し添えます。

大きな2つ目に、新教育委員会制度における伊豆市の教育についてお伺いいたします。

大津市のいじめによる中学生の自殺から端を発した教育委員会の見直しが今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新教育委員会制度として、この4月から始まりました。昭和31年の現行の制度に改革して以来、60年ぶりの大改革であります。改革内容も教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、市長は議会の同意を得て教育長を任命——そこに書いてありませんが、罷免もできます——なお、任期を4年から3年へといろいろありますが、その中でも市長が招集する、主宰する総合教育会議は市民の関心の改革内容の一つだと考えております。なぜなら、教育に関する大綱を市長が教育委員会と十分に協議・調整を尽くして、その後策定するからです。御承知のとおり大綱は伊豆市の教育の目標や施策を定めた根本的な最高の教育指針であります。

4月に入り、47都道府県並びに1,700余りの、詳しくは千七百幾つかあるわけですが、市町村教育委員会並びに区の教育委員会は、我が県の我が市の総合教育会議が開催されたことと推察いたします。そこで、市長に今回、新教育委員会制度の中の総合教育会議についてお伺いをいたします。多分もう開催されたのではないかなという想像のもとに。

1つ目、総合教育会議の構成員はどのように考えておりますか。

2点目は、年間の開催予定は。

また、3点目に、今年度学校現場に反映する事項があるのか。

また、4点目に先ほど来も議論の中になりましたが、学校編成計画について、大綱の中に網羅していく用意はあるのかどうかということをお伺いします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

1つ目の質問となっている財政シミュレーションは、ちょっとまだ動かしがたいのですが、総務省のほうで地方交付税の扱いについて幾つかの新たな方針を示しておりますので、現状のとおりになるかどうかはまだ定まっております。ただ、財政的に楽になることはありませんので、引き続き職員の数も含めた行財政改革には努めてまいる必要はあると思っております。具体的に職員数については、市役所の中の状況を見ていると、これ以上加速度的に減らすのはかなりきついなという感じがしております。ただし、それもやはり市民の皆さんと、公園の草刈りもあれもこれも全て市がやってくれということになれば、大きな行政組織になってしまいますし、どうしても市がやるべきこと、あるいは地域の皆さんにお願いすべきことというような整理整頓も必要になってくると思っております。

現状は目標数がございますので、その方向までは一定の職員数の削減がなされます。その中でも特に、伊豆市はこども園を民営化しておりますので、来年4月、それから再来年4月、2段階では保育士を中心に、また一定数の削減が伴うものと考えています。職員についてはそういうことです。

それから、2つ目の新たな総合教育会議ですが、これは市長が組織し、そして運営することになっておりますが、市長部局に事務局を置く考えが前提のようですけれども、伊豆市においては引き続き教育委員会のほうに事務局を置くことといたしました。これは暫定措置であって、将来教育委員会に置くのか、市長部局に持ってくるのかはこれから検討したいと思っております。

総合教育会議の構成員は市長と教育委員となっております。これは法律で規定されておりますので、正式な構成員としては6人ということになります。ただ、既に何回かやっておりますけれども、副市長、総務部長、健康福祉部長は常時同席をさせる。あと、必要に応じて関係する市の部長、課長は同席させるつもりでおります。

年間の開催予定ですが、ことしは既に4月22日に開催をしておりますので、本年度教育大綱を策定するために3ないし4回を予定しております。ただ、新しい中学校とか土肥の小中一貫校がありますので、これより多くなる可能性もございます。総合教育会議において決定すべきことですが、伊豆市の場合にはこれまで教育大綱は総合計画の一部をもって大綱とするということがございますので、しっかりとした独立した教育の大綱をつくるということ。それから、教育行政を運営するための重要な課題、それが、もちろんないことを祈るんですけ

れども、大津の中学校のように何か大きな緊急事態が発生した場合には、当然臨時に実施をして対応をすることになります。

それから、最後は学校再編成計画についてですけれども、土肥の小中一貫校についても幾度か報告は受けたのですが、一旦差し戻して、もう一回しっかり議論するように指示しておりますし、あくまで教育行政は引き続き法的には教育委員会に残っておりますが、市長として方向は決まっているけれども、そのやり方とか予算措置の仕方とか、あるいはその他の機関、例えば県とか地域とか、その他、関連するものについては市長の意見も提示しながら、教育委員会としっかり話をしていきたいと考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 御答弁ありがとうございました。

特に、新教育委員会制度につきましては大変前向きで、今後伊豆市の教育がこう開けていくという、そんな印象を持って聞かせていただきました。

それでは、最初に1つ目の職員数のことについてお尋ねいたします。

このシミュレーションというのは当然シミュレーションですから、あくまでこういくとは限らないんですが、いずれにしても、今、市長の答弁にありましたように、年々減っていくことは確かですね、歳入。それから、歳入が減っていくということは当然歳出も減っていく。そのときに、私、先ほど346名という職員数を言いましたが、6月3日の議案説明の中で、総務部長のほうから科目別の、要するに6月の補正予算にかかわるところで、職員数の御説明がございました。ことしに関しては、私が言う346名というこの人数は、ことしで言うと1プラスになって359人という人数でよろしいのでしょうか。ちょっとそこだけ確認、それとも違う人数なのか、ちょっとわからないもので教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） この6月補正で御説明させていただいたとおりでございます。数字は当初予算とはちょっと変わっているかと思えますけれども。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） それでは、ちょっとお尋ねしますが、平成26年度末の退職者数と平成27年度の新規採用の職員という数字は、今、わかりますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 平成26年度末での退職者数が21名。これは一般事務と現業のほう含めてです。採用人数ですが、これは20名です。これは任期付の職員も含めてということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 市長の答弁の中にもありましたけれども、これは大変難しいことなんです。職員数を減らすとか、その抱えている課題だとか、いろいろなことがかみ合ってきますので、一概にこうだからといって削減だとか何とかだということはできないというふうに重々承知しているわけですが、ただ今後、この職員数の動きというのは今、言った、採用者数と、要するに退職者数の差がふえたり、減ったりしていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 平成16年合併以来職員を減らすのに、やはり退職者数に対しての採用、これを3分の1程度ということで、採用を抑えながら削減をしてまいりました。ただ、ここ2年ぐらい、やはりいろいろな事務もふえましたし、若干採用、退職者に対する、本来だと半分とか3分の1がいいんでしょうが、やはりなかなかもう難しい状況、そこで任期付の職員ということで、ここ近年、2年、3年という任期を区切った職員採用というのを併用しております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） ちょっと教育の話をして大変恐縮なんです。学校の場合は定数ということで決められておりますので、至って簡単なわけですね。法で学級数に対して職員を何人、先生を何人あげますよということで、前にも教育長さんの話の中にありました。単学級ですと校長、教頭、それから担任6学級、6人とプラス1ぐらいしかあてがいが来ないんですよというお話がありました。ただその中で、それでは困るもので、加配だとか補正だとか、そういう新しいシステムを構築して職員を学校に送ってくる。それで、伊豆市の場合だと市単でことしも小学校の教諭が2人ですか、採用されましたね。そういう方策をとって——要するに定数が決まっている。だけれども、市役所の職員は定数が決まっているわけではないんですね。だから、そこの市の事情で幾らでも動きがあるわけです。

そこで、2つちょっと資料を用意しましたので、そのうちの一つをまず最初、ちょっとお伺いしますが、伊豆市の1,000人当たりの職員数というのはわかりますか。すみません。通告にないもので申しわけないんですが。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 人口1,000人当たりですと10.1名ですか——という数字になります。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 多分そのぐらいの数字だと思います。ただその数字が、1,000人当たり10.1人、私は10.3人というふうに出したんですが、多いか少ないかということで行きますと、どのようなお考えを持っておりますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） これは類似団体、その県内のよその市町、特に市です——に比べると数字的には多いです。では、果たして実際の事務、現場のほうによその市に比べて多いから、本当に多いのかというと、これからまだまだ、今年度組織を見直しておりますけれども、削減する余地はあるのかなという気もいたしますけれども、やはりよその市に比べて多いほど多いところまでは認識はありません。ただ、今年度、特に地方創生絡みということで、その企画部門、総合戦略のほうにも力を入れる、また産業部門でも産業力強化会議、そちらのほうにも力を入れるという、そこに特に重点的に職員の数も若干ふやしておりますので、どうしても施策との絡みで一概に、よそより5人多いから5人減らすとか、そういうしゃくし定期的にはなかなかいかないというのが現状でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 全く総務部長の答弁のとおりだと思います。ただ、この10.1人、10.3人という伊豆市の職員数を、これ、ほかと比べても役に立たないわけです。私どもよりどころとしては、では、ほかの市町は一体どのぐらいだろうかなというところを、やはり比較することによって、さあ、いかがでしょうかという問題提起をしなければならないというところがあるわけで、ちょっとほかの市町と比較をさせていただきます。函南町はちなみに6.0人なんです、1,000人当たり6人なんです。それから、マスコミ等でも何回も取り上げられる長泉町も6.0人なんです。それから、沼津市は6.6人、三島市は6.7人、お隣の伊豆の国市は7.0人なんです。で、我が伊豆市が10.1人、10.3人。そうすると、その比較の中でいきますと、では伊豆市は1,000人当たり多いわけですから、何が問題かということと市民感覚で、伊豆市は職員が多いだけあっていろいろやってくれているよねという市民感覚があるかどうかというのは、これ、調査していないからよくわからないんですが、その辺は大変疑問のところではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはり市の形によって随分違うんです。人口当たりの市の職員というのは、やはり小さな市ほど多くなってまいります。三島市でも沼津市でも仕事は同じですし、それから、今、権限移譲でうちの欲しくない仕事が大分県からおりてきて、これもやらない

わけにいきませんので、小さい市ほど、それは人口比は多くなります。ちなみに、今、友好都市となった平塚市さんと職員交流しているんですが、やはり向こうの職員さんの話を聞くと、平塚市だったら1任務のところ、伊豆市の職員さんは2つも3つも持っているというようなコメントが、現実問題あるんです。ですから、必ずしも実際に人口1,000人比の10.1人とか10.3人が無駄な職員を置いているとは考えていない。

また、産業構造によっても、函南町というのは圧倒的にベッドタウンでサラリーマンが多いので産業政策が余りないんです。向うのほうが1人当たり個人所得は高いのですが、しかし、全体の経済活動というのは実は伊豆市のほうが大きいんですね。そういったことを考えると、近隣市とも比べてはいるんですけども、一概にこれは善悪ではないような気がします。また、あるところは正職員をものすごく減らして、臨時職員をふやしているところがあって、これもまさに国でそもそも課題になっているように、行政までが正規職員を減らして臨時や派遣でどんどんつけていくのが、それも正しいのかどうかということも、これもやはり考えるべきポイントだと思いますので、私は他市町とも比較もしますけれども、その材料も持っていますが、しかし、やはり伊豆市には伊豆市のあり方を真摯に検討していくべきかなど、現時点で考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 他市と比較してもだめだということは私自身もよくわかっているんですが、ただ私どもが職員数を考えるときに、そういうよりどころがないと、果たして伊豆市の職員数が適正規模の人数なのかどうかということに到達しないわけですね。そこで、2つ用意しましたということで、またこれも他市との比較で大変恐縮なんですけど、1,000人当たりの職員数が多いということは、当初予算に占める割合も当然相対的には多くなるわけですね。だけれども、小さな市で、たくさん税収があって、当初予算に占める割合がこんなにあるよというのではなくて、逆に少ないよという市町だってあるわけですが、その当初予算に占める割合もちょっと調べてみました。

函南町、今、1,000人当たり6.0人ということだったんですが、当初予算に占める割合は19.2%なんです。それから、長泉町が15.2%なんです。沼津市が17.6%なんです。三島市が18.8%、伊豆の国市が15.4%、それで我が伊豆市は広報の4月号ですか、予算の説明の中でいけば19.7%の人件費が当初予算の占める割合であると。これは今後、少なくなっていく、要するに歳入と、それに合う予算の組み立てで歳出を考えていく中で、19.7%という、このパーセンテージはいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、市のそのときの事情とか方針によって、職員の確保の仕方というのはあるんだろうと思っております。正規職員ではありませんけれども、伊豆市の場合に

はこの財政規模、人口規模で学校の教職員、市単で事務も含めて30人つけているんです。これ、非常に大きな数字です。ただ、これは、私はどんどん学校再編成が進む中で、教育の質を下げてはいけない。先生の多忙感を何とか軽減しなければいけないということで、これは正規職員の中には入っていませんけれども、臨時とか再任用も含めて、学校の教育というのは重視すべきであると考えて、人口に比べると非常に大きな職員数を市単でつけているわけです。

それから、今、御指摘のあったそもそも人件費比率がまだ20%近くあるということは、先ほど青木議員と申し上げたもう一つの問題認識なんです。そもそも伊豆市は本当に市民が、先ほど木村議員からもありましたけれども、主権者である市民がここに住みたいのか、この活力を維持したいのか、あるいはむしろここに仕事があっても外に出たいと思っているのか。それと同じように、抜本的に将来を今、考える時期だと思っているんです。アメリカのある幾つかの市は郡から独立をして、カウンティから独立をして、本当は3,000人ぐらいの職員が必要なところを全部民間委託をして、行政機能の全てを民間委託で市長とシティ・マネジャーと数人の職員というところさえあるんです。やろうと思ったら、伊豆市は数人まではいきませんが、もう1人のチェック機関以外は公共事業を全部民営化ということも実は視野に入れて検討してきていて、現時点では全部の民営化は無理なので、なるべく広範な民間委託という方向で、今、少しずつ進んでいるんです。

それから、市が持っている、ほかのところに余りない観光施設とか、あるいは産業経済部における観光課とか産業振興課とか、それもどこまで行政がやるべきなのか。私は、今、抜本的に見直す時期だと思っています。現時点ではまだ20%前後の人件費がありますけれども、これをどうするかをまさに今、考える時期だと考えております。市長としては大胆に民営化すべきだと、その方向で進むべきだと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） この1番の再質問の最後になります。市当局のお考えも重々わかったし、ただ、やはりいろいろな予算に対して切り込み口はあるんですが、やはり職員数というの、先ほど目標数も設定しているというお話でしたので、それに向かって着々と進んでいただきたいなという思いがあります。伊豆半島の近隣市町で平成18年から平成22年の5カ年で70名削減したという市も現実にあるわけで、必要なところは必要なんです。だけれども、全体的にどうかというところを見ると、ちょっと疑問がありましたので質問させていただきました。

それで最後に、伊豆市と全く同じ、イコールではないんですが、最も近い全国の市から、私ちょっと人口と面積をあわせて拾ってみました。幾つかここにメモであるんですが、一番近いのが青森県の平川市というところなんです。これ、人口3万2,000人で、面積が345平方キロメートル。だから、平川市の行政と伊豆市の行政は、先ほどから何度も言っているよう

に比較はできません。だけれども、こういう規模が同じぐらいの市で、では、一体人件費はどのくらいなのかというと、12.4%なんです。すごい精選した中で行政を展開しているんだなということが見とれます。ですから、ぜひ、今後そういうことで、計画に沿って粛々と進んでいただければいいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁はよろしいですか。

○3番（小長谷朗夫君） 答弁はいいです。

○議長（杉山 誠君） 1つ目の質問はこれでよろしいですか。

○3番（小長谷朗夫君） はい。

○議長（杉山 誠君） それでは、申しわけありません。次は、午後にお問い合わせできますか。

ここで、議事の都合により昼の休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に続き、小長谷朗夫議員の質問を続けます。

再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） それでは、後半戦の質問に移らせていただきます。

先ほど答弁があったわけですがけれども、この新教育委員会制度になったことは非常に難しい問題で、全国の、要するに都道府県、市町、それから区、村、要するに教育委員会は本当に頭を悩ませているところだと私は推察します。5月末の段階で、全国に都道府県を含めて1,785の教育委員会があるわけですが、そのうちの294、16.5%の教育委員会しか、まだ新しい制度を導入していない、全てですね。例えば、私たちの市でいきますと条例も改定して、今度は教育長が一般職から特別職になるということも準備をしております。次の教育長の任期までは現状でいくということで、教育委員長もそれまで一緒にいるわけですから、完璧に移行しているというわけではないんですが、大変難しいところがあるなというふうに想像できます。

それから、特に今度は首長、要するに本市で言えば市長が主宰者になる、その中でも教育大綱を定めていくというこの仕事、もう本当に難しいことで、頭を悩ますところではないかなと思います。そこでちょっと質問の出発として、通告していなかったんですが、このたびの教育委員会の改革を市長はどういうふうに捉えているか。ちょっと、その辺の所見をお伺いできれば。通告書にないからだめだよと言えばそれまでですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市の場合には、教育委員会と市長の風通しが悪いとは決して思っておりませんでしたし、しっかり機能してきたと思っておりますので、特段の違和感は正直言ってございませんでした。ただ、今度制度的に、市長ということは市長部局と教育委員会が制度的に、定期的に会合を持てるということですので、教育行政をしっかりと進めるためには、これはむしろ好ましい制度なのかなという印象を持っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） この新しい教育委員会制度になる前に、私自身も、市の一番てっぺんは市長ですので、その市長のもとにいろいろな部があるし、教育委員会もあって、いろいろな行政が行われているわけですから、このことは教育委員会が考えることだからということではなく、今、上手にいつている関係であれば、やはりもっと、一步でも半歩でも口を出していてもいいことではないかなと、私はそういうふう感じていました。ただ今回、制度が変わりましたので、口を出すことができるわけですね。そこで、ただ口を出すことができるわけですが、教育委員会の従来あった機能としての、例えば教育の中立性、それから継続性、それから安定性、こういうこと、特に中立性ということについては、今後も従来と同じような形で、市長は考えていくのかということで、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは2つの点から心構えと言いますか、自分で持っているんですが、1つは、市長は行政のトップであるという立場であれ、市民の代表という立場であれ、やはりいろいろな事業のときになるべく多くの市民の皆さんの声を聞こうと思っているわけです。そういった意味では、市長が何も意見を言えないというのは、もしそういう制度で過去があったとすれば、それはいかなものかなという気はしております。政治的中立性は、これは当たり前のことであって、私が個人的にどのような思想信条をもっているにせよ、それをおよそ義務教育に反映させようというのはそもそも持っていない考えであって、そこは少し杞憂なのではないかなという気はします。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） ありがとうございました。そういうお考えであれば伊豆市の教育はますます発展していくのではないかなと、そんなふうに思います。

それでは、通告の内容に沿って、幾つか質問させていただきます。

先ほど総合教育会議のメンバーをお聞きしたときに、教育委員さんと市長を含めて6名だと。ただし、副市長さん、それから事によったら関係する部の部長さんもお呼びしますよということで、これについては総合教育会議の中のメンバーとして、要するに必要なに応じて意見聴取者というんですか、そういう方を同席しても構いませんよということになっておりま

すので、その方向でいいのではないかなと。むしろ、いてくれたほうが、いろいろな角度から今後の伊豆市の教育に攻め込んでいける。要するに何かを決めるに当たっても、いろいろな部のお考えもあるだろうし、それを横断的に見ていくということは非常に大切なことから、私もそれについては大変賛成するところでございます。

そこで、会議の原則というのが一応公開しなさいということなんですけれども、そういうお考え、今後、あるのかどうかということをちょっとお聞かせください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず基本的にももちろん公開ですが、公開を、会議そのものをオープンにすることもありますし、議事録を後で公開にすることもあると思いますし、どうしても言いにくいことは前後の懇談会で議論すればいいのであって、会議そのものは当然公開だと思っています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） すみません。ピンポイントで幾つも聞きますが。そうすると、いよいよ大綱づくりが始まるわけですが、その大綱が対象する期間というか、内容を決めますね。そうしますと、それはどのぐらいのスパンで見ていくものなのか。単年度ですととか、うちの町は単年度決算ですというのだけっていいわけですが、いずれにしてもその辺のお考えがもしありましたらお聞きいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（森下政紀君） 大綱のほう、5カ年計画を目途につくっていくということです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） そうすると国の教育基本特別計画と同じ進捗状態でいくということね。国が5年間ですから、そのほうがいいと思います。というのは、国が変われば多少なりともずれが生じてきますので、だから5年間は一緒に行きますよということでしたほうがよろしいかなと考えております。安心しました。

それでは、いよいよ大綱の内容にちょっと入っていくわけですが、きょうまでの議会の中で、例えば6月3日の市長の行政報告の中にもありましたが、八幡の中央公民館跡地へのこども園の設立の関係で、今後はこういうことも大綱の中に載せていくべきでしょうねと、私の聞き間違いでなければ、そのような御発言があったと思います。それから、6月5日の教育部長のお話の中にも、一般質問の中の給食への鹿肉の導入の中で、食育的なことも大綱にというお話があったと思います。それからちょっと追っていくと、きょうまでの議会の中で、割りかし総合教育会議の中で策定される大綱とリンクさせるお話がちょこちょこ虫食いの

ようにありました。当然そういうものを大綱は網羅していかなければならないわけですが、一番大切なのは、今、始まったばかりですから先を急ぐ必要もないんですが、4年間は経過措置ですので、4年のうちにしっかりと足元を固めればいいわけですが、一番問題は学校現場にどのように大綱の内容を反映していくか。

要するに、その市の最高の一歩てっぺんにある教育指針ですので、それをどういう形でいくかということで、現場サイドの目で見ると学校教育目標というのがあって、その下に順番でいくとその年の重点目標というのがございます。ただ、学校によっては、学校教育目標と同格で校訓というものもあると思います。例えば土肥小学校で例を挙げれば「知・仁・勇」という校訓というのがあるわけですね。その昔からもう綿々と続いてきた校訓があるわけですね。それで、それに対して学校教育目標があって、そしてそれを具現化するための本年の重点目標というのがあるわけですが、そうしますと教育目標、重点目標を決めていくという作業は指針がないとできないわけですね。ありとあらゆるものがあるんですが、そこでなるべく、できたら反映できるような教育指針を、片や急がなくてもいいよという話とちょっと裏腹になってしまうんですが、そこを決めてあげると学校が右往左往しないのではないかと、そんな予想がつくんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これ、議長に御理解いただきたいのですが、今回、答弁を求める者が市長になっているんですが、申し上げたように総合教育会議の事務局を教育委員会に置いているものですから、必要に応じて教育委員会からの答弁もお許しをいただきたいと思います。

それを踏まえた上で今の御質問にお答え申し上げますが、これは大変、非常に大切なポイントだと私は思っています。伊豆市は田方郡の中で伊豆の国市、函南町とも違う速度で学校再編成をやってきました。しかし、先生方は田方郡内で異動をされているわけです。そうすると、その先生が函南に行くときはこちら、中伊豆に行ったときにはこちらでは、そもそも同じ先生が田方郡の中で勤務しているわけなので、その基本的な方向が余りに違うと、これ、そもそも問題ではないかという気がします。ですから、総合教育会議ができたことによって、2市1町の首長がどういうように一緒に田方郡の基本理念をつくっていくかということは、まず田方郡における大事なやり方だと思っています。

そして、もう一つ、教育委員会の話を伺っていると、割とやはり校長先生をすごく大切にされるんですね。それはそれでわかるのですが、やはりそれぞれの学校の特性というの、この伊豆市の中の地域特性、それから教育方針、それから伝統文化の上に立っていると、当然思いますので、今、新たなまちづくりをやろうとしているときに、その中でやはり校長先生にも対応していただく、教育行政を運用していただく必要がありますので、私はその総合教育会議には、できれば中学校の校長代表、小学校の校長代表はお入りいただきたいと思っています。

また、さらに言えば、ここはなかなかちょっと、ときどき職員と波長が合わないところなんです。私は高校生、中学生をもっと入れたらいいだろうと思っているんです。先ほどの木村議員の議論の中にも主権者という視点があつたんですが、二十以上は有権者であつて、高校生も中学生も主権者なんです。それをそのまま中学生の言うことを聞くわけではないけれども、しかし中学生の意見、中学生であつた高校生の意見というものは、私は聞いて十分に価値あるものだと思っておりますので、今、申し上げたような田方郡から当事者である生徒まで、幅広い意見を聞いた上で方針、理念をつくっていくような、そういった会議でありたいと思っています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 今、市長の答弁の中で大変大切なことをお話ししてくれました。この当該地区、私たちのこの伊豆市の職員というのはまさしくそのとおりで、2市1町で基本的には人事異動をしているわけですね。ですから、函南町に8年、伊豆の国市に8年、伊豆市に8年、そうするとトータルすると三八、二十四ですね。そうすると、大学卒業してくと38年あつて、あとのプラス十何年はそここのところにプラスアルファがついてぐるぐるっと人事異動しているわけであつて、あちらのまちへ行ったらこうだつた、こちらのまちへ行ったらこうだつたというよりも、ある程度の基本線は同じであつて、それにプラスアルファにその市の、そのまちが持つ特性を入れていく。これは本当に大事なことだと思います。ぜひ、要するに函南町、それから伊豆の国市の首長さんとも、市長、連絡をとり合つて、今後進めたらいいのではないかなど、私は今、話を聞いていてつくづく思いました。

そこで、ありとあらゆることを大綱の中に網羅していくわけですが、この議会の中でも市長の答弁の中に、それは教育委員会が決めたことだからというお話がありました。ただ今後大綱の中に、要するに明記されていったことについては、教育長もちろん、首長である市長も責任を負うということで、最低その大綱の中に網羅されたものについては、そういう方向で進むと私は理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません。先ほどの答弁の中で一つ漏らしていたんですが、今回のこの教育の大綱は幼児教育を入れることになっております。したがつて、新しいこども園、民営化したこども園も含めて、保育士の確保だとか発達障害児の対処だとかを入れていきますので、そういった意味で教育大綱を見えています、ちょっと先ほどの補足ですが。

それで、あくまでも法的な責任は今までと変わっていませんので、学校設置は教育委員会ということになっております。したがつて、教育委員会が土肥は小中一貫校と決めたのであれば、あるいはこちらの中学校も統合と決めたのであれば、それを覆すという気はありません。ただ、その置き方ですね。置き方として地域全体の将来像とか財政を見ながら、こういうや

り方、ああいうやり方という選択肢があるのではないですかという議論は市長としても入っていきたい、このように考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 特に、最後に市長がおっしゃった置き方、据え方、どういうように扱っていくか。そのことについては御意見を申し上げますというお話だったんですが、私が議員になってからずっと学校再編成については、いろいろな議員が質問してやりとりがあったわけですが、その話の中身を聞いていたときに、そろそろ、要するに方向転換をして、こういうように言えばそのことが解決するのではないのというようなところが、お話を聞いていて幾つかありました。そういうところで、ぜひ市長は今後頑張っていただきたいなというふうに私は思いました。だからこそ、④番の学校編成計画について、大綱の中にその内容を網羅していくことはありませんかと聞いたのはそういう意味があったんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまでの学校再編成とこれからの学校再編成は、今回の総合教育会議ができたということもあるんですが、市長としてのスタンスも少し変わる可能性はあります。なぜかと言いますと、これまでは土肥町、中伊豆町、天城湯ヶ島町、旧町の中で残念ながら子供が減ったことによる、仮に町が残っていても起こったであろう学校再編成なんです。これからは中学校であれば新たな教育のあり方を議論するという。それから、土肥であれば新たな義務教育のあり方を検討するという。

それから、これは選択肢としては私はどうかと、これからの総合教育会議で申し上げようと思っているんですが、修善寺町の場合にはそれぞれろうじて1個クラスが残っている小学校が4つですから、ひょっとしたら第一当事者である市民に選んでいただく。つまり自由学区ということも、やれとは言わないけれども、しかし選択肢としては教育委員会で考えていただいてもよいのではないかと。そういった考え方もあるのではないかと。そう考えたとき、今までよりは少し選択肢を広げるといって、市長からの提言を入れていくということも、可能性としてはあるかなと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） せっかく新しい教育委員会制度になるんですから、やはり伊豆市の教育を少しでもいい方向へというのはだれしも願っていることだと思います。今、一連の質問をさせていただきましたけれども、他市にないお考えを市長から聞けました。そういうことというのは伊豆市版の総合教育会議ですよということで、私は胸を張ってもいいのではないかなということで、宣伝する必要はないんだけど、聞かれたら、我が市はこうですよ

ということでお答えしてもいいのではないかなと、そんな気がいたします。冒頭申し上げましたように、1,785の教育委員会の中で294、16.5%しか、まだ新しい教育委員会制度に突入していないという難しさを感じつつ、4年間という経過措置の中で、ぜひ腰を据えて伊豆市の教育のためになるような教育委員会になればいいなと、または市長部局、市長を初めのそういうものになればいいなということを願って質問を終わります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了します。

◇ 永岡康司君

○議長（杉山 誠君） 次に、1番、永岡康司議員。

〔1番 永岡康司君登壇〕

○1番（永岡康司君） 1番、永岡康司です。

通告に従いまして、2項目について質問し、市長に答弁を求めます。

1つ目ですけれども、奨学金返還の一部補助制度について。

今、国では、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、奨学金を活用した大学生等の地元定着や地方公共団体と大学等の連携によって、雇用創出、若者定着に向けた取り組み等を推進する活動を行っております。また、静岡県議会でも意欲と能力のある若者等が経済的理由により就学を断念することなく、安心して学べるよう、新たな奨学金制度の改革として、給付型奨学金の制度を創設するなど、奨学金制度の充実を図ることを要望しております。現在、伊豆市の人口は約3万2,670人であり、人口減少の最大の要因は若者の流出にあります。特に、人口の再生産力を示す20代、30代の若年女性の減少率が高く、日経新聞の調査によりますと、2014年に比べると2040年には減少率が64.8%になると言われており、これは大変危険な状態であると思われま

す。市長は、人口減少対策として、若い人たちが伊豆市に残れる雇用の創出、若い人たちが結婚し、子育てができる所得の向上、伊豆市の人たちが近隣市町に流れることなく、また近隣市町からも伊豆市に住みたいと思ってもらえるような環境整備による定住促進、この三本柱を進めていくとっております。今、日本学生支援機構の奨学金制度を受けている大学、短期大学、専修学校専門課程等の学生は数多くあると思われま

す。そして、卒業後はこの奨学金の返還をしなければなりません。そこで提案ですが、奨学金返還の一部補助制度を制定して、人口増・若者の定住施策の一環として、卒業した後にUターンして伊豆市に住民登録した者や就職等で伊豆市に移り住んでいる人を対象に、前年度に返還した奨学金の一部を補助するものです。若者が帰ってきやすい環境、安心して住みやすい環境を整備することが今後の課題と思っておりますが、市長の考えを伺います。

続きまして、し尿・浄化槽汚泥収集料金について伺います。

伊豆市田代に本年4月汚泥再生処理センターが完成し、稼働を始めております。それに伴い、柏久保と土肥横瀬の土肥衛生センターは解体します。この土肥地区のし尿・浄化槽汚泥は全て田代の汚泥再生処理センターに搬入しなければなりません。現在の収集料金体系は搬入場所を土肥衛生センターとして設定されております。田代までの搬送は搬送料金に設定されております。今後、考えられる搬送料金の増加分については土肥地区市民に負担がかかってくると思われまます。

高齢化が進む中、これ以上の負担はより生活を困窮させ、苦しみを与えるものです。この問題は平成26年3月の定例会で取り上げましたが、現実となってきました。価格設定については、市は介入できない、特定の企業には補助金は出せないと言われますが、他の地区との価格格差を生じてきます。公平性を維持するために土肥地区の各家庭の浄化槽処理費用の上昇、値上げ分を補助できないか伺います。よろしくお願ひします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 2点目の御質問は担当する市民部長から答弁をさせていただきたいと思ひます。

奨学金返還の一部補助制度ですが、基本的な考え方を申し上げますが、事実上ほぼ義務教育となっている高校までは、やはり行政もいろいろな意味で尽力をして、社会人として立派にやっけてける教育——中身の問題ですね。しっかり質を担保するのが行政の責務だろうと思ひています。それから後の高等教育をどこまで国民が負担するかというのは、やはり多少議論があるところではないかと思ひます。私が出たところですけども、防衛大学のように全額国費で目的を持って教育するところもありますし、静岡県がやっけてるように極めて社会的な問題が大きくて、そして医学部の学生に奨学金をつくって、そして9年間の県内勤務という義務を課すこともありますし、あるいは、もうまさに自分が将来より高い給料を得るために、自分を鍛えるためにみずから大学に行く子供たちもいますし、その中で戻ってきさえすれば一律補助する制度というものが、公的な制度のあり方としてちょっと即断するにはいろいろな条件が多いのかなと思ひています。

伊豆市の場合には無利子貸し付けの制度もありますので、全く無視しているわけでもありませんので、伊豆市の定住促進と、それから高等教育の教育費負担とのバランスの中で、これは検討課題にさせていただければと思ひています。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） 永岡議員の2点目の質問に関しまして、私のほうから回答をさせていただきます。

本年4月に主に土肥地区のし尿等の収集運搬を行っている事業者から値上げをするという

話がありました。それについては伺っております。ただ、この料金につきましては、各事業所が独自に料金設定をしております。そんなことにより、3月議会でお答えしたとおり、伊豆市として補助金を支出する考えはございません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） まず1番目、人口減少対策についてちょっとお聞きしますけれども、今、静岡県も減少率が高くなっております。この伊豆、静岡県10位の中に伊豆半島としても7市町の減少率が高くなって、伊豆市においても2040年までには人口は45%減少すると。そして、先ほども言いましたけれども、若年女性、人口変化率が64.6%と予想されますけれども、これ、静岡県では5番目に高い数字が伊豆市になっているんです。そこら辺で、若年女性が5割を超えると自治体としては消滅可能都市になるというように言われていますけれども、そこら辺で市長、今、64%の若年女性が減少されるということを予測されていますけれども、市長としてどのようにお考えですか、ちょっとお考えを。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 奨学金返還の制度の中で考えたときに、一定の高等教育を受けて伊豆市に戻って、そこで会社を起こす、仕事を起こすということについては既に制度もつくっていますし、伊豆市としての公金の充て方としてあろうかなという気がするんです。しかし、教育費そのものを一定の枠をつくって支援するというのが、伊豆市の社会的目的にどういうふうに、かなって、ただ帰ってきたからそこに一定の方は免除ですよというのは、少し私には効果が見えにくいところがあるんです。帰ってきて、例えば消防団に入るから新たな何らかの、社会的に皆さんでありがとうと言うのもわかるような気がしますし、ただ帰ってきたから大学の教育費の一部をとというのは、どういう政策的効果との関連の中で議会に対して説明ができるかというのは、なかなか自分自身ではっきりわからないところなんです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 平成24年の第2回定例会の所信表明の中で市長が、先ほど言いましたんですけれども、伊豆市の最大の課題は人口減少にあるという形で、雇用の創出、所得の向上、定住の促進を三本柱にして、何かこの難題に取り組まなければならないと言われておりますし、平成27年3月議会でも、先ほど申したようにこの3つの問題を大きく取り上げています。定住促進の中で若者定住促進住宅補助事業というのがありますけれども、これ伊豆市に定住をする若者に対して、新築または中古の家屋を購入し、土地を登記した物件については100万円の補助を出すという形で、子供がいれば10万円を追加するというような形の制度があります。平成26年度の予算は2,769万円、平成27年度の予算は3,500万円の予算をつけて、

多くの予算、人口の増加、若者定住の促進に努めているんですけども、いい結果は出てい
ると思いますけれども、平成26年度の2,769万円について、予算をつけていますけれども、
平成26年度に何件この利用者があったのか、金額的に幾ら利用したのか、ちょっと教えても
らえますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 平成26年度の若者定住促進住宅補助金の実績でご
ざいます。全体で38件の御利用があります。市内の方が24件、市外からの利用の方が14件で、
世帯の人数、その38件の合計で人数にしますと142名の方となります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 142名の方が伊豆市に戻られているということなんですけれども、金
額的には幾らですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） すみません。補助金の総額で3,300万円となりま
す。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 予算が2,769万円で3,300万円ということですね、それはそれでいい。
それだけ多くの予算を使った中で定住促進を図られているという伊豆市の努力もわかるんで
すけれども、僕は奨学金にこだわっているわけなんですけれども、前回の質問で、答弁の中
に伊豆市の奨学金制度は他の奨学金制度の補助的、補完的な役割だと考えていると。当面こ
の奨学金の増額については現行制度を維持していきたいということは、変更は考えていない
ということと、給付型の奨学金制度については教育資金貸付基金が財源となり、給付型の奨
学金では返還を伴わないため財源の確保が難しく、厳しい財政状況の中で導入することは困
難と考えているという教育長の答弁が前回ありました。

この中に2つ、給付型の奨学金は返還を伴わないということと、もう一つ、財源の確保が
難しいということの2つを言われていますけれども、僕がこれを言っているのは、奨学金の
基金の返還を求めているわけではなくて、昨年度納めた奨学金の何割かを伊豆市の一般予算
で補助できないのかという形のことを言っているんです。ちょっとそれが前回うまく伝わら
なかったので、基金を取り崩して償還を免れるということではないんです。もう一つ、財源
の確保が乏しくて厳しい財政状況の中で導入することは困難と考えているということなんで

すけれども、確かに厳しい財源というのはわかります。ただ、定住促進で3,500万円とか、そういう大きな予算をつけて定住促進を図っている、子供が帰ってくるように、人がふえるようにという施策をつくっているわけなんですね。

それで、この教育資金貸付基金については、これ、4市が合併した当時の条例がそのまま使われているんですね。ということは平成16年4月1日に制定された伊豆市教育資金貸付基金条例というのがあります。その2番目の中に、第2条に、基金として積み立てる額は予算で定める額にするということが書いてあります。それで、この基金は合併前の土肥町教育振興基金条例と天城湯ヶ島町高校生通学資金貸付規則並びに中伊豆町高校生通学資金貸付基金条例と、この3つの条例があって、その3町の基金の合計金額が現在の基金になっていると聞いております。ですから、平成16年からこの奨学金については何も手を加えられていないということで、ずっともう11年間ですか、そのままになるということなんですね。

それで、この基金として積み立てる額は予算で定める額となっているということは、必要があれば予算をつけて、議会が通れば予算をつけられるということと解釈しているんですけども、それはそれでよろしいのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議論がかみ合っていないのは、多分ちょっと行き違っていると思うんです。先ほど私が申し上げましたように政策目的としてということなんです。定住促進策の補助金は伊豆市内の移動もオーケーにしているのは、もう議会でも何度も申し上げており、伊豆市の場合には結婚して隣に行ってしまうケースが多いので、その方々は伊豆市か伊豆の国市かというのはそんなに致命的な問題ではないのに、あえて出ていっている方々を市内にとどめることも、伊豆市の政策としては合理性があると考えて、市内移動もオーケーにしているわけです。

今の奨学金なんですけど、伊豆市の子供たちが、例えば三島の高校に通っていて、卒業して伊豆市に残る。それは別に補助金も何もない。伊豆市に住んで、住民票も残して三島の大学に行って、奨学金をもらって戻ってきても、それは別にUターンでもないの、それは別に特に対象にはならない。伊豆市の子供たちが東京に行って、住民票を移して大学を出てUターンして帰ってくる。あるいは、東京の子供たちが向こうで大学を出て伊豆市に帰ってくる方、こういった子供たちの奨学金を補填するという政策目的が、私はよく理解できないということをおっしゃっているんです。そういった子供たちが——例えば東京出身の子供たちが向こうの大学を出て伊豆市に来た場合は、空き家が必要ですねとか、あるいは独身者のアパートも何とかありませんかという、そういったことは議論させているんですが、その一部の伊豆市民、あるいは一部の東京の大学生の中の教育費を補填するという目的が、よく我々には理解できないので、議論がすれ違っているような気がするんですけども。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 私の言い方が悪いかもしれませんが、私としては、伊豆市から出ていった子供たちが、いかに伊豆市に帰ってこられるような条件をつくりたいと思って、こういう質問をしているんです。そのために返済をするということは大きな負担になると思います。伊豆市に帰ってきて職がない中で、伊豆市に帰ってこいというのは無理な話なんですけれども、伊豆市に何とか帰ってきて、若者が帰ってこられるような状況をつくってあげるとというのが僕の一つの考えなんです。補助をするのがいいのか悪いのか、僕は補助して何とか帰ってきてもらいたいという考えから、この奨学金制度を改善というんですか、奨学金を補助してもらいたいと、一部の負担をしてもらいたいということを言っているんです。

ですから、住宅補助制度の100万円も、そういう制度もあるんでしたら、伊豆市の籍がなくても帰ってくる人があれば、3分の1でも補助してあげてもいいのではないのかなというのが僕の趣旨なんです。そういうのがちょっとかみ合わないかもしれませんが、そういう考えで、今、質問しているんです。ですから、これは一般財源でそんなに大きく予算をとるわけではないと思うんです。一遍に5人、10人、20人が帰ってくるとは思っていないので、そういった面ではそういう資金の、奨学金の制度の改正も必要ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃるとおり——奨学金、いろいろありますね。当然、日本学生支援機構、国の機関がやっている奨学金もありますし、伊豆市が独自でやっている伊豆市の奨学金、また育英会とか各大学がやっている、日本全国で奨学金制度というのはものすごくあるかと思えます。その卒業後、就職したら子供は返還していく。その返還金を、では伊豆市に来たらUターンとして伊豆市が補助してあげてということだと理解しています。国のほうでも地方創生の事業としてそういう動きがあるのは承知しております。ただ、それにはやはり地元といいますか、静岡県なら静岡県レベルで考えて、その県の地元の産業界といいますか、産業界でどういう人材を求めていますよとか、そういうお互いが、市も拠出、お金を出して、産業界もお金を出して、今の国は一つの基金をつくりましょうと。そのつくった基金から無利子の奨学金なり返還金を援助しましょうという、今、そういう大きな枠組みを国が考えているようです。

ですので、伊豆市の場合どういう職種、どういう業種に就職したら、では、そういう制度設計をするのか。そうではなくて、それも帰ってくれば、帰ってきさえすれば何でもかんでも補助するよというのは、またちょっと趣旨が変わってくると思いますので、先ほど市長が申しましたとおり、とにかく帰ってきた者に一律支援するというのは、その政策的な目的からいかなものかという考えで、現在、伊豆市独自で無利子の奨学金がありますので、その無利子ということも大きな一つの支援というふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 先ほどの予算のことで、伊豆市の奨学金条例のことなんですけれども、奨学金に予算をつけて第1種、第2種の国がやっている奨学金と同等レベルで伊豆市独自の奨学金制度もあってもいいのかなというためには、予算をもっと確保して基金をつくっていただきたいというようなことを言ったわけなんです。今、部長から言われましたとおり、これ、文科省で出していることだと思んですけども、奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進についてという、これは文科省の高等教育局長名の通達で出ているという話の中のことだと思います。そして、この中に、また総務省の自治財政局長からも同じような、奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱というのが出されておまして、これは県知事、または政令都市に出されています。それで、県知事を通じて各市町の首長に通知をしているということを言われていますので、それが届いているとは思いますが。

市長、その話については御存じでしょうか。今、総務部長が話したことなんですけれども、その要綱は御存じでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） いや、承知しておりません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 承知していないということなので、ちょっと読ませてもらいますけれども、奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱についてということで、総務省の自治財政局長から出された通達なんですけれども、平成27年7月10日、総務省から各都道府県知事及び各指定市長に、そして各県知事を通じて各市町に届いていると思いますが、市長は受けとっていないということなんですけれども、知らないということになれば、少し趣旨を読ませていただきます。

地方は人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小は人口の減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。地方から大都市への人口流出に歯どめをかけるため、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して、地方への新しい人の流れをつくる取り組みや、地方に仕事をつくる取り組みを実施することが期待される。とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することができる。

先ほど、部長が言いましたように地方自治体と、それから企業とが連携し合って基金を積

み立てて、そして優秀な生徒には奨学金の一部、または全部を補助するというので、この取り組みについて地方公共団体が意欲的、積極的に取り組むことができ得るよう、総務省、文科省及び日本学生支援機構が連携して必要な支援を行うとしています。今のこの要綱を聞いて、市長、どのようにお考えになりますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません。これ、今、4月10日の紙を今、取り組みの概要というところを見たんですが、2番目にある日本学生支援機構が無利子奨学金の優先枠を設ける。これは無利子奨学金、先ほど総務部長からあったとおり、伊豆市も制度として持っているものですし、あるいは我々の立場で言えば地方公共団体と地元産業界が、地元が必要となる人材が来られた場合、あるいは地元の企業が必要とする学生さんが来てくれた場合という一定の前提がついている話であって、それは奨学金がいいかどうかはともかくとしても、そういった支援策はありなんだろうと思います。

伊豆市にある製造業さんが、その事業を維持するために必要な人材がどこから来てほしいということで、そして、そういった子供たちが来てくれれば何かを支援する。奨学金がいいかどうかわかりませんが、それはわかりますし、伊豆市で十分に競争力のあるシイタケ、ワサビのようなところにだれか来てくれるのであれば何らかの支援策というのはわかるんですが、繰り返し申し上げているように、教育費の一部を、ただ戻ったというだけで補填するというのが、政策目的としてわからないということを再三申し上げているわけであって、議員の提案ですと、伊豆市の子供たちが伊豆市から引っ越さずに三島の日大に行って、帰ってきて就職するのには何もなしで、一旦住民票を移して、東京の大学に行って帰ってきたら、その子供たちだけ教育費の一部を補填するという政策が、ほかの支援をしないという意味ではないんですよ。

その御提案のところはこちらの趣旨ともちょっと、よりフリーハンドになって、伊豆市にさえ戻れば教育費の一部というのは、ちょっと私にはわかりにくいということをさっきから申し上げているとおりでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 確かにそうですね。伊豆市に住所があって、籍があって、三島のほうの大学に行っているとき、そういう人が帰ってきたときに補填はできないような形になるわけなんですね。だけれども、その人たちはもう伊豆市に住んでいる人で、東京とか大阪とか、伊豆市以外の大学に行っている方をなるべく戻りたいという気持ちが強いんです。その中で、帰ってきた人には補助金を給付と。これ、前回のときも言われましたですけども、加西市ですけども、この加西市の奨学金補助制度というのは、やはり地元へ帰ってきた人に対して、前年度返済額の3分の1を市が補助するということなんです。伊豆市に籍があって、外

へ行った人が帰ってきたというのではなくて、伊豆市に籍を持ってきた人が対象になっているということを前回は言ったんですけれども、そういう市もあるんだということで、この人口減少の中で伊豆市がもう少し、そういった制度を利用して若者が帰ってこれるというような状況をつくっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返し申し上げているように、伊豆市の市民であれ、あるいは全く伊豆市とは大学卒業するまで関係なかった子供たちであれ、伊豆市に住んで就職するなり起業するなりした場合、何らかの支援をするのは何らやぶさかではないし、うちでも検討させていますが、しかし議員御主張の奨学金の、伊豆市から一旦離れていった子供たちのUターン、あるいは外から来る人たちのIターンの教育費だけを特別にというところの、政策の一貫性が、私が議員の皆さんに説明をできるかどうかという、その合理性が——金額ではないんです。その政策の合理性が構築できるかなというところが、やはり疑問が残ってしまうんですけれども、いかがなものでしょうか。ほかの支援策でなくて奨学金でなければいけないですね、議員の御指摘は。

しかも、一方的に伊豆市の子供たちではなくて、一旦出るか、伊豆市にいなかった子供たち、大学生だけの補助金なんですね。そこにちょっと固執されるのがどうにも、制度をつくる側とすれば、なかなか、これ、つくろうと思ったら難しいだろうなという気がするんですけれども。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 僕と市長、ちょっと違うんですけれども、極端に伊豆市に住んでいる人が奨学金を利用して東京へ通っている人もあるわけですね。その人も補助することはできないのかなというのも、ちょっと考えが変わってきたんですけれども、財源——それは、ちょっとかみ合わないところがあって、僕としてはとにかく若者が帰ってくるような施策をしてほしいという気持ちが十分伝わってくれるとは思っています。

この財源なんですけれども、第1種、第2種の返済金というのは大体1万4,000円ぐらいなんです。そうすると年間16万8,000円の返済額になるんです。そうすると、財源なんですけれども、1人3分の1補助するということは5万6,000円なんです。年間3人帰ってくれば16万8,000円。こんなに予算をとることはないと思うんです。これが10年続くと30人、毎年3人帰ってくれば30人なんです。そうすると、30人の予算とすれば168万円が予算額で補助できるということで、そんなに財政的な負担はないと思うんです。これは毎年5人ずつ帰ってきて10年後は50人、そうすると280万円ぐらいの予算で——ぐらいの予算といたら失礼なんですけれども、280万円の予算で子供たちが帰ってこられる。そんなに一般財源としては多くない予算ではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 今の予算的な規模も含めまして、先ほど市長から加西市の答弁がございましたが、ちょっと補足をまず、加西市のほうからさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、加西市では今、補助金の返還の支援ということで、制度づくりをして実施しているようです。ただ、加西市というのは人口4万5,000人程度なんですけど、大手のパナソニックなどの工業団地を4つ抱えているという、そういう状況があります。多分、先ほど産業界との連携と申しましたとおり、そういう大企業との連携、そういう企業へのUターン、Iターンについて補助しているということで、多分非常に企業との連携がうまくいっているのではないかとこのように考えております。

あと、1人当たり幾らで財政的にもそう厳しいこともないということなんですけど、伊豆市の奨学金の基金、今、約2,500万円ぐらいの基金で、そのうち恐らく半分程度が運用されているのかと思いますので、基金についてはまず問題なくあると。一般財源でその返還額を補助する。やはり補助金の多い、少ないというよりも、まず制度の大前提として、伊豆市が今の無利子以外に返還金を支援する補助金、これをつくるためには、では市内の企業なりサービス業なり、当然そのあたりとの連携がなければ、何でもかんでも帰ってきさえすれば補助金を出しますよというのでは、若干趣旨が違うのかなと。それで、ただいま加西市の状況を若干補足させていただきました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） すみません。今、加西市の話をしていただきました。この通達は平成27年4月10日なんです。それで、加西市はもう平成24年からこれをやっているんです。それで、企業とのタイアップというのは、一切これは言っていない。奨学金の貸与を受けて、大学、短期大学、専修学校課程に進学した者が奨学金を受けられるんですけども、この奨学金、平成24年4月以降、奨学金の返済を開始した者、または平成24年4月以降に新たに——これは加西市ですけども、伊豆市に住民票登録した者については補助するということが、一切企業のほうとのタイアップというのはいないんです。だから、加西市の場合、市独自でも、とにかく戻ってきた人には3分の1を補助しますよという制度なんです。だから伊豆市もあってもいいのかなということを言っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） どういう主張か、ちょっとよくわからないけれども、国の制度のこと

は先ほど言ったとおりです。無利子はやっていますし、企業との関連で基金を使ってというのは制度としてあるので、そういったことであれば、例えばファルマバレー関連の企業がどうしてもここに人材が欲しいからとか、あるいは何らかの伊豆市の優良な産業の中で、どうしてもここは人材が欲しいからということであれば、そこで基金をつくるという選択肢は、今、国が言っていることなんです。議員の御指摘は、とにかく伊豆市の子供たち、住民票を残し続けた子供たちではなくて、極端に言えば向こうの子供たちがうちに来て、三島に就職しても、沼津に就職しても、そこは——教育費をです。ほかの定住促進費ではなくて、教育費を補填して、そして伊豆市の子供たちがここから大学に通って、伊豆市に就職してもないというのは、やはり制度をつくるほうとしては相当厳しいだろうなと思います。

定住促進のための制度を拡充するのは何ら躊躇するものではないんですが、今、議員の御指摘のところは、何か伊豆市に残って伊豆市に就職してくれる子供たちと、政策の整合性をとって制度をつくるのがかなり難しいだろうなという気がするんですけども。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 確かに、市長の話を聞いていると何か難しく言っているような気がするんですけども、ではこの加西市、そういう形の問題をクリアした中でこの制度ができていないのではないかと僕は思うんです。では、市長が無理だという話、難しくしていること、伊豆市が財政的にも厳しいのはわかりますけれども、やっている市町もあるということも考慮に入れると難しいのかなと僕は思うんです。難しくはないと、僕はその気持ちがあればできるのではないかと僕は思っています。ただ、市長のやる気があるかないかの判断だと僕は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 財政的な問題ではないんです。そんな大きな金額だと思っていないんです。しかし、1円でも公金ですから、もっと幅広く、高校を出て伊豆市に就職する、伊豆市に住む。大学を出て伊豆市に住んで伊豆市に就職する。わかるんです。そういうものはあったほうがいいだろうし、そういった企業の声もあります。伊豆市はアパートがそんなに安くないので、せっかくうちに住んで、うちの会社に勤めてくれたら、アパートの半分、何とかならないかなという御希望もありますし、消防に入ってくれたら、何かみんなでありがとうみたいな、優待制度はないのかなという、そういう話はいっぱいあって、そうだろうなと思って検討もするんですが、お金ではなくて、議員の全部、大学を卒業して伊豆市で住んで、伊豆市で就職したら奨学金の一部を補填しようというの、まあ論理としてはあるかなという気がするんですが、この制度をつくらうとすると、そういった子供たちはこちらへ置いておいて、一旦離れた子供たちだけの教育費を補填するというのは、制度が難しいと私は再三申し上げているんです。

もし、これを御主張されるのであれば、高等教育が高い日本の特性、それに対して高等教育費の一部を市が補填する。それはだれであれ、伊豆市に住んで、伊豆市に就職したならわかります。それはわかるんです。これからつくれるかつくれないかわからないけれども、そういう政策はありかなど。そういう政策をつくれと言われたら検討の余地はあると思うんですが、しかし伊豆市から離れた子供たちだけを教育費補填の政策というのは、かなり論理的に難しいのではないかとこのことを申し上げているんです。全部同じように一律の高等教育費の一部負担であれば、それは今度は教育という観点からありかなどという気はするんですけども、趣旨が違いますので、定住促進のために伊豆市の子供たちとほかの子供たちとを分けて考えるというのが、どうしても制度は難しそうだなという感じがするんです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） この補助金、難しいというかもしれません。ただ、今現在、伊豆市の中でも補助金事業、いろいろな施策をしていますね。子供が授かってから産むまで、第1子、2子、子ども手当、いろいろな手当があって、それから、また義務教育で補助して、今度、高校に行けば交通費の補助、いろいろ市もそういう補助金を出しているということで、この交通費の補助金だって、使わない人もいるかもしれません、使う人もいるかもしれない。土肥の人たちのためにあるのか、湯ヶ島の人たちが土肥に行くためにその交通費を出すのかわかりませんが、先ほど言ったように使わない人もあるわけです。では、この補助金、確かに出ない人もいるかもしれませんし、使う人もいるかもしれません。でも、そこに不公平が生じるとは僕は思わないんです。必要があれば、帰ってこられる子供があれば、伊豆市としても何とか補助してあげたい、そういう気持ちに僕はなっているんですけども。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

ちょっと堂々めぐりになっているような感じがしますが、

では、再質問。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） では、すみません。もうこれ以上堂々めぐりをしてもしようがない。私としては何とかこのかわいい子供たちが帰ってきてくれるような制度が欲しいということで提案いたしました。それについて、伊豆市から通っている子供たちの大学生、奨学金をもらっている大学生がどうするんだということになれば、ちょっと私としても考えが違ったものですから。こういう各市町、それから国でも優秀な生徒が伊豆市に戻ってくるためには、とりあえず何とか補助して地域に戻ってもらって、少子化対策にしてほしいという考えでやっているといるんです。ですから、難しい、難しいではなくて、前向きに進めるような考えを持っていただければありがたいと思います。

では、次に、2点目、し尿処理の問題を伺います。

先ほども無理の一言で答弁は終わったんですね。それはわかりました。なぜ無理かという

ことは、もう一企業に補助を出すわけにはいかないということだと思し、し尿処理は認可事業ですから、認めた事業者に自分でやりなさいということなんです。それで、ごみ収集運搬業務は市の委託業務ですから、これは無料であるということで、そこら辺、ちょっと僕は矛盾を感じる場所なんですけれども、ごみの収集に対しては無料であって、ごみ袋は買わなければならないんですけれども、無料である。し尿処理については有料でやりますよという、この矛盾を僕は感じて言っているわけなんです。

確かに、今まで土肥のし尿処理は土肥衛生センターに運ぶ価格で、年間3万7,000円ぐらいですか、やっているわけなんですけれども、この前の陳情書の中で、今、部長の答弁がありました、陳情書が出ているわけなんですけれども、年間250万円ぐらいの流動費の増加がもう見込まれています。月に40回は土肥から田代まで来なければならない。その40回ということは年に480回ですか、その燃料費というのは莫大な費用になると思うんです。恐らくこの流動費については自社で消費すること、経営努力はちょっと無理ではないのかなと僕は思うんです。そういった面で、この田代に運ぶ分の、例えば249万円ぐらいの費用、これは市への補助ではなくて町民に対する補助という考えのもとに行ったら、それは無理な話でしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 先ほど、事業所によって料金が違うという話をさせていただきました。今現在、3事業所が、先ほど言いました許可をもらってやっております。その事業所によっても、ですから土肥の地区の事業所ということではなくて、市内の事業所全ての、料金体系が違ふんです。例えば、ばっ気式、分離ばっ気式、そういういろいろ形式があるんですが、それについても、例えば料金設定が5人槽であったり、5人槽から7人槽であったり、10人槽から14人槽、で10人槽とか。事業所によっては11人槽以上は見積もりをさせていただきますという形になっています。そういうことになると、例えばAさんのところとBさんのところと、浄化槽のある場所によっても、当然料金が変わってくるということですので、市としてこの料金をこうしなさい、ああしなさいというのは言えないということになってきます。

それから、ごみの運搬については、確かにごみの袋を買っていただいて収集するということなんです。し尿処理につきまして、例えば下水道につなげばし尿処理はいらないわけです。そういうことによって、下水道が行っているところと行っていないところ、そういう部分が市内には幾つもあります。そういうことで、運搬業に関しての補助という形はできない。その下水道がつながっているところは当然下水道料金を払っているということになりますので、し尿処理の運搬料が有料だということに関してはそういうことからだというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 先ほどの価格設定のことは、今、ちょっと調べたんだが、10人槽で2万6,250円。1立米1万2,500円ですか。今度、それが1立米1万5,000円に値上げされるということなんです。そうすると約20%の値上げをされると、もうこれはうたわれておりますし、汚泥点検費用についてはそのまま置いておくというような話を聞いております。そうすると1立米2,500円ということは5,000円、大体10人槽当たりで2立米を前後、各家庭は持っている。10人槽でも、1人で住まわれてもし尿処理業務というのは、2立米は2立米なんです。ですから、もうはなから2万5,400円、年間4万3,200円となり、20%の費用が上がる。これは、ひとり住まいの老人の人に対しては大きな負担になると思うんですけども、あくまでもそれは市ができないということでありましてけれども、一つ、こんな事例があるんです。

九州・熊本県北部に菊池北部四市町村合併協議会というのが発足してあります。その検討課題の中に、過疎地のし尿処理費用の問題、過疎地が運搬業務にお金がかかる。だから放っておけないということで、この問題を一部の市民に負担させることはできないとして、し尿処理運搬費補助制度として1リットル当たり1円の補助を出しているということネットを調べたんですけども、そうすると、1リットル当たり1円ということは1立米1,000円。だから、一般の家庭で2円ぐらいの補助をしているというようなことを聞きました。やはりそこら辺にコンパクトタウンではないんですけども、土肥から田代まで運ぶという形になると、そこら辺を市民に負担をかけるということはいかかなものかと思うんですけども、市長、お考えはどうですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この問題はそもそも、かつて1回検討させたことがあるんですが、今の下水処理のほうは公共目的のためにやっているわけですね。きょうの新聞にも多摩川の水がきれいになってアユが上ったという記事がありましたけれども、上水のほうはそれぞれ飲む、洗濯する、料理をするという目的なんです。生活排水のほうは、これは皆の公共財である川をきれいにするという公共目的なんです。ところが、合併浄化槽と下水道では、かなり整備コストも毎月の負担も違うんです。行政目的は同じなのに負担が違うというのが現状なんです。

それで、下水と合併浄化槽を一元化して同じに下水道料金として徴収しているところが実は全国に幾つかある。たしか福島県の三原町かどこかがそうだったので、1回検討させたことがあるんですが、そういうような制度に持っていくと当然、今、議員が御指摘になった不公平性はクリアできます。距離もみんなであらして、平均的な距離にして、下水道と合併浄化槽の差もなくして、つまり政策目的に注目すると、手段は市が決めるけれども、ここは下水、ここは浄化槽と決めるけれども、負担はみんなであらに均等に分けましょうということは、それは、私は可能だと思いますし、引き続き検討しようと思っています。ただ、現時点ではそ

ういった制度になっていませんので、必要なコストをそれぞれの御家庭の状況に応じて負担していただくという現状にならざるを得ない。

今、議員御指摘のところは将来のためにしっかりと、私が市長の間には、将来の方向を抜本的に見直す、その時間を少し頂戴したいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） わかりました。ちょっと僕もこの、前回の市長の答弁を書いてきましたんですけども、前回の答弁では、市長は、基本的には民間企業の問題であるから、様子を見て著しく問題があれば、政策判断として検討しますと言われていました。私の前回の質問のときに。それから、事務局としても、他の市町でこのような制度があるようですが、その必要があれば地域性を考慮して今後検討していくと、前回の僕の質問のときに言われました。あえて再度質問させてもらったわけなんですけれども、現時点ではこうこう20%の運送費がかかる、各家庭に負担をかけるということは、私としては著しく問題があり、その必要性を感じているということで再度質問させてもらいました。先ほど、市長が今後検討していただけるということであれば、私はこれで、二度質問しましたので、あえてこれから質問することは避けたいと思います。

最後に、私の感想をちょっと述べて終わりたいと思います。これ、私の感想です。

最後に、し尿処理手数料の価格格差の拡大は、利用者の負担感の格差を増幅させるものであり、し尿処理サービスは市民生活に密着しているものであります。急激な負担増を招かないように配慮し、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の改定は市民に不安をあおるものであって、あってはならないと思います。当局としても寛大な検討をお願いしますということで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山 誠君） これで永岡康司議員の質問を終了します。

以上で一般質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月11日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時12分

平成27年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年6月11日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算(第1回)
日程第 2 議案第56号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
日程第 3 議案第57号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)
日程第 4 議案第58号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
日程第 5 議案第59号 伊豆市税条例等の一部改正について
日程第 6 議案第60号 伊豆市国民健康保険税条例等の一部改正について
日程第 7 議案第61号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
日程第 8 議案第62号 伊豆市就学指導委員会条例の一部改正について
日程第 9 議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
日程第10 議案第64号 静岡県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地豊君 副市長 鈴木伸二君

教 育 長	勝 呂 信 正 君	市長政策監兼 建設部 理 事	松 木 正一郎 君
総務部長兼 総合政策部長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	鈴 木 正 君
健康福祉部長	山 口 一 範 君	産 業 部 長	鈴 木 薫 君
建 設 部 長	斎 藤 満 君	教 育 部 長	森 下 政 紀 君
会 計 管 理 者	植 田 博 昭 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 勝 久	次	長	杉 山 和 啓
主 幹	鈴 木 康 子			

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第55号～議案第58号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第1、議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）から日程第4、議案第58号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、質疑に際しましては、会議規則第55条第3項に「議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。」また、伊豆市議会運営規定により、「委員会付託案件に対する質疑は、議案の趣旨又は必要性の確認、提出された経過等の大綱とする。」ということになっておりますので、留意されるよう申し添えます。

初めに、議案第55号について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について質問させていただきます。

2款1項1目の職員研修福利厚生事業157万2,000円、事業の目的、どんな成果を期待しているのか、事業の内容について説明を求めます。いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どんなことをやるのか、御説明いただきたい。

2款1項2目広報事業532万1,000円、印刷製本費、減額750万3,000円、広告料、減額674万7,000円、情報発信支援業務委託料1,957万1,000円、減額の理由、減額の事業の内容、業務委託の内容、目的、見込める成果、委託する理由、委託先はどこなのか、委託先は決まっているようすけれども、1,957万1,000円をどういう理由でどういう成果を求めて委託するのか、御説明いただきたい。

2款3項1目個人番号制度導入事業1,410万8,000円、事業の内容、臨時職員の業務、交付金の交付先、御説明いただきたい。

3款2項3目、3款2項4目、保育所費762万2,000円、こども園費、減額539万2,000円、私は伊豆市の子供に関する事業で、待機児童はいないと思っておりました。大いに評価すべき伊豆市の行政だと思っておったんですが、どうやら待機児童がいるということです。そういう中での保育所費、こども園費の増額、減額です。しっかりした御説明をいただくと同時に、待機児童の現状と改善についてどう考えているのか、この予算で待機児童は解消できるのか、できないのか、この予算では全く待機児童の解消は考えていないのかどうなのか。しっかり御説明いただきたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ担当する部長から説明させます。

○議長（杉山 誠君） それでは、初めに、総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） おはようございます。

それでは、私からは、議案第55号の森議員の総務部所管の部分について答弁させていただきます。

まず、2款1項1目職員福利厚生事業についてですが、職員の研修はいろいろ階層別に行っております。その中で、今回補正するのは接遇に関する部分ということで、毎年、職員の接遇研修につきましては講師を招いて実施しておりました。しかし今回、特に、接遇の中でもおもてなしのマナー、これに重点を置いて、おもてなしの心構えと感謝の気持ちを身につける、これを目的としております。この研修によりまして、職員が先頭に立ってありがとうございますと感謝の気持ちを持つことによって、住みやすいまちづくりの基本姿勢を職員みずから身につけるということで、今回補正をお願いしております。

研修内容につきましては、おもてなしとしまして、身だしなみや言葉遣い、電話対応等の徹底を図るため、管理職を含む全職員を対象に7月末ぐらいをめどに講師を招いて研修を10回程度開催する予定となっております。

次に、2款1項2目の広報事業の補正でございます。

まず、減額の理由でございますが、新たな情報発信の支援業務委託に当たりまして、これまでの予算であります印刷製本費、広告料、これを一本化するためにそれぞれ減額するものです。内容としましては、印刷製本費、これは広報いずの印刷代になっておりますが、4月から6月分は市のほうで発行するというので、その分を除いた9カ月分の印刷代を減額す

るものでございます。

広告料につきましては、同じくFM I Sに市役所からのお知らせやスポンサー番組をお願いしているわけですが、こちらも4月から6月分を除いた9カ月分を減額するというものです。

業務委託の内容、目的等でございますが、まず、業務委託の内容につきましては、1点目として取材業務、2点目として企画業務、3つ目として広報紙の編集業務、4点目としまして、FMラジオやソーシャル・ネットワーク・サービスを利用した情報発信業務、これを主な内容としております。目的につきましては、伊豆市の魅力や行政情報などを広報紙、SNS、FMラジオ放送、これらあらゆる情報発信ツールを活用して、市の内外にターゲットに応じた効果的に情報発信するという事で、伊豆市への交流人口の維持や増加、市民間交流の促進などを図ってまいります。

見込める効果と委託する理由ですが、まず効果としましては、伊豆市の情報を一元的に集約することによりまして、行政情報や観光情報など多様な情報を効果的に発信することができると。また、SNSを導入することで迅速に情報発信ができ、情報が拡散する効果が期待できるものです。また、行政や市民、また観光交流客との双方向のコミュニケーション機能、これが強化されまして、市内外の人的交流の促進につながるものと期待しております。

理由につきましては、これまで伊豆市が弱いとされてきたいろんな情報、これを一元的に集約して、いろんなツールを使って戦略的な広報活動ができる、これによりまして、情報発信力が強化されるということから、今回委託をするものでございます。

委託先につきましては、FM I Sを予定しております。

私からは以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから個人番号制度導入事業について説明をさせていただきます。

まず先に、この事業につきましては、個人番号カードの発行ということが重要でございます。カードの発行の流れについて先に説明をさせていただきます。

まず、地方公共団体情報システム機構から各個人のほうへ通知が發送されます。その通知の中に個人番号をとりますか、とりませんかというような内容の通知が含まれております。個人番号をとる場合、その通知に記入していただいて、かつ写真を添付していただいて、機構のほうへ返送していただきます。機構のほうで返送された方を伊豆市のほうにカードに氏名等の入力をして、伊豆市のほうへ送ってまいります。伊豆市のほうから発行された方に発行できますというような通知文を差し上げます。その後、窓口のほうへ来庁していただいて、暗証番号等記入していただいて、カードをお渡しするというような流れで進んでいくということで御理解をお願いします。

その中で、臨時職員は何をするのかということなんですが、交付名簿の作成であるとか通知、先ほど言いましたように、個人のところへ交付を希望される方は直接行きません。市のほうへ来ますので、当然その方に通知を出さなければいけない、そういうことになります。それから、予約受け付けであるとか予約の受け付け番号、それからどういう方が希望されているかというような名簿の作成等を順次行っていかなければいけないと。個人カードにつきましては1月から随時発行ということですので、この予算につきましては、平成27年度分の予算を補正をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

それから、どこに委託するのかということなんですが、地方公共団体システム機構ということでございます。事業の内容ですが、先ほど言いました各個人に通知カードをお送りします。その作成であるとか発送事業、それから個人番号、申し込まれた方の処理、それから個人番号への入力等の処理、それから、コールセンターの開設等の事業を国が事業委託しております、先ほど言いました地方公共団体システム機構のほうへと伊豆市のほうから交付金を支払うということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山口一範君登壇〕

○健康福祉部長（山口一範君） 皆さん、おはようございます。

森議員の質疑に対して答弁させていただきます。

まず、今回の補正予算では、保育所費及び子ども園費の人事異動に伴う人件費の補正でございます。待機児童に対する補正ではございません。しかし、森議員おっしゃるように、待機児童の現状としては、現在、ゼロ歳児、それから1歳児合わせまして3人ほど待機児童がおります。今後、待機児童を解消するために施設の整備等を実施して改善をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

14番、森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 2款と3款、それぞれ別々にやってよろしいですか。

○議長（杉山 誠君） 款ごとで。

○14番（森 良雄君） では、2款から伺わせていただきます。

職員研修福利厚生事業については、マナーだとか心構えとか感謝の気持ちだとか、こういうものを先生を呼んで教わらないとできないんですか。

それから、157万円ですから、10回ということでしたので約15万円かかるわけですけども、講師はどこからどんな先生を呼ぶんですか。それをお聞きしたいですね。

次に、広告事業なんですけれども、広報いずをFM I Sに任せると。FM I Sに決まっているのかどうなのか伺いたい。

次に、個人番号制度なんですけれども、地方公共団体システム何とか機構と、これはどういう団体なんですか。もう全国の自治体がここへ発注することに決まっているのかどうか伺いたい。

以上。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 1点目、研修につきまして、講師が必要かということでございますが、やはり今までもビジネスマナー的な研修、接遇研修につきましては講師をお招きしましてやっておりました。今回もやはり、ビジネスマナーも当然含むわけですが、おもてなしということで講師の方をお呼びして実施をする予定です。現在、講師の方につきましては、千葉のほうにいらっしゃいます岩下典子氏を予定をしておりますが、いろいろ調整等はしておりますが、まだ最終決定ということではございません。

次に、広報をFM I Sに任せることは決定かということでございますが、市としましては、やはり広報戦略を進めていくに当たりまして、FM等との協議をしてまいりました。それぞれ業務遂行可能かどうかということもありますし、FMは既に開局して、伊豆市からの相当な情報もお願いしております。唯一、市の情報を瞬時に市民に伝える情報ツールとしては非常に有効ですので、このFMを核としたその他のあらゆる情報の発信ツール、これを使っていくということでFMを予定しているということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 地方公共団体情報システム機構なんですけど、平成25年5月31日に日本公共団体情報システム構築法というのができております。これに基づきまして、2014年4月1日に設立された団体、地方共同法人ということになります。全国の市町がということなんですけど、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 職員研修福利厚生事業、先生を呼んで職員研修をやる。これは結構だと思いますけれども、その内容が接遇だとかおもてなしだとか、民間企業でこんなことやるのかねと私は思うんですよ。私もサラリーマンを何十年かやってきたけれども、こういうことは、民間だったら社員個人が自主的に受けるものではないんですか。市長さん、どう思いますか。それから、上司と部下、上司がこういうのは模範を示して部下を教育するんじゃないんですか。伊豆市の職責ではそういうのはないんですか。これはトップの市長さんが教えてください。

それから、広告事業、FM I Sは民間なんでしょう。行政の広告を得意とするところな

んですか。皆さん、FM I Sを聞いていると思うんですけども、私は聞くにたえないな
と思っているぐらいですよ。いいんですか、こういうところに行政の広報事業を任せちゃっ
て。その辺はやっぱり市長、答えてくださいよ。委託先はFM I Sに決まっているんでし
ょう。1,900万円ですよ。発注作業を決めちゃって。

それから、次、個人番号制度なんですけれども、全国の自治体がここへ発注するというふ
うなことなんで、そこまでは追及しませんけれども、臨時職員というのはどのくらいの業務
をこなすのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、1つ目の職員研修ですけれども、大変に残念ながらと言わざる
を得ないんですけども、市民の皆さんからいろんな不満や苦情がやはり絶えません。その
多くは、やはり職員の対応にございます。私は職員は職員なりに一生懸命やっていると思う
んですが、やはりプロのサービス業のキャリアアップとは違いますので、言葉遣いとか服装
とか、あるいは事実関係の説明の仕方とか、そういったところがまだまだ改善の余地があろ
うかと思っております。民間の企業においても、恐らく消費者と直接接しない工場なんかで
は、そういったことはひょっとしたら別の研修があるかと思うんですね。伊豆市の場合に
は、全員がサービス部門ですので、そこで、プロにそこは指導していただくことをしたわけ
です。私も含めて全員こちらは公務員ですから、そこは決して接遇のプロではありませんの
で、その分野に関してはやはりプロに適切に指導していただくことが適切ではないかと、こ
う判断をいたしました。

それから、2つ目の広報ですが、これは情報の一元化、統合と、それから情報の戦略的発
信、ずっと伊豆市は弱いと感じてまいりました。そこで、広報戦略のほうはもちろんこれは
伊豆市の一番大切なところですから、改めて総合政策部のほうで戦略的な発信の仕方とい
うものは今検討させています。実際に具体的な事業として誰が印刷するか、誰が全体を取りま
とめるかというところで、これは、先般も小長谷議員からも御指摘がありましたけれども、
職員をこれからもっと減らす中で、事業と一緒に、仕事と一緒に外出しする必要が出てくる
わけです。ことしから水道事業の料金徴収も民間委託しましたけれども、そうやって仕事と
一緒に外に出さないと職員を減らすことができないわけです。その中で、広報紙をつくる
ということを公務員がやらなくても、それは内容を戦略的に精査することはこちらでやるけ
れども、しかし、ページづくりとか印刷を何も市が直接公務員を充てなくてもよいのでは
ないかということ判断していて、これは全体の行財政改革の中の一部だと私は位置づけてい
るわけです。

それで、ではどこに委託するかですが、もちろんこういうことになれたプロの広告宣伝会
社も三島や沼津にはあるでしょう。しかし、いつもと同じように、それを既にできるところ
に、しかも伊豆市内にランチがないところにもっと高額な価格で発注することもいかな

ものかと思えますし、現に伊豆市の中で情報を扱っているところは、地元の新聞はあります。本社はここではありませんが、そういったところもありますけれども、これは経営資本が全く異なるわけですね。ラジオの場合には、現にここに本社もスタジオもあり、そして市民が株主であるという経営形態を考えれば、現時点でそこが100%できるとは私は思っておりませんが、しばらくの間、伊豆市の広報担当者が一緒につくり方を指導、支援しながら、民間企業であるコミュニティFMのほうに成長してもらおうと、将来、伊豆市情報センターとなり得るように成長してもらって、ある時期にうちの担当を外すということが妥当であると判断をいたしました。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 臨時職員の業務につきましては先ほど述べたとおりであります。ただ、量につきましては初めての事業でございます。1日20人来るのか、40人来るのか、60人来るのか、どれだけ個人番号のカードを希望するかによって随分量は変わってくると思います。今の段階では、まだ始まっておりません。どのような方が希望するかも全くわかっておりませんので、量についてははっきりした数字は申し上げられません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、3款について再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 答えていないじゃないか。

予算を決めたんでしょう。決めたんだったら、その根拠はどうなっているんですか。3回しか質問できないというので、2款についてはこれで質問できないわけですけども。

3款の保育所費、こども園費、それでは、760万円も使って待機児童は減らせるのか、減らせないのか、全く考えていないのかどうなのか。待機児童を減らそうなんていうことは考えていないのか。この予算では、待機児童を減らすことは考えていないということが明白のようですけれども、減らすためのスケジュールとか施設をどう拡充するかとか、そういうことは考えていませんか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） それでは、ただいまの質問に回答させていただきます。

まず、施設の整備ということで、御承知のとおり、天城のこども園は来年度開所するわけですが、そちらのほうにゼロ歳児、定員6名になっております。それから、1歳児が定員12名ということで、今の待機児童、ゼロ歳、1歳が3人ということでお話しさせていただきましたので、まず天城のこども園、それからあと、その次の年、平成29年度になります。今度は中伊豆のほうのこども園、これにつきましてやはり定員がゼロ歳児6人、それから1歳児12人ということで、施設整備を予定をしております。

それから、今の施設を一部改良して保育室をとということも今検討させていただいております。

すので、そういうふうに対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 直接この予算と関係ないようではすけれども、伊豆市にとっては非常に重要事項なもので質問させてもらいますけれども、いいですか。待機児童がいるようだったら、お母さんは就職もできないと思うんですね。市長、どう思いますか。即決してやるぐらいのあれはないですか。それから、場所ですよ。例えば、熊坂の人が天城まで子供を預けなければならないのか、中伊豆まで子供を預けなければならないのか。熊坂だったら熊坂へ預けさせるような方法は考えられませんか。市長の前で熊坂なんて言ったら、あんた熊坂しか考えていないと言いますけれども、そうじゃないんですよ。天城の人がちゃんと天城へ預けられるか。中伊豆の子がちゃんと中伊豆へ預けられるか。そういうことも考えているかどうか、市長、答えてください。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） 確かに、この予算の中には入っていませんので。

○14番（森 良雄君） 予算で金額まで載っていて待機児童を考えないなんて、そんなことは。

○議長（杉山 誠君） これは別の機会で質問をお願いします。

〔「何言っているんだ、君」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第55号、それから、一緒にやるということですので、議案第56号につきまして質疑を行います。

まず、今もずっと出てきましたが、講師謝礼ということですね。接遇をやるということで、今も出てきましたけれども、まず、1番目の6月議会に上程した理由ということなんですけれども、何で6月議会に上程したんですか。何で当初予算でこういうことが必要だったのなら上程しないのかをお伺いいたします。当初予算には、講師謝礼というのはゼロ円だった。何でここへ来て150万円、急に上げたのか、その理由をお伺いいたします。

それから2番目ですけれども、ここに講師の数及び単価と書いてありましたが、これは10回やるというようなお話でしたので、単価はこの予算の10分の1ずつとわかるわけですけれども、講師の数はどうもお一人みたいですが、先ほど森議員の質疑の答弁でありましたが、どういう人かということですが、千葉に住んでいらっしゃる岩下典子さんという人ですけれども、これはどういう方なんです。先ほど来、市長が接遇は重要だ重要だと、

プロの人にやってもらうんだということをおっしゃっていましたが、この人はどういうプロなんですか。接遇のどういうプロなんですか。例えば航空会社のスチュワーデスだったとか、よくありますよね。旅館の女将とか、どういう人なんですか。お伺いをいたします。

それから、その下へ行きますと、2番目、広報事業ですけれども、やはりこれも同じように、市長が広報を一体化しなければだめだと、情報発信をしなければだめだと、それはそれでわかるんですけども、何で6月議会に上程したんですか。何で当初予算でやらないんですか。そのときには計画がなかったんですか。まずその理由を、何で6月議会に上程したのかという理由をお伺いいたします。まだ当初予算から3月もたっていないわけですから、そこら辺をしっかりと御答弁いただきたいと思います。

それから、2番目、発注先はどのように想定しているかということで、先ほどの森議員の質疑の答弁で、委託先はFM I Sだというふうにおっしゃったわけですね。まだ予算をこれから審議しようという段階において、委託先をもう決めちゃっていいんですか。まずそこをお伺いいたします。この前の一般質問でも入札は130万円、130万円というのは工事請負だと思えるんですけども、こういう委託料については、私、幾ら以上は入札しなければならないかということとはちょっと覚えておりませんが、とにかく100万円とか幾らとか、そういうことだと思えるんですけども、こんな2,000万円余ものお金を、何で予算の審議している最中にもう委託先が決まっているんですか。何でそんなことになっているんですか。これは入札あるいは見積書のあれでやるとか、そういうことはやらないんですか。それでいいんですか。そんなことをやっていて。どうなんですか。非常にこれは問題だと思えますね。もう出来レースで決まっちゃっているんじゃないか。決まっちゃっているんでしょうね、言っているからにはね。何でこんなことになっているんですか。お伺いいたします。

それから、3番目、仕事が二重にならないかという点ですけれども、今聞いておりましたら、FM I Sに頼むのは何かというと、取材、企画、編集、その他、ほとんど全部ですよ。もちろんこの中には印刷製本も入っていると思うんですけども。1つは、FM I Sというのはそんなことをやる会社ですか。放送のほうはいいですよ。FM放送のほうはそれはこういう取材、企画、編集なんてやっていますけれども、事広報紙に関してはこういうことをやっているんですか。市長は先ほど、最初はなれないから職員が行って教えてやると言っていますけれども、そんな民間を教えてやるのが市の職員の仕事なんですか。全くこれはおかしいですよ。やれる能力のないところに大金を出して頼もうというんですからね。おかしくはありませんか。それをどう思いますか、お伺いします。

それから、結局、3カ月分と言いましたよね。3月分、4月、5月、6月はもうやっちゃったから、7月分からこれをやるよという、そういうお話ですよ。そうすると、印刷製本費とFM I Sの広告費と別に532万1,000円ふえているわけなんですよ。これ、何でふえているんですか。普通、外部に委託すれば、事業費が安くなるから外部に委託するとか、そういう話がありますけれども、ふえているじゃないですか。532万1,000円。これを1年間に

直すと700万円ですよ。外部に委託して700万円ふえちゃっていると。こういうことで金がない金がないと言っているながら、何でこんなことをするのか、非常におかしいですね。私はそう思いますけれども、そこら辺どう考えますか。

秘書課には広報担当の2人と言われておりますよね。その2人はとりあえずそのままにしておいて、それで、こっちにことし1年は532万1,000円を別にやるということですよね。その2人の職員は何をやるかという、どうもこの補正予算の内容だと、よそへ異動するというあれもないから、そのままいるんでしょうから、その職員は何を主にやるんですか、広報担当の2人の職員は。FM I Sを支援するために置いているんですか。それはおかしいじゃないですか。そこら辺、どうお考えなのか。これは普通の役場の考え方では、途中でこんなことを急にやり出すなんていうことは考えられないですよ。これは私の類推ですよ。市長が音頭をとってやっていたらいいんじゃないかと思えますから、ぜひそこら辺は市長にお答えいただきたいと思えます。

ですから、広報事業は1、2、3と、それからここに書いてありませんけれども、4点目もお願いします。

それから、その下に行きまして、個人番号制度導入事務交付金、交付先はどちらかということですがけれども、これは地方公共団体何とかシステム機構とおっしゃっていましたがけれども、これはいいです。これはわかりましたから、よろしいです。

それから、議案第56号もですか。

○議長（杉山 誠君） 一緒をお願いします。

○10番（西島信也君） それでは、議案第56号、これは一般会計も入っているわけですがけれども、とにかく人員減2人ということで、2人と聞いたような気がするんですけども、1,600万円お金を減額するということですよ。平成24年は国保担当の職員は合計7人だったと。平成25年、26年、27年と当初予算では10人ずつだったわけですよ。ここへ来て、何でもこういうふうに職員を減らすのかわかりませんから、お伺いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 広報紙について私からお答え申し上げて、ほかは部長から説明をさせます。

当初、私も広報紙の委託は4月からできないかということで検討はさせていたんですが、引き継ぎ等で時間がかかるということのようで、委託の開始は年度途中にということになりました。

それから、職員が今、広報担当が2人おります。これをずっとそのまま広報だけの仕事でまた委託後もさせるかということですが、それは見直しをしてまいります。これは総務部長

のほうに具体的には見直しの指示をしますけれども、私が市長になってすぐに、もうなくなっちゃいましたけれども、まるごと室という組織をつくったことがあります。市長の仕事というのは非常に多様なんですね。360度いろんな業務を持っていて、事務秘書が当時は2人、政策秘書がないんですね。自分のちょっとした政策を勉強するときに、事務秘書はスケジュール管理が相当きついで、事務秘書と政策秘書が欲しかった。そして、あのころは副市長を県からもらっていましたので、そういったことで、まるごと室という政策秘書を副市長室に置いたんです。今戦略ができて全部下に下がってしまって、ちょっと市長、副市長、それから市長アドバイザーの政策秘書が今事実上ゼロの状態なんですね。市長としては、広報の職員を7月以降、そういうようにいろんな政策秘書的な仕事をつけたいと思っているんですが、これはあくまで市長が現時点でそう思っているのもであって、実際に広報担当職員2人をどう使うかは、より詳細に総務部長のほうに見直しの指示をいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 私からは、まず職員研修についてお答えいたします。

6月議会に上程した理由ということで、これにつきましては、おもてなしマナーを身につけるといふ、先ほど森議員の質疑にお答えさせていただきましたが、少しでも早く成果を出せるように、7月末までに実施をしたいということで、今回6月で補正をお願いするものです。今まで謝礼ゼロ円だったのに、なぜここでお金が出てきたかというようなこともございましたが、当初予算、研修事業を見ていただきますと、委託費でいろんな職員の研修は計上しております。今回は講師の謝礼ということで予算計上するもので、職員の研修については委託費としての予算計上はあります。

あと、講師がどのような方かということで、先ほど申しました現在予定しております岩下典子氏でございますが、やはりマナー研修の講師を専門にやっておられる方です。マスコミ、テレビ等メディアにも出ていらっしゃるということで、いろんな著書も数多くあります。また、民間のいろいろな銀行や保険会社、また役所等のこういうマナー研修を実際にいろいろやられている方でございます。

あと、講師の数と単価、講師につきましては先ほど言いました岩下様が1人と、単価につきましては、1回の謝礼が16万5,315円で予算計上しております。

次に、広報事業の質疑の補足をさせていただきますと、今回、実質532万1,000円の増額ということで、この理由はということでございますが、単純に広報の発行と今までのFMの広告ということだけではなくて、やはり取材や企画、SNSでの情報発信と、新たな業務も発生しておりますので、市が予算計上しておりました印刷製本費と広告料以外にも経費が発生するというところで増額になっております。

相手先を先に決めてもよいのかということですが、当然、予算の措置が必要ですので、今

議会で予算のお願いをしているところでございます。予定しているFMにつきましては、先ほど申しましたとおり、現在コミュニティFM、ラジオの放送をしております。いろんな紙媒体、SNSや声、ラジオ、これらを活用した戦略的な広報を推進していくということで現在予定をしておりますが、あくまでも予算の議決が先ですので、それだけは御了承願いたいと思います。

私からは以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、56号について、健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） それでは、議案第56号の御質問、人員減の理由についてということでお答えさせていただきます。

市の組織編成の見直し、所掌事務の変更をし、国民健康保険特別会計における職員数が2名減ということになりました。今回の組織改編で健康福祉部では医療、介護、保険事務の一元化をし、市民の利便性を図ります。2人減の主な理由でございますが、今まで国保特会で特定健診事務をやっておったのですが、それを健康支援課へ変更したこと、それからあと、住民異動に伴う国保の資格の得喪、療養費等の申請書類の受け付け事務を今までどおり市民課のほうで行うということになりますので、このための2人減ということでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、講師謝礼と広報事業、両方に係るんですけども、何でここで補正予算を上程したかということなんです。今の答弁では早くやりたいからと、早くやりたいからといたって、それは何も答えになってはいないですね。いいですか。これは本に書いてあるのをちょっと読みますけれども、補正予算とは、予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調製される予算をいうということなんです。とにかく理由がなければだめなんだよということなんです。では、理由とはどういうのが理由に当たるかということなんです。いいですか。それは、年度中途において災害の発生、政策の変更、制度の改正等によりとあります。それから、例えば国からの補助金等その他がついたから追加してやるとか、そういうことも考えられると思うんですけども、とにかく補正予算をつけるにはそういう理由がなければだめなんです。

3月議会で、当初予算というのは賛成多数で議会の承認を得ているわけなんです。それを広報事業においてはそのやり方を、根本的というか、やり方を変えるわけですよ。私は平成27年度当初予算には反対しましたけれども、このことについては反対しませんよ。ですから、議員の皆さんが賛成したことを何でこうやっていとも簡単に、早くやりたいからとかいって補正に出すんですか。おかしいですよ、こういうのは。もう一回それをお伺いしたいと思います。

それから次に、講師謝礼のほうに戻りますけれども、講師謝礼で1回16万円幾らかかって、岩下さんという方、何でこんな大金を出して、金がない、金がないと言いながら、何でこんなに大金を出して接遇なんていうことに、なんていうこととかいうか大事なこともかもしれませんよ。接遇にお金をかけるんですか。何でそんなことになるんですか。

それで、岩下典子さんという人は、さっきいろんな著書を書いていると言ったけれども、どういう人ですかということを知りたいんです。どういう経歴の持ち主かということ。それをまず1つ答えてください。岩下典子さんという人は、私は知らないから言うだけけれども、何でそういう人を頼んできたんですか。これは市長さんの肝いりで頼んできたんですか。それをお伺いします。そこは市長さんがそうだとか、そうじゃないとか、教えてください。

次に、FM I Sに情報発信業務を全て委託すると。さっきも言いましたが、FM I Sというのはこの前できた会社ですよ。1年だか2年前にできた会社ですよ。そんな広報紙の印刷とかは当然やっていないと思うんですよ。何でそういうところに頼むんですか。今までやっている印刷会社と秘書課の広報担当の職員はそれぞれやっているわけでしょう。いろいろ打ち合わせをしたりなんかしたりしてやっていると。何で今までではまずいんですか。何で一元化しなければならないか。口だけ一元化、一元化と言ったって、こっちはわかりませんよ。一元化すると何かいいことがあるんですか。これは市長に答えてもらいたいですね。一元化すると何かいいことがあるのかということ。これを教えてくださいよ。

金がない、金がないといった状況において、それは1年か2年かわかりませんよ、伊豆市の秘書課の広報担当の職員がどこまで面倒を見るんだと。貴重な人件費を使って、片やこっちでは年間700万円のお金を別に出して、それでまたやるなんてちょっとおかしいと思う。それに大体、例えば広報の取材とか、私もこれは類推ですけども、例えば各課へ原稿を頼むとか、どうするかとか、そういうことになるわけでしょう。庁内の組織も活用しなければならないわけですよ。その場合、FM I Sの職員が来て頼むんですか。今はわかりませんよ、将来的に。そういうところがおかしいと言っているんですよ。民間の人が役場の職員にこれをやってくれ、これをやってくれなんて頼むんですか、そんなことを。大体広報なんていうのは自分で発信しなければだめなんですよ。

○議長（杉山 誠君） 西島議員、簡潔に質疑だけをお願いします。

○10番（西島信也君） 要するに、広報というのは自分みずからが発信しなければだめなんです。一旦よそへ投げて、それから、またそこから発信しようなんていったって無理ですけども、そこはどう考えますか。これは市長をお願いします。

それから、今二、三点言いましたが、そこら辺を答弁してください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長に聞かれたところだけ私から。まず補正、しかも6月になぜ今かということですけども、これは、以前も私は議会で発言したことがあるかと思うんですが、

伊豆市ぐらいの規模の自治体だと、やはり機動的に行政を運営すべきだと思うんです。過去の議長さんとも、用もないのに招集することはないですけども、機動的に臨時議会を開く、補正予算とかあるいは条例改正とか、その他重要な政策は、これは大体認識は共有されていたと思います。もちろん当初予算は大きな話ですから、そこではしっかり政策は組むんですけども、しかし、伊豆市ぐらいの規模の自治体であれば、やはりどんどん機動的に政策を展開して、その都度、16人の議員さんと市長ですから、やはりそこは機動的な行政というのはあってしかるべきではないかと思っています。

その上で、行政機能の民間委託が初めてここで出てくるのであれば、それは幾ら何でも臨時で突如としてということはないだろうと思いますけれども、かねてよりずっと職員の削減とそれから行政の公共的な仕事のアウトソース、民間委託というのはずっと市長として言っているわけですね。その中の1つとして、広報の外出しによる情報の一元化ですので、これは補正対応であって、そんなに違和感はないのではないかと私は考えております。

次に、1つ戻って、職員研修の講師ですが、これは私は講師の選任については存じておりません。

それから、もう一回戻って、コミュニティFMのほうですけども、今、議員はラジオのスタッフのほう番組をつくるのに逆に市のほうに来てあれやるから、これやるから情報出してくれということではないのですね。委託ですから、先ほど冒頭申し上げましたように、まずこちらのほうで総合政策部長、それから市長政策監が広報戦略担当になっていますので、そこでしっかり戦略を組んで、そして戦略的に情報発信して、それをラジオのほうに指示するわけですね。年間を計画して、こういう発信の仕方をすると。7月はこれで8月はこれ、9月はこうやって、何部の事業を今後のタイミングでどうやって発信していくかということはこちらがつくって、こちらが指示するわけですね。その最後の手足のところのページづくりだとか印刷だとか、そういったものは何も公務員がみずからやらなくてもよいのではないかと。そういったことはアウトソースできるのではないかとということなんです。

そのためには、情報というのは統合、一元化していなければいけませんので、これも市役所の中の情報一元化もありますし、市内の観光情報、商工情報も含めて、伊豆市の行政情報も含めた将来の情報センターというのはコミュニティFMを含む形で形成していくのがよいのではないかと、こう考えているわけです。

○議長（杉山 誠君） 補足ありますか。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 私からは1点、研修の講師の岩下氏の経歴ということでございましたので、少しお話をさせていただきます。

岩下氏は、現在、現代礼法研究所という個人の研究所を立ち上げて、マナーデザイナーとして活躍されています。公益財団法人日本電信電話ユーザー協会のももし検定専門員とか電話対応コンクール、神奈川、千葉の審査委員長、全国大会の審査委員の経歴などがあると

いうことでございます。また、民間企業や学校や官庁で研修や講演を行った実績もあるということでございます。著書につきましては数多くあるということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、市長から答弁ありましたが、全く答えていないということですね。その前に講師謝礼、岩下さんという人、どういう人かと、それは何かいろいろやったのはいいけれども、例えば経歴ですよ。スチュワーデスだったのか旅館の女将だったのか、それとも何だったのか。そういうのはわかっていないんですか。わかっていなければわかっていないでもいいですよ。それをお伺いします。

それで、何で岩下さんという人を選んだんですか。それは、いろいろ総務課では調べてやっているんでしょうけれども、だけれども、大体ここへ来て急に補正予算で出てきて、そうしたら誰かの紹介とか、何かそんなのがあるじゃないですか。どういうことなのか、それを1点言っていただきたいと思っております。

補正予算、これ、あたかも市長の政策の変更のようなことを言っているんですが、こんな変更なんてありますか。こういうのは変更とは言わないんですよ。さっき言ったように、災害があるとか国の制度が変わったとか、やれ何だとか、そういうのじゃなければ補正予算というのはだめなんですよ。さっき大きい市、小さい自治体とか言っていましたけれども、大きい自治体だったら、物すごいそれこそ何千億円という予算でやっている。伊豆市みたいに100億円とか150億円足らずの予算でやっているわけではないんですよ。大きい自治体だったらもっともっといろんなことが出てくるんですよ。それでもちゃんとした理由がなければ補正予算をやっていないんですよ。何で伊豆市だけこんないい加減な理由にもならない理由をくっつけてやるんですか。そこをひとつお伺いしたいと思っております。

それから、FM I Sにはそういう広報紙をつくるノウハウがないじゃないかということ。をさっき私は言ったわけですが、市長は、FM放送の取材とか、それはFM放送はそれは2年もやっていますから、それはいいですよ。それは現実にも頼んでいるわけですよ。だけれども、何で広報紙をそんなところに頼むんですか。頼む必要もないかもしれないけれども、何でちゃんとしたノウハウのあるところに頼まないんですか。そういう広報紙を編集するとか、そんなことは自治体の仕事じゃないようなことを言っていましたけれども、これは自治体の最も大きな仕事なんですよ。広報を編集して発行して、皆様にお届けするというのは情報発信、まさに市の一番重要なところじゃないですか。何でそれを委託するのか。

例えば県から出している新聞なんかは、業者に委託していると思っておりますよ。委託していると思うんだけど、あれは大きいからあれですけど、こんな小さいところで何でそんな委託しなければならないんですかということ。FM I Sをやらせるために1年でも2年

でも無駄が生じるじゃないですか。FM I Sだってどこかに印刷を頼むわけでしょう。あそこで印刷機を持っているわけじゃないでしょう。私はおかしいと思うね。何で広報紙を頼むんですかということを知りたいわけ。さっき言った岩下典子さんはどういう人かということ。知らなければ知らないでいいですよ。お答えください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 講師以外は私のほうから。

まず、この補正の内容がちゃんとした理由かどうかということですが、我々はちゃんとした理由だと思い、あとは議員の皆さんがこれはちゃんとした理由だと判断していただけるかどうかで上程をしているわけです。そして、広報のほうですが、先ほどから私が何度も言っているとおりに、広報というのは大事だと言っているわけです。広報戦略は大切だと言っているわけです。それは市のほうでしっかり構築しますということを申し上げているわけです。それを全部公務員がやるか、一部を委託するかという話であって、広報の戦略性、重要性、そしてそれが今、伊豆市は若干弱いところということも踏まえた上で、この政策を提案申し上げているわけですので、その本質については西島議員と認識は共有されていると考えています。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 岩下氏がスチュワーデスか女将かということですが、民間の会社に入社され、その後、いろんな全日本作法会の各先生方からマナーを学んだりとか、大学の教授から動作学を学んだりとか、そういうことで御自身がそういうマナーを専門に扱ってきたということで、恐らくですが、民間の会社に1回は入社しているということでございます。また、4月から総合戦略アドバイザーとして菊地氏を市のほうでもお願いしております。民間の会社をいろいろ見てこられた方、また立て直してこられた方、菊地アドバイザーからすると、我々は今まで行政マンとして一般的なビジネスマナーということで接遇をやっておったんですが、やはり外から来られて市の中を見ると、そうじゃなくて、もっとおもてなしの全職員を対象にした研修が必要なんだと、やはり外から見るとそうなのかなということで、今回補正をお願いして、また、菊地アドバイザーもそういう民間とかで非常に研修の実績がある岩下先生のほうをいろいろ紹介していただいたということでございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第56号について再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） では、議案第56号、先ほど部長のほうから答弁いただきましたので、再質疑はありません。

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時49分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村です。

議案第55号 平成27年度一般会計補正予算（第1回）について、2点お尋ねします。

文書広報費、今いろいろと質疑の中で聞かせていただきましたが、2点とも同じです。今、質疑したところですが。広報紙及びFM I Sへの広告料を情報発信支援業務委託したいという提案であります。情報発信、広報紙の発行も含めますが、これを行政から委託先にするということによって発信力が強化されるということの提案でしたが、その理由、さらには発信力には量と質の両面があると私は考えますが、説明を求めます。

もう一点、戸籍住民基本台帳、いわゆる今回提案されている個人番号制度導入事業についてお尋ねします。

マイナンバーに含まれる情報は税と社会保障全般に及ぶということは、私生活のさまざまな分野の個人情報を含むものであります。今回の提案は、そのマイナンバーの発行業務であり、その業務を公務員ではなくて臨時職員で対応するという理由について、行政は住民のプライバシーを守る責任があるという立場からお尋ねいたします。

また、自治体はマイナンバーを取り扱う前に安全体制をチェックする特定個人情報保護評価を行うことになっていると思いますが、その取り組み状況を伺います。

さらに、政府はマイナンバーについて情報を分散するから安全と主張しておりますが、自治体と国が情報のやりとりでかなめにする中間サーバーは全国に1カ所だけ、したがって、全国民の最新のプライバシーが1つに集まる、リスクが高まると危惧するという団体もありましたが、発行するに当たって、行政としてプライバシーはどのようになると思うのか。一言で言って守りますですけども、守るシステム等々がどのようなことでやろうとしているのか、その考えをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） マイナンバーは、また担当の部長から説明をさせます。

それから、広報について、私からもう一度考え方を御説明し、補足があれば担当の部長から補足をさせますが、基本的な考え方はさっき申し上げたとおりなんですけど、もう少し具体的に申し上げますと、今、月に1回発行していろんな内容が入っている広報紙、これをこれ

からも5年、10年、ずっとそれだけ続けるということに対して、私はクエスチョンマークがついているんですね。いろんなことを入れる。行政が出しているから、ある程度各部、各課を均等に入れる、そして区の役員さんに配ってもらっている。厚くなりますし、月に1回だし、それから最近の傾向で、おばあちゃんのところに行っちゃうとお母さんに回らないとかいろんなことが起こっているので、もう少し多様な出し方があるのではないかと。例えばシニア向けの特定のペーパーをつくるとか、あるいは現役世代のもの、あるいは保育園、こども園のお母さん向けのものをもうちょっと配布の仕方を変えて、多様な発行の仕方があるのではないかと思うんですね。

そうすると、広告料というものが出てきます。現に伊豆市の中で見ていると、取り合いになっているんですね。どこかへ出すとその分、伊豆市のラッピングカーをやめてくれとか、事業会社が伊豆市は多くありませんので、こっちに出すとこっちをやめるようなことになっているわけです。さっき申し上げたように、花通信とそれから広報紙を今うちは広告をお願いしていませんが、いずれ、やはり投入する税金を下げることを考えれば、そこも広告をお願いしたいと思っておりますし、フリーペーパーにすればなおさらですよ。そういったものも、これなら広報の中でこういうものを入れる。フリーペーパーでシニア向けだったら、ここで広告をいただいてこういう内容にする。現役世代向けだったら、こういうところからなら広告がとりやすいだろうからそういう内容にするということも出てくるわけです。そういったものを市が全部ハンドリングするのではなくて、既にやっているところにそういったものも含めて全体バランスを見ながらやってもらったほうが効果的ではないかと思っているわけです。7月にすぐできるわけではありませんが、方向としてはそういった方向に行ったほうが市民の皆さんにとって情報というものがより豊富になるのではないかと、このような判断をしております。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） それでは、私のほうからマイナンバーの関係を説明をさせていただきます。

1点目の臨時職員に対応させるのかという点なんです。今、臨時職員の方をお願いしたいという事務は、機構から送られてきた通知、これが返送された場合の調査とか再発行、それからカード発行の準備や予約の受け付け等をお願いするというように考えています。当然、発行に当たっては市の職員が対応するというふうに考えています。それから、当然ですが、臨時の方でも職務に対しては守秘義務があるというふうに考えております。

2番目の特定個人情報の保護評価の取り組みですが、現在、住民基本台帳に関する事務については基礎項目評価書を担当者が作成しまして、第三者機関の特定個人情報保護委員会のほうに提出をしました。

今後の予定ですが、1,000件以上の特定個人情報を扱うシステムということになっており

ます。それから保護評価の対象になっており、番号法の事務から取り扱い件数を洗い出し、24件の事務に対して評価書作成を予定しております。内容につきましては、税務課4件、市民課2件、保険課16件、こども課1件、健康支援課1件というようなことになっています。

3番目のマイナンバーの中間サーバーのリスクについてということなんですが、これにつきましては、全国の自治体が地方公共団体システム機構、こちらのほうが設置するサーバー、プラットフォームを利用する予定になっております。伊豆市も委託しておりますし、漏えい等の対策は十分なされているというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 文書広報を大きく分けて、声と活字で市民に伝えるということですね。それで、1つ目にお尋ねしたいのは、FMは今、声でやっています。広報紙は活字です。同じ情報に流せるか、それぞれ役割分担というか、違うと思うんですね。市民にどう知らせるのかということは違うと思うんですが、では、それを誰がどのような形で伝えるのかということで基本的なところから、最初にお尋ねします。

どちらがやっても、委託先がやっても基本的には市民にその情報をきちっと伝えていくということで同じだと思うんですね。それでは何をどのように伝えていけば、市民が一緒になって行政と手を携えて次の伊豆市をつくっていけるのかと、そういう意味で、行政にとって行政が持っているさまざまな仕事とか、それから情報を市民の皆さんにきちっと正確に伝えていくという責任が行政にあると私は思うんですね。市長を初めここにいらっしゃる部長、それから職員全部が。

そういったときに、聞いていますと、とりあえず広報紙は、FM I Sにはそういうノウハウがないもので、今いる職員が応援していく、補佐するということなんですけれども、どういう市の政策をやっていくのかということは、今市長が、その前のを聞いていますと、戦略室としてやっていくと、そこは大枠はわかります。ただし、それを戦略を具体的に市民の皆さんにお知らせしていくのかということは、市が担当するんですよ。市の職員が担当する。今、委託先のFM I Sじゃないわけでしょう。そうすると、どういう情報を市民の皆さんに知らせるのかということは、今、広報紙をつくっていくそれぞれの市の担当職員のところに市民に知らせるものはないですかということを知らせていく。

それが今度、具体的に提案されておりますから、FM I Sに移行したときに、では誰がその情報発信する選択権を持つのか。戦略的にはわかるんだけど、よりそれを大きな方針のさらに具体的なところになると、それはやっぱり市の職員なのかなと思うんですが、それがFM I Sに移ったときに、では市の職員はどうかかわってくるのかということが2つ目のちょっとわからないなという質問であります。

それから3つ目に、さらに具体的にお尋ねします。

編集権、広報紙にたとえると、広報紙だけ見ると、編集権は市にありますよね。発行は市です。ただし、今回聞いていますと、それを具体的に1ページ目に何を載せるのか、2ページ目に何を載せるのか、いわゆる編集する権利はどちらが持つのかなということは、広報紙を、今市長がいろんな階層に分けてということはちょっとまだ先のことのようなので、ちょっと僕もわからないので、そこは横に置いておきますが、今現在広報を出しているときに、いわゆるただ単に活字を並べたら市民が読むかということ、そうじゃないと思うんですよね。いかに読んでいただけるような整理権をきちっと確保していくのかによって、読みたくなる広報紙をいかにつくっていくのか。それをFM I Sに委託するのか、それともう一度チェックするようなことにするのかわからないので、お願いします。

いずれにしても、住民に情報を伝える権限、責任は市にあるという立場からの質問ですけども、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願ひます。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 主に広報紙の発行ということの御質問でした。

当然、職員とのかかわりが主なものになるかと思いますが、今、市でも広報戦略会議ということで組織づくりを検討しております。広報戦略会議というのは、今広報を発行する場合には、広報編集委員会というのが各所属から広報の担当が集まって、来月号にこういうものを載せようとかという広報委員会を組織しておりますが、それらを含めて広報戦略会議ということで、今後組織化をしていきたいと。

そうしますと、今度広報の発行する、今FM I Sを考えているということで、そこのかかわり合いにならるかと思いますが、編集する権利ですが、当然、企画部門も委託をする予定ですので、まずは企画、広報戦略会議とFMの編集するほうと協議をしながらやっていると。あくまでも今までは行政側のいろんな編集でしたので、どうしても見やすすくないとか、わかりづらいとか、ちょっと公っぽいということもありましたので、やはり民間のいろんな読みやすさとか見やすさ、そういうものを期待しておりますので、まずは編集するいろんなページの組み立てとか、そういうものは委託先のほうにお願いしようと。しかし、最終的には市のほうでも確認をして、こういう形で発行になるというものはしっかりコントロールをしていくつもりです。

ですので、いろいろこういう情報を発信してほしいとか、発信される情報がどういうものなのか、広報紙がどういうものなのかというのは、しっかり市のほうの戦略会議のほうでコントロールといえますか、指令を出していきたいと、そういうふう考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） マイナンバーに含まれる個人番号制度導入事業についてお尋ねします。

最初に、特定個人情報保護評価の取り組みについてお答えありましたが、まだ道半ばと私は捉えました。というのは、部長言われるように、物すごい数の量の中で一つ一つについて評価しなくてはならない。今のお話の中での範囲の中だと、基本台帳についてはというお話でしたから、ほかにもたくさんあるのかなと。それはまだですかということです。まだ終わっていないのかなと。事務量が大変なのかなと思いつつ聞きましたが、その点の確認です。

それから、年金問題がずるずるもめて、大騒動をやっている。だけれども、今度はそれどころじゃないですよ。もし仮に漏れましたとなると、大騒動する。市民の人権、守りたいというところをきちっと守っていくのが、今回やるに当たって行政の最大の仕事だと思うんですね。当然これを決めたのは国ですから、国に逆らって私やりませんということは法的にはできないもので、それは十分承知した上で、でも市民のプライバシーをきちっと守っていくという責任は行政にある。そういう立場で、幾つかお尋ねします。

1つ目、今回も年金が漏れた云々ということについての関連もあるのかなと思いつつお尋ねするのは、人がかかわっている以上、一番のびゅっと情報が漏れるというのは人だと思うんですね。ではその次に、人がやるんだからミスはあり得るものという前提条件のもとで、問題が起こったときのリスクの対策をきちっと立てていかないと、今回のような年金問題のような、1カ月ずるずる流してしまった。その教訓だと私は思うんです。今回聞いていますと、すごくマイナンバーの中に情報がたくさんあるから、その点はどのように、人間がかかわってミスをしたときにどういう対策をとるのかなと思うんです。

2つ目に、サイバー攻撃を受けたと。国のほうで受けちゃうと、伊豆市にも影響するんですよ。当然これは国の仕事なんだけれども、国がちゃんと管理しなくてはならないけれども、市が管理する分野において、サイバー攻撃、ウイルス対策についての検証はなされたのかどうか。

それから、3つ目に気になるのは、今回のマイナンバー法は公共だけのものかということ、いろいろ法律を読んでいると、民間にもどうぞということですよ。個人情報民間にも流れちゃうと、そうすると、公共はどうするのか。公共もまた大変ですよ、守れというんだから。守らなかつたら罰則するぞという、そういう法律なもので、そのあたりのきちとした対策は行政としてどうやられているのかなと思います。

最後に、いろいろ読んでいると、前にも勉強会をここでやらせていただきましたけれども、マイナンバーに含まれる情報というのは、住所、氏名とか男女別とかいうこと、それから社会保険の問題とか税の問題とか、幾つかに分かれているというふうに思ったら、今回は今言った社会保障とか税金、それから災害対策などの行政手続に加えて、さらには、民間企業の情報などもそこに加えて、さらにさらにちょっと気になる場所、個人の預金口座や特定健診、いわゆるメタボ健診と言われるやつなどの分野にまでこのマイナンバーの中に入れてよろしいということになったと聞いたんですね。

国会の論戦をいろいろと見てみると、済みません、余り広げても僕もわからないもので、医療関係だけに絞ってお尋ねします。どういう状況をつかんでいるのかということ。保険者が特定健診は事業者だから、マイナンバーの中に入れていいんだという考え方が出てきたんですね。そうすると、レセプトもそうです。マイナンバーの中に特定健診が含まれて、レセプトが入ってきて、そうすると、もう全てが全て、木村という人間の病歴から全部ずっとどんな病気で今何をやっているのかわかると。そこでとどまればいいんだけど、一旦漏れたら全国民の方々が生活面から健康面から全部今の状況だと流れ得るかもしれないということだから、国のほうでは、ここの医療関係の情報については特別法としてやろうとしたんだけど、それがだめになっちゃって、機微の情報と、何かかと思って、機微って余り聞かない言葉だから聞いたら、相手に絶対に漏れてはならない情報ということで、ここは論議になりました。結果的にはここまで入ってきた。

そうすると、国がやることと前に言いましたけれども、すごく市としての権限とか自主性というのはなかなかとり切れないんだけど、このマイナンバー法の制度の広報紙等々を読んでみると、個人情報外部に漏れるおそれはありませんかということについて、ありますということを書けないですよ。大丈夫ですということなんだけれども、今いろんな国会の論議、それからマイナンバーに含まれている項目は物すごく多岐にわたってきた。民間にもそれが流れていきますという、客観的にそういう状況になったもので、どのような形でそれを把握しようとしているのか。すごく大事なことだと思うんですね。お願いします。

それから、広報の関係について、なぜ広報紙だけに限ったかということ、FM I Sはもうとにかく民間というか、私も出資していたんだけど、市民が出資して株式会社をつくってやっているんですけど、行政と比べたときにはある意味では民間ですよ。だから今までやったことのない情報提供を、広報紙をFM I Sがやるということについてちょっと詰めたもので、そこを中心にして聞いたんですが、そうしますと、今、総務部長のお話ですと、将来は企画も委託するんだということになりますと、広報紙はでは誰がつくるのか。企画までやっちゃうと、名前だけが伊豆市となるんだけど、中身的には全部FM I Sになるのかなと。そうすると、知恵をかりることは僕は大いに結構なんだけれども、基本的に行政が情報発信する。質疑の中の冒頭、大事なのかなと思ったところ、情報は市民に提供してあげる、市民に責任を持つのが行政だという立場から見たときに、この広報紙の役割をどう位置づけていくのかと、すごく大事ななと私は思っていますので、どこまで権限が向こうに行くのかなと、聞いていて、何かひょっとしたら編集者は伊豆市ですよというだけになっちゃうのかなということがちょっと気になったものですから、どういう整合性を持とうとしているのか。

最後もう一点だけ。冒頭お話ししましたけれども、声で伝えることと広報紙で伝えることというのは私は分野が違うと思ったんですけど、一緒になってやるということについてどのようにお考えなのか、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

最初に、総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 広報紙の役割というのは行政情報に限らずいろんな市の出来事等を市民に知らせるといふ紙媒体でのものになるんですが、企画業務ということで私も申しあげましたけれども、当然作成するには市と一緒に編集の方向性を決めていくと。こういう情報があるから、では来月はこういう企画の広報で行こうといふのは、共同作業といひますか、先ほど言ひました広報戦略会議のほうと調整しながらやっていきたいといふことと、当然最終校正につきましても、あくまでも市の広報紙ですので、市のほうでしっかり戦略会議のほうで最終校正等は行っていくといふこととでございます。

広報につきましては、以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 今回の補正のマイナンバー導入といふのは、どちらかといふと、カードの発行業務に関する補正といふことになっていひます。個人番号の発行につきましては、議員おっしゃったとおり、氏名、住所、性別、生年月日、それに写真を加えて個人番号を付されるといふカードの発行業務といふこととしますので、私といふよりは、内容につきましては総務部長のほうから答えていただきたいといふふうにて考えておひます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 総務部長、答弁願ひます。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 人とのかかわり、例えば市の職員がかかわることによるミス対策といふこととありますが、先ほど議員の御質問にもありました特定個人情報保護評価書、これは市のほうがいわゆるプライバシー等の権利利益の保護に取り組みますよといふ国に対する宣言書になります。先ほど市民部長のほうから進捗状況の答弁がございましたが、この評価書は大きく3つの評価書がございます。1つは、全項目評価といふ評価と重点項目評価、それと基礎項目評価といふことで、それは取り扱い件数やそれに従事する職員の数によって、膨大な評価書なのか、中くらいなのか、基礎的なものだけでいいのかとあるんですが、伊豆市の場合はいろいろ取り扱い件数や従事する職員の数を見ていひますと、基本的に先ほど市民部長が言ひた事務件数に対しては全てが基礎項目評価書といふこととなっております。

その中で、当然先ほど言ひましたように、それに従事するいわゆる伊豆市としてはしっかりプライバシー保護に取り組みでいひますよといふのを明言すると。これは当然公表されていくといふこととになりますので、宣言した以上は当然職員に対するいろんな研修やセキュリティーに対する勉強といふのはやらせていひたいといふふうにて考えておひます。

また、サイバー攻撃、ウイルス対策といふこととなんですけれども、中間サーバー、これは国といひますか、情報システム機構のほうで設置をして管理をするところにならうかと思ひます。やはりこれについていろいろ調べても、当然セキュリティーについては公表されま

せん。要は、セキュリティーの内容が公表されればそれが一番弱くなってしまいうということ
で、例えば伊豆市も伊豆市の情報の細かいことのセキュリティーはこういうセキュリティー
ですよというのは当然公表はしていませんので、やはり国のほうも中間サーバーへの接続に
ついてはもう情報の入手方法や安全性、漏えい、紛失、あらゆるリスクを想定してしっかり
対策をしているということなんです、細かいセキュリティーについてはわかっておりませ
ん。

また、中間サーバーにいろんな情報が一括して、例えば私なら私の情報が中間サーバーに
住基情報からいろんな情報が全部入っているかということ、そういうことではなくて、やはり
個人の税に対する情報は市の税務課であったり国税庁であったり、それぞれが所管をする
ということになっておりますので、中間サーバーで全ての情報がそこにあるので、芋づる式に
マイナンバーがわかったから持っていられるということではないということです。

当然、自治体間で中間サーバーを通して個人の情報を提供をお願いする場合も、サーバー
にアクセスするときにはマイナンバーの個人番号でアクセスするのではなくて、暗号化され
た符号に変わりますので、例えば1 2 3 4 5 6 7番の人を欲しいよということではなくて、
暗号化されるということで、特定はされないというようなことになっていると聞いておりま
す。

私からは以上です。

○議長（杉山 誠君） 市長政策監。

○市長政策監兼建設部理事（松木正一郎君） 先ほど音声情報と活字情報という、そういった
御意見ございましたので、私のほうからも多少補足説明をさせていただきたいと思いま
す。

何度か総務部長の言葉の中に広報戦略会議というのが出てまいりました。これは伊豆市が
これから広報をきっちり戦略的に展開していこうということで、本年度4月に市長の肝い
りで私がトップとなりまして、今までの秘書室の広報担当やそれから菊地戦略アドバイザー、
それから真覚アドバイザーとか、そういったいろんな方に御意見を伺いながらやってい
こうということで、とりあえず今発進をしたばかりでございます。ここには今後、産業部です
とか、それから総合戦略課とか、こういったところを加えて体制を強化していく予定にな
っております。

ここで今考えているのが、先ほど来言われているFM I Sをどういう活用かということ
になります。つまり、広報をこれから戦略的にやるに当たって一元化する。その一元化が今
のところ予定をしているという、もちろんこちらで御承認いただいてからになるわけです
けれども、FM I Sは今御指摘のあったように、音声情報のプロフェッショナルでございま
す。音声情報と活字情報の決定的な違いは、活字情報は準備に非常に時間がかかるという
ことです。つまり、発行するまでに文章を編集し、さらに写真等、そういったものを撮影し
てきて、それをまた組み合わせる。このために発行しようとしたときに多少情報の新鮮さ
が失われるという、そういった欠点がございます。

それに比べますとリアルタイムで、例えばきょうの日常の一コマをリスナーの人がメールとかあるいは実際に電話とかでやって、それをそのままラジオに乗せて電波で発信するというのは、本当にリアルタイム、これは防災情報なんかでは大変効果を発揮するんですけども、それだけではなくて、今後観光情報なんかにつきましても、今、海は今とてもないでいますよ、とても人気ですよとか、花が咲き始めましたよとかという、そういう話がすぐ出せる。そうしますと、観光客の方に対するインパクトが強いと、こういうものがあります。

現代はインターネットの時代で、よくテレビなんかでもお申し込みはインターネット、ホームページからと言いますが、伊豆市は高齢化率が高いために、インターネットをやっている市民の方はそれほど多くない。もちろん若い方はやっていらっしゃるんですが、私の母などもそうですけれども、こういうのを言われると本当に困るだけけれどもというふうに言っています。インターネットのここからアクセスしてくださいと言われてもやり方もわからないし、そもそもパソコンがないという方がいらっしゃる。そういった意味で、若者文化であるインターネットは、確かにICTを活用したリアルタイムの双方向のツールとしては便利なんですけれども、伊豆市については、ローカルFMが非常に重要なこれにかわるツールではないかというふうに考えておりました、しかもこの伊豆市は高視聴率というのが適切かわからないですけれども、高聴取率というんでしょうか、この評価が高いというふうになっています。そうしたところが観光情報や防災情報、さらに行政情報、こういったものを一元化して、そしてそれを市役所の先ほどの広報戦略会議でしっかりと統括することによって、これらの情報がミックスされます。一元化されてミックスされると、情報というのは相乗効果によって非常にパワーを持つというふうに使われています。

つまり、今までは単発の、例えば何とか部が出したこういう情報、こっち側が出した情報というのが何となくぼつんぼつんとそれぞれで言っていて、両方のつながりがわからなかったのが一元化することによって、大きな絵が見えてくるという、そういったことがございます。その絵をしっかりと伝えることができる。こういった意味で、これから1つのところに一元化して、新しく強力に推進していくというふうな戦略を立てたものでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第58号までの4議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎議案第59号～議案第63号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第5、議案第59号 伊豆市税条例の一部改正についてから日程第9、議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの5議案を一括して議題とい

たします。

それでは、議案第63号について、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第63号につきまして質疑を行います。

まず、この条例の中に八岳グラウンド、それから大東体育館、八岳体育館を運動施設条例、本条例から削除するというのが1つあるわけですが、これをなぜ外すのかということにつきまして、1点お伺いします。

2点目、ただいま言いました上記の施設は、行政財産から普通財産へ変更するという事なんでしょうか。お伺いいたします。

3番目、これらの施設を貸し付け、あるいは売却等々、そういうことを行う予定はあるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 3番目の御質問について、総務部長から答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、①、②につきましては教育部長より答えさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） それでは、説明を、総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 私からは、3番目、同施設を貸し付け、売却等を行う予定はあるのかという御質問でございますが、現在のところ、民間含めて借り入れや購入という御提案、御要望はいただいておりますので、具体的な利用方法については、現時点では決まっております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育部長。

〔教育部長 森下政紀君登壇〕

○教育部長（森下政紀君） それでは、私のほうから、西島議員の①八岳グラウンド、大東体育館、八岳体育館を運動施設条例から外す理由、それから、これらの施設の行政財産から普通財産へ変更ということかという御質問にお答えさせていただきます。

まず、八岳グラウンドにつきましては、以前は中伊豆地区の少年野球チームの練習会場として利用頻度はかなり高かったという経緯もございます。ただ、このチーム、中伊豆地区の

野球チームが合併されまして、現在はほとんど使用されておられないという現状、それから広さ的にも競技をするには狭く、スポーツ施設として適しておられないというような状況がございます。また、大東体育館、八岳体育館施設につきましては、学校の再編成によりまして、平成24年度より教育委員会社会教育課で社会体育施設として管理しておりますが、利用頻度が少なく、3施設とも伊豆市運動施設再編計画検討委員会、こちらのほうの答申を踏まえまして、今後の施設の利活用等を考慮し、伊豆市社会体育施設の用に供しておりました行政財産から除外をして、普通財産へ変更をするというものでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、1番目ですけれども、この八岳グラウンド、大東体育館、八岳体育館を運動施設条例から外す理由ということで、これは今、少年野球がないから、使わないからというお話だったんですけれども、八岳グラウンドについて言えば、原保のお年寄りたちがグラウンドゴルフ等々で現時点で使っていると。今度また6月にも使うというようなことを私聞いておりますけれども、では、そういうことには使えないということなんでしょうか。前に議案の説明のときに、総務部長がいやいや、使えるんだよということもちょっと言っておりましたが、言っていたと私記憶しているんですけれども、そこら辺はどういうことなんでしょうか。

それから、行政財産から普通財産へ変更するということなんですけれども、行政財産というのは公用あるいは公共用に使われる財産ということですよ。普通財産というのは、経済的価値をもって実際持っているという財産だと思っておりますけれども、普通財産に変更するというのは、部長さんのお話がありましたけれども、あそこは閉めちゃうんですか。どういうことなんですか。もしも閉めないでまた何かに使うというようなことだったら、何で普通財産にするのか。これは財産の管理は市長部局でやっていると思いますから、普通財産になったら教育委員会から離れちゃうわけですよ。何で普通財産に移行するのか。

3番目に、施設を貸し付け、売却等は行う予定はないよと言っておるんですけれども、そういう予定がないんだったら、何で普通財産にするんですかということ。おかしいじゃないですか。何かに行政の目的の公用あるいは公共用に使うよう、そういう目的が少しでも残っているんだったら、何も普通財産に動かす必要はないじゃないですか。それが1つ。

それからもう一つ、大東のほうはわかりませんが、八岳グラウンド、八岳体育館は避難所、避難地になっていると思うんですけれども、普通財産にするというのだったら、当然そういうのも外すと思うわけなんですけれども、例えば、それだったら八岳集会所をそういうのにするよと、避難所、避難地にするよということになろうかと思うんですけれども、それでいいのかということですよ。あそこを戸詰めしちゃって誰も入れないようにしちゃって。だって、普通財産にするということはそういうことなんです。総務部長はそうでない考え

もあれば、駐車場なんか温泉場もそうと、言っているかもしれないけれども、とにかく普通財産にするということは、そういうことなんです。公用、公共に使わないということなんだから、そうでしょう。そこら辺はどうお考えですか。災害が起こった場合、八岳集会所だけで足りるのか、あそこへは車両がどんどん入ってきたら、いっぱいになっちゃいますよ。そういうものを災害のあれから外してやるというのは、これは非常におかしいと思うんですけども、私、災害から外すかどうかわかりませんから、ただ、そうじゃないかなと思ったんですけども、そこら辺はどうですかということをお伺いします。

以上。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 私からは、まず、八岳グラウンドなどが現在グラウンドゴルフなどで利用されているということで、今後もう利用できなくなるかということですが、普通財産として管理していても、実際に湯ヶ島小学校の体育館とか月ヶ瀬小学校の体育館なども普通財産として貸し付けて利用していることもございますので、伊豆市が管理している間は普通財産の貸し付けとして利用していただくことはできます。

また、普通財産となると施設を閉めてしまうのかということですが、今申しましたとおり、地域の方などの利用の申請、御要望があればお貸しすることはできます。

避難所につきましても、当然緊急の場合、避難するときには職員が行って開けますので、避難所としては利用できます。特に、八岳小学校と大東小学校の体育館につきましては、学校再編成で閉校になった後、跡地利用の公募をしたこともございますので、その後、特に希望者がいなかったということで社会体育施設のほうに転用したんですが、やはり教育委員会のいろんな事情によって、今回行政財産ではなくて、こちら市長部局のほうの普通財産で管理を移管するということですので、市としましては、引き続き有効活用していきたいという方向で検討してまいります。ただ、普通財産として市が管理している間は貸し付けとして利用していただいて結構だということで認識をしております。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） だから、そこがおかしいんですよ。何のために行政財産から普通財産にするんですか。普通財産にするということはすぐ貸し付けたり、よそへ企業が来て貸し付けたり売飛したりということが出来るためにやるんでしょう。何で今までどおりいいですよと、あるいは災害が起こったら職員が行って開けてやるから使ってくださいとか、それでは何で普通財産にするんですか。そこがおかしいと言っているの。ゲートボールとかなんかがお年寄りが細々ながら使っているということで、要請があれば使ってもいいですよと、そこがおかしいと言っているんですよ。答えないから何回も言いますけれども、何で行政財産から普通財産にするんですかということ、目的は何かということ。ただ使わないから普通

財産にしたというんですよ。使っているじゃないですか。それに、お年寄りだって使っているし、災害が起きたときに避難地、避難所にすると言っているじゃないですか。

だから、それを行政財産から普通財産に、普通財産というのは、すぐに貸し付けたり売り飛ばしたりなんかすることはできますよ。普通財産というのはそういう性格なんだから。市長はどう考えていますか。市長さん、これは問題じゃないですよ。売り飛ばすか売り飛ばさないかと、そういうことなんですよ。貸し付けるか、市長は前にあそこをソーラー発電にしようということを行ったことがありますよね。だからそういうことにしちゃいたいのか、どうなのか。はっきりしないんですよ、市のやっていることが。今までどおり住民の方に使ってもらおうというのだったら、行政財産にしてあげればいいじゃないですか。使う人が少なくなつて。そこがおかしいと私は言っているんです。市長さん、教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（森下政紀君） 行政財産から普通財産に所管がえをするというのは、先ほど答弁させていただいたとおり、いわゆる旧4町それぞれにグラウンド、体育館、そういった施設が数多くありました。その数多くがかなりほとんどが老朽化している。そういった中で運動施設再編検討委員会という委員さん13名をもつての委員会を立ち上げて、諮問をいたしました。この数多くある施設をどうしたらいいのでしょうかということで、諮問をさせていただきました。その答申として、こういった今回提案させていただく施設については使用頻度、老朽化等々あって普通財産に、要は行政財産から外すということは、どこかに位置づけをとらなければならない。今後も地域の方たちが使う、そういった意味合いもありますので、普通財産に所管がえをするということで提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで、西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号から議案第63号までの5議案については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎議案第64号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第10、議案第64号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第64号については会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の議事は全て終了しました。

次の本会議は、6月22日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時43分

平成27年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成27年6月22日(月曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算(第1回)
- 日程第 2 議案第56号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 3 議案第57号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 4 議案第58号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 5 議案第59号 伊豆市税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第60号 伊豆市国民健康保険税条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第61号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第62号 伊豆市就学指導委員会条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第64号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第7号 専決処分の報告について(施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)

追加日程第2 報告第8号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)

追加日程第3 議員提出議案第3号 安全保障関連2法案(平和安全法制整備法、国際平和支援法)の慎重審議を求める意見書

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君

13番 室野英子君

14番 森良雄君

15番 飯田正志君

16番 木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	市長政策監兼 建設部理事	鈴木正一郎君
総務部長兼 総合政策部長	伊郷伸之君	市民部長	鈴木正君
健康福祉部長	山口一範君	産業部長	鈴木薫君
建設部長	斎藤満君	教育部長	森下政紀君
会計管理者	植田博昭君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	飯田勝久	次長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第55号～議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第1、議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）から日程第4、議案第58号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第55号及び議案第58号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） 皆さん、おはようございます。

4番、山下尚之です。

ただいま議長から報告を求められました議案第55号及び議案第58号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）所管科目については、補足説明の後、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑は、議案書21ページの職員研修福利厚生事業で、おもてなしをテーマに職員研修を行うということですが、この研修で対象とする職員は。また、なぜおもてなしをテーマとした研修を160万円近くもかけて行うのですか。補正で対応しようとする緊急性のある事業なのかとの質疑に対し、全職員を対象ということで、一般事務職、業務員、任期つき職員を含め380人を対象に全10回の開催を予定しています。また、この研修の目的ですが、職員の基本的な姿勢ということで、感謝の気持ちを持って住みよいまちをつくるというようなところを目標とし、身だしなみや言葉遣い、電話対応などの徹底を図るということです。講師には多くの企業や市役所等で研修指導を行い、実績のあるプロを予定しております。なお、緊急性があるかということですが、今年度4月から総合戦略アドバイザーをお願いいたしました。民間会社等でいろいろ経験された方の目からは、伊豆市の職員はおもてなしというものについて欠けているのではないかという御意見をいただいて、一日でも早く職員の人材育成につなげていきたいということで6月の補正をお願いしたものと

の答弁がありました。

次に、情報発信支援業務委託料ということで、広報紙の作成をFM I Sに委託し、情報を一元化して発信していくということですが、どうして市が一元化しようとしらないのですか。FM I Sには広報紙作成のノウハウはないと思います。そのような民間企業に市の情報発信を委託するのは危険過ぎませんかとの質疑に対し、市の情報発信は広報担当が広報紙を編集発行する、またそれぞれの部署で随時発信するというようなことで行ってきましたが、残念ながら情報発信がうまくないとの指摘を受けていることも事実です。そのようなことから、情報を一元化し、紙や声やインターネットなどの媒体を有効に使い、発信していこうというのが趣旨です。そこで、なぜFM I Sかということですが、FM I Sはラジオを使った双方向のコミュニケーションを構築するという非常にすぐれたところがあります。リスナーからの情報、行政が最も苦手としている広聴、住民の声を拾い上げるという機能にすぐれているところもあります。また、時代はインターネットの時代で、SNSなどの活用をして情報収集などに生かされますが、そういったスキルは役所の中には余りありません。ラジオのスキルも、もちろんありません。公共財であるラジオを持っているところが広報紙作成をあわせて行えば、その相乗効果によって、いろいろな発信ができるだろうと期待しています。今回、広報紙作成の作業は委託しますが、掲載する情報については指令センターとして市の広報戦略会議がコントロールします。リスクもあり、チャレンジングなことですが、伊豆市としてこの取り組みは十分価値のあるものだと考えていますとの答弁がありました。

関連して、SNSの情報には信頼性はないのではないかという質疑に対し、SNSの利用についてインターネット上の情報のリスクは極めて重要だと思いますが、今の時代、インターネットの情報を行政側が活用しないという選択肢はありません。したがって、そのリスクに対しては、できる限りの対策をとりながら情報を管理していく考えでありますとの答弁がありました。

次に、議案書45ページ、天城グリーンガーデン測量設計委託料300万円とありますが、どのようなことをするのかとの質疑に対し、天城グリーンガーデン、昭和の森会館及び道の駅、これら一体の施設は昭和60年のオープン以来かなり老朽化していることから、それらを再整備するための基本構想の作成に当たり、今回は現況測量及び基本構想の構想骨子の作成のための経費ですとの答弁がありました。

次に、議案書43ページ、企業誘致推進事業の講師謝礼8万円とありますが、何をするのか伺いたいとの質疑に対し、産業力強化法に基づき、伊豆市で創業される方のために創業に関するセミナーを年4回実施するための講師謝礼となっておりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、反対討論3名、賛成討論1名があり、採決の結果、付託されました議案第55号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）については、当局の補足説明の後、質疑を行いました。

審査の経過における質疑ないし確認事項として、農業集落排水の下水管を移設するということですが、どこからどこへ移設するのかという確認に対し、ホテル狩野川テニスコートの前の県道修善寺天城湯ヶ島線の拡幅工事に伴う佐野雲金処理区農業集落排水の本管移設について、図面にて説明がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第55号及び議案第58号の2議案について委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第55号から議案第57号までの3議案について、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） おはようございます。

3番、小長谷朗夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第55号から議案第57号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）所管科目については、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

まず最初に、市民部所管科目における主な質疑は、議案書25ページ、個人番号制度導入事業において、個人番号制度導入事務交付金1,156万9,000円の増額について事務内容の説明を求めたのに対し、個人番号カードの関連事務は地方公共団体情報システム機構へまず委託します。委託事務の内容としましては、通知カードの作成や発送、個人番号カードの申し込み処理、個人番号カードの製造や発行並びにコールセンターの受付などですとの説明がありました。

また、個人番号カードにはどのような個人情報登録されるのかという質疑に対し、個人番号カードには個人の番号、氏名、住所、生年月日、性別、本人写真、以上の6つの個人情報が登録されますとの答弁がありました。

また、個人番号カードの利便性と市民への普及について説明を求めたのに対し、個人番号カードは身分証明書として使用できます。将来的にはコンビニでの証明書の発行、図書館カード、印鑑登録証としての利用も検討していきます。国では個人番号カードの発行について平成27年度において全国で1,000万枚の発行を目標としています。市では市民の皆様、特に高齢者の方にも御理解いただけるよう丁寧な説明をしていきますとの答弁がありました。

続いて、教育部所管科目における主な質疑は、議案書55ページ、図書館事務事業において、臨時職員に係る経費144万9,000円の増額について、なぜ正規職員を配置することができなかったのかという質疑に対し、昨年度中、機構改革や組織の見直しを行いました。同時に、地方創生関連により、今年度は地方創生の企画部門とその実行部門である産業部に力を入れる人員配置を行いました。その結果、臨時職員で対応することとなりましたとの答弁がありま

した。

続いて、健康福祉部所管においては、質疑はありませんでした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第55号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議案第57号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）については、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑は、議案書70ページ、保険料の減額において保険料軽減措置の対象者について詳細な説明を求めたのに対し、低所得者層の保険料軽減を強化するため、介護保険施行令が一部改正になりました。今回の改正は、第1号被保険者の第1段階に該当する人で生活保護を受けている人、あるいは世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受けている人、または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人が対象となりますとの説明がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第57号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第55号から議案第57号までの3議案について委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時52分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第55号から議案第58号までの4議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について質問させていただき

ます。

31ページに保育所費とこども園費があります。保育所費は補正額762万2,000円、こども園費は減額が539万2,000円、いずれもほとんどが職員給与関係の増減です。この職員の給与の増減の目的は、理由は何なのか。特に私たちのまちは子育て支援が今、急務だと思いますけれども、お父さんお母さんたちがどうやって子育てするか、緊急事態ではないかと思えますけれども、そういう中で、今年度は3名の待機児童が発生しているということです。この辺について、第2委員会は議論したのかどうなのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 森良雄議員の質問にお答えします。

1点目の職員給与の目的、次に待機児童についてということなんですが、ただいまの議員の質疑の内容であります。6月15日に開催された第2委員会の審議におきましては、そのような質疑はありませんでした。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 質疑しなかった。それはそれでいいと思えますけれども、それでいいんですか。私は今まで待機児童がないというのは伊豆市のいい面だと思っていたんですけれども、残念ながら予測すらできなかった。そして、その対処すらもしてない。委員会では何も対応してない。これでは待機児童なくなるんじゃないんですか。その辺どう思いますか、第2委員会として。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

小長谷委員長。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 個人的に私の意見を別室でお話することはできるわけですが、先ほど申し上げたように、委員会の席上そういうような審議がなされませんでしたので、私には答えようはありません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○14番（森 良雄君） ありません。

○議長（杉山 誠君） 以上で通告による質疑は終わりました。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案ごと通告順に行います。

それでは、議案第55号について、反対討論、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

議案第55号 一般会計補正予算（第1回）について反対の立場から討論を行います。

反対する理由は2点あります。

まず1点目、職員研修に157万2,000円支出するという補正予算ですけれども、その中身は全職員が対象ということで、おもてなしをテーマにして、同じ講師が10回ほど行うというようなものであります。市役所職員の職務は多岐にわたっておりまして、おもてなしというテーマで講義を職員が聞いても、どれほどの役に立つのか非常に疑問に思えるところであります。

例えば税務課の職員、あるいは衛生センターの業務員、こういう方たちが講義を聞いたところで何の役にも立たないと思うわけでありまして。かえって時間の無駄ということになるだけであります。

職員の研修ということならば、全職員に同じことを聞かせるより、階層別あるいは専門性を高めるための研修などを充実させたほうがよほど職員のためになり、ひいては伊豆市の発展に寄与するものとなるのは間違いないと思うところであります。費用対効果から見た場合、講師料は全部で150何万円ですか、大変結構な額ですけれども、効果はほとんどないと思われます。かえって職員に無駄な時間を使わせると。無駄なお金が投資されると。それだけのことであります。一体、誰の発案でこんな企画がなされたのか。思いつきもいい加減にしていきたいと思うところであります。

次に2点目、広報事業ですけれども、これが532万1,000円の増ということですね。これは市の広報紙の印刷製本費とFM I Sへの広告料を合わせ、それに532万1,000円を上乗せして合計1,957万1,000円を情報発信支援業務委託料としてFM I Sに支出するというものであります。大体最初からFM I Sだと、まだ予算も何も決まってないのにFM I Sだって、これどういうことかなと思うわけですけれども、それはさておき、今まで広報紙の編集、発行は秘書課の担当職員が2名で行っているということですが、それを今度は広報の一元化ということで、広報紙については何の経験もないFM I Sへ任せるという施策はおかしいじゃないですか。

広報紙の取材、企画、編集等をFM I Sに委託するとのことですが、FM I Sにその能力があるかとの問い、この問いは何人かの委員からも出されましたけれども、当局側の言い分は、しばらくは市の秘書課が面倒を見るというお答えでしたね。面倒を見るということは、そういう取材、企画、編集ということを市の職員がやるということですね。面倒を見る期間が1年になるか2年になるかわかりませんが、いわば市がFM I Sに支援あるいは教育をしてやっているようなものじゃありませんか。支援、教育を民間企業にするなら、なぜ上乗せ分の532万1,000円を支払わなければならないんですか。

市がボランティア活動で民間企業を支援、教育をすると、するんだというんだったら話は別ですけども、市は税金を使って職員を働かせているわけですね。支援、教育を民間企業にするなら、当然その対価を払ってもらわなければならないと思うわけですけども、これは当然のことじゃないですか。それを反対に市のほうが民間企業にお金を払っている。支援、教育をして助けてやっているのに、何で金を払わなければならないの。話が反対じゃないですか。

市長は、伊豆市は金がない、金がないと力説しておりまして、交付税が減らされると力説をしておりまして、現に予算削減、補助金カット、あちこちの部署で実施しているところですね。それにもかかわらず、こんな大判振る舞いをする。まさに「ざるですくって、みでこぼす」というのは、この補正予算であります。

それからもう一つ、当初予算が可決してから三月もたたないうちに、まだ三月もたたないうちにですよ、何でこんな補正予算を提出してくるんですか。先ほどの委員長報告では、アドバイザーがそう言ったからすぐやらなければならない、そういうことでやったということなんですけれども、補正予算とは必要やむを得ない場合に、当初でき上がった予算を変更するものであり、そういうことなんです。当初でき上がった予算を、必要やむを得ない場合に限り変更するものである。

その必要やむを得ないという場合とはどういうことかということ、年度途中において災害の発生、制度の改正あるいは国・県の補助金がついたということが必要やむを得ない場合なんです。それを一元化などとわけのわからない理由で安易に補正予算を調製するなどのもつてのほかであると私は思うわけですね。何のために議会が当初予算を慎重に審議し、可決承認したか。当局はその重みは全くわかっていない。まことに遺憾であります。

以上の理由から私は本議案に反対をするものであります。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。

議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について、賛成の立場から討論を行います。

平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）は歳入歳出それぞれ4,430万円を追加し、それぞれ159億3,330万円とするものです。その主なものは定期異動に伴う職員給与等の増減であり、その他として介護保険法施行令の一部改正に伴う低所得者保険料軽減繰出金の増、個人番号制度導入に伴う事務交付金等、消防広域化に伴う南署建設資金繰上償還等のための田方地区消防組合負担金の増、地域活性化拠点としてネットワーク化が進む道の駅との一体活用を視野に入れた昭和の森天城グリーンガーデン測量設計業務委託料、企業誘致推進事業での創業支援事業セミナー講師謝礼、職員研修に係る接遇講座講師謝礼、情報発信支援業務

に係る委託料の増と印刷製本費及び広告料の減などが上げられます。

今、国では地方の人口減少が地域経済の縮小を呼び、さらに人口減少が加速することがないように、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組み、快適かつ安全・安心な地方創生を目指して、まち・ひと・しごと創生総合戦略が進められています。地方創生は言うまでもなく人が中心です。地方で人をつくり、人が仕事をつくり、仕事まちをつくる、この好循環を確立することを一つの目標に、さまざまな施策が行われているのです。

オリンピックの開催、世界遺産登録の効果などと従来からのインバウンド事業の相乗効果で海外からを含めた観光客等の増加が見込まれる中、伊豆市において人の交流において重要な接遇の観点から、人づくりのための予算が新たに計上されたことは積極的に評価できるものであると考えます。

また、合併により市の地理的範囲が広がった伊豆市にあっては、広報事業は従来に増して重要となりました。コミュニティーFM放送を中心に運営するFM I Sに情報発信支援事業を一部委託する提案は、こうした伊豆市の特性に合致したものであると考えます

例えばインターネットを活用したソーシャルネットワークサービス、SNSを災害時等の情報の収集・発信に利用することの有用性が、昨年異例の大雪の際に全国的に話題になりました。正確・的確な情報管理のための担当者確保すること、迅速に必要な・持続的に情報を発信することなどFM放送を自治体の広報に活用する利点は大きいと考えます。

広報紙の取材や紙面の構成等、事務的作業を委託することにも一定の合理性が認められると考えます。発信する情報に対し、市が責任を持つことを表明すること、今後FM I Sの経営の健全性確保に対し、市の関与のあり方を明確に示すことなどが求められてくると思いますが、伊豆市の広報の中央指令センターたる広報戦略会議が十分に機能し、広報事業がさらに改善することを期待します。

以上の理由から本案は原案どおり可決されるべきものであると判断します。議員各位の賛同を希望して賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、反対討論を行います。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について、反対させていただきます。

議員の皆さん、我が町の衰退は目を覆うばかりのものがありますよ。5年後、10年後、伊豆市がどうなっているか考えてみてください。ますます衰退していくでしょう。それをとめることができるのは残念ながら市長じゃありません。議員の皆さんですよ。将来を見越して賛成したいという方が大多数のようですが、残念ながら伊豆市の将来は恐らく暗いものとなるでしょう。どうやってそれを明るい方向に持っていくか。それができるのは議会の皆さんですよ。

今度の予算ごらん下さい。おもてなしだ。150万円ぐらいのお金が用意されております。職員研修157万2,000円。市長、おもてなしって何ですか。私は常々「政治は愛だ」と言っております。愛なくして、まちづくりはできませんよ。そこにいらっしゃる議員は愛だなんて言うと笑っていましたが、基本は愛なんです。愛なくして、どんなに職員研修をやっても、効果は上がりません。

伊豆市の欠陥は、特に職員の皆さんですね、何がよいかわからないんですよ。お客さんが何を求めているかわかってない。知識不足は否めませんね。仕事がわかっていない。はっきり言わせてもらうけれども、この5年間、職員の劣化は甚だしいものがある。

先日も私はある資料を求めた。本当に仕事がわかっているんだったら、数分もあればできるような資料です。伊豆市には膨大なデータがあります。それらのデータはどうやって管理しておりますか。市長わかっていますか。

データの管理は、ほとんどのデータは表計算ソフトで管理されているはずですが。伊豆市の場合は表計算ソフト上にいろいろなデータを載せているはずですが。それがわかってないと、どうやってそれを引き出していいかわからないんですよ。ソフトがわかっているならば、それこそピンポンパン、議員が求めているもの、市民が求めているものはアウトプットできるはずですが。しかし、現実には、ここ数年できなくなってきました。まず、今必要なのは職員の知識の向上、職務能力の向上ではありませんか。

おもてなしとは何ぞや、まずそこから考えてください。どんなに講習会を開いて、3時間程度の研修で伊豆市のおもてなしがよくなるとは思えません。先ほど反対討論の中に無駄というようなことも言われておりましたが、全く無駄になることは明らかです。

この予算書ですね、まだまだいっぱいあります。情報発信支援業務委託料、何ですか、これ。500万円近い業務が随意契約じゃないですか。そうですね、市長。随意契約には、やり方があるはずですよ。伊豆市の情報発信はうまくないんですか。私は職員一生懸命やっているとしますよ。そこに、にやにやしている議員がいるけれども、そんなこっちゃ伊豆市はよくなりませんよ。

まず、業務分析はしましたか、市長。広報を発行するためにどういう仕事が行われているか分析しましたか。それに対して原価計算をしましたか。その上で、うまいか下手か比較すればいいんですよ。それで新しいところ、FM I Sに発注することは決まっているようだ。FM I Sにはその能力があるのかどうなのか調査しましたか。原価計算もしてない。業務の比較もしてない。何のために随意契約で532万円も出すんですか。この辺が伊豆市の根本的な衰退の要因ですよ。なぜ衰退するか分析もできてない。分析ができれば対応はできるでしょう。

子育て支援について、委員会では何も検討してない。これに載っていることしか考えないんですか、皆さん。予算書に載っていることしか。載っていないことがいろいろ問題になるんじゃないですか。問題にしないから伊豆市は衰退していくんですよ。保育園やこども園の予

算をつくっても待機児童がどんどんふえてくる。ふえていくんですね、将来展望は。

たった3人なんです。762万円保育所費増額するんだったら対応できないんですか、待機児童を減らすために。FM ISに500万円も払うお金があるんだったら、FM IS何人ふやすんですか、人は。それを保育園に持ってくることはできませんか。

今回はそういう考えは全くないようなので、ぜひ来年度予算では待機児童をゼロにしてください。

今、首都圏の待機児童は、ほとんど希望すれば入れますよ。ところが、伊豆市はふえていっちゃうんじゃないですか、これから。地方創生だ何だかんだ言っても、伊豆市の未来が開けるとお思いますか。お父さんお母さんが安心して子育てできるようなまちにしなければ、伊豆市の将来はないですよ。補正予算をつくる大事な機会なんです。審議すらしてないでいいんですか。僕は議員の皆さんの奮起を促したい。

企業誘致事業、これはただ国からお金もらって懇親会開くだけみたいですね。それでいいんですか。

天城グリーンガーデンについてのお話がありました。どうも将来は道の駅を拡幅するんですか。そういう目標があるんだったら、設計図ができていんでしょう。こういう道の駅をつくりたいんだ、こういうグリーンガーデンをつくりたいんだ。300万円を何の目的で使いたいんだ。そういうことが一つも出てこない。なぜ出せないんですか。なぜ議会に出せないんですか。その辺が私は伊豆市の最大の欠陥だと思います。

観光施設の維持、企業誘致推進事業、金額が少ないですけれども、目的がやっぱりはっきりしていませんよ。

いろいろ長くなりますけれども、やはり議員の皆さん1人1人がもう少し真剣に僕は考えるべきだと思いますよ。ちょっと話が飛びますけれども、もっと法律をしっかり勉強しましょうよ。憲法99条だと、憲法22条だ……

○議長（杉山 誠君） 森議員、討論をまとめてください。10分が経過しましたので。討論の通告に従って、内容についてまとめてください。

○14番（森 良雄君） 何言っているんだよ。制限時間あるの。

○議長（杉山 誠君） 議題以外の討論はできませんので。

○14番（森 良雄君） 議題以外じゃないよ。憲法22条って、君、知っているか。

○議長（杉山 誠君） 憲法22条は議題外です。

○14番（森 良雄君） 議題以外じゃないよ。

○議長（杉山 誠君） 議案にありません。

○14番（森 良雄君） 憲法22条を知らんからこういう話が出てくるんだ。伊豆市の発展を阻害するでしょう、憲法22条を知らなければ。いいですか。憲法を知らなければ、個々の法律だって知らないでしょう。どういう法律でもって我々は活動しているんですか。法律だけじゃないんですよ。法律の下には条例もあるし、私は真剣に皆さんに考えてもらいたいです。

これは、はっきり言って伊豆市の衰退を加速化する補正予算です。これは5年後、10年後ははっきり検証できる。それを挽回するような予算じゃないですよ。

反対討論終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

9番、小長谷順二議員。

〔9番 小長谷順二君登壇〕

○9番（小長谷順二君） 9番、小長谷順二です。

議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について賛成の立場から討論をいたします。

本案は、歳入歳出それぞれ4,430万円を追加し、予算総額を159億3,330万円にするものです。委員会審査で賛否が分かれた事業は、総務費の職員研修福利厚生事業157万2,000円、そして広報事業532万1,000円でした。

職員研修は当初、一部の職員を対象に接遇研修を予定していましたが、全職員を対象におもてなし研修を行うことになりました。市民からの苦情の声やアドバイザーの提案を受けて実施をするものです。

広報事業では、現在「広報いず」の発行は市役所職員が行っております。この事業は今後、市の情報発信力の強化を行う目的として、広報紙、ラジオ、SNSなどいろいろな情報を一元化して発信していくという趣旨です。

私も今回の一般質問で地域資源の掘り起こしについて質問、そして提案をさせていただきました。情報発信を強化し、地域を活性化することがいかに重要であるかということを感じております。FM I Sに委託することで現状の課題の解決の一步となればと願います。情報の一元化を実施し、発信力を強化することは、地域を活性化させる重要な案件であることから、原案のとおり可決されることを願い、賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第55号 平成27年度一般会計補正予算（第1回）について、賛成の討論を行います。

主な予算案、今回提案されているのは、職員の人事異動に伴う給与及び手当の増減ですから賛成するものですが、幾つかの項目について意見を述べさせていただきます。

1つは、民間の講師を招いての職員の接遇研修の中でも、おもてなしのマナーについてであります。

民間のマナーやおもてなしを学ぶことで何かを職員の方々は学ぶでしょうが、職員が対応するのは市民及び滞在者であります。民間企業、事業所のお客様ではありません。職員にとっては、伊豆市行政を委託した人たち、市民であります。おもてなしは市民にペコペコする

ことではないと私は思います。

職員の方々は、主権者としての市民にどういう立場で臨むのか。その大もとは憲法であり地方自治法であります。憲法には、全て国民は何人も人権を保障するというところで、具体化する文面というのが、「全ての国民は」とか「何人は」とかで35項目に及んでいるわけですが、公務員について、全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない、全て職員は国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を上げてこれを専念しなければならないというふうに規定されております。と同時に、労働者でもあります。この2つの立場から、民間とは違った、いわゆるおもてなしが職員の皆さんのつながりの中で発揮できるし、創造できると私は思っております。ぜひそういう立場で、民間の方々が何を望んでいるのか、消費者であるお客様ではありませんので、対応するのは、その点を肝に銘じながら学んでいただきたいと思います。

2つ目は、情報発信支援業務委託についてです。

市の広報紙、いわゆる一般的には雑誌になるんですが、雑誌の編集をできる人に委託して、ラジオとSNS、いわゆる人と人とのつながりを促進サポートするコミュニティ型のウェブサイト、この3つを一元的に集約してFM I Sに委託して発信力を強化する、したいという提案であります。

この間、担当職員の方々と1時間にわたって、このことについて、さまざまな話をしてきましたが、総括的に自分の意見を述べさせていただきます。

広報紙の専門家を外部委託するという選択肢を私は否定するものではありませんが、市民の皆さんに行政情報をお知らせする責任は誰か。今のところは、広報紙は全て行政の責任で編集、発行されております。ラジオ放送は、行政情報を市がFM I Sに放送委託しています。いわゆる間接的に市が責任を持っているということでもあります。

今後この一元化することによって大きく変わるのは広報紙であります。担当課は委託した専門家を交えて、来月号はどんな企画、どんなお知らせを載せるのかという編集会議を開くということですが、広報紙のレイアウトや見出し、割りつけ、いわゆる編集作業が大きく変わります。行事などの取材はFM I Sの従業員も行うそうですが、職員も今までどおり記事を書くということでもあります。重立った委託は広報紙の見出し、レイアウトと私は判断をいたしました。記事を生かすも殺すも私は見出し、レイアウトと思います。そのように一般的には言われています。

当然、役に立つ記事やおもしろい記事をどう書くかということも重要ですが、それぞれの面、1面、2面、3面というそのレイアウトをどうするのか。見出しをどうつけるのか。それを総括、どういうふうにして1冊の広報紙にするのか。複数の編集体制によってこそ私は読みたくなる紙面をつくることになると思います。

編集の何を委託するのか。すぐれた編集能力のある方であるならば、現在でも総合戦略アドバイザー、産業経済アドバイザーという専門的知見を持った2名の方が職員と直接かかわ

っているわけですから、市の編集スタッフとして雇用する選択肢もあるのではないかと考えております。今は委託ということですが、3つの発信をどうつなげていくかによって、その発信力は私は決まると思います。

これは課題なのかなと私は思うんですが、FM I Sは民間であります。職員ではありません。ソーシャルネットワークサービスの方針がわかりませんが、発信力の中核は、今委託するということですが、FM I Sです。最終的には行政ということですがけれども、どういうふうにかかわっていくのか、組織方針を煮詰めていただいて、市民の皆さんが伊豆市のさまざまな分野で何を求めているのか、どういう行事をやらうとしているのかわかるような情報発信をぜひお願いしたいと思います。

最後、3つ目は、マイナンバー発行事務についてであります。

国が本来果たすべき役割にかかわる事務を地方自治体が受託する事務であります。いわゆる法定受託事務であります。発行を求める、マイナンバーを発行してほしいと願っている市民にとっては、マイナンバー制度によってどういう影響があるのか、私はしっかりとつかむ必要があるし、行政もその点を捉えていただきたいということで、国会論戦の中で今何が、どこまで到達しているのか述べさせていただきます。

マイナンバー制度について、1つ、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であるということ、2つ目、意図的に情報を盗み、売る人間がいること、3つ目、1度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつかないこと、4つ目、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなると。今述べた4つの危険性を我が党の議員が国会で指摘しましたが、官房長官はこの4つの危険性について認識は一致しているという答弁でありました。その後、国民にとってこのマイナンバー法は重要な基盤づくりだ、個人情報保護に万全を尽しながら準備していきたいと答えましたが、そういうことで実施する姿勢を示しましたけれども、全てが全て安心ですということで国には来るでしょうが、自治体としてこのあたりどう判断するのかというのは、今、国会で一致した件について今後どういうふうに扱うのか調査研究を願って討論終わります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第55号から議案第58号について、採決いたします。

初めに、議案第55号 平成27年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分ほど休憩をとりたいと思います。

再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（杉山 誠君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第59号～議案第63号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第5、議案第59号 伊豆市税条例等の一部改正についてから日程第9、議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの5議案を一括して議題といたします。

本案については第2委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。

それでは、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第59号から議案第63号の5議案について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第59号 伊豆市税条例等の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

誤りの原因は準則からの転記ミスであるということを確認した後、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第59号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 伊豆市国民健康保険税条例等の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑は、今回の改正により軽減対象となる世帯数と人数及び金額は幾らかという質疑に対し、「確定はしておりませんが」という前置きの後、試算によりますと2割軽減の世帯は23世帯、人数は61人、金額は約144万8,000円、5割軽減の世帯は56世帯、人数は101人、金額は約133万2,000円になりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第60号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 伊豆市介護保険条例の一部改正について、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号 伊豆市就学指導委員会条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑は、指導と支援の語句が変わると委員会の内容も変わるのかという質疑に対し、中央教育審議会の報告により県においても語句の改正を行うため、伊豆市においてもその改正に準ずるものです。対象となる子供への早期支援と、その後の一貫した支援を行うという観点から名称変更となるものですが、伊豆市においては今までも学校や保護者だけでなく、小児科医師、臨床心理士、市の保健師などとともに連携をとり、早期から支援を行ってまいります。今後いろいろな方の情報・支援をいただきながら、就学支援委員会を進めてまいりますとの答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第62号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑は、普通財産に所管がえされることによる市民への貸し出し方法や管理方法及び今後の有効利用について説明を求めたのに対し、貸し出しの窓口や管理は今までと同様、社会教育課が担当します。料金等についても今までの料金をもとに運用させていただきます。

今後の有効利用については、引き続き管理も含めて検討していきたいと考えていますとの説明がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第63号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第59号から議案第63号までの5議案について委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第59号から議案第63号までの5議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

通告がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

次に、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

それでは、議案第63号について、反対討論、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正について反対討論を行います。

本条例案の主なもの、旧八岳小及び大東小のグラウンド、体育館を社会教育施設から外し、普通財産へ移行させるというものであります。

まず、現に老人クラブ等がグラウンドゴルフ等で細々ながら使っていると。グラウンド等を使っているというのにもかかわらず、なぜ行政財産から普通財産にしなければならないのか。普通財産は、行政財産のように行政執行上の用具として直接使用されるべきものではありません。その財産の経済的価値を保全・発揮することにより、地方公共団体に寄与する性質のものであります。したがって、普通財産はこれを貸し付けし、交換、売り払い、譲与すること等を目的としているものであります。しかし、今定例会の本会議での私の質疑の中で、市長に対し、八岳グラウンド、体育館の貸し付け、売却等の予定はあるのかという質疑に対し、市長は予定はないとの答弁でありました。

また、先ほど委員長からの報告にもありましたが、これらが普通財産になっても、当分の

間、教育委員会が管理し、社会教育課が管理し、今までどおり使えと。不便はないとの話があったということであります。行政財産から普通財産へ変更して、何で教育委員会がそのまま管理できるのか。料金をどうやって取るのか。条例もないわけですよ。非常にそこら辺が問題だと思いますよ。全然それじゃ貸し出す根拠、お金を、料金を取る根拠がないじゃありませんか。それが1つ大変問題だと思うんですけども、とにかく売り払う予定、貸し付けする予定はない。今までどおりと同じだと、住民に貸し出しすることもできるよというのなら、何で行政財産から普通財産にするんですか。何でそんな変更することを急いでやろうとするんですか。全くもって理解に苦しむところであります。

要するに公共施設、学校のグラウンドだとか体育館のような公共施設、公の施設ともいいますけれども、それを普通財産にするということは、いつでも処分ができるということなんですよ。いいですか。だから、それがおかしいと言っているわけですけども、八岳小、大東小のグラウンド、体育館は旧中伊豆町の人たちが、先人たちが苦勞して守り育ててきた財産なんです。町の財産でもあり、市民の財産でもあったわけなんです。そして、現に災害時の避難地、避難所にも指定されているわけですよ。地元の人たちにとっては、いわば命のよりどころである、そういう場所なんです。そんな大事な場所あるいは施設が処分され、民間に売り払われるかどうかわかりませんよ、将来的に処分され、市民が使えなくなる。やがては地域崩壊にその地区が繋がっていくということになるわけですよ。そんなことでいいんですか。

市長はどんどん市の財産を売り払おうとしているわけですけども、そんなことでいいんでしょうかね。この条例の改正案はまさにそうなる、その第一歩となるものであるわけですよ。ですから、私にはとても容認することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第59号から議案第63号について、採決いたします。

初めに、議案第59号 伊豆市税条例等の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 伊豆市介護保険条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 伊豆市就学指導委員会条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 伊豆市運動施設条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第10、議案第64号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

本案については第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第64号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） 4番、山下尚之です。

ただいま議長から報告を求められました議案第64号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第64号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、補足説明はなく、質疑を行いました。

質疑及び確認事項として、静岡県市町総合事務組合の職務の内容はどうなっていますかとの確認に対し、組合の行う事務は常勤職員に対する退職手当の支給に関する事、議員その他非常勤職員に対する公務災害に関する事、非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

に対する公務災害に関することとなっておりますとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第64号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第64号について委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時04分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第64号について質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第64号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程について

○議長（杉山 誠君） それでは、ここでお諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この3件を日程に追加して議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認め、3件を日程に追加することに決定しました。

◎報告第7号、報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（杉山 誠君） 追加日程第1、報告第7号 専決処分の報告について（施設管理事項

に伴う和解及び損害賠償の額の決定)及び追加日程第2、報告第8号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) まず、報告第7号について提案理由を申し上げます。

今回報告するものは施設管理事項に係るものであり、和解及び損害賠償の額が決定したため報告するものでございます。

本件については、建設部長に詳細を説明させます。

次、報告第8号は職員の公務中の交通事故に伴う和解及び損害賠償の額が決定いたしましたので御報告するものでございます。

職員の交通安全については、各課での朝礼の実施とともに交通規則の遵守、安全運転の励行など交通安全に対する意識を徹底するよう繰り返し指示はしておりますが、また新たに1件発生をいたしました。

本件について、詳細については総務部長から説明をさせます。

○議長(杉山 誠君) 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、建設部長。

[建設部長 齋藤 満君登壇]

○建設部長(齋藤 満君) 建設部長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

報告第7号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては3ページの専決処分書並びに4ページ、5ページに図面を提示してございますので、こちらを御確認ください。

本報告は、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分でございます。

内容につきましては、平成27年4月22日午後4時30分ごろ、伊豆市熊坂1208の5付近、これは市道熊坂ニュータウン線内でございます。において、市道にあいた穴が原因で通行車両、これは熊坂にお住まいの男性でございますが、この車両のタイヤとホイールが破損したため、その修理代金14万2,884円を支払うという内容でございます。

事故の状況をもう少し詳しく申し上げますと、発生場所は先ほど申しましたが、市道熊坂ニュータウン線内の旧幸泉荘とねぎぼうず村のちょうど中間くらいの地点でございます。ニュータウン方面へ向かう車線でございますが、この地点の車線の少しセンターライン寄りのところに穴があいており、今回の被害者の方がニュータウン方向へ向かって、ここを通過したところ、運転席側の前後輪が穴を通過しまして、タイヤがパンクし、ホイールを損傷したものです。現場の路面は亀甲状にひび割れており、舗装の一部がおおよそ直径40センチくらい、

深いところで約10センチくらいの穴あき状態となっております。これに走行中の当該車両の前後輪が入り、事故が発生したものでございます。

現場の穴については、当日中その日のうちに職員により緊急処理をいたしましたが、現場周辺に同じような亀甲状の箇所がございましたので、舗装補修により後日補修をいたしております。5月上旬には完了しておりますが、およそ6カ所くらいあったんですかね、200平方メートル、そのうち事故現場については約25平方メートルの補修をいたしました。

通常の市道等管理施設の監視体制でございますが、建設部では生活道についてはおおむね1カ月に1度程度、職員、用地管理課が主になりまして、によりパトロールを行い、危険な箇所、舗装のポットホール、ただいまのような穴ですね、それですとか倒木、側溝の詰まり、ガードレール損傷等の確認を行っております。

また、職員、特に現場の多い建設課職員でございますが、現場に出かけたときに同じ道を帰ってくるのではなく、多くの道を、市道ですね、を通るよう心がけ、道路状況の確認をするようにしています。

市内には3,100余の路線、約1,000キロメートルの市道がございます。さらに林道や農道も加えますと、農道が270路線、180キロメートル近くあります。これは林道と農道の合計でございますが、その全路線を把握することは非常に難しいことです。そこで、市民の、また地域の皆様方から情報提供が危険箇所の早期発見につながると考えまして、毎月の区長会におきまして、道路等公共施設の補修箇所状況等の提供についてや道路上における支障木の処理についてと題しまして、各区長様を通じて地区の皆様からの情報提供をお願いしているところです。

今後の方針といたしましては、これまでと同様に先ほど申しましたような職員による巡回パトロールでの目視観察による対応、また道路利用者、沿道住民など地域の皆様からの情報提供をお願いしていくことと、FM I Sや広報紙を活用しての情報収集による対応を強化してまいりたいと思います。

また、郵便局や市内に関係する新聞配達店、宅配業者等に協力を求めまして、情報提供を収集する対応策なども現在検討中でございます。

維持管理につきましては、舗装の性能低下を遅延させることを目的とします予防的維持としまして、市内でも比較的交通量の多い市道熊坂ニュータウン線、また市道温泉場大芝山線、市道温泉場バイパス線の3路線につきましては、これまで舗装補修工事を継続的に行っております。本年度も実施予定であります。道路状況を十分把握いたしまして、工事を実施してまいりたいと考えております。

今後このような事故が起こらないよう、施設管理の実施に努力してまいりたいと思いません。

以上で補足説明を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 総務部長の伊郷でございます。

私からは報告第8号 専決処分の報告についての補足説明をさせていただきます。

議案書7ページが報告でございます。

9ページ、専決処分書になります。

交通事故に伴う和解及び損害額の決定についてということで、損害賠償の額ですが、9万7,200円、和解及び損害賠償の相手の方は沼津市にお住まいの男性の方、事故の発生日時と場所ですが、平成27年4月24日の午後3時32分ころ、伊豆市下白岩の県道伊東修善寺線の清水の天神社付近となっております。

事故の概要につきましては、10ページの図のほうをごらんいただきたいと思います。上の位置図でございますが、ちょっと南北が逆さで字が裏返ってしまって見づらくて申しわけないんですが、修善寺方面から中伊豆へ向かう清水の交差点の手前になります。

下の事故状況図を見ていただきたいと思います。この事故につきましては、3台が絡む追突事故となっております。その原因車が市の職員が運転していた公用車ということでございます。建設部の上下水道課の男性職員が運転している公用車が原因で、2台の玉突き事故ということでございます。

清水交差点信号の手前ですが、図面のほうで、ちょっと右向きになっている自動車の絵があります。まず、4メートルの道路に県道から右折しようとしていた車が対向車を待つためにとまっておりました。そこに①の車、こちらが停車をしております。②の車は①の車がとまっておりますので、減速をしながら徐行をしていました。そこに公用車が後ろから来まして、職員はやはり清水交差点の信号、押しボタン式の信号があるんですが、まずそちらに目が行き、②の車が徐行しているのに気づくのが遅かったと。急ブレーキを踏んだんですが、②の車に追突し、その勢いで②の車が①の先頭の車に追突したということでございます。

また、この事故につきましては、①の車の方につきましては、運転手と所有者の方が一緒でございますが、現在まだ病院に通われているということで、損害賠償のほうの額が決定しておりません。

②の車につきましては、こちらは今回和解の相手方になります。運転手の方との和解になります。また、車につきましては、この車はリース物件ということで、現在車両につきましてはリース会社と現在交渉中ということになっております。

本件につきましては①の方、②の運転手と②の車両ということで、和解の相手方が3件となっておりますが、今回報告させていただくのは②の運転手の方の治療が終わったということで、9万7,200円の損害賠償の額を提示するものでございます。

職員につきましては、昨年度の6月で事故の報告をさせていただきました。毎年、課長会議、また朝の朝礼等を通じて注意喚起はしているんですが、残念ながらまたこの4月に事故

が起きたということで、今年度も引き続き危険予測研修とかチャレンジラリー150とか、職員に交通安全を徹底してまいりたいと考えております。

以上で報告説明を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

それでは、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

交通事故については、正志君みたく、にやにやしているのもいるけれども、私は毎回なぜ起こったのか徹底的に調べないのかということをおっしゃっております。どうもこれ2件とも人身事故のようですね。まず2件の人身事故の内容、どのぐらいの事故だったのか、通院何日ぐらいだったのか、通院で済んだのか、入院はしなかったのか、その辺お聞きしたい。

1の案件についてですけれども、毎回区長さんたちに言っているということなんですけれども、道路の補修について、伊豆市に言ってもしょうがないや、こういうことは市民にありませんか。区長さんたちがどのぐらい理解しているか。私が一番問題にしたいのは、市民が区に持っていけない。私は、市民の皆さんには直接市に届けてくれということをおっしゃっておりますけれども、市に対する補修等は、一般的には市民から区を通じて届ける。しかし、残念ながら、どうせ区長さんに言ってもやってくれないわ、こういうことは本件には起きてなかったのか。亀の子状の亀裂が入っていたということは、相当前からこういう状況になっていたわけですね。それがなぜ放置されていたのか。まずその辺お答えいただきたい。

それから、2の案件についてですが、これも私がいつもここで言っているのは、民間では事故が起きたら、その時点で原因究明をするんだよと。残念ながら伊豆市はそれをやらない。朝、職員に教育しているとか、事故を起こすなと言っていると。そんな生っちょろいことで事故はなくなりませんよ。私は毎回言っているでしょう。事故はなくならんよと、こんなやり方じゃ。ぜひもう絶対再発起こさないよ。今回は人身事故ですよ。もう起きているんですよ。

2の案件については、どのぐらいまだ治療がかかりそうなのかどうかも含めて徹底的に事故の再発防止を図りませんか。私がいつも言っているように事故が起きたらすぐ、なぜ発生したのか、再発防止はどうしようか、そういうことをやる気がないかどうか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

最初に、建設部長。

○建設部長（齋藤 満君） ただいまの森議員からの質問に対してお答えしたいと思います。

まず最初の①、②について人身事故ですねということですが、一応穴あきのほうについては人身まではいなくて、この前後輪のタイヤとホイールが損傷したということでございま

す。

そして、亀甲状になっていると私説明しました。すみません、その前に伊豆市に言っても仕方がない、市民が区に持っていかないのではないかとということでございますが、区長会の際に、先ほど言いました道路等公共施設の補修箇所情報の提供についてをお願いしますと言って、毎年こういう様式を区長様にお願いしているわけでございます。その中で、やはり区を通してくれということも最初言いますが、これやはり緊急ですので、区長さんを通じなくても気がついた方に直接、道路でしたら建設部ですね。また、ほかのカーブミラーとかでしたら、その担当がでございます。ただ、大まかめで秘書室が担当窓口になってくれていますので、そちらでも構いませんということで御説明はさせていただきます。

また、区長さんも地元へ帰って市民の方に伝えているかということですが、ほかの区長さんよくわからないですが、私は伝えていただけていると思っております。また、私の区におきましても、区長会があった後に必ず全体集会を行います。小さい区ですので、やりやすいんですけども、その中で区長が必ず説明をします。ことしはこの件について例えば市民の皆さんからそういう報告がございましたら、行政のほうがどういう進捗状況であるというのを報告しますということを約束しております。ですから、一般の方からお電話をいただいたり、報告をいただいたときにはお名前を聞きます。電話番号等も聞くこともありますから、そのあたりも御了承願いたいということで区長様にはお願いしてございます。区長会で、このことについては重々説明しているつもりですので、それと区長様が地元へ帰って皆さんに周知をしていただけているということを私たちは信じております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） ただいまの森議員の職員の交通事故、原因究明ということですが、やはり400人近い職員が日々100台ぐらいの車で外で仕事をしていますので、そういうリスクというのはやむを得ずあるのかなと。

ただ、今回の事故を見ますと、昨年度にも報告させていただいたんですが、人事異動の後の春先が、昨年度と今年度やはり異動した職員ということもあります。今後は特に人事異動された場合は仕事の内容も変わりますし、勤務場所も変わる、いろいろな走る道も変わるというようなこともございますので、特に春先には交通安全だけではなくて、人事異動に伴ういろいろな職員のケア、こういうものには十分注意してまいりたいと思っております。

また、事故された方のけがの状況ですが、先ほどの図面で今回和解させていただく②の運転手の方につきましては通院を1回されたということで、その後、病院にはかかっておりません。診断のほうは頸椎捻挫ということで通院1回と伺っております。

①の運転手の方、こちら女性の方になるんですが、当初の診断につきましては7日間の安静加療という診断だと聞いております。頸椎、胸椎、両肩ということで7日間の安静ということですが、現在まだ通院されているということで、要は医療費のほうが決まっております。

るので、まだ和解には至っていないということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） すみません、森議員の質問1つお答えし忘れております。すみません、亀裂あったのに今まで放置していたのかということで、まさしく議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、今回のこの熊坂ニュータウン線につきましては集落間の道路でもありますし、なかなか職員が通らない。職員も通勤のときに利用する人間は一人も多分いないと思います。そういうちょっと特殊な道路で、そのために建設課の職員なり私らも時たま通るんですが、確かに亀裂があっても、そこを今まで補修をしたという事実はございませんでした。

ただ、これ大変申しわけないと思っておりますが、その状態で少しでもはがれているような状況があれば対処していくような形にしていきたいと思っております。これからこういう監視を強化していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 2件ともあるんですけれども、ニュータウン線については恐らく二、三年置き、毎年のようにそれなりの補修はしていると思っております。ですから、ある程度もっと計画的にやるのが必要なんじゃないかと思うんですね。比較的交通量が多い、それから大型車両も結構通ると。だから、傷みはひどいと思っております。できるだけ計画的な補修をひとつ心がけていただくとともに、やっぱり何といても住民の方にもっと徹底的にPRしてくださいよ。さっきからFM I Sの話じゃないんですけれども、広報だって毎月出ているわけです。僕の広報だってあれですよ、道路傷んだらすぐ市役所に届けましょうというようなことは一筆入れてありますよ。最近入れてないけれどもね。やっぱり住民の皆さんにすぐ動いてくれるような広報をしないと、しています、していますと言っても、結果が出ないと思っております。

それから、2に移りますけれども、いずれにしろ頸椎捻挫、両方とも起こしているということで、これなかなか直りにくいということは皆さん御承知だと思うんですね。事故を1回起こしちゃうと本当に治らない。被害者のほうは治りにくいですよ。

僕はいつも言っているんだね。起きたときに徹底的に原因究明やれと。加害者、事故起こした人には悪いけれども、ちょっと油断したでしょう、事故の内容から見たらね。やっぱりそういうのはすぐなぜ起こしたんだということ、その人、加害者を責めるわけじゃないんですよ。なぜ事故が起きたのかということをやらない限り、本当毎年こんな事故は起きますよ。議会開くたびに報告事項ができてくる。市長、ぜひもう二度と報告事項なんか起こさないような管理していただきたいと思っております。

終わります。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（杉山 誠君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

◎議員提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第3、議員提出議案第3号 安全保障関連2法案（平和安全法制整備法、国際平和支援法）の慎重審議を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、永岡康司議員。

[1番 永岡康司君登壇]

○1番（永岡康司君） 1番、永岡康司です。

提案理由を申し上げます。

現在、国会で議論されている安全保障関連2法案、党首討論等を含めた中で、国会で結構白熱した議論をしていると思います。その中で、私もこの安全保障関連2法案については、もっともっと慎重に国会で審議していただきたい、アメリカでもう可決したような話で安倍総理も急いでいますけれども、この法案については国民を巻き添えにするとんでもない法案だと僕は感じているんです。ですから、慎重に審議してもらうためにこの意見書を提出いたしました。

それでは、読ませていただきます。

安全保障関連2法案（平和安全法制整備法、国際平和支援法）の慎重審議を求める意見書（案）。

安倍政権は5月25日、安全保障関連2法案（平和安全法制整備法、国際平和支援法）を国会に提出しました。法案は、「存立危機事態」を想定し、その「その事態にある」と政府が判断すれば集団的自衛権が行使できるというものです。集団的自衛権とは、米国など日本と深い関係にある国が武力攻撃を受ければ日本が攻め込まれていなくても助太刀として参戦することです。これまで歴代政府の「集団的自衛権は自衛の限度を超えるので憲法9条のもとでは認められない」としてきた憲法解釈を大きく変えるものです。

また、自衛隊の活動範囲を今までの「非戦闘地域」ではなく「現に戦闘が行われていない地域」に変えようとしています。武装侵略がいても戦闘していなければ、弾が飛び交っていなければ活動できるということです。集団的自衛権の行使が『時代の要請に即している』と安倍首相が本気で信じているのなら、憲法解釈の変更という楽な道を選ぶべきではありません。立憲主義を投げ捨てる解釈改憲を容認できるものではありません。

朝日新聞の世論調査（5月16・17日）では、「安全保障法制を今国会で成立させる必要は

ない」が60%と「必要がある」23%を圧倒しています。日本が米国の戦争に巻き込まれることは「絶対にありえない」と説明したことについては、「納得できない」68%が「納得できる」19%を大きく上回り、内閣支持層でも「納得できない」50%が「納得できる」が35%より多いということです。また、NNN（5月15日～17日）の世論調査でも、集団的自衛権を使えるようになることは「よいと思わない」が55.2%で、「よいと思う」26.3%の2倍に上っています。共同通信社全国電話世論調査（5月30・31日）では、安全保障関連法案への安倍政権の姿勢に関し「十分に説明しているとは思わない」との回答が81.4%に上回っています。

日本国憲法は、政府の行為によって日本が再び「戦争する国」にならないことを決意し、制定されました。戦後70年間築き上げてきたこの国のかたちを根底から覆す大きな問題であり、国民世論に耳を傾け、今国会での成立を強行するのではなく慎重審議を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月22日。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議員提出議案第3号について、質疑、討論、採決を行います。

最初に、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。

議提第3号 安全保障関連2法案の慎重審議を求める意見書に対して、論点を明確にするために、議論を深めるために質疑をさせていただきます。

大きく7点伺います。

まず1番目、国会の会期の延長については9月下旬まで延長するというので、今調整中なわけですがけれども、慎重審議とはどのくらいの時間をかけると言っているのか伺います。それが1点目。

2点目、慎重審議を求める意見書となっています。廃案を求めるものではなく、慎重審議の上で成立ということも視野に入っている意見書の内容なのかという点を伺います。これが2点目です。

3点目、意見書の2行目ですね、「政府が判断すれば集団的自衛権が行使できるというものです」となっていますが、これはこの2法案の条文のどの部分で判断をできるのか伺います。

関連して④、集団的自衛権という言葉がこの意見書案の中で使っておられますが、集団的自衛権という言葉はどのような意味で使っているのか、よくわからないので、説明をもう1度お願いいたします。

⑤、5番目、意見書6行目、「憲法解釈を大きく変えるものです」というふうに書かれています。これも先ほどと同じです。この法案のどの部分でそのように判断をされるのか。「憲法解釈を大きく変えるものです」というのをどの部分から判断されているのか伺います。これ5点目です。

6点目、10行目から「立憲主義を投げ捨てる解釈改憲を容認できるものではありません」というふうにしておられますが、解釈改憲というのはどういうことなのかを伺います。

最後です。7番目として、今回の国会の論戦を見てみますと、お互い主張しているだけで議論がかみ合っていないような、すれ違いの議論が行われているかのようにも見られます。野党のサイドの主張というのは、政府が言っていないような概念を持ち出して追及しているところがあるようにも見えるわけですが、本意見書の提出者にあっては法案の案の文、それから概要などをどのように精査して、この意見書をまとめられたのかという点を伺います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、質疑が7項目出ましたけれども、答弁願います。

永岡議員。

〔1番 永岡康司君登壇〕

○1番（永岡康司君） 青木議員の御質問に答弁させていただきます。

7つ質問をされたんですけれども、私が全て答えられるものではありませんが、私の知っている限りのことで答弁させていただきます。

確かにこの今国会で延長ですか、延長するという事は確かに聞きました。ただこれについてはその前に提出していますので、今回については延長については僕も理解をして、国民に理解を求める延長国会であると僕は理解していますので、それはそれで僕はいいと思っております。

集団的自衛権についてですけれども、集団的自衛権というのは国際平和支援法の中に入っていて、これは新しい法律だと僕は勉強しました。新しく制定を目指す法案で、この中、世界中のどこでも自衛隊を派遣できる仕組みですというのが集団的自衛権の中に入っている。

その中で戦闘地域でも現に戦闘が行われている戦闘現場でなければ軍事支援ができる仕組みですと。もし自衛隊が相手側から現実的に攻撃され、応戦し、殺し殺される危険が非常に高まってくる、これは法案だと僕は思っております。

それから、集団的自衛権は自衛の限度を超えるもので、憲法第9条のもとでは認められないということですが、これ新しくできた法案で、自衛隊はアメリカの後方支援をするのであれば、どこでも参加できるという解釈をしています。ですから、日本はアメリカが攻撃され、攻撃しても、その後方支援で協力できるということを理解しています。ですから、僕の判断では、前方にアメリカ兵が歩いていて、後ろに日本兵が自衛隊員がリヤカーで鉄砲や燃料を持っていくということは後方支援だと僕は解釈して、それでいいのかなど。結果的には弾や燃料を持っている部隊が一番標的に遭うのではないかと僕は理解しています。

それから、幾つかあって、ちょっと全部僕が答えられるかどうかわかりませんが、個別的自衛権というのがあるんですけれども、そこまで質問したかどうかわかりませんが、僕の中で個別的自衛権は外国から攻撃されたときは自分で守るとというのが個別自衛権であり、中国、それから韓国の攻撃を受ければ、これは自衛のために攻撃できると解釈しています。

後方支援ですけれども、自衛隊の活動は米国への補給といった後方支援であり、武力行為ではないと主張していますが、後方支援というのは国際法ではない言葉なんです。アメリカの海兵隊の教本では後方支援ということは兵たんといっていて、この教本の中では兵たんなしでは計画的で組織的な活動としての戦争は不可能、全ての戦争行動の中心的構成要素であるとしたのが兵たんの意味です。そして、この教本の中にも、兵たんの人たちは敵からの格好の標的になるということは、自衛隊員が派遣されて後方支援するということは、敵国から見れば完全なる標的になる。アメリカ兵以上に標的になる危険性を持っているということを僕は理解しています。

余り詳しく僕はわからないので説明はできませんけれども、この安倍政権がこれに固執していること、非常に危険であるは僕は解釈します。僕たちの子供、孫が将来的には戦争に行かされる要素も多分に含まれた集団的自衛権の法律ではないかと思えます。原稿にないので、うまく書けませんけれども、自分の思いを言わせてもらいました。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 1点だけ確認をさせていただきます。

提出者の考えはわかりましたので、1点だけ確認をします。

先ほど2番目で伺いましたが、慎重審議を求める意見書となっていますが、廃案を求めるのではなくて慎重審議の上で成立も視野に入っているのかという1点だけ伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 青木議員にお答えします。

質問ですけれども、これは慎重審議であって、あくまでも廃案を求めるといった言葉は一切入ってないと思いますので、そのように理解していただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） それでは、次に15番、飯田正志議員。

〔15番 飯田正志君登壇〕

○15番（飯田正志君） 余り難しい質問はいたしません。永岡議員が答弁できるような質問をしたいと思います。1点、2点ちょっとお聞きします。

この慎重審議をしていただきたいという意見書ですけれども、内容について法案ではなくて、国防について、要するに日本をどうやって守るかというふうな一番基本的なことを議論をしていただきたいということも入っているのかいないのかということが1点ですね。

それから、自衛隊員の方々は志願兵でありますので、自衛隊員の方々は宣誓をして、国を守るために体を張るぞというふうな宣誓をしております。彼らが現地に行って自分たち部隊が攻撃されれば、それは反撃できますけれども、隣に国連の部隊があったときに、国連の部隊がもし攻撃された場合は行けないですね、今の考え方では。

彼らに聞きますと、どうしますかというのと、我々は情報収集のために国連に赴きますと。赴いて、体にもし自分が攻撃されたら、そこで我々は反撃をしますというふうな無理難題を自衛隊の方々に負荷をかけているということについて、永岡議員はこの2点どう考えるか、それだけお聞かせ願います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁を願います。

1番、永岡議員。

○1番（永岡康司君） 飯田議員の質問に答えます。

世論にもっと耳を傾け、今国会での成立ではないということなんですけれども、世論にもっと耳を傾けというのは、今国会の中でも学者の先生やいろいろな人の意見が出ています。どこの新聞の中にもいろいろな意見がある。その中で国民の世論、要するに国民の意見をもっと聞いて、国会に反映させていただきたい。余りにも急激な決定は控えてほしいという僕も意見だと思います。すみません、僕も答弁出るのが下手なんですけれども、すみません、もう1点教えてもらえますか。いいですか、すみません。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対討論、11番、森島吉文議員。

〔11番 森島吉文君登壇〕

○11番（森島吉文君） 11番、森島吉文です。

安全保障関連2法案（平和安全法整備法、国際平和支援法）の慎重審議を求める意見書案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

平和安全法制整備法とは、自衛隊法等の一部を改正する法律です。自衛隊法を国際平和協力法、重要影響事態安全確保法など10本の法律をまとめたものです。もう一つは、新規に制定される国際平和支援法です。国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国の軍隊に対する支援活動の実施について定めたものです。

意見書案では、法案は存立危機事態を想定し、その事態にあると政府が判断すれば集団的自衛権が行使できると書いてあります。そのように簡単に行使できるのでしょうか。武力の行使には新三要件を含め、厳格な縛りをかけています。

その第1は、我が国に対し、または同盟国に対し、武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされる、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、2つ目に、我が国の存立を全うし、国民を守るため、ほかに適当な手段がない場合、3つ目に、必要最小限の実力行使にとどまることとなっております。時の政府の恣意的な判断で武力行使ができないようになっております。

まして、他国防衛のため、いわゆる国連憲章第51条で定める集団的自衛権は認められてはいません。あくまでも専守防衛のための自衛の措置に限定されております。今回の法制整備でも集団的自衛権が行使できるとは一言も書かれておりません。日本の自衛隊は現在、国を守るため、法律に書いてあること以外は何もできないこととなっております。

一方、他国の軍隊では国を守るため、禁止されていること以外は何でもできるようになっています。「何もできない」と「何でもできる」とに分かれております。自衛隊の行動について法律に定めていない点、解釈があいまいな点が多く、現在何もできない状況となっております。このような現状を踏まえ、日本の平和安定には早急な法の整備が必要不可欠であると考えます。

また、意見書案では自衛隊の活動範囲の拡大が懸念されていますが、国際平和支援法では活動範囲を決めています。

1に、現に戦闘行為が行われている場所では実施しない、遭難者の救助については部隊等の安全が確保されれば救助活動を継続できる。

2つ目、自衛隊の部隊等の長は、活動の実施場所、またはその近傍において戦闘が行われる場合、または予測される場合には一時休止等を行う。

3つ目、防衛大臣はその活動区域が危険な場合、活動の中断を命じなければならないと戒めております。

今、国際情勢の変化の中で、平和を脅かす要素が格段に広がっております。日本人の拉致問題、テポドン脅威、I S I Sの残虐行為、南沙諸島の軍事基地建設、新油田の問題、竹島の問題、尖閣の領海侵犯、小笠原諸島のサンゴの密猟等不安定要素はたくさんあります。

国家の認定の3原則として、1つ目、領土、領水、領海を有すること、2つ目には住民が

存在すること、3つ目には権力、主権が存在すること、条件としては対外的に排他的に行使できなければならない。これを満たさないものは国家として認められないとあります。要するに国家としての3原則では、自分の国は自分で守れと、そのように言っております。尖閣の領海侵犯、小笠原諸島の密猟問題等で日本は明確な行動をとれたのでしょうか。そういった現実を前に、抑止力の保持、万全の安全法制整備等を進めることは必要不可欠と考えます。

その前に積極的な平和外交を進めるということは言うまでもありません。意見書案では慎重審議を求めています。文面には多くの誤解が含まれていると、そのように思います。正確な情報に基づいた議論の上で、正確な判断が必要と思われまます。

よって、伊豆市議会として、この意見書を提出することは不適切と考え、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は本意見書案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在、衆議院の特別委員会に付託されている安全保障関連2法案の1つの平和安全法制整備法の中には、合計10本もの法案が束ねてあります。その法案の一つ一つがこれまでの我が国の安全保障に関する日本の立ち位置を大きく転換する内容であり、本来であればおのおの十分に時間をかけて、丁寧に審議すべきものであります。

過去の例でいえばイラク特措法、この1本でさえ衆議院43時間、参議院32時間、PKO協力法では衆議院87時間、参議院105時間の審議を尽くしています。今回は全体像を一体的に見せるという方便のもと、与党は11本セットで衆議院80時間を目安としているようです。しかし、これだけ膨大な法案の審議には500時間から600時間かけても不思議ではなく、日本の国防の根幹にかかわる重要な法案を1国会で可決させようとする、そのこと自体に大きな無理があるわけでありまます。

審議時間の問題もさることながら、安全保障法案の中身についても問題が多いと言わざるを得ません。確かに日本を取り巻く国際情勢は緊迫の度を増しており、特に島嶼防衛については強化が必要なことは間違いがありません。しかし、この法案はこれまで積み重ねてきた内閣法制局の憲法解釈を大きく変更し、集団的自衛権の行使を一部容認する、つまり戦後日本が堅持してきた専守防衛の枠を大きく踏み越えようとするものであります。それなら、その必要性について、必要性とそのことがもたらす自衛隊員も含めた国民のリスクについて政府は最大限の説明をすべきだと考えるものです。

政府はホルムズ海峡に地雷が敷設され、我が国に対するエネルギーの供給が途絶された場合、日本で凍死者や餓死者が出るという可能性を持って、これを存立危機事態と認定した上、現に戦闘が行われていないことを条件として他国の領域に自衛隊を派遣することができる

しております。

エネルギーの安全保障は国の最大の責務の一つであり、平時においてこそ危機への備えをすべきであります。そこで外交その他の万全を尽くさずに、ホルムズ海峡が封鎖されたから自衛隊を派遣するという理屈はとて成り立ちません。今回の場合、集団的自衛権を使って自衛隊を派遣することは、いわば他国へ宣戦布告するようなものであります。そのとき自衛隊員が武力攻撃を受けることがあっても、何ら不思議はありません。

ホルムズ海峡への自衛隊の派遣は1事例に過ぎません。これで集団的自衛権行使を認め、法案が成立したら、政府の都合で今後、新たな事例が次々と出てくることは間違いありません。

先日の衆議院憲法審査会において、政府・与党推薦の参考人も含め3人の憲法学者全員が集団的自衛権の行使を認めることは違憲であるという見解を示したことは、重く受けとめなければなりません。憲法改正をせずに集団的自衛権の行使を叫んでも、しょせんその理屈は通るはずもありません。現憲法下で集団的自衛権を行使するには、大きな無理があると言わざるを得ません。そのとき今の憲法下で集団的自衛権を行使するために自衛隊員が派遣されるわけですが、派遣されるとしたら、そのとき窮地に陥るのは派遣される自衛隊員にほかなりません。自衛隊員の中から戦死者を出さないためにも、曖昧な憲法解釈を排除し、現実な安全保障体制の構築に向けた十分な議論を進めるべきであります。

以上、本意見書案に対する私の賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、反対討論を行います。

6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。

議提第3号 安全保障関連2法案の慎重審議を求める意見書案に対し、反対の立場から討論をいたします。

今、日本を初め世界を取り巻く安全保障の状況は目まぐるしく変化し、かつてない緊張状態が生まれていると言えらると思ひます。核兵器や弾道ミサイル、さらには軍事技術が大幅に進歩した大量破壊兵器の脅威などがあり、しかもそれらは世界各地に拡散しています。さらに宇宙やサイバーなどの新たな分野も加わってきています。日本の近隣においても、北朝鮮が日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し、核兵器開発も懸念されているところで、また、領土をめぐる緊張の高まりや日本人が犠牲になる国際テロも起こるなど、今やこれらの脅威は容易に国境を超えてやってくる状況です。こうした中で国と国民を守るのは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できる脇を締めた隙のない安全保障体制を構築する必要があると考えます。

今回の安全保障法整備の目的の一つは、自国防衛のため日米防衛協力体制の信頼性、実行性を強化することにもあります。また、平時から有事に至るまで、すき間のない法整備をす

ることによって、日ごろから日米間の連携や協力が緊密できるようになります。こうした日ごろからの十分な備えで結果として憲法のもと専守防衛の範囲内で抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことを目的としているのであります。

一方で、国際社会の平和と安定に貢献することも重要です。なぜなら国際社会の平和と安定があつてこそ、日本の平和と繁栄を維持できるからであります。これまで日本は、国際平和協力の場合では20年余にわたって自衛隊がその役割を担ってきました。国際社会から高い評価を受けているその経験と実績を踏まえて、国際協力のための法制を改めて整備する狙いも含まれているのであります。

ただ、日本の平和と安全を守ると言っても、第一に大切なのは紛争を未然に防ぐための平和と外交努力であります。この努力を尽くす中で安全保障法制整備による抑止力の強化も紛争の未然防止につながるものであると考えます。

さて、この意見書案ですが、安全保障関連2法案は憲法解釈を大きく変え、解釈改憲であると結論づけているようです。解釈改憲の意味は「政府や議会などが憲法改正の経路を経ることなく、憲法の条項に対する解釈を変更することによって、憲法の意味や内容を変えること」とされています。その意味から、昨年7月の閣議決定では、憲法9条のもと専守防衛の理念を堅持しており、これまでの憲法、政府の憲法9条解釈の根幹となっている1972年政府見解、すなわち「自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという窮迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るため、やむを得ない措置として初めて容認されるのであり、そのための必要最小限の武器使用は許される」という考え方に至っており、日本を取り巻く安全環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを徹底して議論した結果が昨年7月の閣議決定の内容であると考えております。

この閣議決定では、憲法9条のもとで許される論理的整合性や法的安定性を十分に配慮した上で、自衛の措置、発動の新三要件が定められており、法案に全て明記されています。したがって、自衛権の発動はあくまで専守防衛であり、自国防衛に限って許されるものであって、他国防衛のための集団的自衛権、いわゆる国連憲章第51条で認められているところのフル装備の集団的自衛権は認められてはおりません。

安倍総理も国会答弁で、国連憲章第51条で認められている集団的自衛権の行使一般を認めるものではなく、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権を認めるものではないと明言しています。また、自衛隊がかつての湾岸戦争、イラク戦争のような戦闘に参加することは決してないと述べ、専守防衛が揺るぎないことを示しているところであります。

また、法の番人である内閣法制局長官は、あくまで我が国を防衛するため、やむを得ない自衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除、それ自体を目的とするものではないことを明らかにしているとしていて、非常に限定的なものであって、いわゆる集団的自衛権は認めておりません。

以上のことから、解釈改憲であるという指摘は間違っているのではないかと思います。

また、意見書では自衛隊の活動範囲とのもその行動が広がることが懸念されているようですが、だからこそ新三要件を明確に定めて、自衛隊海外派遣の三原則、またPKO参加五原則等を取り決め、武力行使の拡大解釈にならないように、また自衛隊員の安全確保をどうするか二重三重のしぼりを設けようとしているのであります。

よって、自衛隊の武力行使については自国防衛の自衛措置に限って許され、もっぱら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使はできないとする政府の憲法9条解釈は、根幹は維持していると言えるところと考えます。

以上の理由によって、本意見書は政府提出の安全保障2本案に対する正確な認識に基づいて作成しているとは認めがたいと思われることから、議案は不採択とすべきものと考えます。

以上で反対討論終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

安保関連2法案の慎重審議を求める意見書に賛成討論を行います。

まず最初に、今憲法解釈の問題が国会の間で論議されておりますが、憲法の番人というのは誰でしょうか。これは国民であります。政府や国会議員、裁判官その他の公務員は明文で決まった、憲法の条文を尊重して擁護する義務を負っているのです。すなわち国民が国家を縛る、コントロールするというのが立憲主義であります。

国民は今、国会で大論議になっております安保法案に対して、どう見ているのか。きょうも共同通信でしょうか、静岡新聞に最新の国民世論が載っていましたが、紹介します。「憲法違反していると思う」が57.7%であります。「違反しているとは思わない」が29.2%、「安倍政権が法案について十分に説明しているとは思わない」というのが、提案者である永岡議員のときの「思わない」というのが81.4%だったのに、わずかここ1カ月弱でしょうか、81.4%から84%へと。国民は理解していないというのが現実であります。「十分に説明していると思う」はわずか13.3%、1割ちょっとであります。

私は、今回の法案審議の焦点の一つになっている集団的自衛権行使は憲法違反であるという立場であります。国民世論に耳を傾けること、今国会での成立を強行するのではなくて、慎重審議を求めるということは、どの政党に属しているとか属していないとかいう次元の問題ではありません。憲法をしっかりと国民の中で論議する、この1点で意見書を国に提出することには賛成するものであります。

よくわからんと、ちゃんと説明しろというのが、憲法違反だとか集団的自衛権容認できないという人だけではありません。よく出されるのが百地教授という方いらっしゃいます。自民党の方々が憲法を変えろという重鎮の憲法学者の一人ですが、この方、6月19日の記者ク

ラブでどんなことを言っていたか。集団的自衛権の行使容認に前向きな憲法学者と知られておりますが、この教授は政府の説明は細か過ぎてよくわからないと。全体像をしっかりと説明する必要があると厳しい批判を、憲法を変えろという人が、この憲法学者が今の安倍政権に言っているわけです。

冒頭お話ししましたように憲法を守らなくてはならないのは政府、国会議員であります。そういう立場から見るときに、憲法がわからないというこういう国民が8割以上いるにもかかわらず、すんなり通すと、そうじゃないでしょう。十分に論議をするのが今私たち伊豆市議会にも求められていると思います。賛成反対を横に置いておきましょう。論議をなぜしないのか。20日間延ばしますと言っていますが、20日間で決着つくかどうか分からない。国民が納得するまで、私は論議する必要があると思います。

今、いろいろな意見を述べている方の中で、私は本当にびっくりするのは、今回提案したように安保関連2法案と言っているんです。でも、どなたか言っていましたが、1法案の中に10本法律がある。11本審議しているんですよ、今。

それでは、私もそうですが、皆さんにお尋ねしながら討論に入りますが、この中に重要影響事態という言葉があります。政府が使っています、重要影響事態。存立危機事態という言葉も使っております。何が違うかわかりますか。国民がこういう、いわゆる今の法律をつくりましようと言っている意味合いがよくわからないから、だからわからない。国のこういう一つ一つの言葉が私は極めて曖昧だから、もっともっと国民にわかるような言葉を使いなさいということを国に求めていきたいと思うんですが、具体的な問題に入ります、時間の関係あるでしょうから。

1つ目、憲法9条と自衛権、自衛隊の問題であります。現在、自衛隊は軍隊ではない。自衛隊であります。それはなぜか。憲法9条の第2項で戦力の保持を禁止しているからであります。だから、自衛隊というんです。軍隊とってない。しかしながら、自衛隊の存在は違憲ではありませんというのが、ずっと自衛隊ができてから今日まで歴代政府、自民党の見解でありました。これは主権国家としての我が国固有の自衛権を否定するものではないんだからという解釈がここで成り立つんだよということなんです。これらの理由から自衛隊は軍隊ではないけれども、自衛のための必要最小限の組織であるという存在であります。今、大いに論議されているのは、この個別的自衛権というのを今度、集団的自衛権の中に入れてどうしようかということだと私は思っています。

そこで、具体的に国会審議の到達点はどこまで来ているのかと、幾つかの指標を述べながら討論に参加していきたいと思うんですが、1つは、今いろいろ論議された個別的自衛権と集団的自衛権についてであります。

1999年、このときに周辺事態法というのが可決されましたが、その審議の中で、今、自民党副総裁、高村さん、当時は外務大臣でしたが、国際法上は集団的自衛権を固有の権利として日本が持っていると言いつつ、しかしながら憲法9条のもとで許容されている自衛権の行

使は、我が国を防衛するため必要最少限にとどまるべきものと解しており、集団的自衛権を行使することは、その限度を超えるものであって、我が国の憲法上許されない、こう考えておりましたと言いました。砂川事件最高裁判決からちょうど40年後、1999年に集団的自衛権の行使が問題になったときには、周辺事態法を通すためかどうかわかりませんが、この判決のこと、砂川事件の判決のことは全く言ってない。突然、最近、判決の法理から集団的自衛権の行使は憲法上認められると言いました。したがって、今、専守防衛だとか個別的自衛権があって、集団的自衛権は政府は認めてないと言っているんですが、この安保法制を作成したその最高責任者が、今お話ししたように、これは集団的自衛権の行使は憲法上認められるという判断であります。

2つ目です。集団的自衛権は憲法違反ではない、この憲法9条の中のこの範囲の中に含まれていると言っていますが、その理由は、政府は安全保障環境が根本的に変化したからと。今までの状況と違うんだから、これは憲法9条当てはまるんだというのが政府見解であります。何をもち、いつごろから、このように根本的に変容したのかと、我が党の議員が国会で問いましたが、中谷防衛相は答弁できなかったというのが今の国会論議の到達点であります。

3つ目、集団的自衛権を使う際の前提になる3つの条件の一つである実際に他国に対する武力攻撃で国の存立が脅かされた国がありますか、新三要件の一つに。だから、そんなに国民の皆さん、どんどん広げることありませんよと言っているんですが、じゃ具体的にあるんですかと。そういう国があるのかと、新三要件の一つにある、他国に対する武力攻撃で、いわゆる今回、国の存立が脅かされる、ほかの国にあるのかと、この地球上でと具体的実例を求めましたが、「しっかり調べて答弁します」としか答えていないという到達点であります。いわゆるこの新三要件が、法案の提出理由が残念ながら今のところ言えないというのが政府の到達点であります。法律の論理の問題。

最後に、後方支援について。こういうことですね。現に戦闘が行われていないときを選んで、米軍の後方支援に入って、輸送とか通信とか救助、治療、いろいろなことを始めた後に、そこに弾が飛んできたからといって作業を、こういう事態のときに後方支援やっているときに安倍さんは一旦中止する、もしくは逃げると言ったんです、このときに。弾が飛んできて作業やっていました。休止したら敵は追いかけてきますよ、そんなことは当たり前、これは。

そうすると、アメリカ及びほかの国だって、この他国に対する武力攻撃が日本の脅威になると言ったら、どこでも行っていいという条件ですから、だから結果としては、この後方支援で一旦入ったら、あとはその軍隊、アメリカ軍もそうでしょうが、戦い続けるしかない。したがって、後方支援という概念も、これは外国に行って後方支援どうだと言ったって通用しないというのが今の条件、兵たん活動とっています。

例えて言えば、こんな憲法9条を変えろという学者もいたんですが、この中の1つ引用します。例です。すごくわかりやすいなと思うんですが、銀行強盗を車で送迎しておいて「私

は銀行強盗していません」と言うようなものであります。武力行使に当たらない。憲法は武力行使やっちゃだめだと言っている。武器の使用はどうだといったら、それはいいんです。武力行使はだめですという使い分けをする。いわゆる武力の行使と武器の使用に何が違いがあるんだろかなと。今お話しした兵たんと後方支援に違いがどこにあるのかと。

幾つかの疑問を私は皆さんに投げかけました。こういう疑問がたくさんあるのに、どうぞ進めましょうというのは、私は憲法が本来果たすべき役割からして、このまま行くなれば私は大きな間違いを起こすだろうと。市民を代表して、この議会として反対するとか云々じゃない、慎重審議をしましょうというのが、これしごく当たり前の誰しもの思うことじゃないのかなと思います。

以上で賛成討論終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、反対討論を行います。

15番、飯田正志議員。

〔15番 飯田正志君登壇〕

○15番（飯田正志君） いろいろの討論を聞いていますけれども、ちょっと違った視点からお話をしたいと思います。

今回の意見書について言えば、今国会で成立を強行するのでなく、慎重審議を求めるとありますが、既に与党は国会を延長してでも慎重審議をし、丁寧な説明をするべく対応をしていると理解をしております。

この慎重審議の中身でありますけれども、その内容が国防に関することの論議があるかという、なかなかないんですね、細かいことばかりで。やっぱり立法府という中では、国防はどうしたら日本は守れるかという中で、法律をつくることが日本のためになるというふうを考えております。その立場で、ちょっと討論をさせていただきます。

国防に関する案件や法律は、国の基本中の基本であることは間違いのないことだと思います。世界の各国の例を見ても、論じ尽くされ、今さらつけ加える余地もないのが当たり前だが、日本だけがいまだに安保防衛の論争は国会が開かれると与野党の間で問題となり、結論が出ないでいるのが現状であります。安保関連法案がこのような状態に置かれているのは世界の先進国の中では日本だけ、ただ1国であります。

結論は簡単であります。そもそも国防に関する国のあり方は、基本的には「自分の国は自分で守る」、この根本原則さえしっかり確保していれば、ほかに問題はないと思います。日本はアメリカとの日米安保条約があります。これは日本外交の成功例の一つであると言われております。今の世界の流れの中で、もし日米が不仲であったと考えると空恐ろしい気がします。現在、自民党政権下で日米は友好関係を保っていることにより、国内外の状況は日本のためにより結果を生み出していると考えます。

しかし、外交問題はいつも野党が強硬姿勢であり、野党の大声に引きずられて、まともに決められずに来た経過があります。しかし、ここにきて安倍内閣は日本人の命と暮らしを守

るため、あらゆる事態を想定し、切れ目のない備えを置くものだと説明しております。

慶応大学の細谷教授は、「以前の自民党政権も民主党政権も、党内の亀裂や国民の批判を生むような法律にはなるべく手を着けないできました。東日本大震災の際も政府は「想定外」という言葉を使ったが、我々が想定してない脅威が浮上したときに、政府が「想定外」と言って国民の安全を守れない事態を起こしてはいいはずがない。時代おくれの安保体制に頼っては国民の生命は守れない」と言い切っております。

また、新聞読者からの投稿記事に、「国際情勢は変化しています。日本は貿易国です。自給自足はできません。輸出入をするには海上及び飛行ルート確保は必至です。でも、そのために役割を日本は果たしているのでしょうか。以前ある著作で、日本人は安全と水を無料だと思っているとの指摘を読んだことがあります。私が米国の立場だったら、お前たちも役目を果たせよと言いたくなります。日本は虫がよ過ぎると思います」、このような投稿がありました。私もその意見には賛成でございます。大事なのは国を守るために犠牲者ができたとき、その補償と法整備が充実することだというふうに書いてありました。

こんな議論が通用しないのは残念ですが、国際社会の現実なんです。備えあれば憂いなし、私もこういう意見があることには賛成しています。今でも大衆迎合主義、事なかれ主義を実践する政治家により「日本の常識は世界の非常識」とまで言われて今日まで来ました。そろそろまともな国になるために、しっかりと日本の歴史や文化を検証し、日本人の何たるか、日本人としての誇りを取り戻すように努力すべきで、暗に他人事のように周囲を惑わすようなことをせずに真正面から物事を解決する、そして日本の将来のために今やらなければならないことはしっかりやり遂げる気持ちが肝心だと思い、この意見書に対しては反対いたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（杉山 誠君） 賛成少数。

よって、この議員提出議案第3号は否決されました。

◎閉会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長期間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 0時33分